

## 第1節 初動活動体制

災害応急対策では、初動対応がその後の防災対策の成否に大きく影響する。名古屋市における初動体制の確立のための基準及び計画は、以下による。

### 第1 防災活動体制及び配備種別

#### 1 防災活動体制

- (1) 名古屋市の災害応急対策に係る防災活動体制は、次のとおり区分する。

| 区分   | 内 容   |
|------|---|
| 準備体制 | 被害を引き起こすかもしれないリスクの発現に伴い、情報連絡の強化を図るもの。<br>想定している事態：大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報など。  |
| 警戒体制 | 被害が発生する可能性が高まった状態において、事態の推移に即応できる態勢をとるもの。<br>想定している事態：大雨警報・洪水警報・暴風警報など。   |
| 非常体制 | 被害の発生により社会的・経済的な影響が引き起こされている状態又は深刻な被害が引き起こされる可能性のある状態において、適切な応急対策活動を展開するための態勢をとるもの。<br>想定している事態：台風の接近、水防警報(出動)、大津波警報など。 |

- (2) 名古屋市は、防災活動体制ごとに次の組織を置いて災害応急対策を実施する。(東海地震に関する情報に係るもの除く。)

| 区分   | 組織      |
|------|---------|
| 準備体制 | (通常の組織) |
| 警戒体制 | 災害警戒本部  |
| 非常体制 | 災害対策本部  |

#### 2 職員の動員

名古屋市の職員の動員は、以下の非常配備を基準に運用する。(南海トラフ地震臨時情報、東海地震に関する情報に係るもの除く。)

| 非常配備の種別 | 内 容                      |
|---------|--------------------------|
| 準備      | 情報連絡活動のための要員を確保するもの。     |
| 第1非常配備  | 応急対策活動の準備のための要員を確保するもの。  |
| 第2非常配備  | 応急対策活動のための要員を確保するもの。     |
| 第3非常配備  | 広域的な応急対策活動のための要員を確保するもの。 |

| 非常配備の種別 | 内 容                        |
|---------|----------------------------|
| 第4非常配備  | 総合的な応急対策活動のために職員全員を動員するもの。 |

### 3 防災活動体制の確立

#### (1) 警戒（非常）体制への移行

ア 市域に風水害等が発生し、その災害が「配備の種別と体制」に定める配備事由に該当する場合は、自動的に当該配備事由に相当する配備種別に移行する。

イ 市長（本部長）は、特定の部、区本部の長に対し、災害の状況により、警戒（非常）体制への移行の段階から他の部・区本部と異なる配備種別を指示することができる。

なお、各部・区本部の長は警戒（非常）体制に移行したとき、自己の部・区本部の活動状況に照らし配備種別の移行の必要性が生じた場合には、本部長に対し配備種別の移行について要請することができる。

#### (2) 配備種別の指示、伝達

配備種別の指示及び伝達は、自発的参集の補完的措置として、通信連絡手段の使用可能な範囲内において実施する。

なお、各局・室・区長は、所管の部・区本部内の伝達系統を、それぞれの「非常配備・動員計画」においてあらかじめ定めておくものとする。

#### (3) 非常配備要員に対する任務付与及び配備場所の指示

各部・区本部の長は、警戒（非常）体制に移行したとき、各部・区本部の業務計画及びマニュアル等の定めるところに従い、非常配備要員に対しすみやかに、具体的かつ明確な任務付与を行い、必要に応じて要員の配備場所を指示する。

### 4 勤務時間外の過渡的措置

勤務時間外においては、次に定める過渡的措置を講ずることにより非常配備の確立を図る。

#### (1) 応急非常配備編成の確立

各部・区本部の長は、職員の参集状況に応じ、順次応急的な非常配備編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

この場合において、職員の参集状況と災害の推移を勘案し、適當と認めるときは、正規の非常配備編成に移行するよう指示する。

#### (2) 応急非常配備業務予定表の作成

各局・室・区長は、必要に応じて、あらかじめ各部・区本部の「非常配備・動員計画」において、職員の参集予定に応じた応急非常配備業務予定表（様式1-1-5）を作成しておく。

## 第2 動員計画

### 1 勤務の対象

各部・区本部の「非常配備・動員計画」において、あらかじめ定めた者とする。

原則、勤務時間外において第3非常配備の配備体制をとる場合には、当該体制の迅速な確立を図

るため、勤務場所に近い住所地の職員を優先的に動員するものとする。

## 2 動員の方法

### (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

気象台等から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象発生のおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生し、ただちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等における指示伝達系統及び方法並びに連絡責任者を具体的に定めておくものとする。

### (2) 休日又は勤務時間外における伝達

ア 非常連絡員が、災害に関する情報又は通報を受けた場合は、防災主管課長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じて関係課長に連絡し得るよう伝達系統、方法について定めておくものとする。

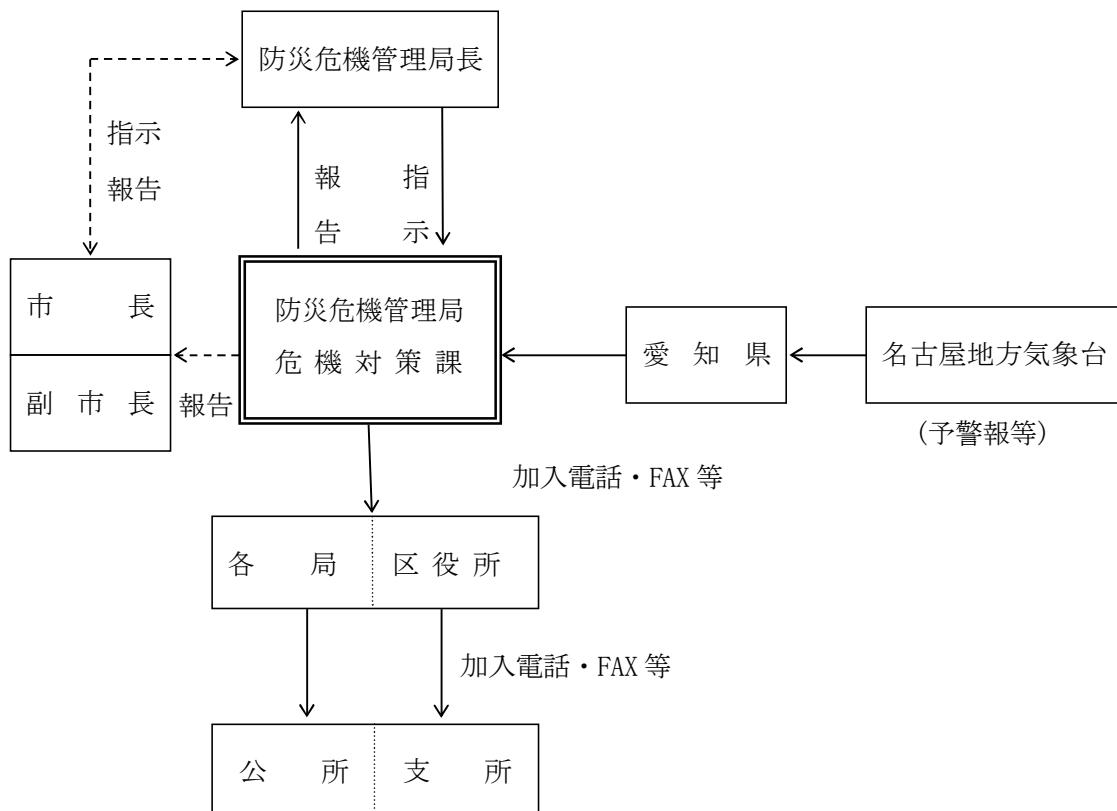
#### イ 各職員に対する連絡方法

各所属ごとに非常連絡員を指名し、ただちに動員できるよう措置しておくものとする。

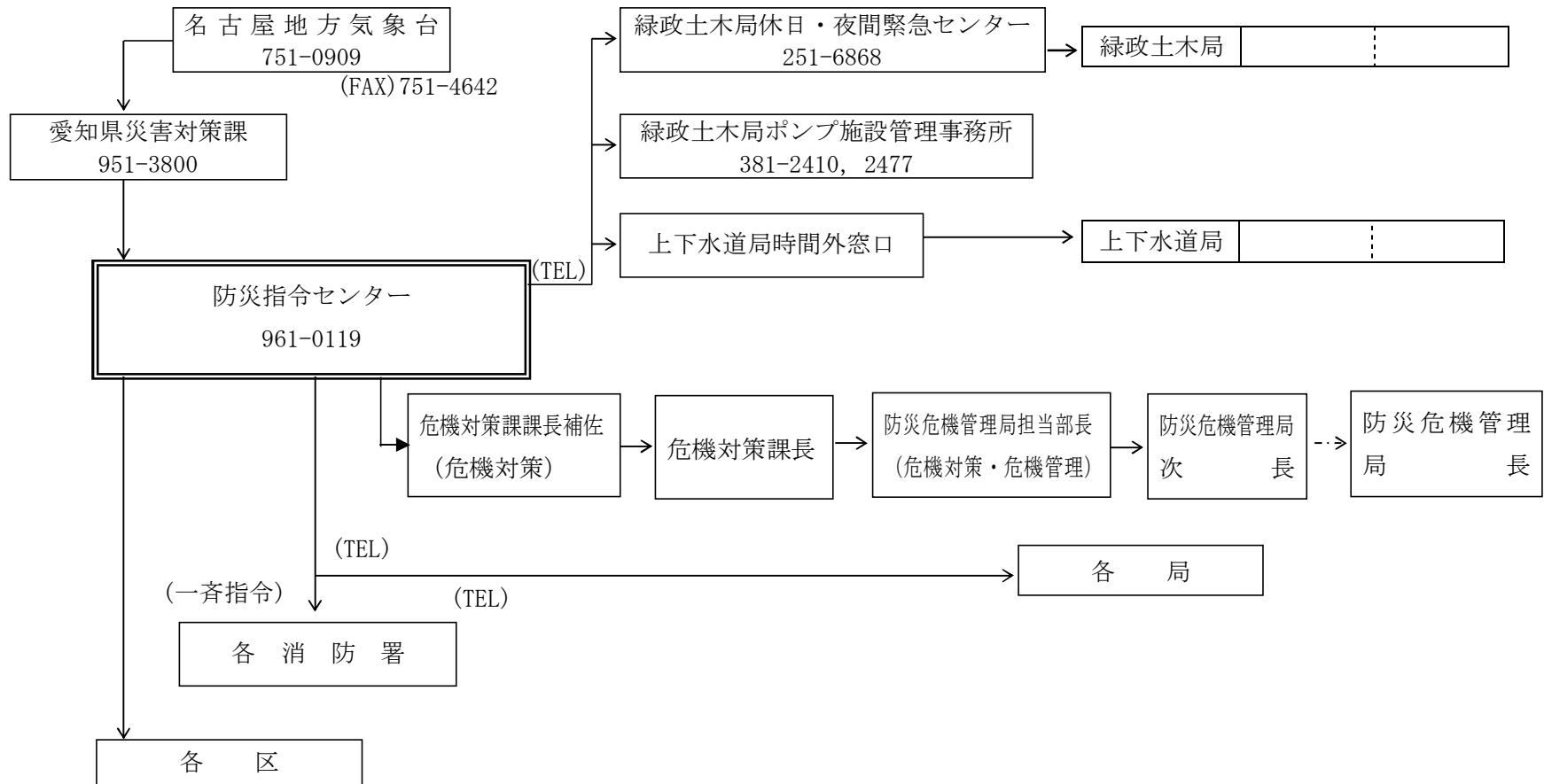
### (3) 職員の非常登庁

職員の勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報をテレビ、ラジオ等により知ったときは、ただちに登庁するよう定めておくものとする。

## 平常勤務時における伝達系統図



## 休日・勤務時間外における伝達系統図



### 3 区指定動員の動員

大規模風水害時において、区本部長から職員の応援要請があった場合は、区指定動員者として指定された職員の全部又は一部を当該区本部に動員し、災害応急対策を実施する。

### 4 特命班の設置

本部室事務局の指示のもと災害の状況に応じて支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。

### 5 動員対象から除外する職員

- (1) 病気・負傷等により、応急対策活動に従事することが無理な者は、動員対象から除外する。
- (2) 病弱者・身体障害者等で、所属長があらかじめ除外を相当と認めた者は、勤務時間外における動員対象から除外する。当該認定に当たり、養護者は、原則として、除外を相当と認めることとする。
- (3) その他やむを得ない事情により、所属長が除外を相当と認めた者

### 6 参集時の留意事項

#### (1) 参集途上の措置

参集途上において、浸水、人身事故等に遭遇した場合は、最寄りの区役所、消防署又は警察署等に通報連絡するとともに、適切な処置をとる。

#### (2) 交通規制による検問への対応

参集途上において、交通規制による検問に際した場合には、自己の身分、勤務場所、通行の目的等を告げ、通行許可を求める。

#### (3) 被害状況等の報告

参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所の指揮者（班長）に報告する。

### 7 職員参集状況の記録、報告

- (1) 各部・区本部の長は、職員の参集状況を毎定時ごとに記録し、その累計を使用可能な各種の情報・通信機器によって本部長に報告する。

なお、報告の時期については、あらかじめ定めておく。また、区指定動員者の応援要請を行った区本部長に在っては、区指定動員者の参集状況も併せて報告する。

- (2) 報告の指示、連絡窓口は、庶務部職員班とする。なお、庶務部長は、あらかじめ定めた様式により職員の参集状況を取りまとめ、本部員会議に提出し本部長に報告する。（本部幹事会議経由）

### 8 各部・区本部の非常配備・動員計画

#### (1) 計画の作成及び職員への周知

各局・室・区長は、所管の部・区本部の「非常配備・動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度すみやかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。

#### (2) 計画の内容

各部・区本部の「非常配備・動員計画」は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- ア 非常配備人員編成計画表（様式1-1-1）
- イ 勤務時間外動員職員名簿（様式1-1-2）
- ウ 非常配備人員名簿（様式1-1-3）
- エ 職員参集予定表（様式1-1-4）
- オ 応急非常配備業務予定表（様式1-1-5）
- カ 非常配備・動員連絡系統図（勤務時間内・勤務時間外）

ただし、オについては、必要に応じて作成するものとする。

### (3) 報告

各局・室・区長は、所管の部・区本部の「非常配備・動員計画」の作成又は見直しを行った場合、非常配備人員編成計画表（様式1-1-1）の提出又は防災危機管理局長が指定する方法により、計画参集人員を防災危機管理局長に報告しなければならない。見直し及び報告の時期は、防災危機管理局長が指示する。

## 第3 配備体制下の活動体制

災害の発生が予想される場合あるいは災害の発生した場合等の各配備体制下における一般的な活動の要点を定め、災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう努めるものとする。

### 1 準備体制下の活動

準備体制下の活動は、情報の収集及び伝達を主体とするものであるが、活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 防災危機管理局危機対策課長（防災危機管理局担当課長（初動対応））は、名古屋地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報を関係各局に伝達する。
- (2) 関係各局の防災主管課長は、出先から情報等を収集したときは、すみやかに防災危機管理局危機対策課長（防災危機管理局担当課長（初動対応））に通報する。
- (3) 配備についていた本庁各局は、防災危機管理局危機対策課長（防災危機管理局担当課長（初動対応））からの連絡に即応し、必要な指示を待機職員に対して行う。
- (4) 配備につく職員は、状況により、各局長の判断により増減する。
- (5) 防災危機管理局危機対策課長は、被害状況等を収集したときは、市長室広報課長と協議して報道機関に発表する。
- (6) 当該配備を時間外及び休日に行った場合は、関係各局の防災主管課長は人員を防災危機管理局危機対策課長（防災危機管理局担当課長（初動対応））に通報する。
- (7) 予警報等の受領、伝達並びに被害状況の収集、報告に関しては、「第4節 情報連絡活動」により実施する。（以下第1、第2、第3及び第4非常配備の場合も同様とする。）

### 2 非常配備体制下の活動

#### (1) 第1非常配備

第1非常配備における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア 本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。
  - （ア）本部室に本部室員会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互

いの連携によって運営する。

(イ) 本部室員会議の開催時期等

第1非常配備をとったときは、本部室長は、必要に応じて本部室員会議を開催する。本部室員会議は、特別の指示のない限り、東庁舎1階災害対策本部室において開催する。

(ウ) 本部室員会議協議事項等の伝達

本部室員は、本部室員会議協議事項について、関係事項を自部へ伝達する。

イ 配備につく職員は、状況により、各部長及び各区本部長の判断により増減する。

ウ 本部において被害状況等を収集しとりまとめたときは、報道機関に発表する。

(2) 第2・第3非常配備

第2・第3非常配備における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

ア 本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。

(ア) 本部室の運営

本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営する。

(イ) 本部員会議の開催時期等

第2非常配備をとったときは、本部長は、必要に応じて本部員会議を開催する。本部員会議は特別の指示のない限り、東庁舎1階災害対策本部室において開催する。

(ウ) 本部員会議決定事項等の伝達

各部連絡員は、本部員会議決定事項について、関係事項を自部へ伝達する。

(エ) その他

災害対策本部室に地図、図表等を掲示し、堤防の状況、道路の冠水範囲、その他の被災状況を記入しておくものとする。

イ 本部において被害状況等を収集しとりまとめたときは、庶務部を通じて報道機関等に発表する。

(3) 第4非常配備

第2・第3非常配備と同様であるが、本部各部長及び各区本部長は、本部長の指示により災害対策活動に全力を集中し、部員の指揮にあたる。

3 平常業務の取扱い

(1) 第3非常配備の場合

平常業務は、原則として、非常配備要員を除く職員で可能な限り実施する。ただし、災害の状況によりやむを得ない場合は、必要最小限の市民サービス業務を除き、災害の鎮静するまで中止することができる。

(2) 第4非常配備の場合

平常業務は、必要最小限の市民サービス業務を除き、災害の鎮静するまで中止する。

(3) 災害時においても継続を確保すべき必要最小限の市民サービス業務について、各局、室及び区長は所管の部、区本部の業務継続計画及びマニュアル等においてあらかじめ定めておく。

**様式1-1-1 非常配備人員編成計画表**

○○部・区本部

|           | 第3非常配備 |    |   | 第4非常配備 |    |   |
|-----------|--------|----|---|--------|----|---|
| 部長・区本部長   |        |    |   |        |    |   |
| 副部長・区副本部長 |        |    |   |        |    |   |
| 班         | 班長     | 班員 | 計 | 班長     | 班員 | 計 |
| ○○班       |        |    |   |        |    |   |
| 合計        |        |    |   |        |    |   |

(注) 第3非常配備において正規の班別編成が困難な場合は、班を統合した配備人員を編成することができる。

**様式1-1-2 勤務時間外勤員職員名簿**

| 課(班) | 補職名 | 氏名 | 電話番号 | 所要時間<br>(徒歩) | 手段 | 住所 | 血液型 | 生年 | 性別 | 備考 |
|------|-----|----|------|--------------|----|----|-----|----|----|----|
|      |     |    |      | ( )          |    |    |     |    |    |    |
|      |     |    |      | ( )          |    |    |     |    |    |    |
|      |     |    |      | ( )          |    |    |     |    |    |    |
|      |     |    |      |              |    |    |     |    |    |    |

- (注) 1 所要時間の徒步の欄は、必ず記入する。  
 2 手段は、原則として徒步、自転車、オートバイとする。自動車は特に遠距離の場合を除き使用しないものとする。  
 3 所要時間は、徒步(4km/時)、自転車(10km/時)、オートバイ(20km/時)とする。  
 4 公共交通機関は使用不能と想定する。

様式1-1-3 非常配備人員名簿

| 種別<br>班(課)   | 第3非常配備 |  |     |                       | 第4非常配備 |     |
|--------------|--------|--|-----|-----------------------|--------|-----|
|              | 第1班    | ◎ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○<br>○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ | (人) | ◎ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ | (人)    | (人) |
| ○○班<br>(○○課) | 第2班    |  | (人) |                       |        |     |
|              | 第3班    |  | (人) |                       |        | (人) |
| ○○班<br>(○○課) | 第1班    |  | (人) |                       |        |     |

(注) ◎は班長

様式1-1-4 職員参集予定表

○○部・区本部

| 発災後の<br>時 間 | 合 計<br>(累 計) | ○○課<br>(○○班) |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 30分以内       | 人            | 人            | 人            | 人            | 人            | 人            | 人            | 人            | 人            |
| 0.5 ~ 1     | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          |
| 1 ~ 2       | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          |
| 2 ~ 3       | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          |
| 3 ~ 4       | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          |
| 4 ~ 5       | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          |
| 5時間超        | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          | ( )          |

(注) ( ) 内には累計を記入する。

様式1-1-5 応急非常配備業務予定表

| 発災後の<br>時 間    | 配備予定<br>人員数 | ○ ○ 班 |    | ○ ○ 班 |    | ○ ○ 班 |    | ○ ○ 班 |    |
|----------------|-------------|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
|                |             | 人     | 業務 | 人     | 業務 | 人     | 業務 | 人     | 業務 |
| 1 時間<br>以<br>内 | 人           |       |    |       |    |       |    |       |    |
| 1 ~ 2          | 人           |       |    |       |    |       |    |       |    |
| 2 ~ 3          | 人           |       |    |       |    |       |    |       |    |
| 3 ~ 4          | 人           |       |    |       |    |       |    |       |    |
| 4 ~ 5          | 人           |       |    |       |    |       |    |       |    |

(注) 配備予定人員数は、該当する時間帯における参考人員の累計をもって充てる。

◎計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について

1 防災活動体制

災害時等の体制については、次のとおりとする。

| 区分   | 内 容  | 事 象 等  | 設 置<br>本部等                                     | 配 備<br>種別                        |
|------|--|--|--|----------------------------------|
| 準備体制 | 災害の発生が予測される状況にあり、関係局及び区の所要の人員により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行できる体制  | 1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき<br>(1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報<br>(3) 高潮注意報<br>2 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき   | 地<br>震<br>連<br>絡<br>会<br>議                     | 準<br>備                           |
|      |  | 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき   |  |                                  |
| 警戒体制 | 災害が発生する恐れがあり、災害の規模、態様又はその状況の推測が困難である場合で、今後の推移に特に注意を要するときなどに、市本部関係部及び区本部の所要の人員により、応急対策活動に当たり、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制 | 1 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき<br>(1) 大雨警報（浸水害）<br>(2) 大雨警報（土砂災害）<br>(3) 暴風警報 (4) 洪水警報<br>(5) 暴風雪警報<br>2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき<br>3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。<br>4 市域において、震度4（気象台発表）の地震が発生したとき<br>5 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき | 災<br>害<br>警<br>戒<br>本<br>部                     | 第1<br>非<br>常<br>配<br>備           |
|      |  | 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき  |  | 巨大<br>地<br>震<br>注<br>意<br>配<br>備 |
|      |  | 東海地震注意情報が発表されたとき   | 地<br>震<br>災<br>害<br>警<br>戒<br>准<br>備<br>本<br>部 | 第3<br>非<br>常<br>配<br>備           |

風水害等災害対策計画編  
第1章 第1節 初動活動体制

|      |   |  |                   |          |
|------|---|--|-------------------|----------|
| 非常体制 | 相当規模の災害が発生する可能性が極めて高いとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、市本部関係部及び区本部の所要の人員又は職員全員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制 | 1 台風の接近に伴い、警戒体制において対応する警報が発表されたとき、又は警戒体制において対応する警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき<br>2 名古屋市に高潮警報が発表されたとき<br>3 国土交通大臣又は愛知県知事から水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。<br>4 「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき<br>5 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同で行う洪水予報が発せられたとき<br>6 市域において、震度5弱（気象台発表）以上の地震が発生したとき<br>7 その他市長が必要と認め当該体制を指示したとき | 備配常非4第5<br>災害対策本部 | 2第       |
|      |   | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき  |                   | 巨大地震警戒配備 |
|      |   | 警戒宣言が発せられたとき   | 地震灾害<br>警戒本部      | 第4非常配備   |

## 2 配備種別

災害時等の職員の配備については、次の事象等に該当し、かつ、市長が必要と認めた場合に種別を指示する。

| 配備種別   | 事象等  | 体制   |
|--------|--|--|
| 準備     | 1 次の注意報の1以上が名古屋市に発表されたとき<br>(1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報<br>(3) 高潮注意報（注1）<br>2 東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき<br>3 その他市長が当該配備を必要と認めたとき  | 関係局の通常勤務員等により、主として情報連絡活動に当たり、状況によって速やかに上位の体制に移行し得る体制<br>(注1) 各局による配備体制   |
| 第1非常配備 | 1 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき<br>(1) 大雨警報（浸水害）<br>(2) 大雨警報（土砂災害）（注2）<br>(3) 暴風警報 (4) 洪水警報<br>(5) 暴風雪警報<br>2 「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表されたとき（注3）<br>3 国土交通大臣又は愛知県知事が水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が名古屋市に発せられたときを除く。（注4）<br>4 市域において、震度4（気象台発表）の地震が発生したとき<br>5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき   | 市本部関係部及び区本部の所要の人員により、主として応急対策活動の準備に当たり、事態の推移に伴い、速やかに上位の体制に移行し得る体制<br>(注2) 市本部各部及び別表1の該当区本部による配備体制<br>(注3) 別表2の市本部該当部及び該当区本部による配備体制<br>(注4) 市本部各部及び別表3の該当区本部による配備体制   |
| 第2非常配備 | 1 台風の接近に伴い、第1非常配備・1の警報が発表されたとき、又は第1非常配備・1の警報発表に伴い、市域に被害が発生するおそれがあるとき（注5）<br>2 名古屋市に高潮警報が発表されたとき（注6）<br>3 「伊勢・三河湾」に津波警報が発表されたとき（注7）<br>4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫注意情報）が発せられたとき（注8）<br>5 国土交通大臣又は愛知県知事が水防警報（出動）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。（注9）<br>6 その他市長が当該配備を必要と認めたとき                         | 市本部各部及び区本部の所要の人員により、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制<br>(注5) 台風の接近とは、気象庁が発表する台風情報の中で、本市が12時間以内に暴風警戒域に入ると予想された場合をいう<br>(注6) 市本部各部及び別表4の該当区本部による配備体制<br>(注7) 市本部各部及び別表2の該当区本部による配備体制<br>(注8) 市本部各部及び別表5の該当区本部による配備体制<br>(注9) 市本部各部及び別表3の該当区本部による配備体制 |
| 第3非常配備 | 1 市域に相当の被害が発生するおそれがあるとき<br>2 次の警報の1以上が名古屋市に発表されたとき<br>(1) 大雨特別警報（浸水害）<br>(2) 大雨特別警報（土砂災害）<br>(3) 暴風特別警報 (4) 高潮特別警報<br>(5) 波浪特別警報 (6) 暴風雪特別警報<br>3 「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表されたとき<br>4 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫警戒情報又は氾濫危険情報）が発せられたとき（注10）<br>5 市域において、震度5弱（気象台発表）の地震が発生したとき<br>6 東海地震注意情報が発表されたとき<br>7 その他市長が当該配備を必要と認めたとき | 第2非常配備を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制<br>(注10) 市本部各部及び別表5の該当区本部による配備体制   |
| 第4非常配備 | 1 市の全域にわたり、風水害が発生するおそれがある場合、又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合において、市長が当該配備を指示したとき<br>2 気象庁長官と国土交通大臣又は愛知県知事が共同して行う洪水予報（氾濫発生情報）が発せられたとき（注11）<br>3 市域において、震度5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき<br>4 警戒宣言が発せられたとき<br>5 その他市長が当該配備を必要と認めたとき  | 市本部各部及び区本部に属する職員全員により、総合的な応急対策活動を実施する体制<br>(注11) 市本部各部及び別表5の該当区本部による配備体制   |

※ 本部室事務局の配備種別については、市本部各部及び区本部に発令される最も上位の配備種別に準ずる。

別表1 大雨警報（土砂災害）が発表されたときの配備該当区本部

|                       |
|-----------------------|
| 区本部                   |
| 千種、昭和、瑞穂、南、守山、緑、名東、天白 |

※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

別表2 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部

| 津波予報の種類 | 部               | 区 本 部           | 配備種別   |
|---------|-----------------|-----------------|--------|
| 津波注意報   | 緑政土木部、上下水道部、消防部 | 港               | 第1非常配備 |
| 津波警報    | 各部              | 中村、瑞穂、熱田、中川、南、緑 | 第1非常配備 |
|         |                 | 港               | 第2非常配備 |

※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

別表3 水防警報が発せられる河川名及び配備該当区本部

| 国土交通大臣の発する水防警報 |              | 愛知県知事の発する水防警報 |           |
|----------------|--------------|---------------|-----------|
| 河川名<br>(観測所)   | 区 本 部        | 河川名<br>(観測所)  | 区 本 部     |
| 庄内川<br>(志段味)   | 北、守山         | 新川<br>(水場川外)  | 北、西、中川、港  |
| 庄内川<br>(枇杷島)   | 西、中村、中川、港    | 日光川<br>(古瀬)   | 港         |
| 矢田川<br>(瀬古)    | 千種、東、北、守山、名東 | 天白川<br>(天白川)  | 瑞穂、南、緑、天白 |
|                |              | 八田川<br>(味美)   | 北         |

※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

別表4 高潮警報が発表されたときの配備該当区本部

|             |
|-------------|
| 区本部         |
| 熱田、中川、港、南、緑 |

※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。

別表5 洪水予報が発せられる河川名及び配備該当区本部

| 気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う洪水予報 |                          | 気象庁長官と愛知県知事が共同して行う洪水予報 |             |
|-------------------------|--------------------------|------------------------|-------------|
| 河川名<br>(観測所)            | 区 本 部                    | 河川名<br>(観測所)           | 区 本 部       |
| 庄内川<br>(志段味)            | 北、西、守山                   | 新川<br>(水場川外)           | 北、西、中川、港    |
| 庄内川<br>(枇杷島)            | 千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山 | 天白川<br>(天白川)           | 瑞穂、港、南、緑、天白 |
| 矢田川<br>(瀬古)             | 千種、東、北、西、中村、中、熱田、中川、港、守山 | 日光川<br>(古瀬)            | 中川、港        |

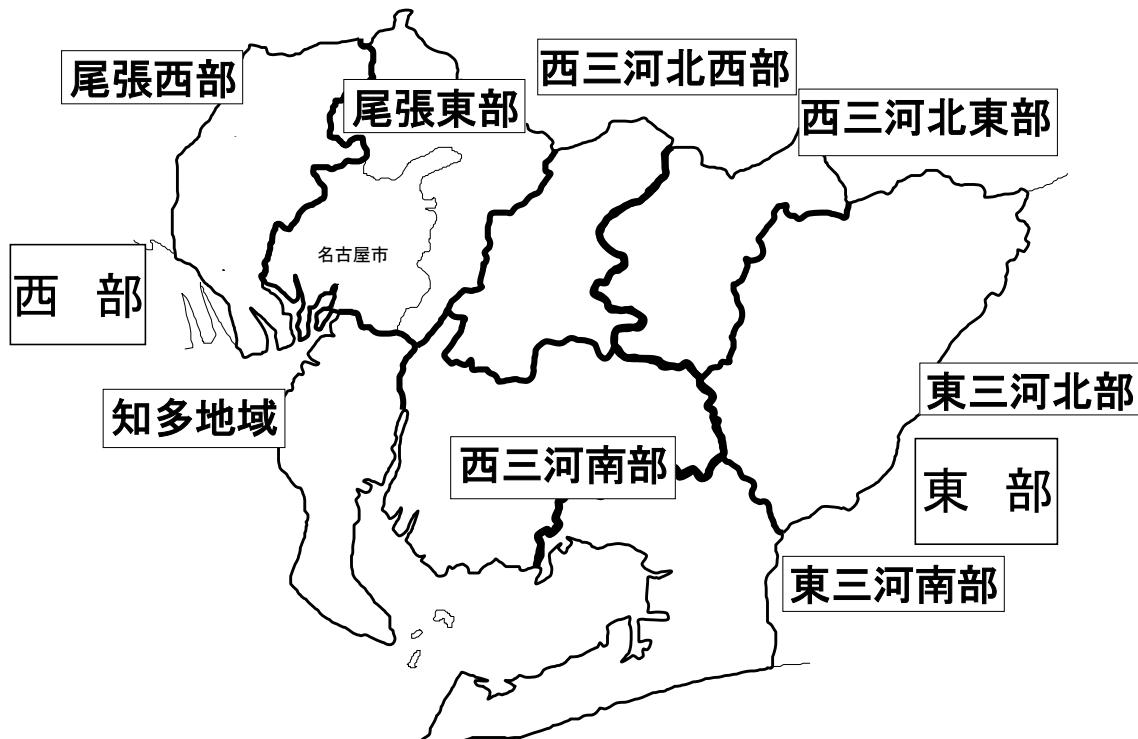
※ 各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる

◎ 気象関係参考 1-1-1

1 予警報の細分区域（気象予警報の細分区域及び配備種別に係る気象予警報等の種類と発表基準）

|     | (一次細分区域) (市町村等をまとめた地域) | (二次細分区域)  |
|-----|------------------------|---|
| 愛知県 | 尾張東部                   | : 名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市                       |
|     | 尾張西部                   | : 一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村 |
|     | 知多地域                   | : 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町                         |
|     | 西三河南部                  | : 岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町                                   |
|     | 西三河北西部                 | : 豊田市西部、みよし市  |
|     | 西三河北東部                 | : 豊田市東部   |
|     | 東三河北部                  | : 新城市、設楽町、東栄町、豊根村   |
|     | 東三河南部                  | : 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市   |

一次細分区域及び市町村等をまとめた地域



2 配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等）

| 種類   |                       | 発表基準   |   |
|------|-----------------------|--|---|
| 注意報  | 大雨注意報（浸水外）<br>(土砂災害)  | 表面雨量指数基準                                       | 11  |
|      |                       | 土壤雨量指数基準                                       | 98  |
|      | 洪水注意報                 | 流域雨量指数基準                                       | 堀川流域=20.4, 荒子川流域=12, 地蔵川流域=8.2, 香流川流域=11.6, 戸田川流域=5.7, 山崎川流域=9, 扇川流域=10.1   |
|      |                       | 複合基準*1   | 堀川流域=(5, 15.8), 荒子川流域=(5, 11.6), 地蔵川流域=(5, 7.7), 香流川流域=(5, 11.6), 戸田川流域=(8, 4.6), 山崎川流域=(5, 8.5), 扇川流域=(5, 10.1), 庄内川流域=(11, 26.8), 新川流域=(5, 20.4), 矢田川流域=(8, 19.7), 天白川流域=(5, 13.8), 日光川流域=(7, 24.5) |
|      |                       | 指定河川洪水予報による基準                                  | 庄内川〔志段味・枇杷島・瀬古〕, 愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕, 愛知県日光川水系 日光川〔古瀬〕, 愛知県庄内川水系 新川〔水場川外水位〕   |
| 警報   | 大雨警報（浸水害）<br>(土砂災害)   | 表面雨量指数基準                                       | 23  |
|      |                       | 土壤雨量指数基準                                       | 145   |
|      | 洪水警報                  | 流域雨量指数基準                                       | 堀川流域=25.5, 荒子川流域=15.1, 地蔵川流域=10.3, 香流川流域=14.6, 戸田川流域=7.2, 山崎川流域=11.3, 扇川流域=12.7   |
|      |                       | 複合基準*1   | 堀川流域=(8, 17.5), 荒子川流域=(8, 12.9), 地蔵川流域=(8, 9.2), 香流川流域=(8, 13.8), 戸田川流域=(8, 6.4), 山崎川流域=(8, 9.6), 扇川流域=(8, 11.4), 庄内川流域=(16, 29.9), 矢田川流域=(8, 26.7), 天白川流域=(16, 15.3), 日光川流域=(11, 27.6), 新川流域(8, 23)  |
|      |                       | 指定河川洪水予報                                       | 木曽川中流〔犬山・笠松〕, 庄内川〔志段味・枇杷島・瀬古〕, 愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕, 愛知県日光川水系 日光川〔古瀬〕, 愛知県庄内川水系 新川〔水場川外水位〕   |
|      | 暴風警報                  | 平均風速   | 陸上 20m/s  |
|      |                       |  | 海上 23m/s  |
|      | 暴風雪警報                 | 平均風速   | 陸上 20m/s 雪を伴う   |
|      |                       |  | 海上 23m/s 雪を伴う   |
|      | 高潮警報                  | 潮位   | 2.5 m   |
| 特別警報 | 大雨特別警報（浸水害）<br>(土砂災害) | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合              |   |
|      | 暴風特別警報                | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により                      | 暴風が吹くと予想される場合   |
|      | 高潮特別警報                |  | 高潮になると予想される場合   |
|      | 波浪特別警報                |  | 高波になると予想される場合   |
|      | 暴風雪特別警報               | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う<br>暴風が吹くと予想される場合 |   |

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

風水害等災害対策計画編  
第1章 第1節 初動活動体制

- \*2 「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては〔指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する〕ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- \*3 愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位（2.3m）への潮位の到達状況を考慮して、潮位が2.5mによらず高潮警報を発表する場合がある。

### 3 津波警報・情報等の種類と発表基準（津波警報等）

#### (1) 津波警報等の種類

| 種類    | 発表基準   | 発表される津波の高さ                     |            |
|-------|--|--------------------------------|------------|
|       |  | 数値での発表<br>(予想される津波の高さ区分)       | 巨大地震の場合の発表 |
| 大津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合                            | 10m超<br>(10m<予想される津波の最大波の高さ)   | 巨大         |
|       |  | 10m<br>(5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) |            |
|       |  | 5m<br>(3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)   |            |
| 津波警報  | 予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合                       | 3m<br>(1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)   | 高い         |
| 津波注意報 | 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m<br>(0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m) | (表記しない)    |

\*大津波警報を「特別警報」に位置づけている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

#### (2) 津波情報の種類

| 種類                        | 内容   |
|---------------------------|--|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表<br>※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報    | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表   |
| 津波観測に関する情報                | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表   |

|               |  |
|---------------|--|
| 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 |
|---------------|--|

※沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。

※最大波の観測値及び推定値については、沿岸の観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

### (3) 津波予報

| 発表される場合                                      | 内容  |
|--|---|
| 津波が予想されないとき<br>(地震情報に含めて発表)                  | 津波の心配なしの旨を発表  |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき<br>(津波に関するその他の情報に含めて発表)  | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表                         |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき<br>(津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

### 4 愛知県が属する津波予報区

| 津波予報区の名称 | 津 波 予 報 区 域                                   | 津波予報区域に属する愛知県の市町村   |
|----------|---|---|
| 愛知県外海    | 愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）                       | 豊橋市、田原市   |
| 伊勢・三河湾   | 愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。）<br><br>三重県（伊勢市以南を除く。） | 名古屋市、豊橋市、豊川市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、飛島村<br>(三重県の市町村は省略) |



## 第2節 災害警戒本部の設置及び運営

名古屋市災害警戒本部は、災害対策基本法の趣旨に則り、本市の区域において災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が名古屋市災害対策本部を設置するまでに至らないとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める。

### 第1 災害警戒本部の設置及び廃止

#### 1 設置

市長は、市の区域に災害が発生するおそれがある場合に次の基準に基づき、名古屋市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

=警戒本部設置基準=

- 1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、暴風、洪水又は暴風雪警報が、名古屋市（市域）に発表されたとき。
- 2 気象業務法に基づく津波注意報が伊勢・三河湾に発表されたとき。
- 3 水防法に基づく水防警報（準備）が発せられたとき。ただし、高潮水防警報（準備）が発せられたときを除く。
- 4 市域に災害が発生するおそれがあり、その必要があると認めるとき。

（注）災害の規模、程度により、警戒本部を設置するに至らない場合は、平常時の組織をもって対処する。

#### 2 廃止

警戒本部長（市長）は、市域について予想された災害が発生するおそれが解消されたとき又は名古屋市災害対策本部（以下「災対本部」という。）が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

#### 3 設置及び廃止の通知

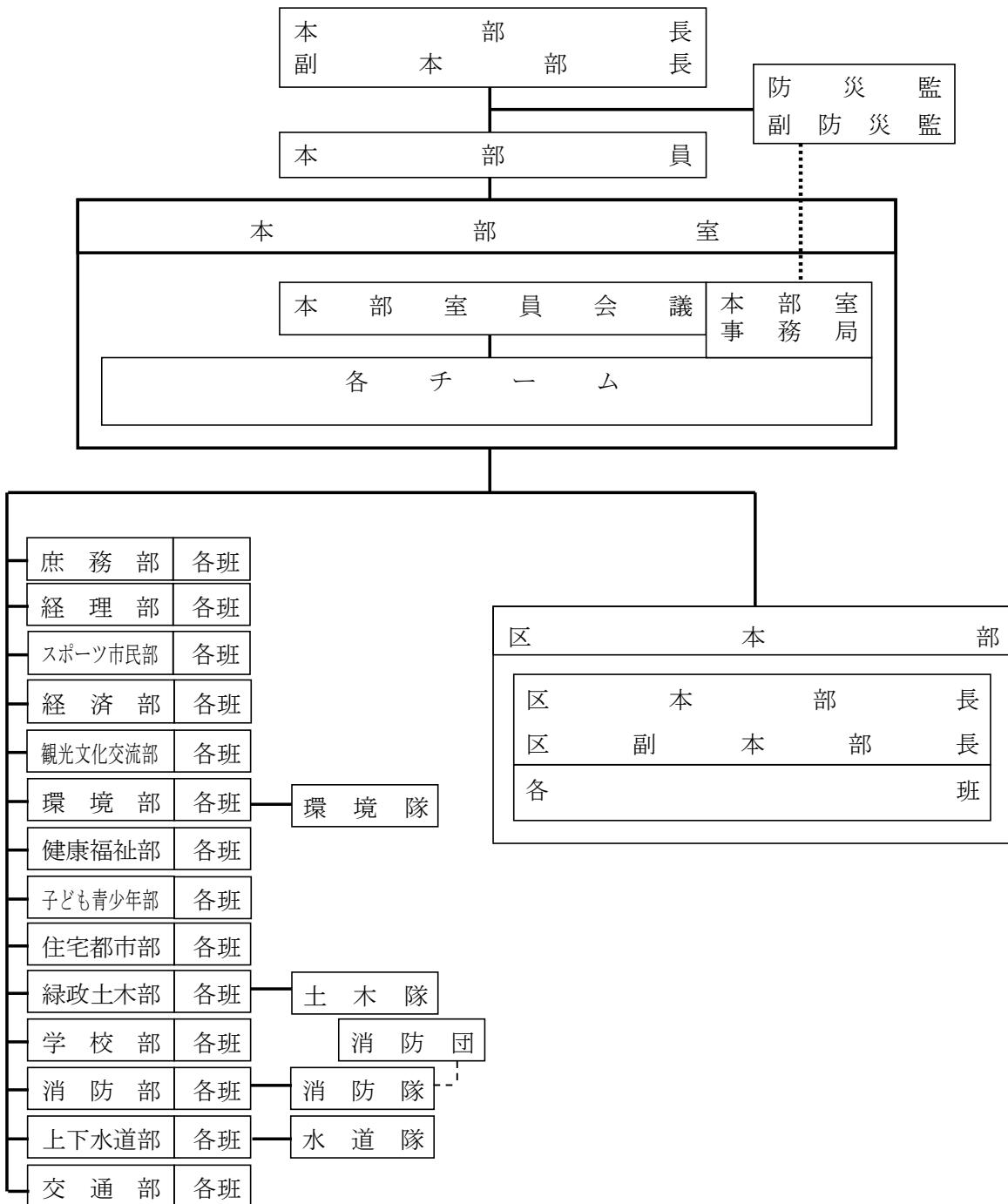
警戒本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。

| 通 知 先 | 通知の手段                   | 担当      |
|-------|-------------------------|---------|
| 各 部   | 府内放送、愛知県防災情報システム、ファクシミリ | 本部室事務局  |
| 区 本 部 | 愛知県防災情報システム、ファクシミリ      | 〃       |
| 区 隊   | 加入電話、無線電話、ファクシミリ        | 所管部の担当班 |

### 第2 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、災害対策基本法の趣旨に則り、名古屋市災害警戒本部運営要綱の定めるところにより、次のとおりとする。ただし、状況により、部及び区本部を限定して組織することができる。

## 1 本部組織図



## 2 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- (4) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第3号）に定めるところによる。

## 3 本部員等

(1) 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

(2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

| 本部員    |              |      |        |              |               |
|--------|--------------|------|--------|--------------|---------------|
| 会計管理者  | 防災危機管理<br>局長 | 市長室長 | 総務局長   | 財政局長         | スポーツ市民<br>局長  |
| 経済局長   | 観光文化交流<br>局長 | 環境局長 | 健康福祉局長 | 子ども青少年<br>局長 | 住宅都市局長        |
| 緑政土木局長 | 教育長          | 消防局長 | 上下水道局長 | 交通局長         | 防災危機管理局<br>次長 |

なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

(3) 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。

(4) 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 4 本部室

(1) 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。

(2) 本部室に本部室員会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとし、本部室の庶務は本部室事務局が総括する。

##### (3) 本部室員会議

ア 本部室員会議は、応急対策上必要な各種情報を収集して応急対策上の重要な事項の基本方針について協議するとともに、防災監に報告・進言する。

なお、本部室員会議が協議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

###### (ア) 各種情報の収集・伝達

###### (イ) 配備種別の協議

###### (ウ) 緊急に処置すべき事項の決定

###### (エ) 軽易な事項の決定

###### (オ) 各部・区本部間の活動の連絡調整

###### (カ) 本部室長が必要と認める事項の協議

###### (キ) その他本部室員から特に申出があった重要な災害対策に関するこ

イ 本部室員会議に本部室長、副本部室長、防災調整官及び本部室員を置く。

ウ 本部室長、副本部室長及び防災調整官は、それぞれ防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）、防災危機管理局危機対策課長及び防災危機管理局危機対策課担当課長（危機対策に係る総合調整）をもって充てる。

エ 副本部室長は、本部室長を補佐し、本部室長に事故があるときは、その職務を代理する。

オ 防災調整官は、本部室長及び副本部室に進言し、本部室員に指示することがができる。

力 本部室員会議は本部室長が必要に応じて招集する。

なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員による本部室員会議を招集することができる。

キ 招集の通知は、庁内放送等で行う。

ク 本部室員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎1階災害対策本部室とする。

(4) 各チーム

ア チーム

(ア) チームは、幹事長指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。

(イ) チームの構成員は、次のとおりとする。

|            |   |
|------------|---|
| チ 一 ム 長    | 本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。   |
| チ 一 ム リーダー | 担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。 |
| チ 一 ム 員    | 担当部署に属する職員のうちから事務局長又は各部長が指名する者とする。            |

(ウ) チームは、あらかじめ別に定める配備基準に従い設置し、本部室又はチームを廃止するまで常設する。

イ プロジェクトチーム

(ア) プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。

(イ) プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| プロ ジ ェ ク ト<br>チ 一 ム 長 | 本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。            |
| プロ ジ ェ ク ト<br>チ 一 ム 員 | 担当部署に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は各部長が指名する者とする。 |

(ウ) プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。

(エ) プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。

(5) 本部室事務局

ア 本部室事務局は、本部の事務を総括する。

イ 本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置き、防災危機管理局長及び防災危機管理局次長をもって充てる。

5 本部の事務等

(1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、災害対策本部が設置された場合と同一の部及び区本部を置き、担当局室区の職員のうちから部員及び区本部員を動員する。

(2) チーム、部及び区本部の組織及び運営については、災害対策本部が設置された場合と同一とする。

ただし、区本部室（区連絡会議・区本部連絡員室）は設置しないこととする。

## 第3節 災害対策本部の設置及び運営

名古屋市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定により、本市の区域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害応急対策を強力に推進するため必要があると認めるとき市長が設置する組織である。本節では、その設置及び運営等について定める

### 第1 災害対策本部の設置及び廃止

#### 1 設置

市長は、次の基準に基づき、名古屋市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

=災害対策本部設置基準=

- 1 台風の接近に伴い、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、暴風又は洪水警報が、名古屋市（市域）に発表されたとき。
- 2 気象業務法に基づく高潮警報が名古屋市に発表されたとき。
- 3 気象業務法に基づく大雨、暴風、洪水、高潮又は暴風雪警報が、名古屋市に発表され、その必要が認められるとき。
- 4 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防警報（出動）が発せられたとき。  
ただし、高潮水防警報（出動）及び津波水防警報（出動）が発せられたときを除く。
- 5 水防法に基づく洪水予報が発せられたとき。
- 6 気象業務法に基づく津波警報、大津波警報が伊勢・三河湾に発表されたとき。
- 7 市域に大規模な地震、火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、その必要が認められるとき。
- 8 市域に重大な災害が発生するおそれがあり、その必要があると認めるとき。

#### 2 廃止

本部長（市長）は、市域について予想された災害が発生するおそれが解消したとき又は応急対策がおおむね終了したときは、本部を廃止する。

#### 3 設置及び廃止の通知

本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。

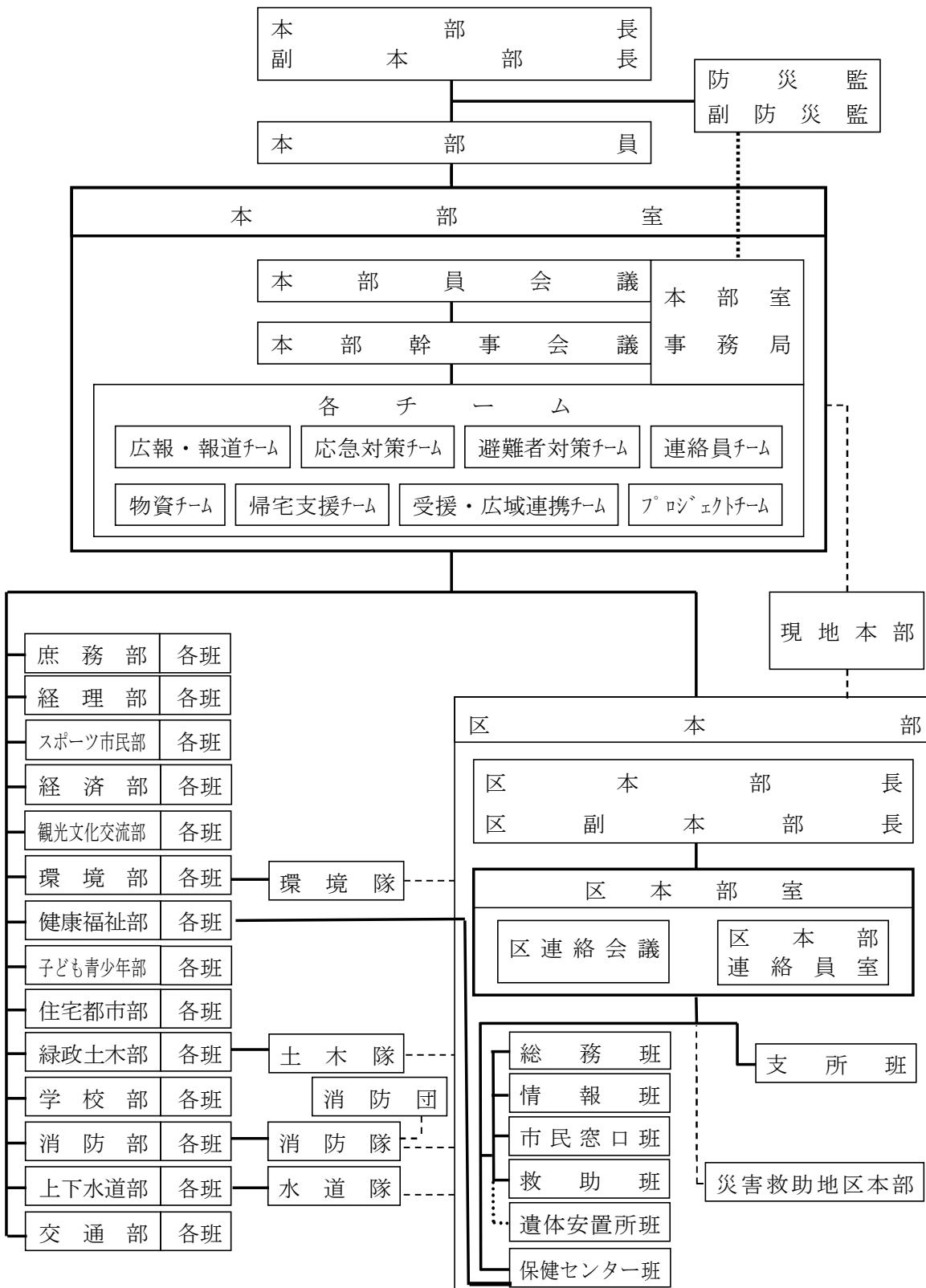
| 通知、公表先  | 通 知 及 び 公 表 の 手 段       | 担当       |
|---------|-------------------------|----------|
| 各 部     | 府内放送、愛知県防災情報システム、ファクシミリ | 本部室事務局   |
| 区 本 部   | 愛知県防災情報システム、ファクシミリ      | "        |
| 区 隊     | 加入電話、無線電話、ファクシミリ        | 所管部の担当班長 |
| 住 民     | 報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表    | 本部室事務局   |
| 報 道 機 関 | 口頭又は文書                  | "        |
| 県 本 部   | 専用線電話、加入電話              | "        |
| 県 警 本 部 | 加入電話                    | "        |

また、本部が設置されたときは、その表示のため本部室前に本部室標識板を、市役所本庁舎玄関に本部標識板を、各区役所の玄関に区本部標識板をそれぞれ掲出する。

## 第2 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、名古屋市災害対策本部条例（昭和38年条例第26号）及び同運営要綱等の定めるところにより、次のとおりとする。ただし、状況により、部及び区本部を限定して組織する。

### 1 本部組織図



## 2 本部長及び副本部長

- (1) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。
- (4) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、市長代理順序規則（昭和32年名古屋市規則第3号）に定めるところによる。

## 3 本部員等

- (1) 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。
- (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

| 本部員    |          |      |        |          |           |
|--------|----------|------|--------|----------|-----------|
| 会計管理者  | 防災危機管理局長 | 市長室長 | 総務局長   | 財政局長     | スポーツ市民局長  |
| 経済局長   | 観光文化交流局長 | 環境局長 | 健康福祉局長 | 子ども青少年局長 | 住宅都市局長    |
| 緑政土木局長 | 教育長      | 消防局長 | 上下水道局長 | 交通局長     | 防災危機管理局次長 |

なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

- (3) 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。
- (4) 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。

## 4 本部室

- (1) 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。
- (2) 本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとし、本部室の庶務は本部室事務局が総括する。

### （3）本部員会議

- ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。
- イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、災害対策の基本的事項について協議し、その基本方針を決定する。

なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 配備種別に関すること
- (イ) 避難指示等に関すること
- (ウ) 災害対応方針の決定に関すること
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴う事前避難に関すること
- (オ) 業務継続計画に関すること
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること

- (キ) 避難行動要支援者名簿の外部提供に関すること
  - (ク) 災害救助法の適用に関すること
  - (ケ) 帰宅困難者対策に関すること
  - (コ) 現地本部の設置に関すること
  - (サ) 遺体安置所の設置に関すること
  - (シ) 緊急物資集配拠点の開設及び救援物資の受入れに関すること
  - (ス) プロジェクトチームの設置に関すること
  - (セ) 災害廃棄物仮置場の設置に関すること
  - (ソ) 避難所の環境整備及び避難者ニーズへの対応に関すること
  - (タ) 職員の応援に関すること
  - (チ) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること
  - (ツ) ボランティア等の受入れに関すること
  - (テ) 被災者生活再建支援法の適用の要請に関すること
  - (ト) 災害弔慰金等支給法の適用に関すること
  - (ナ) 応急仮設住宅の基本方針に関すること
  - (ニ) 罹災証明書等の申請受付及び発行に関すること
  - (ヌ) 家屋被害調査の調査計画に関すること
  - (ネ) 義援金品の募集及び配分に関すること
  - (ノ) 激甚災害の指定の要請に関すること
  - (ハ) 捜索収容班の編成に関すること
  - (ヒ) 被災者支援策に関すること
  - (フ) 指定避難所の集約及び閉鎖の方針に関すること
  - (ヘ) 総合支援窓口の設置に関すること
  - (ホ) 災害復興本部の設置に関すること
  - (マ) 災害対策に要する経費の処理に関すること
  - (ミ) 国会、政府関係に対する要望及び陳情に関すること
  - (ム) 本部幹事会議からの進言事項に関すること
  - (メ) その他本部員又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること
  - (モ) 本部長又は副本部長からの指示事項に関すること
- ウ 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- なお、本部長は状況に応じ、一部の本部員による本部員会議を招集することができる。
- エ 招集の通知は、庁内放送等で行う。
- オ 本部員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎1階災害対策本部室とする。
- (4) 本部幹事会議
- ア 構成

|       |  |
|-------|--|
| 幹事長   | 防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）                                     |
| 副幹事長  | 防災危機管理局危機対策課長  |
| 防災調整官 | 防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）                                   |
| 幹事    | 本部室事務局及び各部に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長及び本部各部長が指名する者 |

(注) 1 本部幹事会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。

なお、状況に応じ、一部の部による当該会議を開催することができる。

2 副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言し、幹事に指示することができる。

#### イ 所掌事務

##### (ア) 各種情報の収集・報告

本部幹事会議は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部長又は本部員会議若しくは防災監に報告する。

なお、本部幹事会議が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。

| 情 報 の 種 類        | 收 集 ・ 報 告 担 当 部    |
|------------------|--------------------|
| a 気象情報等          | 本部室事務局             |
| b 被害情報           | 本部室事務局             |
| c 職員参集状況         | 庶務部                |
| d 住民避難状況         | 本部室事務局             |
| e 車両、資機材等調達状況    | 経理部                |
| f 職員の応援派遣状況      | 庶務部                |
| g 自衛隊派遣要請依頼の受付状況 | 本部室事務局             |
| h 応急対策実施状況       | 各部（区本部については本部室事務局） |
| i 住民広報の実施状況      | 本部室事務局、関係部         |
| j 家屋被害調査の実施状況    | 経理部                |
| k その他（所管施設の情報等）  | 関係部                |

##### (イ) 応急対策上重要な事項の協議・進言

本部幹事会議は、本部員会議が協議・決定すべき応急対策上の重要な事項について協議し、

本部長又は本部員会議若しくは防災監に進言する。

##### (ウ) 本部指令（本部長の指示及び本部員会議の決定事項）の伝達等

本部幹事会議は、応急対策上重要な事項に関する本部指令を関係部・区本部に伝達する。

この場合、必要に応じて、その実施に関する具体的方策を指示することができる。

##### (エ) 緊急に処置すべき事項の決定・指示

災害発生初期における災害広報など緊急に応急処置を講じなければならない場合において、本部員会議を招集するいとまがないときには、本部幹事会議が、その実施を決定・指示することができる。この場合、事後すみやかに本部長又は本部員会議若しくは防災監にその旨を報告しなければならない。

##### (オ) 軽易な事項の決定・指示

応急対策上の軽易な事項（各部・区本部が決定すべき事項を除く。）は、本部幹事会議が決定し指示する。

- (カ) 各部・区本部間の活動の連絡調整
- (キ) 幹事長が必要と認める事項の協議
- (ク) その他本部幹事会議幹事長が必要と認める事項の協議

ウ 本部幹事会議の開催場所は、東庁舎1階災害対策本部室とする。

(5) 各チーム

ア チーム

(ア) チームは、幹事長の指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。

(イ) チームの構成員は、次のとおりとする。

|            |   |
|------------|---|
| チ 一 ム 長    | 本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。   |
| チ 一 ム リーダー | 担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。 |
| チ 一 ム 員    | 担当部署に属する職員のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。          |

(ウ) チームは、あらかじめ別に定める配備基準に従い設置し、本部室又はチームを廃止するまで常設する。

イ プロジェクトチーム

(ア) プロジェクトチームは、幹事長の指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。

(イ) プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。

|                      |  |
|----------------------|--|
| プロ ジ ェ クト<br>チ 一 ム 長 | 本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。              |
| プロ ジ ェ クト<br>チ 一 ム 員 | 担当部署に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。 |

(ウ) プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。

(エ) プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。

(6) 本部長及び幹事長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関職員の本部員会議、本部幹事会議及びプロジェクトチームへの出席を要請し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

ア 指定地方行政機関

イ 指定公共機関

ウ 指定地方公共機関

エ その他必要な機関

(7) 本部室事務局

ア 本部室事務局は、本部の事務を総括し、別表1-3-1に掲げる事務を所掌する。

イ 本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置き、防災危機管理局長及び防災危機管理局次長をもって充てる。

## 5 部（班・隊）

- (1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、本部に別表1-3-2に掲げる部を置き、同表に掲げる担当部署に属する職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。
- (2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。  
なお、副部長、各班（隊）の分担任務については、附属資料編に定める。

## 6 区本部

- (1) 本部長は、区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区役所内に区本部を置き、当該区役所職員のうちから区本部員を動員し、別表1-3-2に掲げる事務を分掌させる。
- (2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。  
なお、区副本部長、各班の分担任務については、附属資料編に定める。
- (3) 区副本部長が区本部長の職務を代理する順序は、区政部長、保健福祉センター所長（事務職に限る）又は福祉部長、支所長、総務課長、保健センター所長の順とする。
- (4) 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとする。
- (5) 区本部室

区本部及び各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊をいう。以下同じ。）等の間の連携を密にし、区の区域内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部室を置く。区本部室は、区連絡会議と区本部連絡員室とで運営し、その庶務は区本部総務班が行う。

## ア 区連絡会議

## (ア) 構成

区本部長、各区隊の長及びその他区本部長が必要と認める者

- (イ) 区連絡会議は、避難情報発表後など区本部及び各区隊等の間における連携強化が必要な場合に、区本部長が招集する。
- (ウ) 区連絡会議は、区域内の応急対策について協議し調整する。
- (エ) 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。この場合、区本部長は、本部室事務局を経由し、その旨をすみやかに本部長又は防災監に報告する。

## イ 区本部連絡員室

## (ア) 構成

区本部連絡員室の構成は、次のとおりとする。

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 室長  | 区本部長が指名する職員             |
| 連絡員 | 各区隊長が指名する職員（原則として各区隊1人） |

## (イ) 所掌事務

- a 区連絡会議の指示の伝達
- b 区内の応急対策に関する区本部及び各区隊相互間の連絡・調整
- c 各種情報の収集、伝達

- d 区連絡会議への報告
- e その他室長が必要と認める事項の協議

## 7 現地本部

風水害等による大災害が名古屋市域のある方面に集中的に発生し、本部長が必要と認めたときは名古屋市の施設等に現地本部を設置することができる。

### (1) 組織及び運営

- ア 現地本部に現地本部長、現地副本部長及び現地本部員を置く。
  - (ア) 現地本部長及び現地副本部長は、本部員会議の構成員のうちから本部長が指名する。
  - (イ) 現地本部員は、各部長が所属部員（課長相当職以上の職にある者）のうちから指名する者をもって充てる。（原則として各部1人）
- イ 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を掌理する。
- ウ 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- エ 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を処理する。

### (2) 所掌事務

- ア 緊急を要する応急対策について、被災現地における災害対策関係機関と連絡・調整を行うこと。
- イ 区本部及び各区隊等に対する緊急指示
- ウ 現地視察等による被災実態の把握
- エ その他、本部長の特命事務

## 8 災害救助地区本部の設置・運営等

- (1) 本部長は、必要と認める地域（学区）に災害救助地区本部を設置する。
- (2) 灾害救助地区本部の設置・運営については、名古屋市災害救助地区本部規則（昭和35年名古屋市規則第26号）に定めるところによる。
- (3) 区本部長は、情報連絡活動のため必要な人員を災害救助地区本部へ派遣する。

## 9 本部並びに本部職員の標識等

本部及び区本部の所在、本部長、副本部長、職員の身分を明確に表示するため、標識及び腕章を定めておくものとする。

### (1) 標識板

本部及び区本部の設置を示すため、標識板を本部及び区本部の各庁舎正面玄関に掲げるものとする。なお、災害対策本部室の標識板は、災害対策本部室に掲げるものとする。

### (2) 腕章

本部長、副本部長及び他の職員は、災害応急活動に従事するときは、腕章を帶用するものとする。

### (3) 標旗

災害応急活動を実施する場合には、本部旗等を使用するとともに、各車両には原則として、災害対策車両旗をつけるものとする。

### (4) 職員の身分証明

災害対策基本法第83条第2項の規定及び他の地方公共団体の災害救援活動の際、必要とする職員の身分を示す証票については、庶務部職員班において別に定める。

### **第3 勤務時間外(夜間・休日等)における市長(本部長)、副市長(副本部長)の緊急登庁**

#### 1 本部長、副本部長の緊急登庁の決定

本部長、副本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、本部室事務局が本部長、副本部長の緊急登庁が必要であると判断したとき、又は自らがその必要性を判断したときには、緊急登庁するものとする。

#### 2 本部室事務局による庶務部への連絡及び本部長、副本部長の所在状況の確認依頼

上記1の場合において、本部室事務局から連絡を受けた庶務部は、本部長、副本部長の所在状況を確認した上で、緊急登庁開始地点を決定する。

#### 3 本部長の緊急登庁

本部長は消防隊の車両により緊急登庁するものとする。ただし、車両の通行が困難なときは、消防隊班員とともに、自転車又は徒歩により緊急登庁するものとする。

また、状況により消防部が消防航空隊のヘリコプターによる登庁の方が適していると判断した時には、ヘリコプターによるものとする。

#### 4 副本部長の緊急登庁

(1) あらかじめ緊急登庁を想定することができる災害の場合における副本部長の緊急登庁業務は庶務部が行うものとする。

(2) 庶務部が対応することができず、かつ、消防部が消防隊の車両による緊急登庁業務の遂行が可能であると判断した場合には、副本部長は消防隊の車両により緊急登庁するものとする。

#### 5 その他

(1) 本部室事務局及び庶務部は相互に本部長・副本部長緊急登庁時の円滑な対応に努めるものとする。

(2) その他、本部長、副本部長の緊急登庁に関し必要な事項は、本部室事務局が別に定める。

### **第4 大規模災害時の初動活動**

大規模災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるためには、初動活動を迅速かつ効率的に実施する必要がある。

このため、災害発生前から災害発生後の初期段階において実施すべき、主な応急対策活動の流れを次のとおり定める。

| 活動の区分 | 第1段階                   | 第2段階              | 第3段階             |
|-------|------------------------|-------------------|------------------|
| 情 報   | 被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達  | →→                | 被害情報、各種応急復旧対策の収集 |
|       | 被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広 | 被災者の生活情報の収集<br>伝達 | →→               |

|   |                   |                           |
|---|-------------------|---------------------------|
| 報<br><br>(要配慮者、外国への広報)<br><br>被害状況、生命維持に関する情報等における広聴活動の実施 | 災害広報紙の発行、配布       | →→                        |
|   | →→                | →→                        |
|   |                   | 市外避難者への情報提供               |
|   | 安否確認（職員等）         |                           |
| 活動の区分   | 第1段階              | 第2段階                      |
| 水防活動  | 水位、雨量観測           | →→                        |
|   | 河川、ため池等危険箇所の巡視    | →→                        |
|   | 水閘門、陸閘門の開閉        | →→                        |
|   | 排水ポンプ等の稼働         | →→                        |
| 消防活動  | 資機材の整備、点検         | 河川、ため池等の応急復旧              |
|   |                   | →→                        |
|   | 救急・救助活動           | →→                        |
|   |                   |                           |
| 救助・救急医療活動   | 生き埋め者等の救出活動       | →→                        |
|   | けが人、病人等の救急医療活動    | →→                        |
|   | 高度医療機関への搬送        |                           |
|   |                   |                           |
| 避難  | 避難の指示等の実施         |                           |
|   | 指定避難所の開設、運営       | 指定避難所の運営<br>→→            |
|   |                   | 避難者数等の実態把握<br>→→          |
|   |                   | 指定避難所の衛生管理、食中毒対策、指導<br>→→ |
| 救援・救護活動   | 飲料水、食糧の確保、供給      | 飲料水、食糧の配布                 |
|   | 生活物資の確保、供給        | 生活物資、救援物資の配布              |
|   | 医療救護所の設置          | →→                        |
| 要配慮者への対応  | 安否確認、要配慮者の被災状況の把握 | →→                        |
|   | 福祉避難所の確保          | →→                        |
|   | 要配慮者支援の全体計画の作成    | 福祉保健サービスの提供               |

## 風水害等災害対策計画編

## 第1章 第3節 災害対策本部の設置及び運営

|             |                             |                  |                      |
|-------------|-----------------------------|------------------|----------------------|
|             |                             | 重度の要介護者の施設への緊急入所 | →→                   |
| 緊急輸送        | 道路、橋梁等の被害状況の把握              | 道路、橋梁等の応急復旧      | →→                   |
|             | 道路啓開、緊急輸送経路の決定及び確保          | →→               | →→                   |
|             | 臨時ヘリポートの設置・運用               | →→               | →→                   |
|             | 港湾施設被害状況の把握                 | 港湾施設の応急復旧        | →→                   |
| 活動の区分       | 第1段階                        | 第2段階             | 第3段階                 |
| ボランティア活動の支援 | 拠点の開設、情報の提供                 | 情報の提供            | →→                   |
|             |                             | ニーズの把握（序内）       | →→                   |
| 遺体捜索・埋火葬    | 火葬場等施設被害状況の把握               | 火葬場等の確保          | →→                   |
|             | 柩、ドライアイスの確保                 | →→               |                      |
|             | 遺体捜索                        | ・遺体捜索、収容、処理、火葬   | →→                   |
| 廃棄物処理       | 避難所等への仮設トイレの設置              | →→               |                      |
|             | 環境事業所、焼却工場、最終処分場等施設の被害状況の把握 | ・し尿処理、ごみ収集処理     | →→                   |
|             | 災害廃棄物処理実行計画の立案と仮置場の選定       | →→               | →→<br>(特に損壊・流失家屋の処理) |
| ライフラインの復旧   | ライフラインの被害状況の把握              | ・復旧活動            | →→                   |
| 被災地安全確保     | 被災建物の状況把握及び応急措置             | →→               | →→                   |
|             |                             | ・被災地環境保全対策       | →→                   |
|             | 二次災害の防止                     | →→               | →→                   |
| 生活安定対策      |                             |                  | 罹災証明書発行の準備           |
|             |                             |                  | 応急仮設住宅の供与の準備         |
|             |                             |                  | 被災住宅の応急修理の準備         |
|             |                             |                  | 災害公営住宅の整備の準備         |
|             |                             |                  | 学校再開の準備              |

## 第5 各部・区本部間の相互応援

### 1 目的

災害時における災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあっては、所属する職員を応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施する。

### 2 応援の要請

各部・区本部の長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、電子メールにより庶務部長（職員班）に要請する。

なお、上記方法による要請が不可能な場合はFAX（様式1-3-1）、口頭又は電話等により要請するものとする。

### 3 応援の決定

(1) 庶務部長は、職員の収集・配備状況を勘案のうえ、職員の応援計画（応援職員の人員、代表者の氏名、その他必要な事項）を作成し、本部員会議で決定された後、応援要請を依頼した部・区本部に対して通知する。なお、区役所通常業務の支援が必要とされる場合には、他区区役所に勤務する職員を優先として派遣するものとし、その応援計画はスポーツ市民部と協議のうえ作成するものとする。また、応援要員の確保が困難なときも、本部員会議に諮ることとする。

(2) 本部幹事会議は、本部員会議の決定に基づき応援に必要な措置（応援職員の輸送用車両の調達等）を関係部に指示する。

### 4 相互応援の弾力的な運用

(1) 区本部長は、発災当初において、所属職員を動員してもなお不足し、かつ、庶務部長（総務局長）に要請するいとまがないときは、他の区本部長に職員の派遣を直接要請することができるこことし、要請を受けた区本部長は、区内の被害状況や職員の動員・配備状況を勘案のうえ、応援の可否を決定する。

(2) 当運用に基づき、応援を要請する区本部長は、区本部間における調整状況を隨時、庶務部長に報告するとともに、区本部長同士の合意により派遣が行われる場合は、合意事項について相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書（様式1-3-2）により、庶務部長へ報告する。

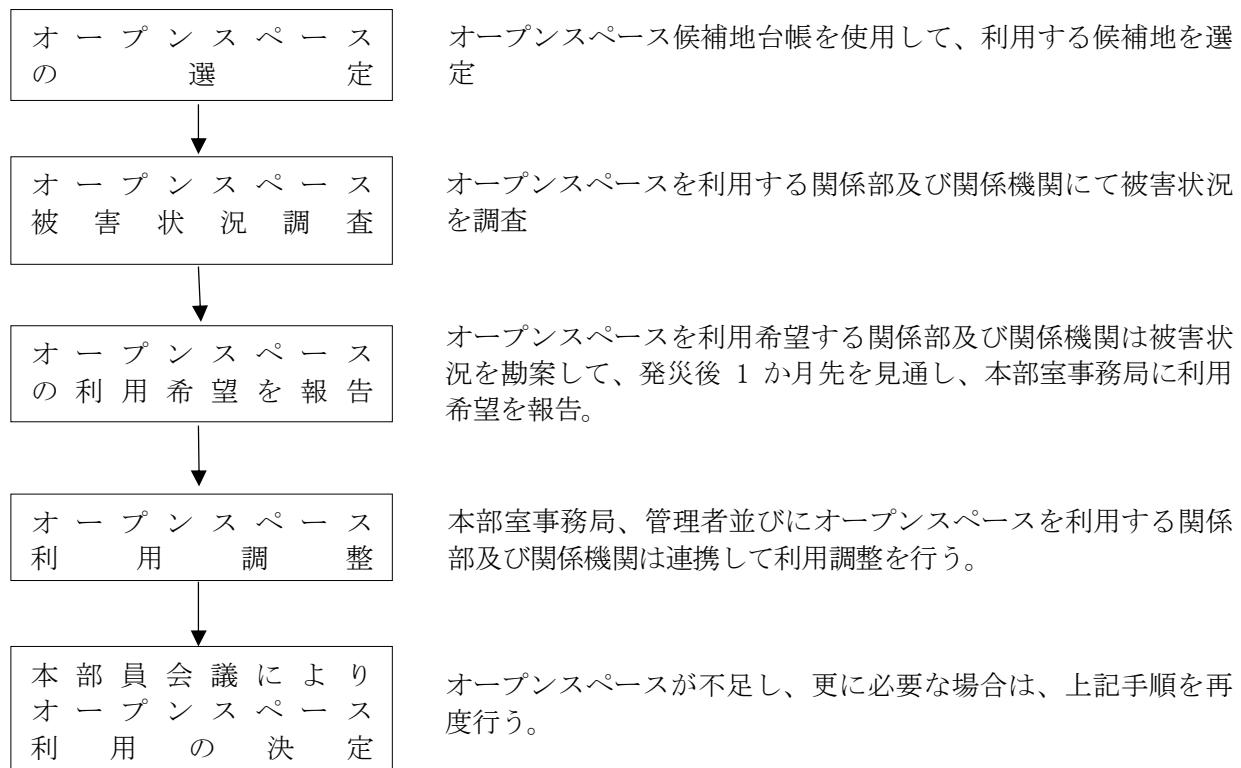
### 5 応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動する。

## 第6 オープンスペースの活用

風水害等による大規模な被害が発生した場合、本部室事務局は、災害直後から時系列に沿ったオープンスペース利用の需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。

なお、災害発生後、オープンスペースの利用に係る基本的な事務処理の流れはおおむね次のとおりとする。



## (資料)

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| ・名古屋市災害対策本部条例         | (附属資料編 計画参考 8)  |
| ・名古屋市災害対策本部運営要綱       | (附属資料編 計画参考 9)  |
| ・名古屋市災害警戒本部運営要綱       | (附属資料編 計画参考 10) |
| ・名古屋市災害救助地区本部規則       | (附属資料編 計画参考 16) |
| ・名古屋市災害対策本部・区本部の標識等一覧 | (附属資料編 計画資料 55) |

◎別表 1-3-1

本部室事務局の所掌事務

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1 災害対策本部等の設置及び運営に関すること              |
| 2 防災活動体制、配備種別の指示及び伝達に関すること          |
| 3 気象警報等の収集及び伝達に関すること                |
| 4 避難指示等に関すること                       |
| 5 防災行政無線の運用及び統制に関すること               |
| 6 サイレン、警鐘その他の防災信号の伝達に関すること          |
| 7 情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関すること           |
| 8 災害対策本部等の対応状況等の取りまとめ及びその報告に関すること   |
| 9 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること       |
| 10 報道機関への情報提供及び住民広報に関すること           |
| 11 活動の記録及び資料の収集に関すること               |
| 12 名古屋市防災会議との連絡に関すること               |
| 13 災害救助法の適用及び激甚災害の指定の要請に関すること       |
| 14 国・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること        |
| 15 業務継続計画に関すること                     |
| 16 災害対策本部等の各部との連絡調整に関すること           |
| 17 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う事前避難に関すること |
| 18 現地本部の設置に関すること                    |
| 19 被害状況等の取りまとめ及び分析に関すること            |
| 20 災害対策本部等の区本部との連絡調整に関すること          |
| 21 各チームの運営に関すること                    |
| 22 事務局長からの指示事項に関すること                |
| 23 その他重要な災害対策に関すること                 |

◎別表 1-3-2

1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務

| 部及び区本部の名称 | 担当部署   | 部長又は区本部長 | 主な任務  |
|-----------|--|----------|---|
| 庶務部       | 総務局<br>市長室<br>監査事務局<br>人事委員会<br>事務局<br>選挙管理委員会<br>事務局<br>市会事務局 | 総務局長     | 1 市庁舎の応急復旧並びに電源及び通信手段の確保に関すること<br>2 災害に関する各種情報の収集、整理に関すること<br>3 職員の動員及び配備に関すること<br>4 国等への要望に関すること<br>5 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること<br>6 放送、出版による広報に関すること<br>7 災害に対する議会活動に関すること                                       |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
| 経理部       | 財政局<br>会計室   | 財政局長     | 1 災害予算及び資金に関すること<br>2 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関すること<br>3 車両の借上げ及び配車計画に関すること<br>4 調達及び救援物資の配布に関すること<br>5 所管公有財産の緊急使用に関すること<br>6 家屋被害調査の総合調整に関すること<br>7 市税の減免等に関すること<br>8 義援金の受付、受領及び保管に関すること<br>9 区本部への応援にかかる連絡調整に関すること |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
| スポーツ市民部   | スポーツ市民局  | スポーツ市民局長 | 1 被災相談に関すること<br>2 一般ボランティアの受け入れ、支援に関すること<br>3 生活関連物資等の価格安定に関すること<br>4 男女平等参画に関すること<br>5 指定避難所の管理運営協力に関すること（所管施設）<br>6 罹災証明書等の発行の総合調整に関すること  |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
| 経済部       | 経済局  | 経済局長     | 1 調達物資の確保、配布の準備に関すること<br>2 市場における物資の集荷及び分荷に関すること<br>3 商工業等の被害状況の調査に関すること<br>4 中小企業関係の融資に関すること   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
|           |  |          |   |
| 観光文化交流部   | 観光文化交流局  | 観光文化交流局長 | 1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること<br>2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受入れに関すること  |
|           |  |          |   |

| 部及び区<br>本部の名称 | 担当部署    | 部長又は<br>区本部長 | 主な任務   |
|---------------|---------|--------------|--|
| 環境部           | 環境局     | 環境局長         | 1 ごみ・し尿の収集、処理、処分に関すること<br>2 災害廃棄物の撤去、処理、処分に関すること<br>3 有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること<br>4 環境保全対策に関すること   |
| 健康福祉部         | 健康福祉局   | 健康福祉局長       | 1 災害救助費負担金の申請に関すること<br>2 物資の連絡調整に関すること<br>3 備蓄物資の配布に関すること<br>4 要配慮者支援に関すること<br>5 一般ボランティアの受入れ、支援に関すること<br>6 義援金の配分に関すること<br>7 災害見舞金、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること<br>8 被災者生活再建支援金の支給に関すること<br>9 災害援護資金の貸付に関すること<br>10 病院等診療機関の被災状況の調査始め診療機能情報の収集・提供に関すること<br>11 医療関係機関等との連絡調整に関すること<br>12 医療救護活動に関すること<br>13 食品衛生・感染症予防に関すること<br>14 保健衛生に関すること<br>15 遺体の検案、輸送、火葬に関すること |
| 子どもも<br>青少年部  | 子ども青少年局 | 子ども青少年局長     | 1 児童の被害状況の把握及び安全確保に関すること<br>2 児童福祉施設等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること<br>3 調達物資の確保、配布の準備に関すること<br>4 救援物資の受入れ、配布に関すること  |

## 風水害等災害対策計画編

## 第1章 第3節 災害対策本部の設置及び運営

| 部及び区分<br>本部の名称 | 担当部署         | 部長又は<br>区本部長 | 主な任務  |
|----------------|--------------|--------------|---|
| 住宅都市部          | 住宅都市局        | 住宅都市局長       | 1 水上輸送の確保に関すること<br>2 市街地復興計画に関すること<br>3 応急仮設住宅の供与に関すること<br>4 被災住宅の応急修理に関すること<br>5 被災建築物の復旧に関する指導及び相談に関すること<br>6 市有建築物の復旧に関すること<br>7 市営住宅の応急修理に関すること<br>8 災害公営住宅の整備に関すること<br>9 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資に関すること |
| 緑政土木部          | 緑政土木局        | 緑政土木局長       | 1 水防活動に関すること<br>2 道路、橋梁、河川、急傾斜地等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること<br>3 緊急輸送道路及び緊急陸上輸送ルートの確保に関すること<br>4 公園施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること<br>5 農業関係、畜水産関係の被害状況の調査に関すること<br>6 米穀の調達要請及び取扱機関との連絡調整に関すること<br>7 農林漁業関係の融資の相談に関すること     |
| 学校部            | 教育委員会<br>事務局 | 教育長          | 1 園児、児童及び生徒の被害状況の把握及び安全確保に関すること<br>2 学校施設・社会教育施設等の応急復旧に関すること<br>3 被災後の学校教育の実施に関すること<br>4 教科書、その他学用品等の配給に関すること<br>5 指定避難所の管理運営協力に関すること（所管施設）   |
| 消防部            | 消防局          | 消防局長         | 1 消火・救急・救助活動に関すること<br>2 水防活動に関すること<br>3 航空輸送の確保に関すること<br>4 火災予防及び消防広報に関すること<br>5 り災証明（火災によるもの）に関すること  |

| 部及び区本部の名称 | 担当部署  | 部長又は区本部長 | 主な任務   |
|-----------|-------|----------|--|
| 上下水道部     | 上下水道局 | 上下水道局長   | 1 水道水・工業用水の供給に関すること<br>2 水道施設、工業用水道施設、下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること<br>3 下水の排水及び処理作業に関すること<br>4 水防活動に関すること   |
| 交通部       | 交通局   | 交通局長     | 1 市営交通機関の運行の確保に関すること<br>2 市営交通施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること   |
| 区本部       | 区役所   | 区長       | 1 区の区域に係る災害対策の総合調整に関すること<br>2 区内の被害状況の調査に関すること<br>3 情報の収集及び伝達に関すること<br>4 避難の指示等の実施及び連絡調整に関すること<br>5 避難者の誘導及び収容に関すること<br>6 指定避難所の開閉及び管理運営に関すること<br>7 災害救助地区本部との連絡調整に関すること<br>8 遺体の搜索、収容及び遺体安置所の管理運営に関すること<br>9 要配慮者支援の実施に関すること<br>10 調達及び救援物資の受入れ及び配布に関すること<br>11 災害に関する広報・広聴に関すること<br>12 一般ボランティアの受入れ、支援に関すること<br>13 災害見舞金等の支給の協力に関すること。<br>14 罷災証明書等の発行に関すること。<br>15 医療救護・保健衛生に関すること。 |

## 2 各部・区本部共通の任務

- 1 職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること
- 2 被害状況の収集及び報告に関すること
- 3 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること
- 4 指定避難所の管理運営協力に関すること
- 5 各種協定に基づく応援要請に関すること
- 6 住民説明会に関すること
- 7 国、国会議員等からの視察受け入れに関すること

### 3 全庁体制で取り組む任務

- 1 遺体の搜索、収容、管理及び輸送に関すること
- 2 物資の仕分け及び配布に関すること
- 3 指定避難所の管理に関すること
- 4 応急仮設住宅の供与に関すること
- 5 罹災証明書等の発行に関すること
- 6 義援金の交付に関すること
- 7 要配慮者支援に関すること
- 8 総合支援窓口の運営に関すること
- 9 その他一時に大量処理が必要な任務に関すること

左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。

様式1-3-1 応援職員要請書

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 年　月　日                  |         |
| 庶務部長あて                 |         |
| 主管部長名                  |         |
| 応援を要請する理由              |         |
| 期間                     | 月　日～月　日 |
| 従事場所                   |         |
| 従事内容                   |         |
| 必要人員<br>(職種別)<br>(男女別) |         |
| 携行品                    |         |
| 集合日時・場所                |         |
| その他要請に必要な事項            |         |

様式1-3-2 相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 年　月　日                  |         |
| 庶務部長あて                 |         |
| 区長名                    |         |
| 応援を要請する理由              |         |
| 派遣区及び受入区               | 区 → 区   |
| 期間                     | 月　日～月　日 |
| 従事場所                   |         |
| 従事内容                   |         |
| 必要人員<br>(職種別)<br>(男女別) |         |
| 携行品                    |         |
| 集合日時・場所                |         |
| その他要請に必要な事項            |         |

## 第4節 情報連絡活動

災害に対し迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、市の保有する通信連絡手段及び情報処理装置を最大限に活用し、早期に市内の被害状況等の各種の情報を収集・伝達するとともに、必要に応じ国・自衛隊等に救援要請を行う。さらには、住民の心理的動搖によるパニック等の混乱を防止するため、報道機関に協力を求め、積極的な広報活動を展開する。

### 第1 気象情報等の収集・伝達

気象、水防、火災等に関する予警報等及び災害情報は、災害応急対策の万全を図るうえにおいて欠くことのできないものであるから、その受領・伝達を迅速かつ的確に行うための系統について定めておくものとする。

#### 1 予警報の受領及び伝達

気象情報の収集及び伝達は、迅速かつ的確さが要求されるのでそれぞれ担当者を定め、その方法、連絡先をあらかじめ定めておくものとする。なお、系統は、法に基づく系統で行うことが原則とされているが、気象台、県、警察等の関係機関と協議し、その申し合せによる系統によっても行うよう措置するとともに、系統を図示し関係職員に周知しておくものとする。

#### 2 平常時の情報収集体制

職員は、気象情報等の収集・伝達にあたっては、次の事項に留意するとともに、必要に応じ災害警戒本部の設置等速やかに上位の体制に移行できるよう努めるものとする。

##### (1) 市役所における情報収集・伝達要領

ア 防災危機管理局危機対策課は、平常時から名古屋市水防情報システムを活用し、気象情報等を収集するとともに、テレビ・ラジオ等により気象その他の状況の聴取に努める。

イ 防災指令センターは、災害の発生を覚知したときは、直ちに高所監視カメラ及びヘリコプター映像等の情報により市内の被害状況を確認するものとする。これにより、市内に被害を覚知した場合は、各部に必要な情報の報告を指示する。

##### (2) 区役所及び関係公所等における情報収集・伝達要領

ア 区長及び関係公所の長は、平常時から名古屋市水防情報システムを活用し、気象情報等を収集するとともに、テレビ・ラジオ等により気象、その他の状況の聴取を努める。

イ 区長は、災害の発生を覚知したとき及び災害対策委員等からの情報を受領したとき、又は気象の推移により災害の発生のおそれがあるときは、速やかに防災危機管理局危機対策課長に通報するものとする。

#### 3 気象予警報の受領・伝達要領

##### (1) 愛知県から市に通報される警報、注意報、火災予防のための気象通報及び情報は防災危機管理局危機対策課長が受領する。

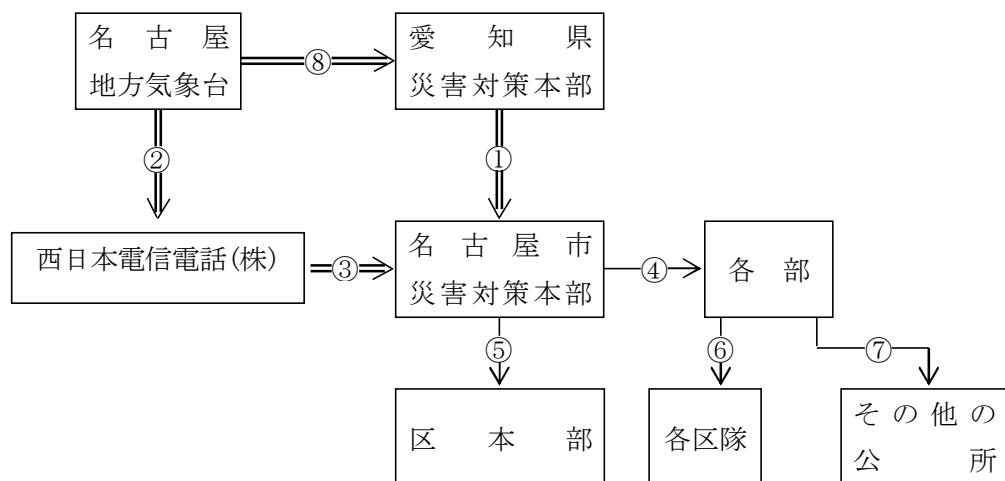
水防警報、水防に関する情報及び対策通報は、防災危機管理局危機対策課長が受領する。

##### (2) 防災危機管理局危機対策課長は、前記の予警報を受領し、必要と認める場合はすみやかに市長、

副市長及び防災危機管理局長に報告するとともに、関係各局に伝達する。

- (3) 防災危機管理局危機対策課長から伝達を受けた関係局防災主管課長は、すみやかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先等へ伝達する。
- (4) 関係各局防災主管課長は、警報及び注意報のうち特に庁内への周知を要すると認めるものについては、庁内放送等により所要の措置を講ずる。
- (5) 防災危機管理局危機対策課長は上司の命があったとき、又は状況により自ら必要と認めたときは、所要の対策通報をすみやかに関係局防災主管課長に伝達する。
- (6) 防災危機管理局危機対策課における予警報の伝達に関する業務は、防災危機管理局危機対策課長が命ずる者がこれを担当する。

気象予警報等の伝達系統及び伝達手段は次図による。



| 区分 | 伝達手段                      |
|----|---------------------------|
| ①  | 県高度情報通信ネットワークファクシミリ       |
| ②  | 専用線によるオンライン（警報の発表・解除のみ）   |
| ③  | ファクシミリ                    |
| ④  | 愛知県防災情報システム、ファクシミリ及び庁内放送  |
| ⑤  | 愛知県防災情報システム、ファクシミリ        |
| ⑥  | 愛知県防災情報システム、電話、無線、ファクシミリ  |
| ⑦  | 愛知県防災情報システム、電話、ファクシミリ     |
| ⑧  | 専用線によるオンライン<br>法令等による伝達系統 |

#### 4 特別警報の公衆等への周知措置について

防災危機管理局危機対策課長は、特別警報（大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合は、下記により、公衆及び所在の官公署に周知させる措置を講じるものとする。

- ア 区本部、区隊の広報車等による広報
- イ 同報無線（音声）による広報
- ウ テレビ・ラジオ等の報道機関による広報
- エ ホームページ等による広報
- オ 電子メール（きずなネット防災情報）
- カ 緊急速報メール
- キ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

##### 【特別警報時の広報文例】

###### 大雨特別警報（豪雨）

本日〇〇時〇〇分、名古屋市に大雨特別警報が発表されました。これまでに経験したことのないような大雨になっており、今後も続く見込みです。最大級の警戒をしてください。避難指示などの情報に留意し、ただちに指定緊急避難場所に避難するか、家の中の安全な場所にとどまってください。

繰り返す

###### 暴風・波浪・高潮特別警報（台風）

本日〇〇時〇〇分、名古屋市に暴風、波浪、高潮特別警報が発表されました。大型で猛烈に発達した台風〇〇号はかなり接近する見込みです。猛烈な風としけが長く続き数十年に一度の高潮（暴風）となるおそれがあります。最大級の警戒をしてください。避難指示などの情報に留意し、ただちに指定緊急避難場所に避難するか、家の中の安全な場所にとどまってください。

繰り返す

#### 5 水防警報

「第8節 水防活動」の定めるところによる。

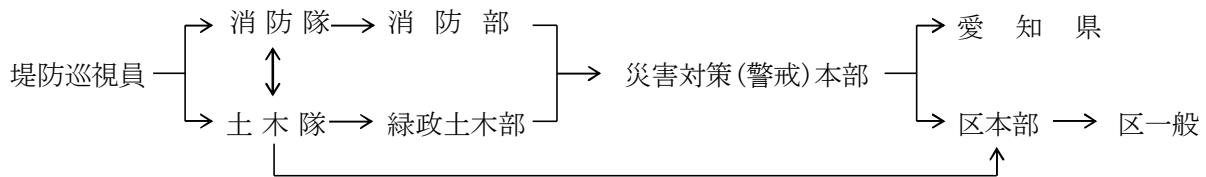
#### 6 雨量・河川情報

名古屋市水防情報システムによる実況監視を行い、雨量・河川水位等の情報収集を行い、状況に応じて現地巡回等を行い、情報収集に努めるものとする。

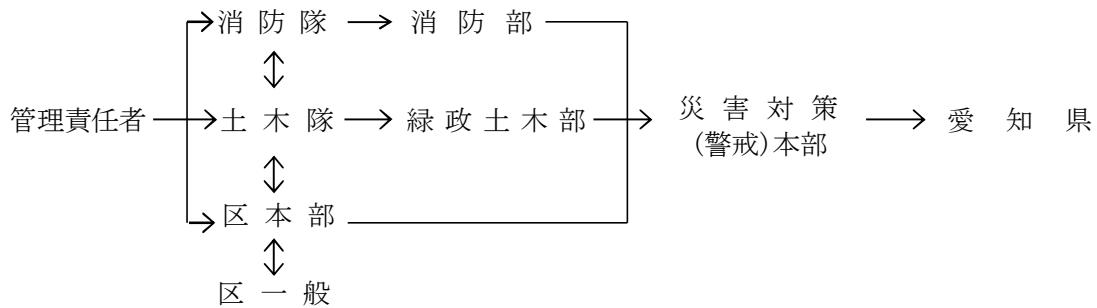
#### 7 災害危険箇所等の情報

災害危険箇所等としては、各河川堤防及びため池にかかる重要水防箇所並びに急傾斜地崩壊危険区域又はがけ崩れ注意箇所並びに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域があり、出水時には、巡回監視により災害危険箇所等の情報収集に努め、災害発生の防止のための措置を講ずるものとする。なお、情報の伝達系統については、次のとおりとする。

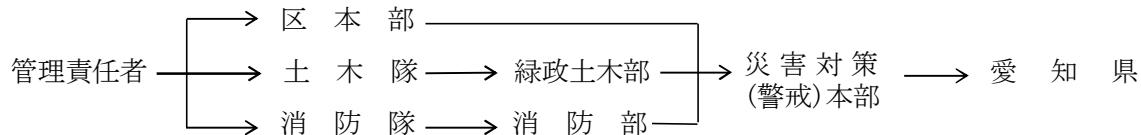
(1) 堤防の情報



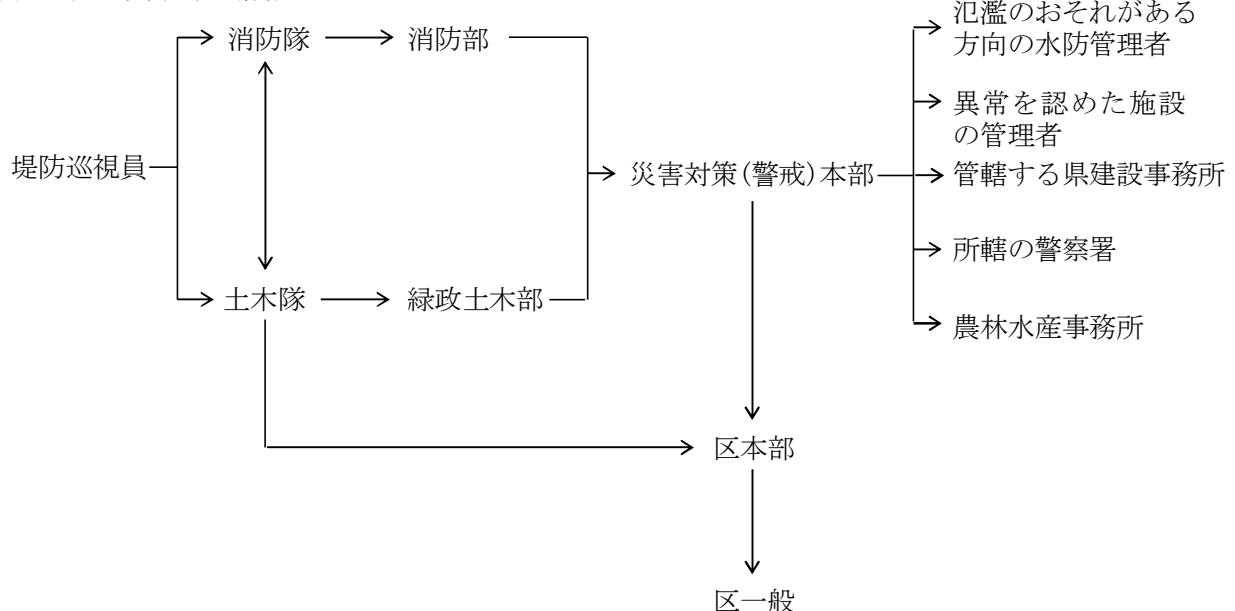
(2) ため池の情報



(3) 農業用施設の情報



(4) 堤防の異常等の情報



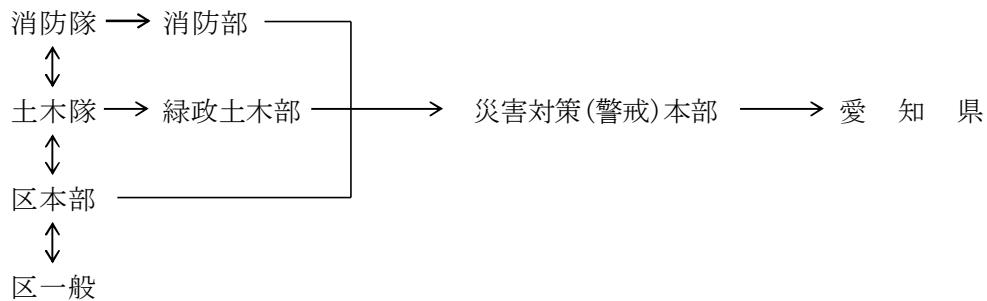
注 堤防の異常等とは、堤防その他の施設に異常が認められ氾濫の恐れがある場合をいう。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の情報

土木隊、消防隊及び区本部は、土砂災害の前兆現象の早期把握に努め、土地の管理者又は危険

箇所周辺の住民等に注意を喚起する。

なお、情報の伝達系統は、次のとおりとする。



(6) がけ崩れ注意箇所の情報

急傾斜崩壊危険区域の定めに準ずる。

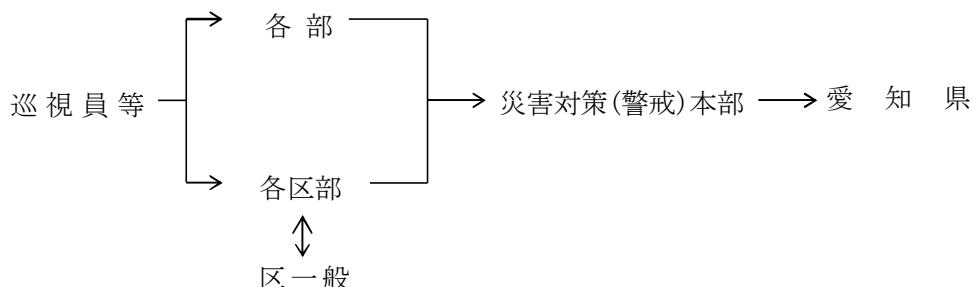
(7) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の情報

急傾斜地崩壊危険区域の定めに準ずる。

## 8 災害発生の情報

災害が発生している状況を把握した巡視員等は、災害対策（警戒）本部へ報告する。

なお、情報の伝達系統は次のとおりとする。



注1 災害による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告する。

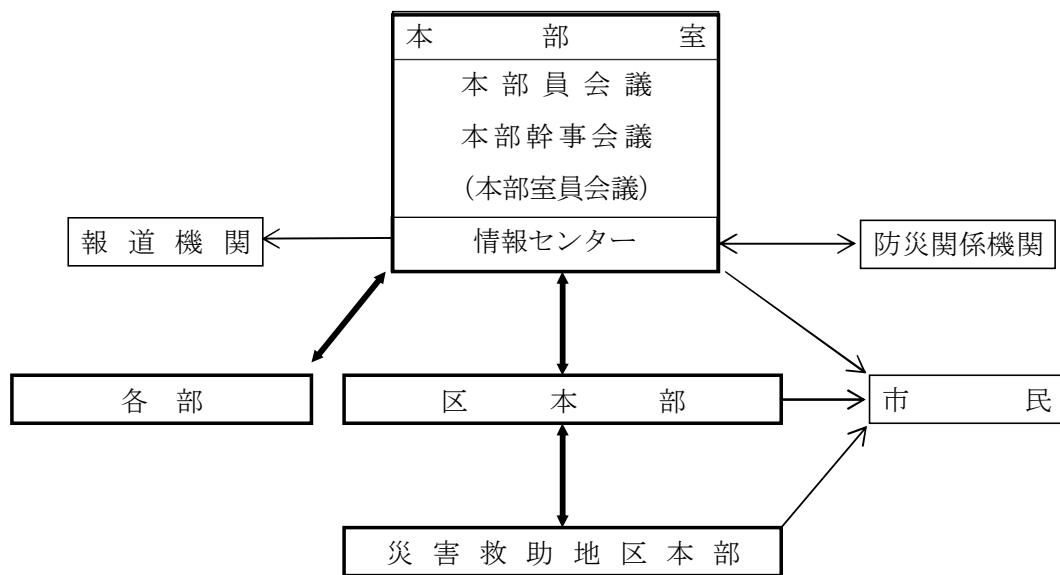
- ① 災害発生状況等については「様式 2」（愛知県地域防災計画）、人的被害については「様式 3」（愛知県地域防災計画）により、愛知県災害対策本部へ報告する。
- ② 公共土木施設被害については、「様式 4」（愛知県地域防災計画）により、管轄する県建設事務所、農林水産事務所へ報告する。

注2 災害対策（警戒）本部から災害発生の情報を伝達する情報系統は「第10節 避難」の定めるところによる。

## 第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設

災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎1階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、災害に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は、本部室事務局又は各チームを通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。

(情報センターの位置づけ)



### 第3 被害情報、対策情報の収集伝達

災害時において、情報センターを中心に展開される複雑多岐な各種の情報連絡活動を分類整理し、情報の種別ごとに、その収集・伝達等の連絡方法を定める。

#### 1 被害情報等の収集・伝達

##### (1) 被害情報等の区分及び収集担当

被害情報等の収集・伝達は、原則として、次表の区分に基づき各担当部が行う。ただし、区本部は、担当する被害等の情報のほか、各部が収集する区内の被害情報等を総合的に把握する。

なお、各部・区本部は、自己以外の部・区本部が収集する被害情報等を入手した場合には、速やかに担当部へ伝達する。

(人、建物の被害)

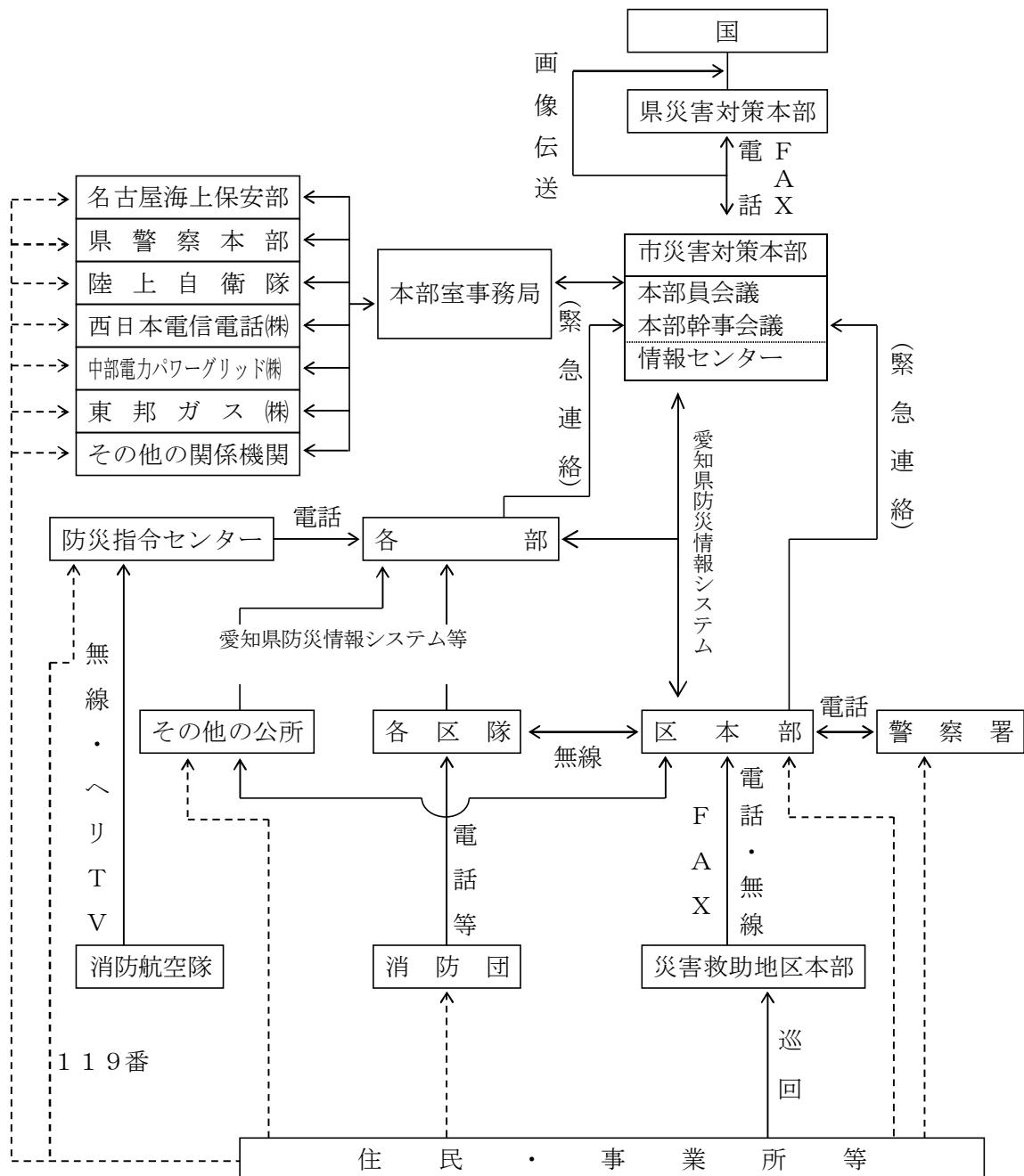
| 情報の区分       | 情 報 の 内 容                      |             | 担 当 部         |
|-------------|--------------------------------|-------------|---------------|
| 人 的 被 害     | 死者、行方不明者、負傷者（重傷、軽傷）            |             | 区本部           |
| 住 家 被 害     | 全壊（焼）、半壊（焼）、準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水 |             | 区本部、（消防部）     |
| 非住家<br>被 害  | 公共建物                           | 全壊（焼）、半壊（焼） | 所管部、区本部、（消防部） |
|             | その 他                           | 全壊（焼）、半壊（焼） | 区本部（消防部）      |
| 住 民 り 災 状 況 | り災世帯数、り災者数                     |             | 区本部           |

(注) 担当部の欄中（　）書きの部にあっては、情報の内容欄中（　）書きを行うことを示す。

(部門別的情報)

| 情報の区分    | 情 報 の 内 容                           | 担 当 部          |
|----------|-------------------------------------|----------------|
| 土木関係情報   | 道路、橋梁、河川、排水路、ポンプ施設、ため池              | 緑政土木部          |
| 教育関係情報   | 市立学校等、社会教育施設、文化財施設                  | 学校部            |
| 民生関係情報   | 社会福祉施設                              | 健康福祉部          |
| 市営住宅関係情報 | 市営住宅、附帯施設                           | 住宅都市部          |
| 水道関係情報   | 水道施設、工業用水道施設                        | 上下水道部          |
| 下水道関係情報  | 下水道施設                               | 上下水道部          |
| 交通関係情報   | 市バス・地下鉄関係施設                         | 交通部            |
| 公園関係情報   | 公園、街路樹、街園                           | 緑政土木部          |
| 危険物関係情報  | 危険物施設                               | 消防部            |
| 商工業関係情報  | 商工業施設、工業原材料、商品、生産機械器具、観光施設等         | 経済部<br>観光文化交流部 |
| 農業関係情報   | 農地、農業用施設、農作物、畜産物等                   | 緑政土木部          |
| その他の情報   | 上記以外の所管施設                           | 所管部            |
|          | 電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設、公共交通施設（交通部担当除く） | 本部室事務局         |

(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段



- \* 災害対策本部内における情報の共有化については、原則、愛知県防災情報システムによることとし、その補完として電話及びFAXを活用する。
- \* 有線電話途絶の場合は、無線電話又は情報連絡員（伝令）を代替手段とする。
- \* -----は、住民、事業所等からの通報を示す。

(3) 被害情報等の収集・報告の方法

- ア 被害情報の収集・報告内容は、災害規模に比例し増大する。このため被害判定基準（別表1-4-1）に基づく被害情報の収集・報告は、災害規模に応じ、非常配備の種別ごとに次のように行うものとする。

イ 収集の方法

(ア) 収集内容

配備の種別に関わらず、全被害情報とする。

(イ) 当日の報告内容

a 第1・第2非常配備

全被害情報とする。

b 第3・第4非常配備

死者、行方不明者、負傷者（重傷）、全壊、半壊、床上浸水又はその他の災害応急対策に影響を及ぼす被害情報とする。

(ウ) 確定報告内容

応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握、収集し、復旧予定費を含む確定報告を防災危機管理局長に提出する。

ウ 報告の方法

(ア) 報告先

各部・区本部からの報告先は情報センターとする。

ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する（区本部情報については、本部室事務局経由とする）。

報告手段は、原則として、愛知県防災情報システムとする。ただし、必要に応じて各部は情報連絡員（伝令）、各区本部はファクシミリ又は府内電話とする。

(イ) 報告の様式（情報連絡員（伝令）・ファクシミリの場合）

a 区本部の場合 — 別記様式1-4-0～5による。

b 部の場合 —— 別記様式1-4-0、1-4-4、1-4-5による。また各部ごとに、担当する被害に応じて、集計様式を作成する。

エ 県災害対策本部への報告

本部室事務局は、被害情報を速やかに県災害対策本部に報告する。県本部が設置されていないときは県防災安全局災害対策課とする。

（報告又は伝達を要する場合）

・県災害対策本部が設置されたとき

・市災害対策本部が設置されたとき

・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるとき

オ 内閣府への報告

本部室事務局及び健康福祉部（災害救助費に関するものに限る）は、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき、内閣府に速やかに報告する。報告窓口は内閣府政策統括官（防災担当）とする。

・発生情報

・中間情報

・決定情報

カ 被害写真の撮影

被害状況の確認、報告、記録のため、各部・区本部は被害写真の撮影に努めるものとする。

また、記録映画の作成に努める。

## 2 対策情報の収集・伝達

応急対策の実施上必要な各種の報告、依頼、要請等の情報の伝達方法、手段、系統等について定める。区本部はその管内の対策情報を総合的に把握する。

### (1) 対策情報の種類

ア 職員参集状況の報告

イ 住民避難状況の報告

ウ 車両、資機材等の調達依頼

エ 職員の応援要請

オ 自衛隊の派遣要請

カ 応急対策の実施要請

キ 応急対策の実施状況の報告

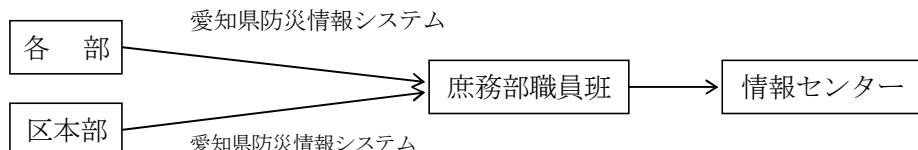
ク その他応急対策上必要な事項

### (2) 対策情報の伝達方法

ア 職員参集状況の報告

職員参集状況は、随時記録し、愛知県防災情報システムにて、庶務部職員班へ報告するとともに、必要に応じて、別記様式1-4-6によりファクシミリにて伝達する。

(伝達系統)



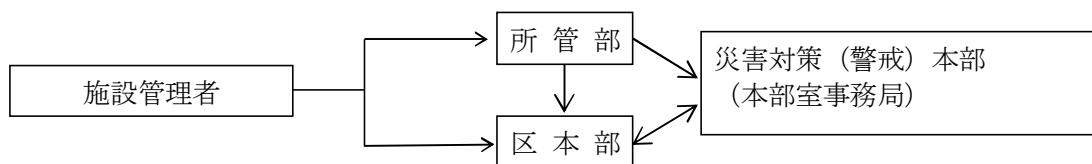
※関連事項は「第1節 初動活動体制」を参照

ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-6によりファクシミリにて伝達する。

イ 住民避難状況の報告

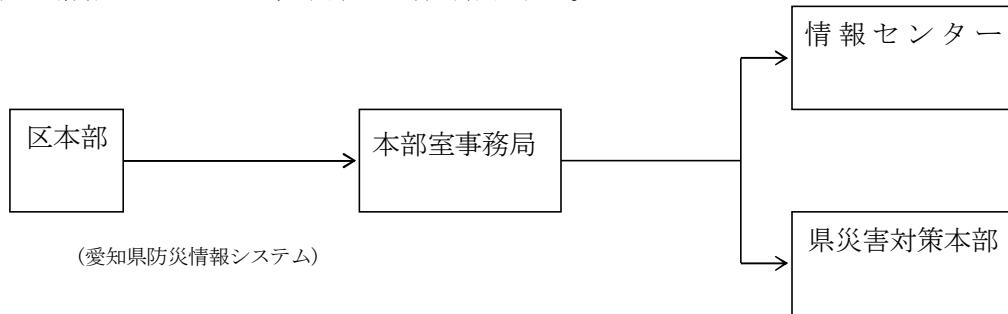
(ア) 指定避難所等の開設指示以前における指定避難所等の情報

住民が自発的に指定避難所等に避難した場合における情報の伝達系統は次のとおりとする。



(イ) 指定避難所等の開設指示後における指定避難所等の情報

区本部は、指定避難所等の施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を隨時記録し、愛知県防災情報システムにて、本部室事務局報告する。

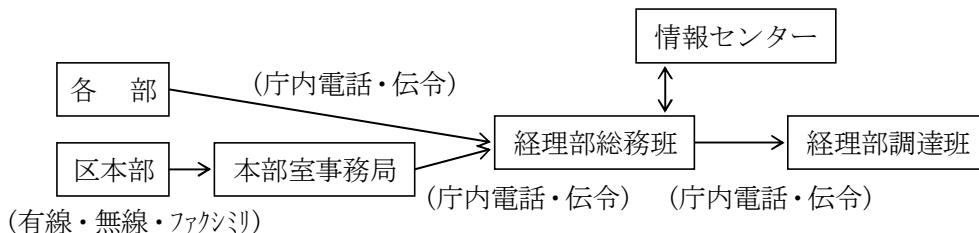


ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-7によりファクシミリにて伝達する。

#### ウ 車両、資機材等の調達依頼

車両、資機材等を必要とする場合は、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して調達依頼を行う。

(伝達系統)

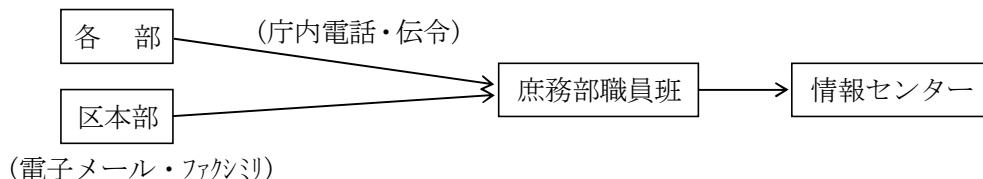


※関連事項は「第12節 輸送・道路等応急対策」参照

#### エ 職員の応援要請

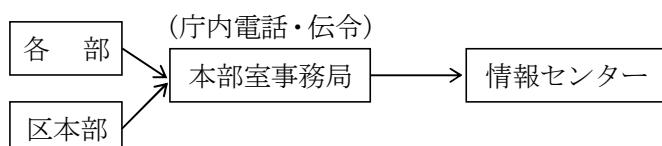
他の部又は区本部の職員の応援を必要とする場合は、庶務部職員班に対し、電子メールにて職員の応援要請を行う。(ただし、電子メールを使用することができない場合には様式1-3-1によりファクシミリにて庶務部長あてに要請する。)

(伝達系統)



#### オ 自衛隊の派遣要請依頼

自衛隊の派遣を必要とする場合は、本部室事務局に対し、派遣要請依頼を行う。(本部室事務局あて様式1-7-1(1-7-2)を提出する。)



(有線・無線・ファクシミリ)

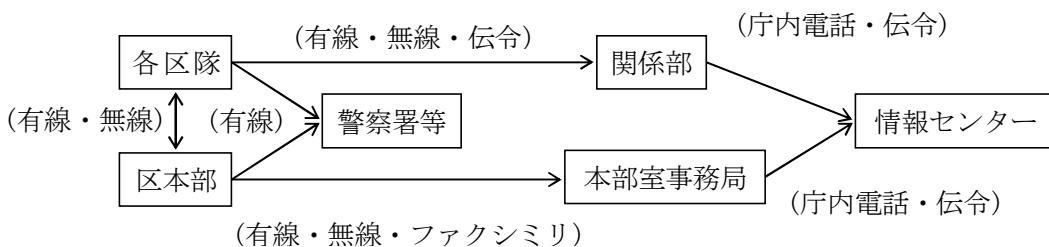
※関連事項は「第7節 応援要請」を参照

カ 応急対策の実施要請

各部・区本部が、その分担する応急対策の実施に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。ただし、区本部は本部室事務局を経由する。

なお、区本部、各区隊、警察署、その他防災関係機関の出先等の間においては、各相互間で直接実施要請を行い、事後、本部幹事会議にその旨報告する。

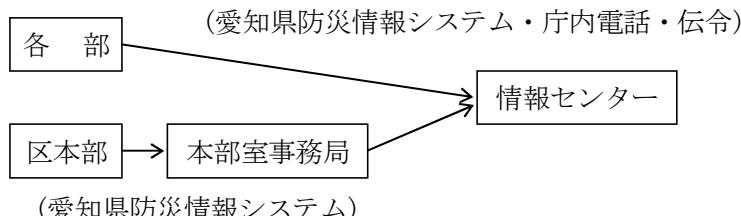
(伝達系統)



キ 応急対策の実施状況の報告

既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは愛知県防災情報システムにより、また、その他のものは府内電話や情報連絡員（伝令）により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は本部室事務局を経由する。

(伝達系統)



ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、各被害情報報告様式1-4-1～5により、ファクシミリに伝達する。

なお、緊急かつ重大な事項については、区本部より直接本部幹事会議へ報告する。

ク その他応急対策上必要な事項は、各部については本部幹事会議へ、区本部については本部室事務局へそれぞれ報告する。

#### 第4 通信連絡手段の確保及び活用

災害時の通信手段は、前項までに定めた他、次のとおり確保し、関係機関への通信に努める。

1 無線電話

(1) 無線電話の統制

ア 防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用無線管理運営規程」の定めるところにより、本

部室事務局が行う。

イ 消防無線の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。

ウ 各無線電話の通信系統図は、附属資料編計画資料 56-1 参照。

(2) 無線機能の確保

無線設備及び無線電話機は、常に良好な通話状態を保つとともに、附属の非常電源設備についても、その作動状態を確認し、機能維持に努める。

2 情報連絡員（伝令）の派遣

有線電話が途絶し、無線電話のない場合又は無線電話が混乱して使用できない場合は、適宜、情報連絡員を派遣し、情報の空白状態をなくすよう努める。

3 防災関係機関に対する非常無線通信の依頼

災害の状況により、市有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、東海総合通信局と MCA 無線機、簡易無線機又は衛星携帯電話の借り受けについての調整を行う。また、陸上自衛隊等の無線局に非常無線通信を依頼する。

4 通信施設の応急復旧

各部・区本部は、発災後すみやかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、西日本電信電話株式会社等の協力を得て、応急復旧措置を講ずる。

(資料)

|                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ・重要水防箇所              | (附属資料編 計画資料 12)   |
| ・重要水防箇所（ため池）         | (附属資料編 計画資料 13)   |
| ・急傾斜地崩壊危険区域          | (附属資料編 計画資料 15)   |
| ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 | (附属資料編 計画資料 16)   |
| ・雨量観測所               | (附属資料編 計画資料 29)   |
| ・水位観測所               | (附属資料編 計画資料 30)   |
| ・無線通信系統図             | (附属資料編 計画資料 56-1) |
| ・気象・水象に関する予警報        | (附属資料編 計画資料 57)   |
| ・河川等の巡視箇所一覧表         | (附属資料編 計画資料 59)   |
| ・ため池の巡視箇所一覧表         | (附属資料編 計画資料 60)   |
| ・同報無線放送内容            | (附属資料編 計画資料 68)   |

◎別表1-4-1 被害判定基準

| 被　害　区　分               |                     | 判　定　基　準  |
|-----------------------|---------------------|--|
| 人<br>の<br>被<br>害      | 死　　者                | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。  |
|                       | 行 方 不 明 者           | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。   |
|                       | 負　　傷　　者             | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。<br>(重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。<br>(軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。  |
| 住<br>家<br>の<br>被<br>害 | (住　　家)              | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。   |
|                       | (　棟　　)              | 一つの建築物をいう。<br>主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。<br>また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。  |
| 住<br>家<br>の<br>被<br>害 | (世　　帯)              | 生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）  |
|                       | 住　家　全　壊<br>(全焼・全流失) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により、損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
|                       | 住　家　半　壊<br>(半　　焼)   | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。  |
|                       | 住家準半壊               | 住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。  |

| 被 害 区 分 |           | 判 定 基 準  |
|---------|-----------|--|
| 住家の被害   | 一 部 損 壊   | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。  |
|         | 床 上 浸 水   | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹本等のたい積により一時的に居住することができないものとする。   |
|         | 床 下 浸 水   | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。  |
| 非住家の被害  | (非 住 家)   | 住家以外の建物でこの報告中、他の被害か所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。                  |
|         | 公 共 建 物   | 役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。   |
|         | そ の 他     | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。  |
| その他の    | 田の流失・埋没   | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。  |
|         | 田 の 冠 水   | 稻の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。   |
|         | 畑の流失・埋没   |  |
|         | 畑 の 冠 水   | 田の例に準じて取り扱うものとする。  |
|         | 文 教 施 設   | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。   |
|         | 道 路       | 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。   |
|         | 損 壊       | 道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。  |
|         | 冠 水       | 道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。   |
|         | (通行不能)    | 道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。   |
|         | 橋 り よ う   | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。  |
| 河 川     |           | 河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
|         | 堤防の決壊     | 堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。  |
|         | 水があふれる    | 堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。   |
|         | そ の 他     | 堤防の決壊や水があふれる状態にはないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。   |
|         | 港 湾 ・ 漁 港 | 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項及び漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。           |

| 被 害 区 分          | 判 定 基 準   |
|------------------|---|
| 砂 防              | 砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。                |
| そ<br>の<br>他      | 崖くずれ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。 |
|                  | 地すべり 地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。                                 |
|                  | 土石流 土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。  |
|                  | 水道 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。   |
|                  | 清掃施設 ごみ処理及び屎処理施設とする。  |
|                  | 鉄道不通 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。  |
|                  | 船舶被害 ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。                           |
|                  | 電話 災害により通話不能となった電話の回線数とする。  |
|                  | 電気 災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。  |
| 火<br>災<br>発<br>生 | ガス ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となつた時点における戸数とする。  |
|                  | ブロック塀等 崩壊したブロック塀又は石塀のか所数とする。  |
| 火<br>災<br>発<br>生 | (火災) 地震又は火山噴火の場合のみとすること。  |
|                  | 建物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。             |
|                  | 危険物 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所等  |
|                  | その他の 建物及び危険物以外のもの   |
| り災世帯             | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。   |
| り災者              | り災世帯の構成員とする。  |
| 公立文教施設           | 公立の文教施設をいう。   |
| 農林水産業施設          | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。                  |

| 被　害　区　分  | 判　定　基　準   |  |
|--|---|--|
| 公共土木施設   | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。 |  |
| その他の公共施設   | 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。   |  |
| 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。 |   |  |
| 公共施設被害<br>市　町　村　数  | 公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。   |  |
| そ<br>の<br>他  | 農　産　被　害   | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 |
|  | 林　産　被　害   | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。       |
|  | 畜　産　被　害   | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。       |
|  | 水　産　被　害   | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。   |
|  | 商　工　被　害   | 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。       |

◎様式 1-4-0

## 被害情報集計報告書

報告日時  月  日  時  分  区本部

※本報告書は、事案発生以降毎時 30 分に報告する。ただし、数値に変動がない場合を除く。  
※「住民り災状況」には「住家被害」の全壊、半壊、床上浸水の数を合計したものを記入する。

| 住民り災状況 |       |         |         |
|--------|-------|---------|---------|
| り災世帯数  | り災者数  |         |         |
| 世帯     | 人     |         |         |
| 人的被害   |       |         |         |
| 死者     | 行方不明者 | 負傷者(重傷) | 負傷者(軽傷) |
| 人      | 人     | 人       | 人       |
| 住家被害   |       |         |         |
|        | 棟 数   | 世帯数     | 人 員     |
| 全 壊    | 棟     | 世帯      | 人       |
| 半 壊    | 棟     | 世帯      | 人       |
| 一部破損   | 棟     | 世帯      | 人       |
| 床上浸水   | 棟     | 世帯      | 人       |
| 床下浸水   | 棟     | 世帯      | 人       |
| 非住家被害  |       |         |         |
|        | 棟 数   |         |         |
| 全 壊    | 棟     |         |         |
| 半 壊    | 棟     |         |         |
| 一部破損   | 棟     |         |         |
| 床上浸水   | 棟     |         |         |
| 床下浸水   | 棟     |         |         |

報告先 本部室事務局 FAX 962-4030

◎様式 1-4-1

## 人的被害情報報告書

報告番号

|   |
|---|
| 一 |
|---|

|  |
|--|
|  |
|--|

区本部

※同一事案で2報目以降の報告は、先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。

※点線枠内に内容事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。

|                     |                   |    |    |     |   |   |  |
|---------------------|-------------------|----|----|-----|---|---|--|
| 報告日時(和暦)            | 年                 | 月  | 日  | 時   | 分 |   |  |
| 発生日時(和暦)            | 年                 | 月  | 日  | 時   | 分 |   |  |
| 発生場所                | 区                 |    |    |     |   |   |  |
| 学 区                 | 学区                |    |    |     |   |   |  |
| 原 因                 |                   |    |    |     |   |   |  |
| 被害程度(選択)            | 死亡                | 不明 | 重傷 | 軽傷  |   |   |  |
| 被害者                 | 力ナ名               | 姓  |    | 名   |   |   |  |
|                     | 氏 名               | 姓  |    | 名   |   |   |  |
| 生年月日(和暦)            | 年                 | 月  | 日  |     |   |   |  |
| 年 齢                 | 歳                 |    |    |     |   |   |  |
| 性 別(選択)             | 男性                | 女性 | 不明 | 未選択 |   |   |  |
| 住 所                 | 市内                | 区  |    |     |   |   |  |
| 電 話                 | 市外                |    |    |     |   |   |  |
| 収容先                 |                   |    |    |     |   | 無 |  |
| 住所市町村への<br>伝達状況(選択) | 不要                | 未  | 済  |     |   |   |  |
| 特記事項                | 〔応急対策の実施状況を併せて記入〕 |    |    |     |   |   |  |

報告先 本部室事務局 FAX 962-4030

◎様式 1-4-2

## 住家被害情報報告書

報告番号

—

区本部

※同一事案で2報目以降の報告は、先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。  
※点線枠内に必要事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。  
※世帯数が複数ある場合は、様式1-4-2(別紙)に世帯主を記載し報告すること。  
※別紙を含め、本様式が複数枚に及ぶ場合は、ページ数を余白に記載すること。

|                |              |           |           |    |      |   |      |   |      |   |  |
|----------------|--------------|-----------|-----------|----|------|---|------|---|------|---|--|
| 報告日時<br>(和暦)   |              | 年         |           | 月  |      | 日 |      | 時 |      | 分 |  |
| 発生場所           | 区            |           |           |    |      |   |      |   |      |   |  |
| 学区             | 学区           |           |           |    |      |   |      |   |      |   |  |
| 被害程度<br>(選択)   | 全壊           | 半壊        | 準半壊       |    | 一部破損 |   | 床下浸水 |   | 床上浸水 |   |  |
| 被害判定区分<br>(選択) | 第1次<br>判定    | 第2次<br>判定 | 第3次<br>判定 |    |      |   |      |   |      |   |  |
| 棟数             | 棟            |           |           |    |      |   |      |   |      |   |  |
| 世帯数            | 世帯           |           |           |    |      |   |      |   |      |   |  |
| 人員             | 人            |           |           |    |      |   |      |   |      |   |  |
| 世<br>帯<br>主    | 力ナ名          | 姓         |           |    |      | 名 |      |   |      |   |  |
|                | 氏名           | 姓         |           |    |      | 名 |      |   |      |   |  |
|                | 生年月日<br>(和暦) |           | 年         |    | 月    |   | 日    |   |      |   |  |
|                | 年齢           |           | 歳         |    |      |   |      |   |      |   |  |
|                | 性別<br>(選択)   | 男性        | 女性        | 不明 | 未選択  |   |      |   |      |   |  |
|                | 続柄           | 人         |           |    |      |   |      |   |      |   |  |
|                | 電話           |           |           |    |      |   |      |   |      |   |  |
|                | 世帯人数         |           |           |    |      |   |      |   |      |   |  |
| 特記事項           |              |           |           |    |      |   |      |   |      |   |  |

報告先 本部室事務局 FAX 962-4030

◎様式1-4-2(別紙)

報告番号

|   |
|---|
| 一 |
|---|

区本部

|             |          |    |    |                          |    |                          |     |                          |  |  |
|-------------|----------|----|----|--------------------------|----|--------------------------|-----|--------------------------|--|--|
| 世<br>帯<br>主 | カナ名      | 姓  |    |                          |    | 名                        |     |                          |  |  |
|             | 氏名       | 姓  |    |                          |    | 名                        |     |                          |  |  |
|             | 生年月日(和暦) |    | 年  | 月                        | 日  |                          |     |                          |  |  |
|             | 年齢       |    | 歳  |                          |    |                          |     |                          |  |  |
|             | 性別(選択)   | 男性 | 女性 | <input type="checkbox"/> | 不明 | <input type="checkbox"/> | 未選択 | <input type="checkbox"/> |  |  |
|             | 続柄       |    |    |                          |    |                          |     |                          |  |  |
|             | 電話       |    | —  |                          |    |                          | —   |                          |  |  |
|             | 世帯人数     |    | 人  |                          |    |                          |     |                          |  |  |
| 世<br>帯<br>主 | カナ名      | 姓  |    |                          |    | 名                        |     |                          |  |  |
|             | 氏名       | 姓  |    |                          |    | 名                        |     |                          |  |  |
|             | 生年月日(和暦) |    | 年  | 月                        | 日  |                          |     |                          |  |  |
|             | 年齢       |    | 歳  |                          |    |                          |     |                          |  |  |
|             | 性別(選択)   | 男性 | 女性 | <input type="checkbox"/> | 不明 | <input type="checkbox"/> | 未選択 | <input type="checkbox"/> |  |  |
|             | 続柄       |    |    |                          |    |                          |     |                          |  |  |
|             | 電話       |    | —  |                          |    |                          | —   |                          |  |  |
|             | 世帯人数     |    | 人  |                          |    |                          |     |                          |  |  |
| 世<br>帯<br>主 | カナ名      | 姓  |    |                          |    | 名                        |     |                          |  |  |
|             | 氏名       | 姓  |    |                          |    | 名                        |     |                          |  |  |
|             | 生年月日(和暦) |    | 年  | 月                        | 日  |                          |     |                          |  |  |
|             | 年齢       |    | 歳  |                          |    |                          |     |                          |  |  |
|             | 性別(選択)   | 男性 | 女性 | <input type="checkbox"/> | 不明 | <input type="checkbox"/> | 未選択 | <input type="checkbox"/> |  |  |
|             | 続柄       |    |    |                          |    |                          |     |                          |  |  |
|             | 電話       |    | —  |                          |    |                          | —   |                          |  |  |
|             | 世帯人数     |    | 人  |                          |    |                          |     |                          |  |  |
| 世<br>帯<br>主 | カナ名      | 姓  |    |                          |    | 名                        |     |                          |  |  |
|             | 氏名       | 姓  |    |                          |    | 名                        |     |                          |  |  |
|             | 生年月日(和暦) |    | 年  | 月                        | 日  |                          |     |                          |  |  |
|             | 年齢       |    | 歳  |                          |    |                          |     |                          |  |  |
|             | 性別(選択)   | 男性 | 女性 | <input type="checkbox"/> | 不明 | <input type="checkbox"/> | 未選択 | <input type="checkbox"/> |  |  |
|             | 続柄       |    |    |                          |    |                          |     |                          |  |  |
|             | 電話       |    | —  |                          |    |                          | —   |                          |  |  |
|             | 世帯人数     |    | 人  |                          |    |                          |     |                          |  |  |

※ページ数を余白に記入すること。

◎様式 1-4-3

## 非住家被害(その他)情報報告書

報告番号

[ ] - [ ]

[ ]

区本部

※同一の事案で2報目以降の報告は先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。

※点線枠内に必要事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。

|          |                   |    |          |          |          |
|----------|-------------------|----|----------|----------|----------|
| 報告日時(和暦) | 年                 | 月  | 日        | 時        | 分        |
| 発生場所     | 区                 |    |          |          |          |
| 学 区      | 学区                |    |          |          |          |
| 被害程度(選択) | 全壊                | 半壊 | 一部<br>破損 | 床上<br>浸水 | 床下<br>浸水 |
| 会社名      |                   |    |          |          |          |
| 棟 数      | 棟                 |    |          |          |          |
| 関係者      | カナ名               | 姓  |          | 名        |          |
|          | 氏 名               | 姓  |          | 名        |          |
|          | 住 所               | 市内 |          | 区        |          |
|          | 電話                | 市外 |          |          |          |
| 特記事項     | 〔応急対策の実施状況も併せて記入〕 |    |          |          |          |

報告先 本部室事務局 FAX 962-4030

◎様式 1-4-4

## 公共施設被害情報報告書

報告番号

—

—

部・区本部

※同一の事案で2報目以降の報告は先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。

※点線枠内に必要事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。

|           |                   |        |                |        |      |
|-----------|-------------------|--------|----------------|--------|------|
| 報告日時(和暦)  | 年                 | 月      | 日              | 時      | 分    |
| 発生場所      | 区                 |        |                |        |      |
| 学 区       | 学区                |        |                |        |      |
| 被害区分(選択)  | 清掃施設              | 病院施設   | 公立文教施設         | 農林水産施設 |      |
| 被害程度(選択)  | 公共土木施設            | その他    | 一部損壊           | 床上浸水   | 床下浸水 |
|           | 全壊                | 半壊     | 道路(通行不能)       |        |      |
|           | 道路(損壊)            | 道路(冠水) |                | 橋りょう   |      |
|           | 河川(破堤)            | 河川(越水) | 河川(その他(法面崩壊等)) |        | 下水道  |
| 棟 数       | 棟                 |        |                |        |      |
| 施設名称      |                   |        |                |        |      |
| 所管(報告)部   | 部                 |        |                |        |      |
| 被害概要      |                   |        |                |        |      |
| 被害額(査定済額) | 千円                |        |                |        |      |
| 特記事項      | 〔応急対策の実施状況も併せて記入〕 |        |                |        |      |

報告先 本部室事務局 FAX 962-4030

◎様式 1-4-5

## その他被害情報報告書

報告番号

[ ] - [ ]

[ ]

部・区本部

※同一の事案で2報目以降の報告は先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。

※点線枠内に必要事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。

|             |                           |    |         |    |
|-------------|---------------------------|----|---------|----|
| 報告日時(和暦)    | 年 [ ] 月 [ ] 日 [ ] 時 [ ] 分 |    |         |    |
| 発生場所        | 区 [ ]                     |    |         |    |
| 学 区         | 学区 [ ]                    |    |         |    |
| 被害区分<br>規 模 | 田<br>(流失・埋没)              | ha | 田(冠水)   | ha |
|             | 畠<br>(流失・埋没)              | ha | 畠(冠水)   | ha |
|             | 崖くずれ                      | か所 | 地すべり    | ha |
|             | 鉄道不通                      | か所 | 水道      | 戸  |
|             | ブロック塀等                    | か所 | その他(農業) | 千円 |
|             | その他(林業)                   | 千円 | その他(畜産) | 千円 |
|             | その他(水産)                   | 千円 | その他(商工) | 千円 |
|             | その他(その他)                  | 千円 |         |    |
|             |                           |    |         |    |
| 施設名称        |                           |    |         |    |
| 所管(報告)部     | 部                         |    |         |    |
| 被害概要        |                           |    |         |    |
| 特記事項        | 〔応急対策の実施状況を併せて記入〕         |    |         |    |

報告先 本部室事務局 FAX 962-4030

◎様式 1-4-6

## 職員参集情報報告書

報告番号

[ ] - [ ]

[ ]

部・区本部

※同一の事案で2報目以降の報告は先に報告した番号に枝番を付けて報告すること。

※点数内に必要事項を記入する。また、選択項目部分には右側点線枠内に○を記入する。

|          |                              |         |
|----------|------------------------------|---------|
| 報告日時(和暦) | [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日            | 時 [ ] 分 |
| 配備種別(選択) | 第1 [ ] 第2 [ ] 第3 [ ] 第4 [ ]  |         |
| 完了/未完了   | 完了 [ ] 未完了 [ ]               |         |
| 計画職員数    | [ ] 人                        |         |
| 参集職員数    | [ ] 人                        |         |
| 備考       | 【 部長・区本部長 登庁時間】<br>月 日 時 分   |         |
|          | 【 副部長・区副本部長 登庁時間】<br>月 日 時 分 |         |
|          | 【 本部幹事 登庁時間】<br>月 日 時 分      |         |

報告先 庶務部職員班 FAX 962-4030

◎様式 1-4-7

## 避難者発生情報報告書

報告日時  月  日  時  分  区本部

※同一災害で本様式が複数枚に及ぶ場合はページ数を余白に明記して報告し、合計は先頭ページに記入すること。

※本報告書は、避難所が開設されて以降、閉鎖されるまで毎時 30 分に報告する。ただし、数値に変更がない場合を除く。

| 学区名 | 避 難 所 等<br>名 称 | 開設時刻<br>(24 時間表示) | 閉鎖時刻<br>(24 時間表示) | 避難世帯数 | 避難者数 |
|-----|----------------|-------------------|-------------------|-------|------|
|     |                | :                 | :                 |       |      |
|     |                | :                 | :                 |       |      |
|     |                | :                 | :                 |       |      |
|     |                | :                 | :                 |       |      |
|     |                | :                 | :                 |       |      |
|     |                | :                 | :                 |       |      |
|     |                | :                 | :                 |       |      |
|     |                | :                 | :                 |       |      |
|     |                | :                 | :                 |       |      |

| 学区数計 | 避 難 所 等<br>数 計 |  |  | 避難世帯<br>数計 | 避難者<br>数計 |
|------|----------------|--|--|------------|-----------|
|      |                |  |  |            |           |

※学区数計、避難所数計、避難種別計は件数を数字で記入する。

(同じ学区内で複数の避難所が開設されていても学区数としては1となる。)  
※避難世帯数、避難者数は合計数を記入する。

報告先 本部室事務局 FAX 962-4030

◎様式 2

年 月 日現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

|                  |             |              |                                   |        |          |                |                  |         |                   |      |     |    |  |  |
|------------------|-------------|--------------|-----------------------------------|--------|----------|----------------|------------------|---------|-------------------|------|-----|----|--|--|
| 原 因              |             |              |                                   |        |          |                | 発生日時             |         |                   |      |     |    |  |  |
| 発 信 場 所          |             |              | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市防災危機管理局危機対策課 |        |          |                |                  |         |                   |      |     |    |  |  |
| 発 信 機 関          |             |              | 名古屋市                              |        |          | 発 信 者          |                  |         |                   |      |     |    |  |  |
| 受 信 機 関          |             |              |                                   |        |          | 受 信 者          |                  |         |                   |      |     |    |  |  |
| 区分               |             |              | 被 害                               | 区分     |          |                | 被 害              | 区分      |                   |      | 被 害 |    |  |  |
| 人<br>的<br>被<br>害 | 死 者         | 1            | 人                                 | 河<br>川 | 橋りょう     | 31             | か所               | その<br>他 | 水産被害              | 61   | 千円  |    |  |  |
|                  | 行 方 不 明 者   | 2            | 人                                 |        | 破 堤      | 32             | か所               |         | 商工被害              | 62   | 千円  |    |  |  |
|                  | 負<br>傷<br>者 | 重傷           | 3                                 |        | 人        | 越 水            | 33               |         | か所                | その他  | 63  | 千円 |  |  |
|                  |             | 軽傷           | 4                                 |        | 人        | その他<br>(法面崩壊等) | 34               |         | か所                | 被害総額 | 64  | 千円 |  |  |
| 住<br>家<br>被<br>害 | 全 壊         |              | 5                                 | 棟      | その他      | 港湾・漁港          | 35               | か所      | 災害対策本部<br>設置状況    | 65   | 設置  |    |  |  |
|                  |             |              | 6                                 | 世帯     |          | 砂 防            | 36               | か所      |                   | 66   | 廃止  |    |  |  |
|                  |             |              | 7                                 | 人      |          | 清掃施設           | 37               | か所      | 避難指示等の状<br>況      | 67   | 地区  |    |  |  |
|                  | 半 壊         |              | 8                                 | 棟      |          | 崖くずれ           | 38               | か所      |                   | 68   | 人   |    |  |  |
|                  |             |              | 9                                 | 世帯     |          | 地すべり           | 39               | か所      | 消防職員出動<br>延人数     | 69   | 人   |    |  |  |
|                  |             |              | 10                                | 人      |          | 土石流            | 40               | か所      | 消防団員出動<br>延人数     | 70   | 人   |    |  |  |
|                  | 一部破損        |              | 11                                | 棟      |          | 鉄道不通           | 41               | か所      | 避難所数              |      | か所  |    |  |  |
|                  |             |              | 12                                | 世帯     |          | 被害船舶           | 42               | 隻       | 避難人数              |      | 人   |    |  |  |
|                  |             |              | 13                                | 人      |          | 水 道            | 43               | 戸       | 避難人数<br>(うち自主避難)  |      | 人   |    |  |  |
|                  | 床上浸水        |              | 14                                | 棟      |          | 電 話            | 44               | 回線      | 避難世帯数             |      | 世帯  |    |  |  |
|                  |             |              | 15                                | 世帯     |          | 電 気            | 45               | 戸       | 避難世帯数<br>(うち自主避難) |      | 世帯  |    |  |  |
|                  |             |              | 16                                | 人      |          | ガ ス            | 46               | 戸       | 被害程度及び応急対策状況（経過）  |      |     |    |  |  |
|                  | 床下浸水        |              | 17                                | 棟      |          | ブロック塀等         | 47               | か所      |                   |      |     |    |  |  |
|                  |             |              | 18                                | 世帯     |          | り災世帯数          | 48               | 世帯      |                   |      |     |    |  |  |
|                  |             |              | 19                                | 人      |          | り災者数           | 49               | 人       |                   |      |     |    |  |  |
|                  | 非<br>住<br>家 | 公共建物         |                                   | 20     |          | 棟              | 火<br>災<br>発<br>生 | 建 物     | 50                | 件    |     |    |  |  |
|                  |             | その他の         |                                   | 21     |          | 棟              |                  | 危 険 物   | 51                | 件    |     |    |  |  |
| その<br>他          | 田           | 流失・埋没        | 22                                | ha     | そ の 他    | 52             |                  | 件       |                   |      |     |    |  |  |
|                  |             | 冠 水          | 23                                | ha     | 公立文教施設   | 53             | 千円               | 要 請 事 項 |                   |      |     |    |  |  |
|                  | 畑           | 流失・埋没        | 24                                | ha     | 農林水産業施設  | 54             | 千円               |         |                   |      |     |    |  |  |
|                  |             | 冠 水          | 25                                | ha     | 公共土木施設   | 55             | 千円               |         |                   |      |     |    |  |  |
|                  | 文教施設        |              | 26                                | か所     | その他の公共施設 | 56             | 千円               |         |                   |      |     |    |  |  |
|                  | 病 院         |              | 27                                | か所     | 小 計      | 57             | 千円               |         |                   |      |     |    |  |  |
|                  | 道<br>路      | 損 壊          | 28                                | か所     | その<br>他  | 農産被害           | 58               | 千円      |                   |      |     |    |  |  |
|                  |             | 冠 水          | 29                                | か所     |          | 林産被害           | 59               | 千円      |                   |      |     |    |  |  |
|                  |             | (うち通<br>行不能) | 30                                | か所     |          | 畜産被害           | 60               | 千円      |                   |      |     |    |  |  |

◎様式 3

# 人　　的　　被　　害

(第　　報)

|                                      |            |                  |         |       |       |
|--------------------------------------|------------|------------------|---------|-------|-------|
| 報告の時限                                | 日　　時　　分現在  | 受信時刻             | 時　　分    |       |       |
| 発信機関                                 |            | 受信機関             |         |       |       |
| 発信者名                                 |            | 受信者名             |         |       |       |
| 内　　容                                 |            |                  |         |       |       |
| 発生                                   | 日　　時       | 日　　時　　分          |         |       |       |
|                                      | 場　　所       |                  |         |       |       |
|                                      | 原　　因       |                  |         |       |       |
| 人的被害状況                               | 被　　害　　程　　度 | 1. 死亡            | 2. 行方不明 | 3. 重傷 | 4. 軽傷 |
|                                      | 氏　　名　　等    | (氏名) (生年月日) (性別) |         |       |       |
|                                      | 住　　所       |                  |         |       |       |
|                                      | 收　容　先      |                  |         |       |       |
| その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等) |            |                  |         |       |       |

◎様式 4

公共施設被害

(第 報)

|         |                 |   |     |  |
|---------|-----------------|---|-----|--|
| 報告の時限   | 日 時 分現在         | 受信時刻  | 時 分 |  |
| 発信機関    |                 | 受信機関  |     |  |
| 発信者名    |                 | 受信者名  |     |  |
| 内 容     |                 |   |     |  |
| 被 壊 区 分 |                 | ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 港湾・漁港<br>カ 道路 キ 鉄道 ク 電信・電話 ケ 電力 コ ガス<br>サ 水道 シ その他( ) |     |  |
| 発 生     | 日 時             | 日 時 分   |     |  |
|         | 場 所             |   |     |  |
| 原 因     |                 |   |     |  |
| 状 況     | 被 壊 区 域<br>区 間  |   |     |  |
|         | 管 理 者           | (電話 )   |     |  |
|         | 被 壊 程 度<br>(概要) |   |     |  |
|         | 応急対策の<br>状 況    |   |     |  |
|         | 復旧見込            |   |     |  |
|         | その他の参考<br>事 項   |   |     |  |

## 第5節 広報・広聴活動

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図る上で、広報・広聴活動は非常に重要なことである。

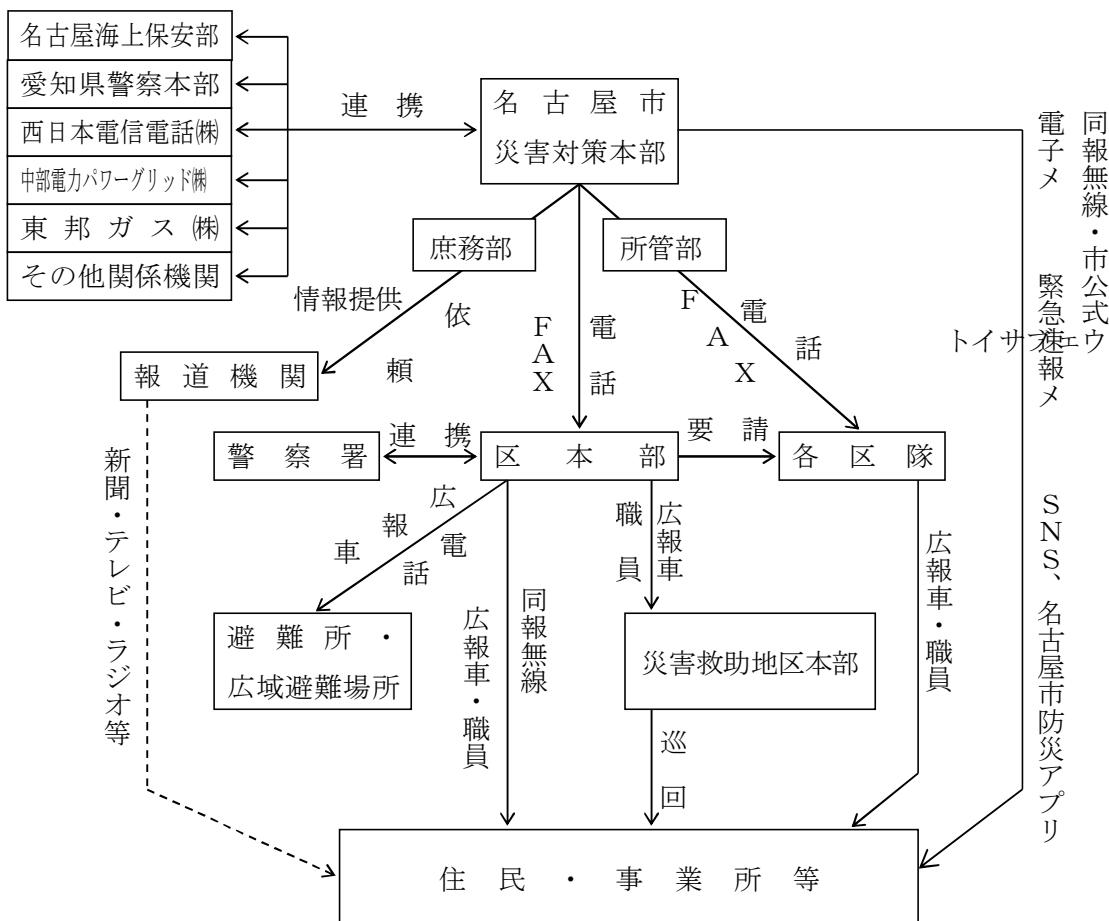
このため、被害状況、応急対策の実施状況等について、報道機関の協力を得ながら市民に対し迅速かつ的確に広報するとともに、応急対策・復旧対策に市民の意見等を反映させるため広聴活動を実施する。

### 第1 広報活動

#### 1 広報事項

- (1) 災害の発生状況
- (2) 津波、洪水等に関する情報
- (3) 災害応急措置の実施状況
- (4) 避難の指示等
- (5) 家庭において実施すべき防災対策と心得
- (6) 市内の被害状況の概要（人身被害、建物損壊等）
- (7) 生活関連情報
  - ア 電気、ガス、水道の状況
  - イ 食料、生活必需品等の供給状況
- (8) 道路交通状況
- (9) 市バス、地下鉄等の交通機関の運行状況
- (10) 医療機関の活動状況
- (11) 通信施設の復旧状況
- (12) 自主防災組織等地域防災ボランティア組織への協力依頼
- (13) その他必要な事項

## 2 災害発生直後の広報事項の伝達系統



## 3 広報の方法

### (1) 広報車、同報無線等による広報

区本部及び関係部は、広報車、同報無線等を利用して、必要な地域へ広報を実施するとともに、職員による広報、災害救助地区本部委員による地域巡回、個別訪問等を行う。

### (2) 報道機関との連携

#### ア 「放送協定」に基づく放送依頼

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合、本部室(広報報道チーム)は、「災害時の放送に関する協定」に基づき、あらかじめ定めた手続きにより、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。

#### イ 報道機関への情報提供等

(ア) 本部室事務局は、災害発生直後において、第1報によって収集した市内の被害発生状況の概要をすみやかに報道機関に発表する。

(イ) 庶務部は、大規模な災害が発生すると予測される場合に、災害対策本部情報センター（以下「情報センター」という）と連携して報道機関への情報提供を総括的に行う。

(ウ) 各部・区本部に関する情報提供や取材については、原則として市災害対策本部にて対応することとし、各部・区本部で個別対応した場合、事後速やかに、提供内容、取材内容について情報センターに報告を行う。

(3) 市公式ウェブサイトによる広報

本部室事務局は、市公式ウェブサイト「災害緊急情報」により、避難に関する広報事項等の配信を行う。

(4) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の活用

情報センターは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を活用し、災害に関する情報の広報を行う。

(5) 電子メール（きずなネット防災情報）の活用

中部電力株式会社が運営する登録型メール配信サービスである「きずなネット防災情報」を活用して、広報事項の配信を行う。

(6) 緊急速報メールの活用

緊急情報配信サービスである、NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、KDDI、ソフトバンク及び楽天モバイルの「緊急速報メール」を活用して、市内・区内の対応携帯電話に対し津波、洪水等に関する情報及び避難の指示等に関する広報事項の配信を行う。

(7) 臨時広報紙の発行、チラシ等の作成

広報紙による広報は、行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として、有効であることから、庶務部は、印刷業者等の協力を得ながら迅速に臨時の広報紙を発行する。

また、各部・区本部は、必要に応じて、チラシ等の印刷物を作成し、現地において配布又は掲示する。その場合、事後速やかに情報センターに情報提供を行う。

(8) 市政PR番組等の利用

庶務部は、市の提供する市政PRテレビ・ラジオ番組等を積極的に利用し、必要な広報を行う。

(9) 名古屋市防災アプリ等の活用

名古屋市防災アプリ等を活用し、災害に関する情報の広報を行う。

(10) 臨時災害放送局による広報

「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき、臨時災害放送局が開設された場合は、必要な広報を行う。

#### 4 要配慮者への広報

(1) 障害者

聴覚障害者に対しては、手話通話、文字情報を取り入れたテレビ報道を報道機関に要請とともに、広報誌やチラシ、電子メールその他可能な限りの手段で情報提供を行う。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返しての情報提供を報道機関に要請するとともに、可能な限りの手段で情報提供を行う。

また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

## (2) 外国人

外国人への情報提供は、観光文化交流部が（公財）名古屋国際センターの協力を得て行うこととし、窓口の設置や外国人が避難している施設への災害語学ボランティアの派遣、上記3(7)の広報紙の翻訳などにより情報提供を行う。

また、報道機関に対しても、テレビ・ラジオによる多言語放送を要請するとともに、外国公館、外国人関係団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

## 第2 広聴活動

スポーツ市民部及び区本部は、市民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、原則、災害対策本部設置後、すみやかに広聴体制の確立を図り、他部及び防災関係機関、さらには専門家の協力を得て広聴活動を実施する。

### 1 被災相談窓口の設置

スポーツ市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を庁舎内の所定の場所に設置し、災害市民相談を実施する。

この場合、スポーツ市民部及び区本部は、本部幹事会議において、必要な関係各部の相談員の相談窓口への派遣を要請する。

### 2 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、関係部又は関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努める。

### (資料)

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| ・ 同報無線放送内容     | (附属資料編 計画資料 68)   |
| ・ 区別広報車保有状況    | (附属資料編 計画資料 69)   |
| ・ 災害時の放送に関する協定 | (附属資料編 計画参考 41-1) |

## 第6節 災害救助法の適用

本市の区域内で一定規模以上の災害が発生した場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助が行われる。

### 第1 適用基準

災害救助法は、市、区、町、村の区域を単位として、住家の滅失した世帯数が一定規模以上に達するか、多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合で、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、又は災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合に適用する。本市における適用基準は、下表のとおりである。

#### 1 本市における適用基準世帯数一覧表（災害救助法施行令第1条第1項による）

| 区分  | 人口<br>令和2年<br>〔国勢調査〕 | 1号適用<br>市内の被<br>害世帯数 | 2号適用<br>県下の被害世帯<br>〔2,500以上の時〕 | 3号適用  | 4号適用  |
|-----|----------------------|----------------------|--------------------------------|---|---|
| 全市  | 人<br>2,332,176       | 世帯<br>150            | 世帯<br>75                       | (前段)<br>県下の被害世<br>帯数が12,000<br>以上、かつ本市<br>内の被害世帯が<br>多数である場合<br>(後段)<br>被害が隔絶し<br>た地域に発生し<br>たものである等<br>災害にかかった<br>者の救護を著し<br>く困難とする特<br>別の事情がある<br>場合で、かつ多<br>数の世帯の住家<br>が滅失した場合 | 多数の者が生命<br>又は身体に危害<br>を受け、又は受け<br>るおそれが生じ<br>た場合であって、<br>災害が発生し、又<br>は発生するおそ<br>れのある地域に<br>所在する多数の<br>者が避難して、継<br>続的に救助を必<br>要とする場合な<br>ど |
| 千種区 | 165,245              | 100                  | 50                             |   |   |
| 東区  | 84,392               | 80                   | 40                             |   |   |
| 北区  | 162,956              | 100                  | 50                             |   |   |
| 西区  | 151,082              | 100                  | 50                             |   |   |
| 中村区 | 138,599              | 100                  | 50                             |   |   |
| 中区  | 93,100               | 80                   | 40                             |   |   |
| 昭和区 | 107,599              | 100                  | 50                             |   |   |
| 瑞穂区 | 108,332              | 100                  | 50                             |   |   |
| 熱田区 | 66,957               | 80                   | 40                             |   |   |
| 中川区 | 220,728              | 100                  | 50                             |   |   |
| 港区  | 143,715              | 100                  | 50                             |   |   |
| 南区  | 134,510              | 100                  | 50                             |   |   |
| 守山区 | 176,587              | 100                  | 50                             |   |   |
| 緑区  | 248,802              | 100                  | 50                             |   |   |
| 名東区 | 164,755              | 100                  | 50                             |   |   |
| 天白区 | 164,817              | 100                  | 50                             |   |   |

(注) 本市においては、区を単位として適用することもできる。

#### 2 被害世帯数の算定

災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一様ではないので、災害救助法の適用を判断するためには、災害の被害認定統一基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括

官（防災担当）通知に基づき、被害世帯数を算定する。  
なお、その算定にあたっては、災害救助法施行令第1条第2項に基づき、  
ア 全壊、全焼及び流失 → 1世帯  
イ 半壊、半焼 → 1/2世帯  
ウ 床上浸水、土砂竹木の堆積による一時的居住不能 → 1/3世帯  
とみなして換算し、算定する。

## 第2 救助の種類

災害救助法による主な救助の種類は次のとおり。

- 1 避難所の設置
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しその他による食品の給与
- 4 飲料水の供給
- 5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 6 医療、助産
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 住居又はその周辺に運ばれた土石等の障害物の除去

## 第3 救助の実施

災害救助法による救助は、国の法定受託事務として救助実施市である本市が行う。

なお、救助の実施については、公平な救助を実施するため、「災害救助に係る愛知県資源配分計画」に基づき、愛知県、国の機関等及び関係団体で、災害救助に係る資源の配分方針、調整手順、各々の役割、平時・災害発生時の連携体制等を確認するとともに、災害発生時においても、必要な情報について、適宜共有する。

### 1 災害救助法の適用

#### (1) 災害の情報提供

災害救助法による救助の実施の必要性が明確である、又はその可能性があると認められる災害が発生した場合には、本部室事務局は、次の内容を内閣府あて情報提供する。

- ア 災害発生の日時及び場所
  - イ 災害発生の原因及び被害の概況
  - ウ 本市の被害状況調査
    - (ア) 人的被害（死者数、行方不明者数、負傷者数（重傷者数及び軽傷者数）
    - (イ) 住家の被害（全壊、全焼及び流出世帯数及び人員、半壊又は半焼世帯数及び人員、床上浸水世帯数及び人員）
  - エ 法による救助実施（見込含む）及び実施年月日
  - オ 既にとった措置（救助種類等）及び今後とろうとする措置（救助の種類等）
  - カ その他必要事項
- (2) 災害救助法の適用

市長は、災害救助法に定める程度の災害が発生した区域について、災害救助法の適用を、本部員会議の協議に基づき決定する。

災害救助法の適用を決定したときは、内閣府と連絡調整を図り、適用に係る公示等の必要な措置を行う。

## 2 救助の実施

関係各部は、災害救助法が適用された区域において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行い、救助の内容等については本部員会議等において十分協議し、適正な救助の実施を図るものとする。

なお、関係各部は、救助に要した費用の明細書、証拠書類等を保存し、救助の実施状況を記録するものとする。

## 3 救助の対象、方法、経費及び期間

救助の対象、方法、経費及び期間については、名古屋市災害救助法施行細則による。

ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、本部室事務局は内閣府に協議し、特別基準により実施するものとする。

## 4 日本赤十字社愛知県支部への委託

市長は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。

## 5 国庫精算

救助終了後の国庫精算については、健康福祉部が行うものとする。

なお、国庫精算に必要な証拠書類等については、関係各部が提出するものとする。

### (資料)

- ・災害救助に係る愛知県資源配分計画
- ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）（附属資料編 計画参考 21）
- ・災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約

## 第7節 応援要請

災害が発生した場合において、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等への応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請について定める。

### 第1 他の地方公共団体等への応援要請

応急対策を実施するうえで、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、市長（本部長）は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により協力を求めるものとする。

#### 1 応援要請の種類

##### (1) 法令に基づく要請

| 要請先<br>根 拠 | 消防庁長官                                      | 指定地方行政<br>機 門 の 長   | 知 事  | 市町村長等                 |
|------------|--|---------------------|--|-----------------------|
| 災害対策基本法    | ――   | ・職員の派遣要請<br>(29条2項) | ・指定行政機関及び指定地方行政<br>機関の職員の派<br>遣のあっせん要<br>請 (30条1項)<br>・他の地方公共團<br>体の職員の派遣<br>のあっせん要請<br>(30条2項)<br>・応援の要求及び<br>応急措置の実施<br>要請 (68条) | ・応援の要求<br>(67条)       |
| 地方自治法      | ――   | ――                  | ・職員の派遣要請<br>(252条の17)  | ・職員の派遣要請<br>(252条の17) |
| 消防組織法      | ・消防の応援要請<br>(44条)<br>(県知事を通じ)<br><緊急消防援助隊> | ――                  | ――   | ――                    |

##### (2) 協定、覚書に基づく要請

| 名 称                           | 締結団体・機関     | 所管局         |
|-------------------------------|-------------|-------------|
| 災害時等の応援に関する協定書                | 中部9県1市      | 防災<br>危機管理局 |
| 21大都市災害時相互応援に関する協定<br>(大都市協定) | 東京都及び20政令都市 |             |

| 名 称                              | 締結団体・機関                                     | 所管局          |
|----------------------------------|---|--------------|
| 尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書       | 尾張部清掃工場 10 団体で構成                            | 環境局          |
| ごみ処理相互応援に関する協定書                  | 名古屋市、東海市、知多市及び東部知多衛生組合                      |              |
| 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画                | 中部地方環境事務所及び中部 9 県 1 市（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会） |              |
| 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書  | 愛知県、県下 54 市町村、21 事務組合及び 50 下水道管理者           | 環境局<br>上下水道局 |
| 21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書     | 東京都及び 20 政令都市                               | 健康福祉局        |
| 21 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書        | 東京都及び 20 政令都市                               |              |
| 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定        | 県下 22 市町村及び 9 事務組合                          |              |
| 大地震による災害発生時の相互協力等に関する覚書          | 県警交通部長及び緑政土木局長                              | 緑政土木局        |
| 中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ        | 中部地方整備局及び中部 5 県 3 市                         |              |
| 消防相互応援協定                         | 名古屋市、近隣 7 市町及び 4 消防一部事務組合                   |              |
| 愛知県内広域消防相互応援協定                   | 県内 26 市町 7 消防一部事務組合 1 広域連合                  | 消防局          |
| 五都市消防相互応援協定                      | 名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市                        |              |
| 東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定            | 東京消防庁及び名古屋市                                 |              |
| 四県一市航空消防防災相互応援協定                 | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市                        |              |
| 県道名古屋半田線（知多半島道路に限る。）における消防相互応援協定 | 名古屋市、東海市、大府市、知多中部広域事務組合                     |              |
| 愛知県緊急消防援助隊受援計画                   | 総務省消防庁                                      | 上下水道局        |
| 水道災害相互応援に関する覚書                   | 日本水道協会愛知県支部長、企業庁、名古屋市、及び県下の水道事業者等 71 団体     |              |
| 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書            | 東京都及び 18 政令都市                               |              |
| 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定        | 日本水道協会中部地方支部各県支部長、中部地方支部長                   |              |
| 災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定         | 新潟市水道局                                      |              |
| 地震等緊急時における相互応援に関する協定             | 横浜市水道局                                      |              |
| 東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書   | 名古屋市、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県                        |              |

| 名 称                                   | 締結団体・機関     | 所管局   |
|---------------------------------------|-------------|-------|
| 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（大都市ルール） | 東京都及び20政令都市 | 上下水道局 |
| 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（中部ブロックルール）    | 中部10県4市     |       |
| 災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書                | 横浜市水道局      |       |

## 2 応援要請の基準

市長（本部長）は、次に該当すると認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の基準に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

\* 災害の規模がきわめて甚大であり、応援が必要と考えられ、かつ、連絡がとれない場合には、他県から応援が派遣される場合がある。

- (1) 各部・区本部間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- (2) 特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合

### 【緊急消防援助隊】

市長（本部長）は、被災状況等から名古屋市消防局の消防力及び県内広域消防相互応援だけでは、十分な対応が取れないと判断したときには、速やかに県知事に緊急消防援助隊の応援要請を行う。

ただし、速やかに県知事と緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡が取れないときは、直接、総務省消防庁長官に対して要請する。

## 3 応援要請の方法

- (1) 市長（本部長）は、本部員会議の協議に基づき、応援要請を決定する。その実施を本部幹事会議に指示する。
- (2) 本部室事務局は、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の手続き方法に基づき、協定等の所管部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。

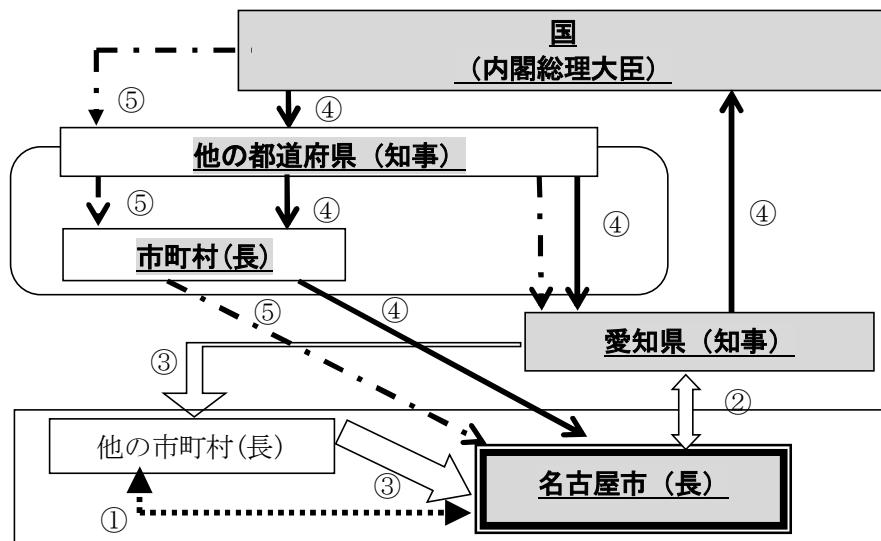
## 4 応援職員の活動

応援職員は、応援を受けた部・区本部の長の指揮を受けて活動するものとする。

## 5 費用の負担区分

応援に要する経費は、関係法令及び相互応援協定等に定めるところによる。

<災害対策基本法に基づく応援要請の流れ>



|   | 災害対策基本法  | 要求、要請内容   |
|---|--|---|
| ① | 他の市町村長等に対する応援の要求<br>【第67条】                       | ・応援の求め（災害応急対策※1全般）<br>(応急措置※2以外の災害応急対策業務については、応諾義務なし)                           |
| ② | 都道府県知事に対する応援の要求等<br>【第68条、第70条】                  | ・応援の求め<br>・災害応急対策実施の要請<br>(県には、応援全般に応諾義務あり)                                     |
| ③ | 都道府県知事の指示等<br>【第72条】                             | ・応急措置の指示<br>・災害応急対策（応急措置を除く）実施の求め   |
| ④ | 内閣総理大臣による応援の要求等<br>【第74条の2第1項】<br>【第2項】<br>【第4項】 | ・他の都道府県が災害発生県又は市町村に対し応援することを求めるよう求める<br>(法第72条1項、2項、74条の補完)                     |
| ⑤ | 内閣総理大臣による応援の要求等<br>【第74条の2第3項】<br>【第4項】          | ・災害規模がきわめて甚大で、応援が必要であり、かつ、連絡が取れない場合、知事からの要求を待たずに他の都道府県が災害発生県又は市町村に対して応援することを求める |

※1 災害応急対策（災害対策基本法第50条）

被災者の救難、救助その他保護、災害を受けた児童及び生徒の応急の教育、施設及び設備の応急の普及に関する事項

※2 応急措置（災害対策基本法第62条第1項）

消防、水防、救助その他災害の発生の防禦、拡大の防止

## 第2 受援班の設置

本市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又はそれに相当する災害が発生した場合において、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、市長（本部長）は以下のとおり応援要請等を実施する。

- 1 災害対策本部に本部室事務局、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。
- 2 受援班は、市全体の受援に係る対外的な窓口、他都市等への応援要請等、市全体の受援状況のとりまとめ等を行う。ただし、既に定められている受援に関する計画等に基づく応援や、各局室区の関係団体を介して行われる応援、各局室区における個別の協定に基づく応援については、各局室区が属する部において主体的に応援要請等を実施する。
- 3 受援班は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。  
また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度等を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

## 第3 自衛隊に対する派遣要請

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するうえで自衛隊の救援を必要とするときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、県知事に対して、部隊の派遣要請を依頼することができ、この場合、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。また、通信等の途絶により、前述の要求ができない場合には、市長は、同条第2項の規定により、自衛隊に通知することができる。なお、同条第1項及び第2項の規定により、自衛隊に通知したときは、同条第3項の規定により、速やかにその旨を県知事に通知する。

### 1 自衛隊の救援活動の要請範囲

人命救助を最優先とし、災害時の状況に応じて下記の救援活動内容を基準として、要請する。

#### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

#### (2) 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### (3) 被災者等の捜索・救助

行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

#### (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

#### (5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をも

って、消防機関に協力して消火にあたる。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。(この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。)

(9) 給食、給水及び入浴支援

被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 2 派遣要請依頼

(1) 法第68条の2第1項に基づき県知事に要請する場合

ア 各部・区本部の長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書(様式1-7-1)

1)により防災監に派遣要請依頼を行う。

ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

イ 防災監は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、自衛隊派遣要請を本部長に進言する。

ウ 本部長は、本部員会議の協議に基づき、派遣要請を決定する。

エ 本部室事務局は、災害派遣要請依頼書(様式1-7-1)を県知事(防災安全局災害対策課)に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

オ 本部室事務局は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。

カ 本部室事務局は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事(防災安全局災害対策課)に自衛隊への通知をした事項について通知する。

(2) 法第68条の2第2項に基づき自衛隊に通知する場合

ア 各部・区本部の長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書(様式1-7-1)

1)により防災監に派遣要請依頼を行う。

ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。

風水害等災害対策計画編  
第1章 第7節 応援要請

- イ 防災監は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、自衛隊派遣要請を本部長に伺う。
- ウ 本部長は、本部員会議の協議に基づき、派遣要請を選定する。
- エ 本部室事務局は、要請する活動内容に基づき、要請自衛隊を決定する（陸、海、空）。
- オ 本部室事務局は、要請自衛隊へ連絡・通知するとともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。
- カ 本部室事務局は、速やかに、県知事（防災安全局災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。
- キ 本部室事務局長は市内の被災状況及び消防部隊等の活動状況を勘案し、必要消防力が不足している場合で、特に緊急に人命救助活動等の要請に係る通知をする必要があると判断した場合は、本部長に伺うことなく通知することができる。なお、通知内容等を速やかに本部長、本部員会議及び幹事会議に報告するものとする。

(3) 通知連絡先

通知連絡先は原則、陸上自衛隊第10師団とする。ただし、具体的応援要請の活動内容が、航空機または船舶による輸送、救助等確定している場合は航空、または海上の各自衛隊へ通知するものとする。

| 機関名           | 連絡窓口       | 電話番号                          |
|---------------|------------|-------------------------------|
| 陸上自衛隊第10師団    | 第3部防衛班     | (052)-791-2191 内線530          |
| 陸上自衛隊第35普通科連隊 | 連隊本部第3科    | (052)-791-2191 内線4831(夜間)4509 |
| 海上自衛隊横須賀地方総監部 | 防衛部第3幕僚室   | (0468)-22-3500                |
| 航空自衛隊小牧基地     | 第1輸送航空隊防衛部 | (0568)-76-2191                |

3 連絡幹部等の受入れ

- (1) 自衛隊が災害派遣を実施した場合、連絡調整のため自衛隊から派遣される、無線機を装備した数名による連絡幹部等を受け入れる。
- (2) 連絡幹部等の受入れ場所は東庁舎1階災害対策本部情報センター及び西庁舎屋上とする。

4 派遣部隊に対する各部・区本部の対応

- (1) 本部室事務局
  - ア 連絡員を自衛隊の救援活動現地へ派遣する。
  - イ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、区本部、緑政土木部等の関係部に対し、ヘリポート可能か所の使用に関する指示、調整を行う。
- (2) 派遣要請を依頼した部・区本部
  - ア 派遣部隊を災害現地へ誘導する。
  - イ 派遣部隊が必要とする資機材等を準備する。
  - ウ 派遣部隊の宿営施設及び車両等の保管場所を確保する。
  - エ その他本部室事務局より指示のあった事項

5 費用の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として本市が負担するものとし、下記を基準とする。また、負担区分に疑義が生じた場合、その都度協議して決めるものとする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊所有以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬及び修理費
- (4) 市町村が管理する有料道路の通行料

#### 6 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることが原則であるが、災害の発生が突然的で、その救援が特に急を要し、県知事から要請を待つことのないときは、自衛隊は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとしている。

この場合においても、できる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとしている。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、県知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとしている。

自衛隊が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つことのないと認められること。

#### 7 災害派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書（様式1-7-2）により行うものとする。撤収要請依頼の手続は、派遣要請依頼に準じて行う。

(資料)

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ・ヘリコプターの地積基準        | (附属資料編 計画資料 82) |
| ・緊急時ヘリコプター離着陸可能場所一覧 | (附属資料編 計画資料 83) |

◎様式1-7-1 災害派遣要請依頼書

年　月　日

知　事　あて  
〔名古屋市災害対策本部  
防　災　監　あて〕

市　長　名  
(主管部・区長名)

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣を依頼する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

連絡場所及び連絡職員

活動内容（負傷者の救出・救護、道路の啓開等）

4 その他参考となるべき事項

作業用資材、宿営施設の準備状況等

(注) 各部・区本部が依頼を行う場合は、様式中の（ ）書のものによみかえる。

◎様式1-7-2 撤収要請依頼書

年　月　日

知　事　あて  
〔名古屋市災害対策本部〕  
防　災　監　あて

市　長　名  
(主管部長名)

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣をうけましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年　月　日　　時

2 派遣要請依頼日時

年　月　日　　時

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

(注) 各部・区本部が依頼を行う場合は、様式中の（ ）書のものによみかえる。

## 第8節 水防活動

水防法（昭和24年法律第193号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び愛知県水防計画の趣旨に基づき、洪水、内水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、水防における活動体制等について定める。

### 第1 水防の責任

#### 1 名古屋市の責任

水防の責任は、水防法により市域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### 2 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

### 第2 水防活動の組織等

気象業務法及び水防法の規定により、本市域にかかる気象予警報、洪水予報又は水防警報が発せられたときから、洪水、内水、津波又は高潮等による危険が解消するまでの間の本市の水防活動の組織等は次のとおりとする。

#### 1 水防活動の組織

水防活動を総合的かつ円滑に実施するため、本市の水防活動の組織は、名古屋市災害対策本部条例及び同運営要綱又は名古屋市災害警戒本部運営要綱の定めるところによる。

なお、災害対策本部及び災害警戒本部を設置するに至らない、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報発表に係る準備体制の場合は、各局において情報連絡活動に当たるとともに、水防活動に關係の深い防災危機管理局、緑政土木局、消防局、上下水道局等の通常勤務員等により、情報連絡活動を中心とした次のような水防業務にあたる。

(1) 防災危機管理局は、気象予警報等の収集及び各局区への伝達、被害情報を始めとする各種情報の収集・取りまとめ等、総括に関する事務を処理する。

また、防災危機管理局は、被害状況等により上位の配備種別への移行、防災関係機関との調整・出動要請なども行うこととする。

(2) 緑政土木局は、河川水位等に関する情報を収集し防災危機管理局へ伝達するとともに、水防活動にかかる技術的指導等に関する事務を処理する。

(3) 消防局は、被害情報を始めとする各種情報を収集し防災危機管理局へ伝達するとともに、消防活動に関する事務を処理する。

(4) 上下水道局は、浸水被害を軽減するため、雨量情報等に基づき排水対策に関する事務を処理する。

#### 2 各部・区本部の所掌事務

水防活動を行うための各部（局）・区本部（区）の所掌事務は「名古屋市災害対策本部運営要

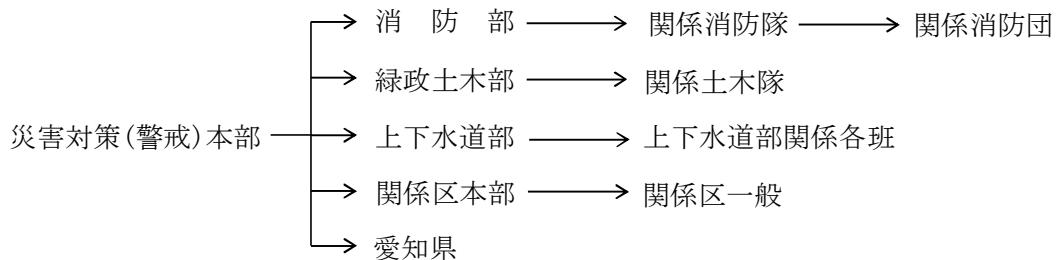
綱」及び「名古屋市災害警戒本部運営要綱」並びに本章第1節「初動活動体制」に定めるところによる。

また、各部（局）・区本部（区）は水防の責任の重大性を自覚し、常に気象・水位の状況等に注意して水防事務を円滑に遂行しなければならない。

### 第3 通信連絡系統

#### 1 水防活動上必要な連絡体制

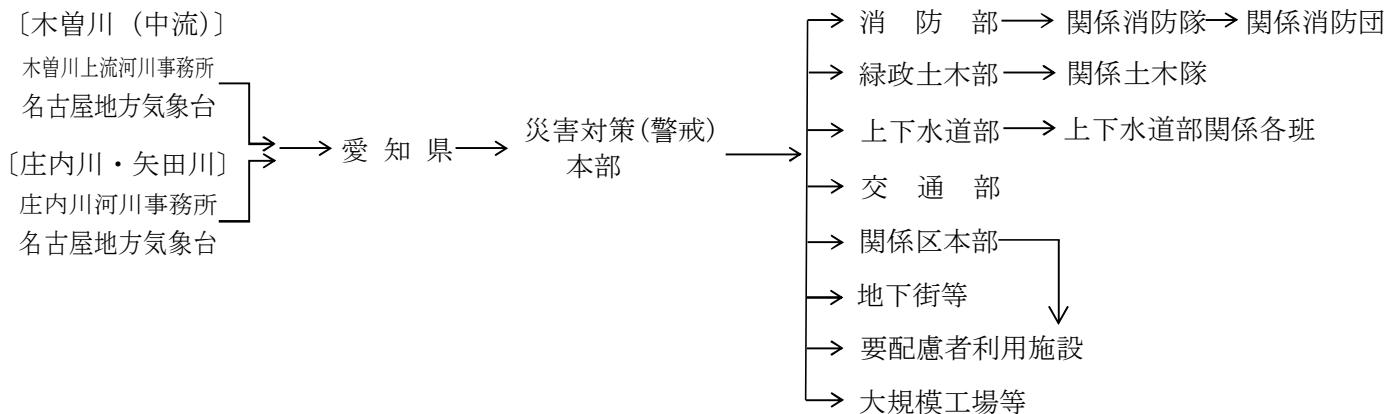
##### (1) 水防出動並びに水防警戒解除の連絡



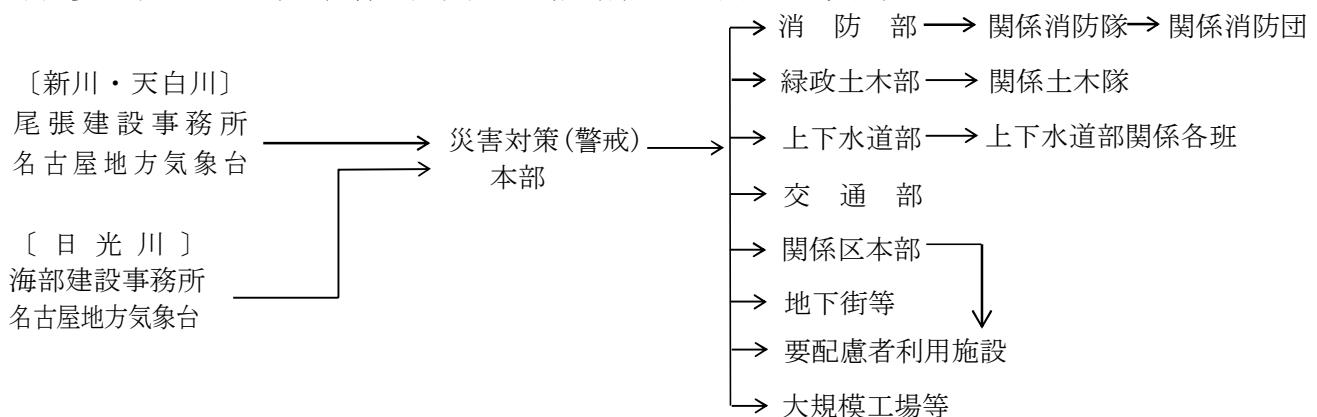
#### 2 洪水予報の連絡

国土交通大臣と気象庁長官より発せられる木曽川・庄内川洪水予報、又は愛知県知事と気象庁長官より発せられる新川・天白川・日光川洪水予報は次のとおり連絡される。

##### (1) 国土交通大臣と気象庁長官が行う洪水予報（木曽川（中流）・庄内川・矢田川（国管理区間）



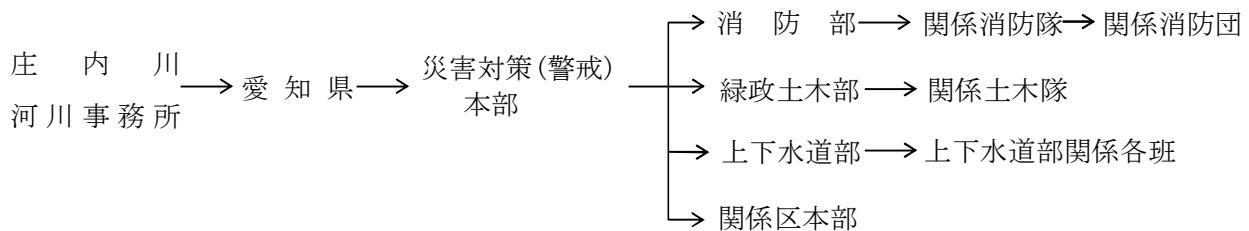
##### (2) 愛知県知事と気象庁長官が行う洪水予報（新川・天白川・日光川）



### 3 水防警報の連絡

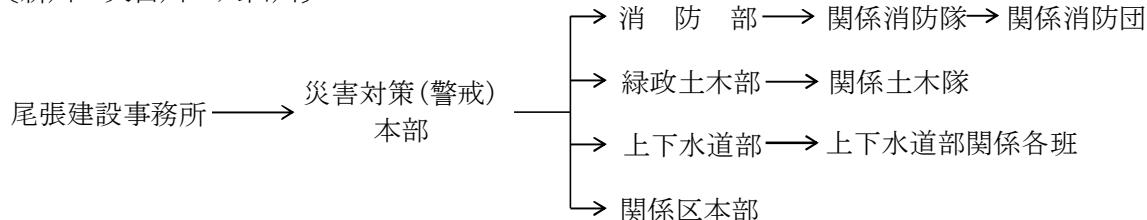
国土交通大臣又は愛知県知事より発せられる水防警報は、次のとおり連絡される。

#### (1) 国土交通大臣が行う水防警報（庄内川・矢田川・津波水防警報）

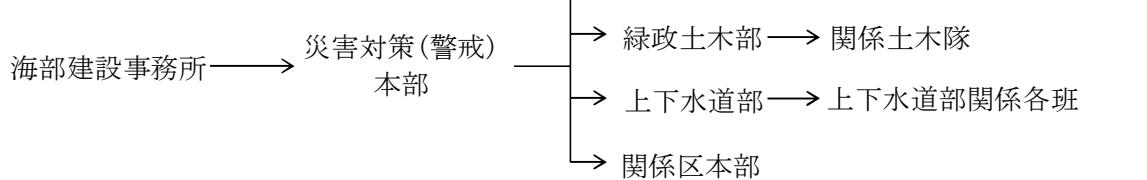


#### (2) 愛知県知事の行う水防警報（新川・日光川・天白川・八田川・高潮・津波水防警報）

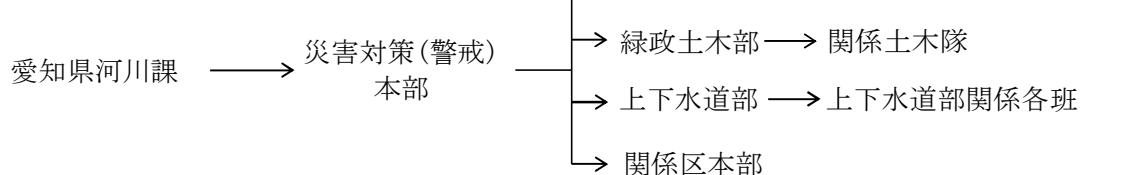
##### [新川・天白川・八田川]



##### [日光川]



##### [高潮・津波水防警報]

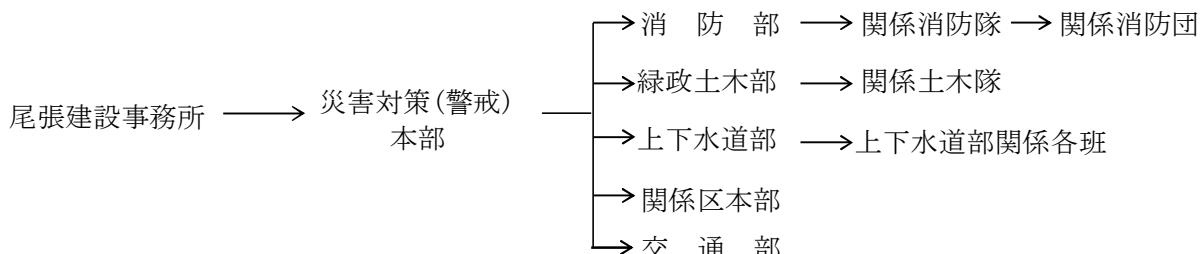


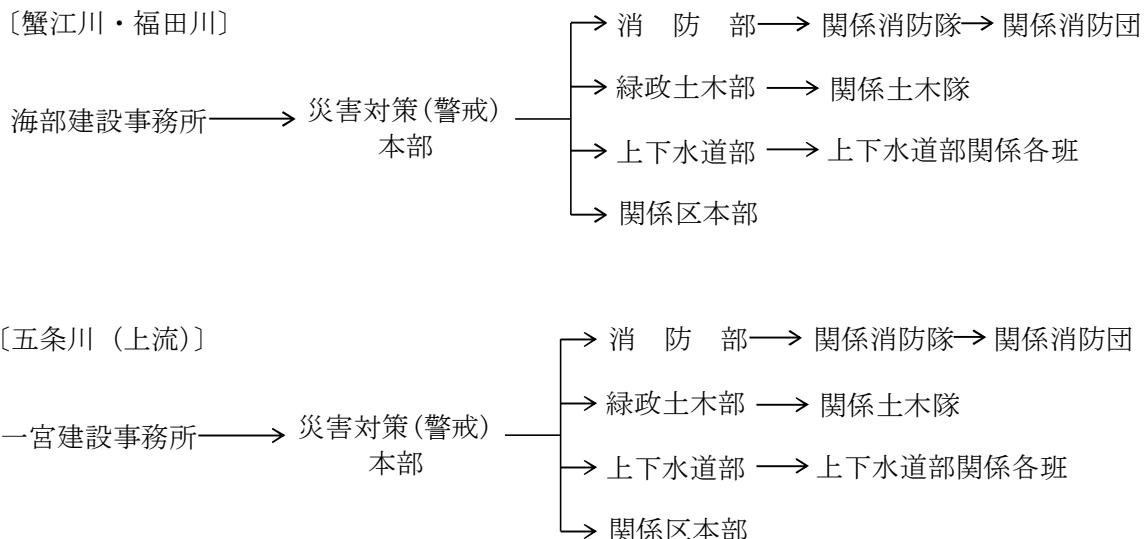
### 4 水位到達情報（特別警戒水位）の連絡

#### (1) 愛知県知事より発せられる水位周知河川・水位周知海岸における水位到達情報は、次のとおり連絡される。

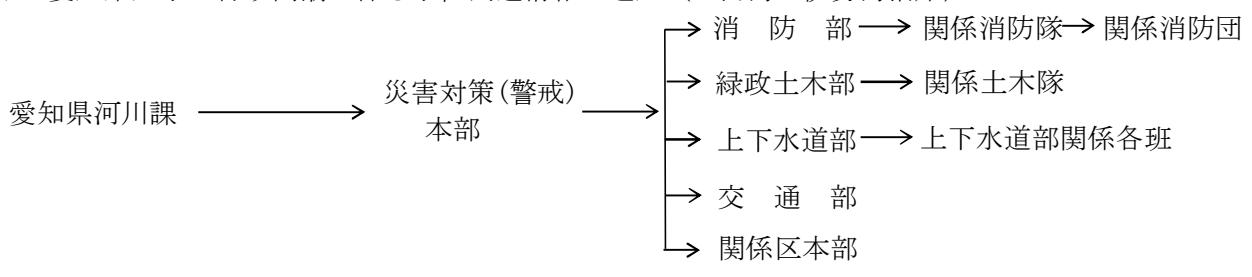
ア 愛知県知事が行う洪水に係る水位到達情報の通知（矢田川（県管理区間）・山崎川・香流川・扇川・八田川・蟹江川・五条川・大山川・福田川・内津川）

〔矢田川（県管理区間）・山崎川・香流川・扇川・八田川・五条川（下流）・大山川・内津川〕

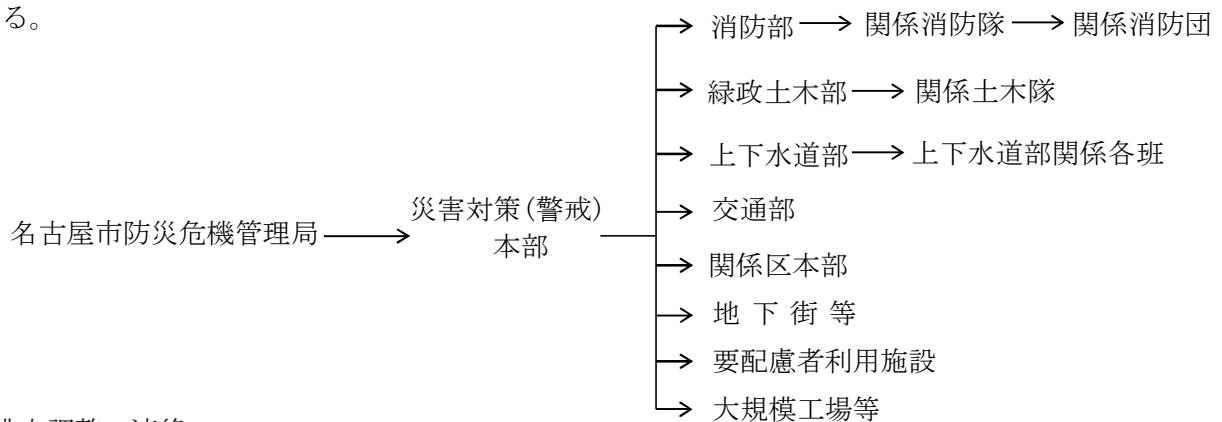




イ 愛知県知事が行う高潮に係る水位到達情報の通知（三河湾・伊勢湾沿岸）



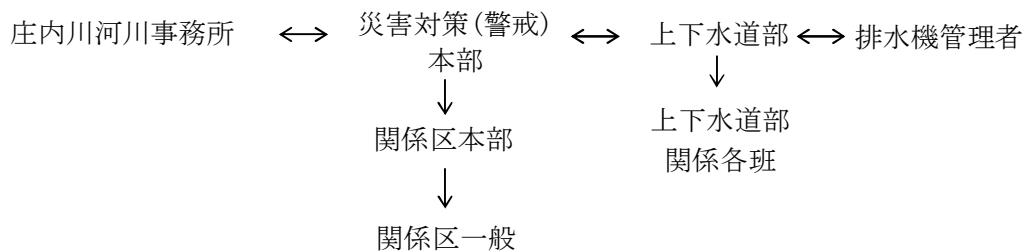
- (2) 名古屋市長より発せられる水位周知下水道における水位到達情報は、次のとおり連絡される。



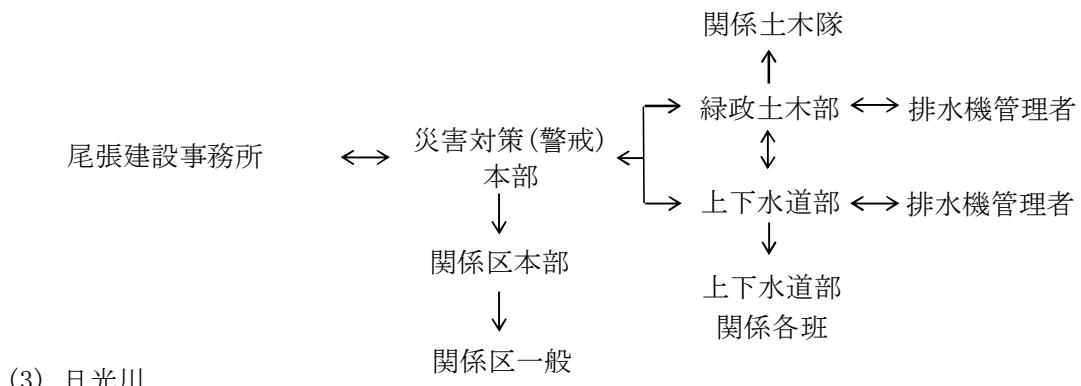
## 5 排水調整の連絡

排水調整を行う基準観測所において、基準水位に達した場合などの連絡は、次のとおりとする。

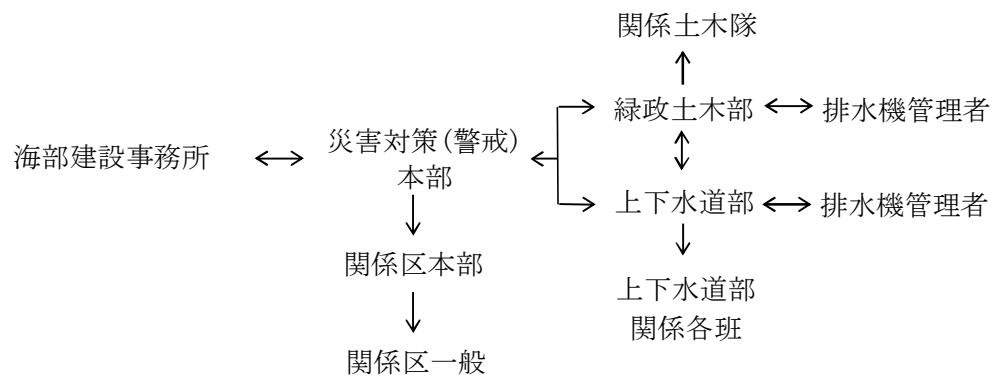
イ 庄内川・矢田川（直轄管理区間）



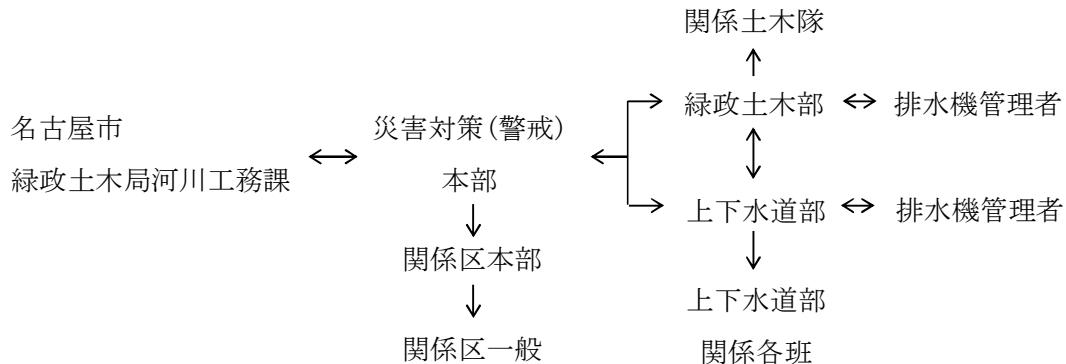
(2) 新川



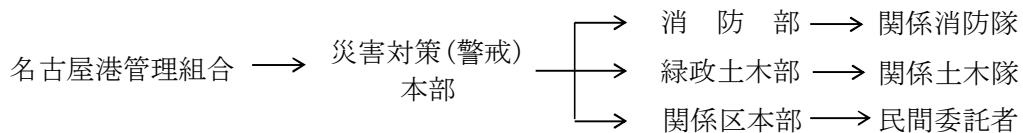
(3) 日光川



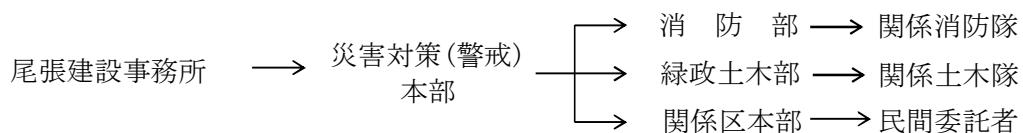
(4) 戸田川



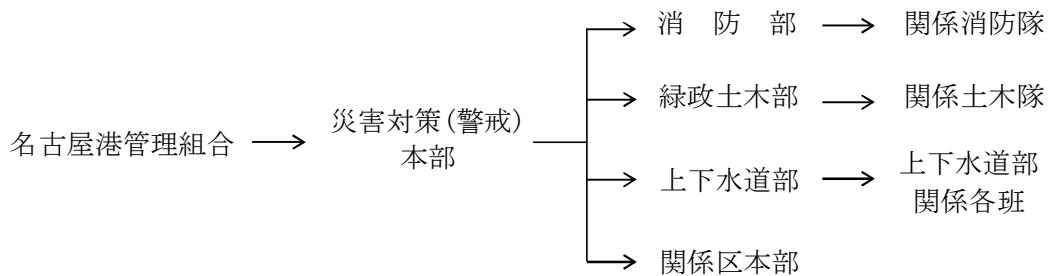
## 6 防潮壁陸閘の開閉連絡（海岸線）



## 7 防潮壁陸閘の開閉連絡（新川）



## 8 堀川口防潮水門の開閉連絡



## 第4 活動内容

### 1 気象予報等の情報収集

#### (1) 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位については、名古屋市水防情報システム等から確認することができる。

#### (2) 水位観測

水位観測は、水防団待機水位を超えた場合は、必要に応じて水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達した時刻及び減水後、同水位に復したときの時刻を記録する。

### 2 河川・ため池の巡視

#### (1) 河川の巡視等

土木隊及び消防隊は、出水時、水防区域の監視及び警戒を厳にして、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に監視し、特に、次の状態に注意のうえ異常を発見した場合は、ただちに連絡しなければならない。

##### [注意を要する状態]

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

#### (2) ため池の巡視

管理責任者は、ため池の監視及び警戒を厳にして、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心とし、(1) 河川の巡視等における注意を要する状態のほか、特に次の状態に注意して、異常を発見した場合は、ただちに連絡しなければならない。

また、防災重点農業用ため池については大雨特別警報が発表された場合、身の安全を十分に確保した上で緊急点検を実施し、県へ報告するものとする。

##### [注意を要する状態]

- ア 取入口の閉塞状況

- イ 流域の山崩れの状況
- ウ 流入水並びにその浮遊物の状態
- エ 余水吐及び放水路付近の状態
- オ 重ね池の場合その上部ため池の状態
- カ 桶管の漏水による亀裂又は欠け崩れ

3 水防出動等

緑政土木部、消防部、上下水道部、区本部その他関係の部にあっては、水防警報が発せられた場合及び氾濫注意水位に達した場合並びに水防管理者が自ら判断して水防活動を行う必要があると認めた場合は、次の体制をとるものとする。

(1) 準備

次の基準に基づき、緑政土木部及び消防部は、水防活動に備えて資器材の整備点検及び水門等の開閉の準備を指示する。また、職員等が出勤する体制をとるとともに、必要に応じて水防警戒のため出動するものとする。

- ア 洪水予報が発せられた場合又は水防計画に定める氾濫注意水位に達した場合
- イ 出水により破堤、漏水又は豪雨によりがけ崩れ等のおそれのある場合
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水又は高潮の危険が予想される場合
- エ その他、水防管理者が必要と認めた場合

(2) 出動

ア 国土交通大臣又は愛知県知事から出動水位の通知があった場合には、土木隊及び消防隊は連携して水防警戒のため出動するとともに、適宜その状況を災害対策本部及び区本部等へ報告するものとする。

イ 堤防の漏水、決壊等の危険を覚知した場合、その他水防管理者が必要と認めた場合には、緑政土木部、消防部、上下水道部、区本部その他関係の部は、連携して次の活動を行うものとする。

- (ア) 水防警戒出動
- (イ) 住民への避難の指示
- (ウ) 水防作業・工法の実施
- (エ) 水門・閘門等の開閉
- (オ) 雨水ポンプ所の運転
- (カ) 関係機関等への連絡
- (キ) その他災害の状況に応じた応急活動

(3) 応援要請

災害の状況により、各部・区本部間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難な場合は、自衛隊を始めとする関係機関、各種団体並びに他の地方公共団体等へ応援を要請するものとする。

4 水防信号及び標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則」(昭和31年愛知県規則第34号)による。

(1) 水防信号

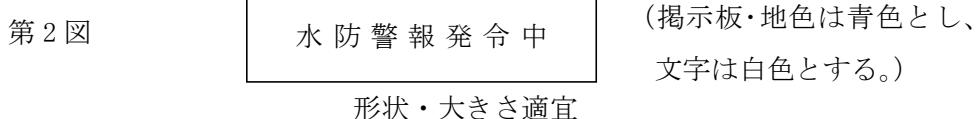
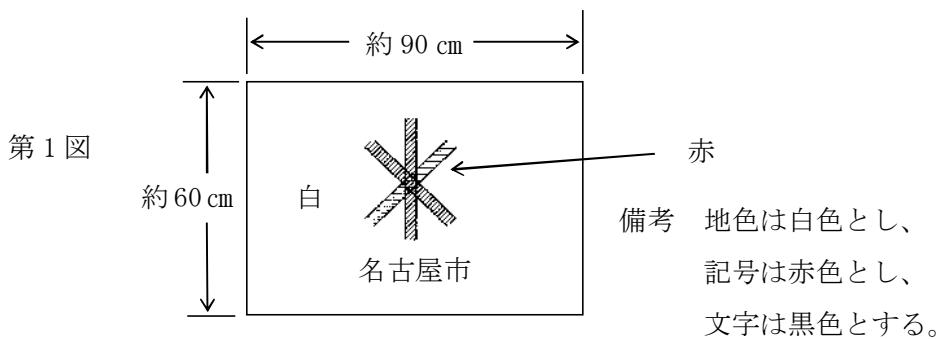
| 種別   | 打 鐘 信 号                  | 余いん防止付サイレン信号       | 摘 要                    |
|------|--------------------------|--------------------|------------------------|
| 出動信号 | ○—○—○      ○—○—○<br>(3点) | 約5秒<br>○——○<br>約6秒 | 水防団、消防団に属する全員に出動を知らせる。 |

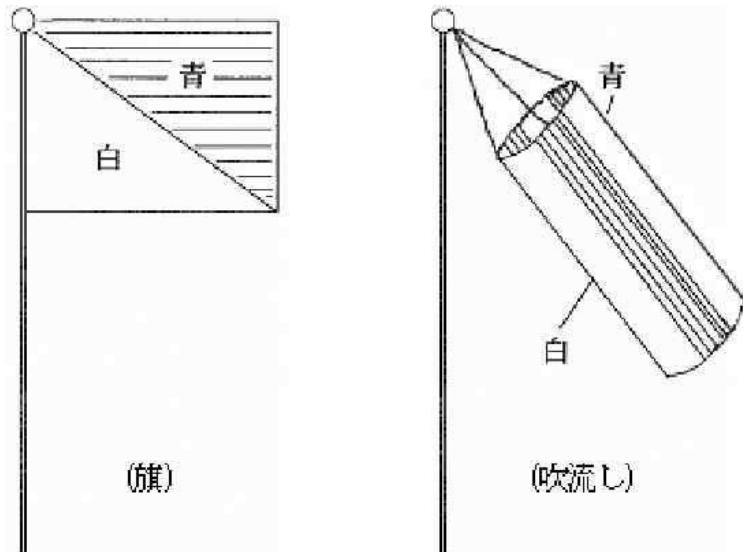
備考 (1) 信号継続時間は、適宜とする。

(2) 打鐘はなるべく太鼓をもって併用するものとする。

(2) 水防標識

水防用緊急自動車として使用する自動車は、第1図の標識を用いる。水防警報発令の標識は、第2図(掲示板)、第3図(旗及び吹流し)の標識を用いる。





#### 備考

斜線の部分は青色とし、  
その他の部分は白色とする。

### 5 資器材等の調達

水防活動に必要な資器材は、市内 50 箇所にある水防倉庫の資器材を活用するが、不足する場合は、愛知県、近隣市町村等に応急支援を要請するものとする。

なお、車両等にあっては、本章第 12 節「輸送・道路等応急対策、第 1 車両等の調達」による。

### 6 公用負担

水防活動のため、緊急の必要があるときは、消防機関の長は、水防法第28条第1項の規定に基づいて、必要な土地、資材、運搬具、機器、工作物、その他の物件の公用負担を命ずるものとする。

### 7 水防報告及び水防記録

水防活動が終結したとき、各土木隊長は、消防隊長と連絡のうえ、水防管理者に水防報告を行うものとする。

また、水防管理者は、水防活動が終結してから 7 日以内に次の事項を取りまとめて、愛知県尾張建設事務所長経由で愛知県知事に報告するとともに、水防記録として保管する。

#### <報告事項>

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- (2) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- (5) 使用資材の種類・数量
- (6) 水防法第 28 条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難指示の発令日時、発令区域

- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 水防管理者の所見
- (12) その他必要事項

(資料)

|                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| ・重要水防箇所                         | (附属資料編 計画資料 12)   |
| ・重要水防箇所（ため池）                    | (附属資料編 計画資料 13)   |
| ・雨量観測所                          | (附属資料編 計画資料 29)   |
| ・水位観測所                          | (附属資料編 計画資料 30)   |
| ・水防倉庫一覧                         | (附属資料編 計画資料 31)   |
| ・水防倉庫器具資材一覧                     | (附属資料編 計画資料 32)   |
| ・水門・閘門・防潮壁陸閘一覧                  | (附属資料編 計画資料 58)   |
| ・河川等の巡視箇所一覧表                    | (附属資料編 計画資料 59)   |
| ・ため池の巡視箇所一覧表、防災重点農業用ため池緊急点検報告様式 | (附属資料編 計画資料 60)   |
| ・水防警報発表受報用紙                     | (附属資料編 計画資料 61)   |
| ・洪水予報の例文                        | (附属資料編 計画資料 62-1) |
| ・市保有の輸送車両等一覧表                   | (附属資料編 計画資料 63)   |
| ・貨物自動車の調達                       | (附属資料編 計画資料 64)   |
| ・水防上重要な水閘門箇所                    | (附属資料編 計画資料 65)   |
| ・潮位表                            | (附属資料編 計画資料 66)   |
| ・地下街等一覧表                        | (附属資料編 計画資料 84-1) |
| ・要配慮者利用施設一覧表                    | (附属資料編 計画資料 84-2) |
| ・堀川口防潮水門操作要綱                    | (附属資料編 計画参考 56)   |
| ・中川口通船門等操作要綱                    | (附属資料編 計画参考 57)   |

## 第9節 消防活動

風水害等の災害が発生した場合、消防はその施設及び人員を最大限に活用し、水火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき、迅速な消防活動を実施する。

### 第1 消防活動の目標

風水害時における消防活動の基本目標は、人命の安全確保である。具体的には各防災関係機関との密接な連携を図り、災害応急対策活動を実施するものとする。

#### 1 情報収集活動

- (1) 災害発生直後においては、災害対応体制及び応援要請決定等のため、災害及び被害に関する概況を収集する。
- (2) 災害対応活動中は、限られた消防力を有効に運用するために、災害状況と消防部隊の活動状況を可能な限り収集する。

#### 2 水防活動

河川管理者又はため池等の管理者と協力して水防活動に当たる。

#### 3 救助活動

災害の状況と必要消防力及び運用可能消防力を対比し、最も多くの人命を救助しうる活動を考慮し実施するとともに、救助体制の充実にともない、全市を対象にローラー作戦型救助を実施する。

#### 4 救急活動

原則として、現有の救急隊により実施するものとし、救急隊以外の消防部隊の投入は、災害状況及び消防力の状況から判断する。

傷病者の搬送にあっては、医療情報及び医療機関の受入れ体制を把握するとともに、重症患者から搬送を実施する。

### 第2 初動体制の確立

#### 1 消防部の措置

##### (1) 消防本部室の開設

災害警戒本部又は災害対策本部の立ち上げに協力するとともに、当該本部設置後は、直ちに、消防本部室を開設する。

##### (2) 指令、通信体制の確立

指令班は、指令管制システム及び通信システムの障害状況の点検を実施し、指令・通信体制の確立に当たる。

##### (3) 情報収集体制の確立

消防本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。

ア 高所監視カメラによる監視体制 …… 市内全般の災害発生状況

イ 航空機による上空監視体制 ..... 市内全般の災害状況

## 2 消防隊の措置

### (1) 消防隊本部室の開設

消防隊の災害活動を総括的に処理するため、予め指定された場所に消防隊本部室を開設する。

### (2) 出動体制の確立

災害の区分により、車両、資器材を点検し、出動に備える。

### (3) 消防部隊の編成及び報告

当務員に併せて、非常参集者、毎日勤務者及び消防団員等により、消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び非常参集状況を消防本部室に報告する。

### (4) 通信連絡体制の確立

消防隊及び本部機動班は、指令装置及び各種電源を点検し障害程度に併せ必要な措置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立に当たる。

### (5) 情報収集体制の確立

消防隊本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。

ア 河川等の巡視による被害状況調査体制 ..... 災害危険個所の状況

イ 消防団による被害状況調査体制 ..... 学区単位の災害状況

ウ 一般住民からの情報収集体制 ..... 市民レベルの災害状況

## 3 消防団の措置

### (1) 消防団本部の開設

消防団の指揮連絡体制を確保するため、消防団長の定める位置に消防団本部を開設する。

### (2) 消防機関への通報

火災及び救助事故が、自主防災組織、付近住民等の自力によって対処し得ないと判断したときは、その状況を消防署所（防災指令センターを含む。）へ通報する。

### (3) 活動の基本

災害による人命救助事故を発見したときは、「震災レスキューセット」、「応急救護セット」を有效地に活用するとともに、自主防災組織、付近住民を指導して救出活動を行う。

## 第3 情報の収集

### 1 災害情報の収集

消防部は、発災と同時に通信施設の点検を実施するとともに、水火災、救助等災害応急対策活動に必要な情報を収集する。収集手段は、東山スカイタワー、港区役所無線塔及び西区役所無線塔に設置される高所監視カメラ、消防ヘリコプター、119番通報、参集者等あらゆる手段を活用する。

### 2 活動情報の収集

限りある消防力をもって災害に対応するためには、効率的に消防部隊を活動させることが必要である。消防部は、現有の消防部隊並びに応援消防部隊等の規模及び活動着手時期を的確に把握し、重要防衛地域等を考慮した部隊運用を実施するものとする。

### 3 支援情報の収集

1、2 のほか医療機関の受入れ状況、ライフラインの状況、消防水利の状況、必要な資器材の状況等消防部隊の円滑な活動に必要な情報を収集し、後方から支援する。

## 第4 消防部隊の運用

消防部隊は、発災後においても防災指令センターにおいて一括運用することを基本とするが、弾力的な部隊運用を実施するため、災害状況により、各消防隊長等による部隊運用を実施する。

### 1 消防本部室における部隊運用の基本方針

- (1) 人命危険の拡大を防止するため、人命危険が大きい災害現場を優先的に対応する。
- (2) 消防隊長から応援の要請等があった場合は、部隊に余力のある消防隊長に対し、必要な地域への所属消防部隊の出動を命ずる。
- (3) 救助活動は、災害状況及び消防力の状況を判断し必要消防部隊を投入するものとする。
- (4) 救急活動は、原則として現有の救急隊により実施するものとし、災害状況及び消防力の状況を判断し必要消防部隊を投入するものとする。
- (5) 避難指示又は緊急安全確保が発令された場合は、災害の拡大状況及び部隊の運用状況を勘案し、避難路及び避難地の安全確保を主眼とした部隊運用を実施するものとする。

### 2 消防隊の部隊運用

- (1) 消防隊長は、管内の災害発生地域、状況及び拡大状況等に基づき、消防活動の基本方針を決定し、所属部隊及び応援部隊の効率的運用を図るものとする。
- (2) 部隊の運用にあたっては、災害発生地域の緊急性及び危険度等と避難者の安全に重点を置き実施するものとする。

### 3 航空機の運用

- (1) 災害の発生直後にあっては、水防、救急・救助にあたる消防部隊の活動に必要な情報の収集及び避難広報、緊急搬送等当面の災害から住民の生命を守ることを重視して航空機を運用する。
- (2) 時間の経過とともに、他都市から応援に飛来する航空機を効率的に運用し、災害の拡大防止・被災者の救急・救護及び支援物資の空輸等、立体的な消防力の発揮に努める。
- (3) 航空機の活動にあたっては、住民の要求に即応できるように市内各所に確保している飛行場外離着陸場を最大限に活用する。この際、志段味スポーツランド一帯（消防学校）・稻永東公園等広域防災拠点となるべき飛行場外離着陸場については、簡易移動式照明設備の配置及び地盤整備等を計画的に進め、災害の発生に備える。
- (4) 災害時に被災地上空に集中する各種機関の航空機の安全確保のため、当面、各消防・防災航空隊等との連絡調整を密接にして、被災地上空の航空管制要領等について意思統一を図る。

## 第5 消防活動要領

### 1 活動時の留意事項

各消防部隊は、個々の任務を遂行すると同時に次の事項に留意して活動を展開する。

- (1) 出動途上における交通障害の状況、災害の発生及び推移状況等を無線機を活用して報告する。
- (2) 拡声装置、メガホン等により出動経路及び現場付近の住民あるいは関係者に対し、自衛の措置を呼び掛ける。
- (3) 自隊の活動及び対応中の災害の状況について、無線機を活用して定期的に報告する。

## 2 消防部隊の活動

- (1) 水防隊の活動要領

第8節 第4「活動内容」による。

- (2) 救急隊の活動要領

救急活動は、確実な医療情報に基づき実施するものとし、出動にあたっては、小規模な救助活動にも対処できるよう簡易な救助器具を装備する。

なお、多数の傷病者が集中的に発生したと判断されるときは、医療救護班の派遣を本部室事務局へ要請するものとする。

- (3) 救助隊の活動要領

市域全般の被害状況に基づき、指令班の出動指令に基づき、必要と認める場所に出動するものとし、活動にあたっては、関係者との間に明確な任務分担を設けるものとする。

## 3 避難の支援活動

消防本部室及び消防隊本部室は、住民の指定避難所等への避難が必要となったとき、又は避難が開始された時点で、積極的に避難の支援を開始する。

この場合、消防本部室及び消防隊本部室は、災害対策本部及び区本部との密接な連絡調整を行い、とりわけ次の情報提供に配慮する。

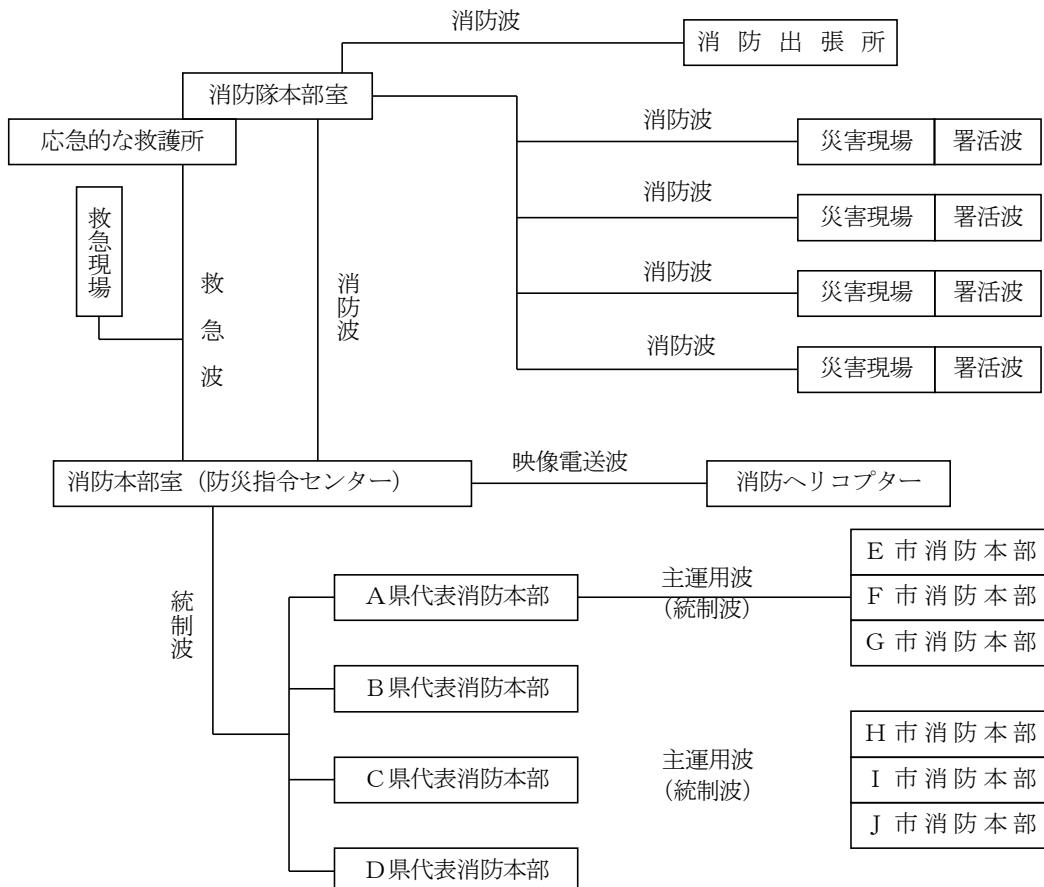
- (1) 避難をする地域における火災の発生及び延焼拡大の状況
- (2) 避難の支援活動、特に避難誘導に対応できる消防職員、団員の実態

## 第6 無線通信の運用

### 1 無線通信系統

災害対策活動は、正確な災害情報と的確な指揮命令に基づき、迅速かつ効果的に実施されなければならない。このため被害情報及び指揮命令の伝達手段の一つである無線通信系統は、適正に管理され運用する必要がある。

風水害時における無線通信系統は次のとおりとする。



### (1) 消防無線

#### ア 消防波

指定災害チャンネルとして、各消防隊に割り振り消防機関での連絡手段に使用し、主に、指揮命令及び情報伝達に使用する。

#### イ 署活波

出力が小さく使用範囲が狭いことから、災害現場における消防活動の通信手段に使用し、主に、現場における指揮命令及び状況報告に使用する。

#### ウ 主運用波

県単位で活動する各応援部隊間での連絡手段に使用する。

#### エ 統制波

各県応援部隊と消防本部室及び、主運用波が県隊間で重複する場合に各県応援部隊間での連絡手段に使用する。

#### オ 映像電送波

災害状況により消防ヘリコプターからの被害情報の収集に使用する。

#### カ 救急波

応急的な救護所及び救急現場の救急隊と消防本部室の間の連絡手段に使用する。

### (2) 無線通信系統図は、附属資料による。

## 2 無線通信統制

防災指令センターは、無線通信の有効活用を図るため、必要に応じて無線通信の統制を行う。

## 第7 応援体制

### 1 相互応援体制

大規模な災害が発生し、現有消防力のみでは、火災・救急・救助などに十分対応できない場合、消防力を緊急に増強するため、隣接市町村等と相互応援協定を締結している。また、国内には大規模な災害が発生した場合に、消防応援活動をより迅速かつ効果的に行うため、緊急消防援助隊も整備されている。

### 2 消防本部室の応援消防部隊運用

- (1) 応援消防部隊は、原則として消防部長の指揮下で活動するものとする。
- (2) 消防部長は、全市的な災害の状況を考慮し、効果的な活動ができるように、応援消防部隊の配置を決定する。
- (3) 応援に必要な消防部隊数、人員、資機材、地域及び任務指定等について、関係消防機関と調整する。
- (4) 消防隊長等から応援の要請があった場合、消防部長は、各消防隊長と協議の上、応援消防部隊に対し、必要な地域への出動を命ずる。

### 3 消防隊長等の部隊運用

- (1) 消防隊長等は、応援消防部隊に対し、消防活動の基本方針を伝達するとともに、効率的な運用を図る。
- (2) 消防隊長等は、災害の発生状況と住民の安全を考慮し、効率的に応援消防部隊を配置する。

### 4 緊急消防援助隊を要請した場合の部隊運用

緊急消防援助隊を応援要請した場合、原則として愛知県に消防応援活動調整本部（以下「調整本部」とする。）を設置する。愛知県及び市町村の災害対策本部等と連携及び調整し、関係機関等による災害救助活動を連携して実施されるよう努める。

調整本部は、次の事務を行う。

- (1) 緊急消防援助隊の部隊配置に関すること
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること
- (3) 各種情報の集約・整理に関すること
- (4) 緊急消防援助隊の後方支援に関すること
- (5) その他必要な事務に関すること

(資料)

- ・救出救急機械器具 (附属資料編 計画資料 44)
- ・愛知県内広域消防相互応援協定 (附属資料編 計画参考 24)
- ・五都市消防相互応援協定 (附属資料編 計画参考 25)
- ・東京消防庁・名古屋市航空機消防相互応援協定 (附属資料編 計画参考 26)

## 第10節 避難

風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合に、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊・流失等により住家を失った被災者を一時収容するため高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難誘導及び避難所の開設等について定める。

### 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

#### 1 避難指示の発令者

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難を指示する。なお、災害対策基本法など関係法令により次表のとおり避難の指示を行い得るよう定められている。

| 実施者              | 災害の種類          | 根拠法                        |
|------------------|----------------|----------------------------|
| 市長               | 災害全般           | 災害対策基本法第60条                |
| 警察官              | 災害全般           | 災害対策基本法第61条<br>警察官職務執行法第4条 |
| 海上保安官            | 災害全般           | 災害対策基本法第61条                |
| 知事<br>知事の命を受けた吏員 | 洪水、高潮、<br>地すべり | 水防法第29条<br>地すべり等防止法第25条    |
| 水防管理者（市長）        | 洪水、高潮          | 水防法第29条                    |
| 自衛官              | 災害全般           | 自衛隊法第94条                   |

※「緊急安全確保」は、災害対策基本法第60条に基づく「指示」にあたる。

#### 2 警戒レベルの設定

避難情報等ごとに市民がとるべき行動を明確化し、警戒レベル相当情報も参考に市民が主体的な行動がとれるように次表のとおり警戒レベルを設定する。なお、警戒レベルの対象災害は「洪水」、「内水氾濫」、「土砂」、「高潮」とする。

| 警戒レベル | 市民がとるべき行動      | 避難情報等   |
|-------|----------------|---|
| 5     | 命の危険直ちに安全確保！   | 緊急安全確保  |
| 4     | 危険な場所から全員避難    | 避難指示  |
| 3     | 危険な場所から高齢者等は避難 | 高齢者等避難  |
| 2     | 自らの避難行動を確認     | 大雨注意報<br>洪水注意報<br>高潮注意報<br>(警報に切り替える可能性に<br>言及されていないもの) |
| 1     | 災害への心構えを高める    | 早期注意情報<br>(警報級の可能性)                                     |

(参考とする警戒レベル相当情報)

| 警戒レベル相当情報 | 市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報  |
|-----------|---|
| 5 相当      | 大雨特別警報<br>氾濫発生情報<br>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）<br>「災害切迫」（黒）<br>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）<br>「災害切迫」（黒）<br>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）<br>「災害切迫」（黒）  |
| 4 相当      | 土砂災害警戒情報<br>氾濫危険情報<br>高潮特別警報<br>高潮警報<br>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）<br>「危険」（紫）<br>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）<br>「危険」（紫）<br>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）<br>「危険」（紫）                              |
| 3 相当      | 大雨警報（土砂災害）※<br>洪水警報<br>氾濫警戒情報<br>高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）<br>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）<br>「警戒」（赤）<br>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）<br>「警戒」（赤）<br>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）<br>「警戒」（赤） |
| 2 相当      | 氾濫注意情報<br>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）<br>「注意」（黄）<br>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）<br>「注意」（黄）<br>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）<br>「注意」（黄）  |

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

### 3 高齢者等避難の発令基準等

#### (1) 趣旨

高齢者及び障害のある人など避難に時間を要する市民や避難支援者等に対し、安全に避難できるタイミングでの早めの立退き避難又は屋内安全確保を促すとともに、高齢者等以外の市民に対し、避難の準備や自主的な避難を必要に応じて実施するよう促すために発令する。

#### (2) 発令基準

次の基準（計画資料 47）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合に発令する。

ア 河川洪水・ポンプ場排水調整の基準

　河川水位が基準水位に達した場合

イ 地域特性の基準

　過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当する場合

ウ 内水氾濫の基準

　60分先の60分予想雨量が100mmを超える場合、かつ、名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表された場合

エ 土砂災害の基準

　名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤色）」となった場合

オ 高潮災害の基準

　台風の接近等に伴い、名古屋市に高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合

(3) 高齢者等避難の実施

　高齢者等避難は、市長（本部長）が発令する。

(4) 伝達手段

　高齢者等避難の伝達は、以下の方法により行う。

ア 区本部・区隊の広報車等による該当地区への広報等

イ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等

ウ 同報無線（音声）による広報

エ テレビ、ラジオ等の報道機関による広報

オ ホームページ等による広報

カ 電子メール（きずなネット防災情報）

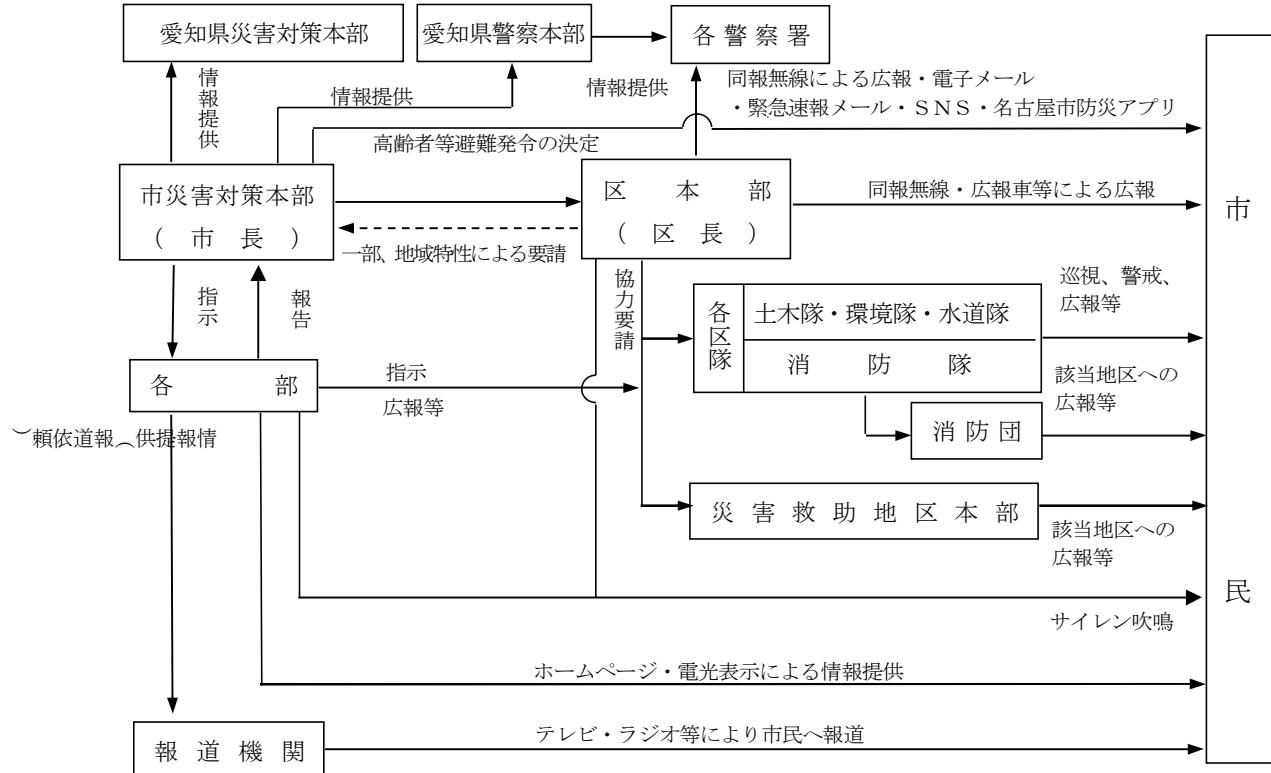
キ 緊急速報メール

ク ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

ケ 名古屋市防災アプリ

(5) 高齢者等避難の伝達系統等

ア 高齢者等避難の発令に係る情報系統



イ 発令解除

市長（本部長）が行う。

(6) 発令解除基準

ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準

河川水位が基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。

イ 内水氾濫の基準

降雨予測等から判断して内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。

ウ 土砂災害の基準

土砂災害警戒情報が解除されたとき。

エ 高潮災害の基準

高潮警報が解除されたとき。

4 避難指示の発令基準等

(1) 趣旨

災害が発生するおそれがある場合、市民に対し、危険な場所からの立退き避難又は屋内安全確保を促すために発令する。

(2) 発令基準

次の状況が認められるときを基準として避難指示を発令する。

ア 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき

イ がけ崩れ等の地変が発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき

ウ 次の基準（計画資料 47 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合

（ア）河川洪水・ポンプ場排水調整の基準

　　河川水位が基準水位に達した場合

（イ）地域特性の基準

　　過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部で必

要と認めた場合

（ウ）内水氾濫の基準

　　60 分予想雨量が 100 mmを超える場合、かつ、名古屋市に大雨警報（浸水害）が発表された場合

（エ）土砂災害の基準

　　名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「（土砂災害）の危険度分布で「危険（紫色）」となった場合

（オ）高潮災害の基準

　　災害対策（警戒）本部で必要と認めた場合

（カ）津波警報等発表時の基準

　　「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合

エ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき

オ その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

### （3）避難指示の実施

ア 避難指示の発令は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。

　　ただし、次の場合にあっては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとし、その場合には、事後速やかに市長（本部長）に報告（消防隊長に在つては区本部を経由）するものとする。

（ア）市長等（本部長・副本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長（区本部長）が行う。

（イ）区長等（区本部長・区副本部長）が不在等により、発令することができないときは、消防署長（消防隊長）が行う。

イ 市長（本部長）は、避難指示の発令をしようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 市長（本部長）は、避難指示を発令するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。

　　区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）にあっては、各区隊、災害救助地区本部、消防団等に協力を要請する。

### （4）伝達手段

指示の伝達は以下の方法により行う。

ア 区本部、区隊の広報車等による広報

イ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等

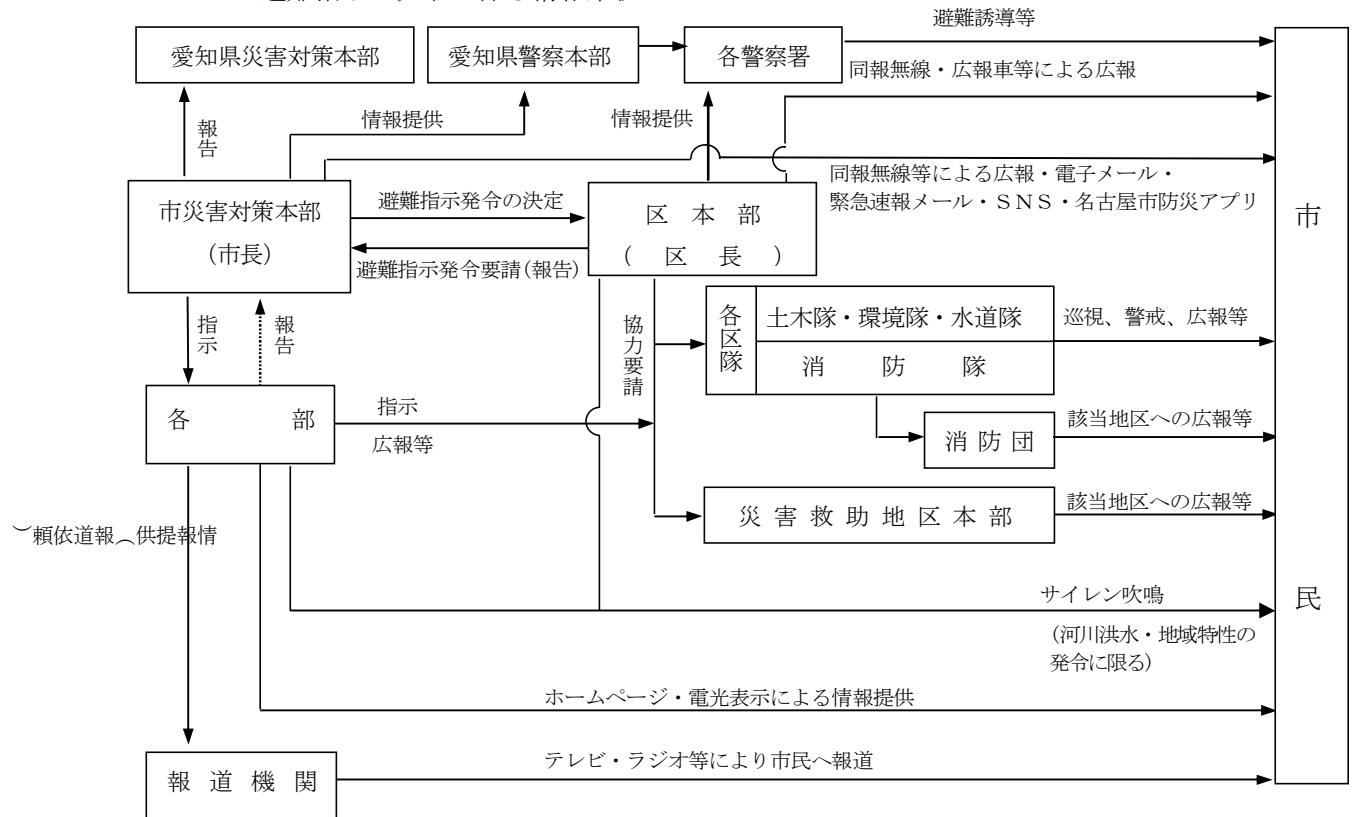
ウ 同報無線（サイレン及び音声）による広報

エ サイレン

- オ テレビ、ラジオ等の報道機関による広報
  - カ ホームページ等による広報
  - キ 電子メール（きずなネット防災情報）
  - ク 緊急速報メール
  - ケ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）
  - コ 名古屋市防災アプリ

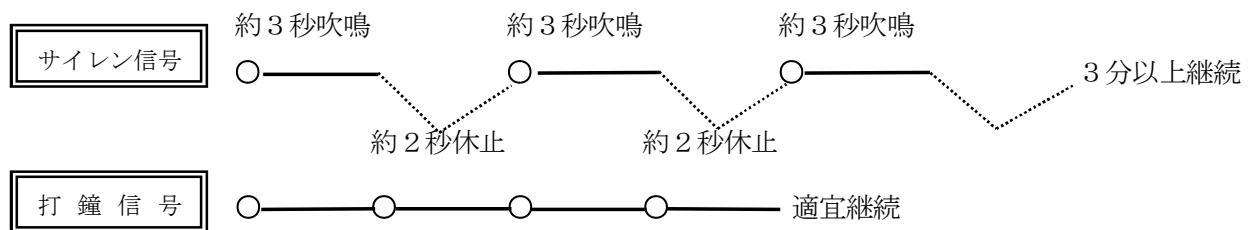
#### (5) 避難指示の伝達系統等

## ア 避難指示の発令に係る情報系統



イ 避難指示信号

避難指示発令に伴うサイレン及び警鐘の信号要領は、水防法第 20 条第 1 項の規定により愛知県規則（「水防信号及び標識に関する規則（昭和 31 年愛知県規則第 34 号）」）で定められた水防信号を準用する。



ウ 発令解除

市長（本部長）が行う。

## (7) 解除基準

#### ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準

河川水位が高齢者避難等の基準水位を下回り、かつ、降雨予測等から判断して河川洪水による災害発生のおそれがないと判断されたとき。

イ 内水氾濫の基準

降雨予測等から判断して内水氾濫による災害発生のおそれがないと判断されたとき。

ウ 土砂災害の基準

土砂災害警戒情報が解除され、区本部、土木隊、消防隊による巡回の結果、顕著な異常が認められないとき。

エ 高潮災害の基準

高潮警報が解除され、かつ、気象情報から判断して高潮による災害発生のおそれがないと判断されたとき。

オ 津波警報等発表時の基準

津波警報又は大津波警報が解除され、かつ、災害発生のおそれがないと判断されたとき。

5 緊急安全確保の発令基準等

(1) 趣 旨

災害が発生又は切迫している状況を把握した場合に発令し、市民に命を守るための最善の行動を促す。

(2) 発令基準

次の状況が認められるときを基準として緊急安全確保を発令する。

ア 災害が発生した場合。

イ 災害が切迫しており、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合。

ウ 次の基準（計画資料 47 参照）に該当し、かつ、災害対策（警戒）本部が必要と認めた場合。

（ア） 河川洪水・ポンプ場排水調整の発令基準

a 河川水位が基準水位に達した場合

b ポンプの排水調整に伴い、ポンプが停止した場合

（イ） 地域特性の発令基準

過去の浸水被害を基に定める地域特性の基準に該当した場合

（ウ） 内水氾濫の発令基準

a 記録的短時間大雨情報が発表された場合

b 60 分雨量が 100 mm を超えた場合

（エ） 土砂災害の基準

名古屋市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報の危険度分布）で「災害切迫（黒色）」となった場合

（オ） 高潮災害の基準

三河湾・伊勢湾沿岸に高潮氾濫発生情報が発表された場合

（3）緊急安全確保の実施

ア 緊急安全確保の発令は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。

ただし、次の場合にあっては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとし、その場合には、事後速やかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあつては区本部を経由）するものとする。

(ア) 市長等(本部長・副本部長)が不在あるいは、発令をしないとまがないときは、区長(区本部長)が行う。

(イ) 区長等(区本部長・区副本部長)が不在等により、発令することができないときは、消防署長(消防隊長)が行う。

イ 市長（本部長）は、緊急安全確保の発令をしようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 市長（本部長）は、緊急安全確保を発令するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、関係機関へ協力を要請する。

区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）にあっては、各区隊、災害救助地区本部、消防団等に協力を要請する。

#### (4) 伝達手段

緊急安全確保の伝達は以下の方法により行う。

### ア 区本部、区隊の広報車等による広報等

イ 災害救助地区本部、消防団等による広報等

ウ 同報無線

## エ サイレン

## オ テレビ、ラジオ等の報道機

## 力 ホームページ等による広報

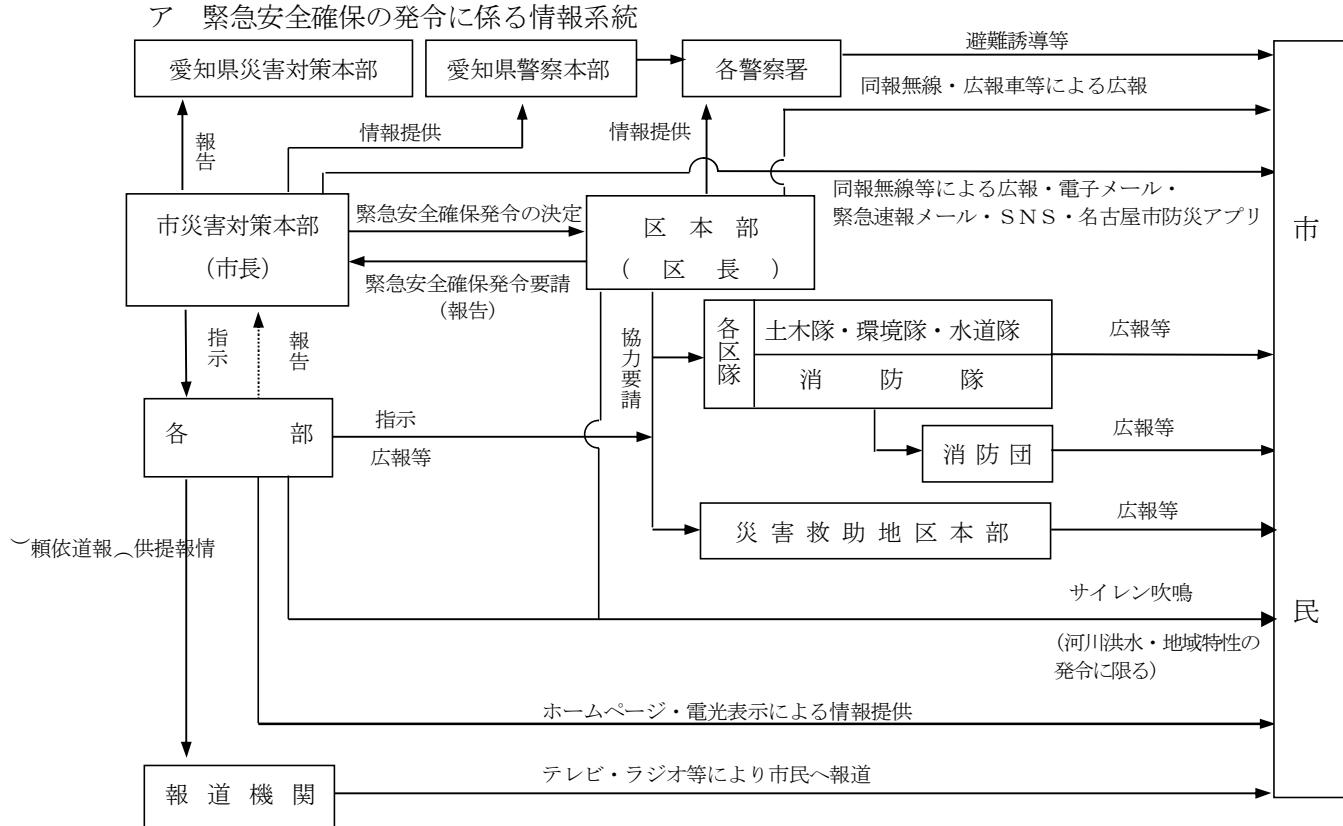
## キ 電子メール (き)

## ク 繁急速報メール

## ケ ソーシャル・ネット

名古屋市防災アプリ

⑤) 緊急安全確保の伝達系統等



イ 発令解除

市長（本部長）が行う。

(6) 解除基準

ア 河川洪水・ポンプ場排水調整、地域特性の基準

河川水位が高齢者等避難の基準水位を下回り、かつ、降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。

イ 内水氾濫の基準

降雨予測等や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。

ウ 土砂災害の基準

土砂災害警戒情報が解除され、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。

エ 高潮災害の基準

高潮警報が解除され、かつ、気象情報や、区本部、土木隊、消防隊による巡視の結果、避難の必要性がないと判断されたとき。

6 報告、公示

(1) 市長（本部長）は、避難指示、緊急安全確保を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。

ア 避難指示、緊急安全確保の発令者名

イ 発令の日時

ウ 発令の理由

エ 避難対象者（学区名、町名）

オ 避難先

(2) 市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、ただちに、その旨を公示する。

(3) 区長（区本部長）は、避難指示の実施状況について、災害対策本部に報告する。

## 第2 避難誘導及び移送

1 避難の誘導

(1) 避難誘導は、消防職員、区本部職員、警察官等が連携し実施するものとする。

(2) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。

(3) 誘導経路については、安全を確認し、危険か所を避ける。また、誘導経路に危険か所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。

(4) 避難の方法については、次のように指導する。

ア 避難に際しては、隣近所等で、できる限り声かけを行い、避難する。

イ 避難の順序は、妊娠婦・傷病人・障害者・老幼者を優先し、一般を次順位とする。

ウ 服装、携行品等

(ア) 服装は軽装とするが、くつをはき、帽子（できればヘルメット）をかぶる。

(イ) 非常袋(食糧、タオル、トイレットペーパー、懐中電灯、救急薬品、雨具等)、水筒、貴重

品等を携行する。

(ウ) 自動車は使用しない。

## 2 移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の指定緊急避難場所へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、車両・舟艇等により避難者を移送する。

## 第3 指定緊急避難場所の開設及び管理運営

### 1 指定緊急避難場所

#### (1) 洪水・内水氾濫、土砂災害

土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地している市立小中学校等（洪水・内水氾濫の想定浸水深の水位より上の高さの避難スペースに限る）

#### (2) 高潮

土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地している市立小中学校等（洪水・内水氾濫、高潮の想定浸水深の水位より上の高さの避難スペースに限る）

### 2 指定緊急避難場所の開設

自主避難者が発生した場合、又は「高齢者等避難」、「避難指示」若しくは「緊急安全確保」発令時、区本部長は指定緊急避難場所を速やかに開設する。

開設にあたっては、区本部長は指定緊急避難場所の施設管理者等に連絡を取る。ただし、各施設管理者は避難情報が発令された時点で、区本部からの連絡を待つことなく速やかに開設する。

施設管理者は、災害の危険がある間は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所において避難者を受け入れる。ただし、避難に適していない災害の場合、避難者を受け入れない。

また、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

施設が指定緊急避難場所と指定避難所の両方に指定されている場合、避難指示が発令されるまでは、同施設の指定避難所の避難スペースで待機することも可とする。その場合、避難指示が発令されたら、必ず指定緊急避難場所へ移させる。

### 3 指定緊急避難場所の運営

(1) 施設管理者等は、避難者が発生した場合、速やかに避難者数を把握し、災害救助地区本部へ報告する。

(2) 区本部長は、避難者が発生した場合、所定の人数の職員を指定緊急避難場所へ派遣する。

(3) 指定避難所の避難スペースで待機している場合、施設管理者、区本部からの派遣職員等は、「避難指示」発令時の上階（指定緊急避難場所）への避難の呼びかけを行う。

### 4 指定緊急避難場所の閉鎖

災害から命を守るために緊急に避難する必要がなくなった場合は、指定緊急避難場所を閉鎖する。

## 第4 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

### 1 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について平常時から積極的に広報するものとする。

## 2 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

# 第5 指定避難所の開設及び管理運営

## 1 指定避難所の開設

災害の恐れがなくなった（軽減した）後、住家が被災して帰宅できない避難者が発生した場合、それらの者等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。また、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

なお、指定避難所の開設期間は、原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じて、区本部長の意見を聞き、必要最小限度の期間を延長することができる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。

(1) 区本部長は、指定避難所の施設管理者等に連絡をとり、指定避難所を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遗漏の無いよう連絡するものとする。

(2) 災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、指定避難所となっている市有施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。

(3) (2)に掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救助地区本部長、施設管理者、避難所管理組織及び区本部からの派遣職員が協力して行う。

また、指定避難所運営マニュアルや訓練等を通じて、避難所運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。特に夏季には熱中症、冬季には低体温症の危険が高まるため、熱中症等の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

その他、指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

## 2 指定避難所の管理運営

指定避難所は、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。

区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。

また、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じることを努めるものとする。

### (1) 管理組織の整備

ア 避難者の中から代表管理者を選任する。

イ 代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）

(2) 管理組織の職務

ア 代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡をとり、各班の管理及び指揮をする。

イ 総務班は、避難者数の把握等避難所の記録に関すること及び各班の連絡調整、情報の収集・伝達・広報その他班に属さないことに対応をする。

ウ 施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。

エ 救護班は、要配慮者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。

オ 食料班は、飲料水の確保、食料品の配分をする。

カ 物資班は、救援物資（食料品を除く）の配分をする。

(3) 運営

指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、要配慮者への対応や、プライバシーなどの人権への配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

(4) 避難所外避難者への対応

在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外に避難する者の避難者数等の把握に努めるとともに、車中避難者等のエコノミークラス症候群などの予防のための必要な支援を実施する。

## 第6 避難状況等の報告

- 1 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を本部室事務局へ報告する。
- 2 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ本部室事務局へ報告する。
- 3 本部室事務局は、避難状況を区別に取りまとめ、本部幹事会議に報告する。

## 第7 避難所の解消

避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。

そこで避難指示等を解除した場合及び避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ入居した場合には区本部長はすみやかに避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に被災住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与等を実施する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。

- 1 本来活動の再開に併せて、施設管理者等と協議のうえ、避難スペースの適正配置に努める。
- 2 二次避難所となりうる施設を把握し、活用を図る。
- 3 避難所の統廃合・解消に向けた計画を策定する。

## 第8 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定するものとする。

1 市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、区長（区本部長）及び各区隊長（消防署長、環境事業所長、土木事務所長、上下水道局営業センター長）が実施するものとする。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。

2 警察官又は海上保安官は、前記の市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

3 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、区本部及び各区隊が連携し、警察署、災害救助地区本部等の協力を得て実施する。

## 第9 広域一時滞在に係る協議

災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受け入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。

(資料)

- |                               |                   |
|-------------------------------|-------------------|
| ・避難情報発令基準                     | (附属資料編 計画資料 47)   |
| ・区分指定緊急避難場所及び指定避難所箇所数及び収容可能一覧 | (附属資料編 計画資料 48)   |
| ・区分広報車所有状況                    | (附属資料編 計画資料 69)   |
| ・指定緊急避難場所（屋内施設）・指定避難所         | (附属資料編 計画資料 51-1) |

## 第11節 医療救護・保健衛生

### 【 医 療 救 護 】

風水害等の災害により負傷者等が多数発生し、医療・助産機関の機能が停滞した場合は、被災者に対し迅速、的確に応急的な医療・助産を施し、被災者救護の万全を図る。

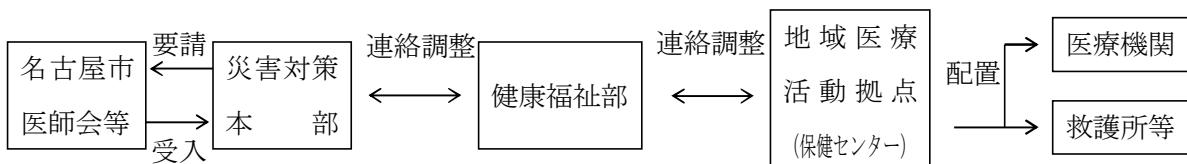
また、避難生活が長期にわたる場合には、時間経過に応じた医療ニーズに応えるため、保健衛生活動と連携・協力しながら、適切な医療救護を実施する。

#### 第1 救護班の編成

災害時における医療・助産・保健救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。健康福祉部は、各機関による救護班の編成状況を総括し、調整を行う。

##### 1 救護班の編成

- (1) 本部長は、災害の規模及び負傷者等の発生状況に応じ、名古屋市立大学、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、日本赤十字社（愛知県支部）等に対して医療救護班及び助産救護班の派遣を要請する。また、本部長は、救護班において薬剤師を必要とする場合には、市薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。
- (2) 区本部保健センターは、保健救護班を編成し、傷病者の応急措置などの保健救護活動を行う。保健救護班の構成は、保健師等の職員により編成する。
- (3) 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。
- (4) 本部長は、必要があると認めるときは、県等に災害派遣医療チーム（DMAT）を始め、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）等の医療チームの派遣を要請する。
- (5) 健康福祉部は、市域において災害派遣医療チーム（DMAT）が活動する場合については、保健医療調整会議を通じてその活動状況について連携を図る。



##### 2 救護班の業務内容

- (1) 医療救護班が行う業務内容は、次のとおりとする。
  - ア 傷病者に対する応急措置
  - イ 後方医療機関への搬送の可否及び優先順位の決定
  - ウ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療
  - エ 区本部及び消防隊・医療機関との連絡調整
- (2) 助産救護班の行う業務内容は、次のとおりとする。
  - ア 分べんの介助
  - イ 分べん前後の処置

ウ 助産機関への搬送の可否及び優先順位の決定

エ 区本部及び消防隊・助産機関との連絡調整

(3) 保健救護班の行う業務内容は、次のとおりとする。

ア 傷病者に対する応急措置

イ 被災者の健康管理

ウ 区本部及び消防隊・医療機関との連絡調整

## 第2 救護

### 1 救護活動

健康福祉部長は、市域全体の救護活動を調整し、区本部保健センター班長（保健センター所長）からの要請に基づき、救護班を配置する。

区本部保健センター班長（保健センター所長）は、区内の医療・助産・保健救護活動に関して救護班を指揮する。被害状況により救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、救護班の追加配置について要請する。

### 2 救護所の設置

区本部保健センター班長（保健センター所長）は、区本部長及び消防隊長と協議し、指定避難所その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。

なお、災害発生直後、医療・助産・保健救護活動の体制が整うまでの間、消防隊長は救急隊員をもって応急的な救護所を設置する。

### 3 救護の方法

#### (1) 第1救護

第1救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急措置及び緊急度選別の実施を図る。

なお、災害発生直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊員は応急的な救護所において可能な限り応急処置を実施する。

#### (2) 第2救護

第2救護は、第1救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。

特に、中等症・重症傷病者の治療・収容は、主に災害拠点病院・災害協力病院が実施する。

### 4 傷病者の搬送・移送

(1) 救護所等から第2救護を実施する医療機関への搬送は、状況に応じ医師等が同乗しあらゆる救急車、民間車両等を活用する。

(2) 災害医療活動拠点等で第2救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、保健医療調整会議を通じて市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、本部室事務局は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。

## 第3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知

区本部保健センター班は、円滑な医療救護を実施するため、医療・助産機関の被災状況等の把握を行う。

## 1 把握項目

- (1) 被災状況（建物、電気、ガス、水道）
- (2) 受入可能状況
- (3) 医療従事者や医薬品・衛生材料の備蓄状況
- (4) その他

## 2 把握手段

- (1) 広域災害・救急医療情報システム
- (2) 防災無線等の通信機器
- (3) 職員による現地調査
- (4) その他

## 3 伝達・周知

区本部保健センター班は、収集した医療・助産機関の情報を健康福祉部に報告するほか、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供する。また、管内の災害拠点病院等が被災等により広域災害・救急医療情報システムに入力できない場合には、代行入力を行う。

また、区本部保健センター班は、避難所等において、救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の情報を市民に対し提供する。

## 4 本部室事務局の情報

本部室事務局が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部保健センター班に情報提供する。

# 第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給

## 1 医薬品・衛生材料等の調達

### (1) 救護班及び救護所等

災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足し自ら調達することが困難な場合には、地域医療活動拠点（保健センター）に対し、供給の要請を行う。

### (2) 地域医療活動拠点（保健センター）

救護班等から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた地域医療活動拠点（保健センター）は、医薬品等供給業者に対し、供給を依頼する。医薬品・衛生材料等を調達できない場合には、健康福祉部長に対し、供給の要請を行う。

### (3) 市災害対策本部

ア 救護所を市立中学校に設置した場合、健康福祉部長は、名古屋市薬剤師会への委託により備蓄する医薬品を使用する。

イ 健康福祉部長は、地域医療活動拠点（保健センター）から医薬品・衛生材料等の供給要請を受けた場合には港防災センターに備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。

ウ 医薬品・衛生材料等が不足する場合、または災害発生後の被害状況を把握し必要と認めた場合には、健康福祉部長は、速やかに愛知県医薬安全課に対し、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業」による医薬品・衛生材料等の供給の要請を行い供給センターに備蓄する。

エ 健康福祉部長は、必要に応じて応援協定等により他都市に協力を要請し、救援物資として集まる医薬品・衛生材料等を供給センターに備蓄する。

(4) 調達の終了

健康福祉部長は、医療機関等の診療機能の回復もしくは卸売業者・小売業者の医薬品・衛生材料等の流通機能の回復の状況等により医薬品・衛生材料等の調達活動を終了する。

2 医薬品・衛生材料等の供給

(1) 供給センターの設置

健康福祉部長は災害により必要と認めるときは、愛知学院大学名城公園キャンパスに供給センターを速やかに設置し、薬剤師を配置して、医薬品・衛生材料等の出納保管にあたらせる。

医薬品、衛生材料等を的確に出納管理するために、名古屋市薬剤師会に対し協力を要請する。

(2) 供給センターの任務は次のとおりとする。

ア 医薬品等の受入れと払出し

イ 不足医薬品等のリスト作成と報告

ウ 医薬品等の出納保管

薬効別分類整理、向精神薬の管理、開封や有効期限切れ医薬品の選別廃棄等

エ 医薬品情報の提供

同種同効薬の紹介、禁忌・警告・副作用情報の提供、医薬品の識別等

オ 服薬相談

カ 各種記録簿の作成

キ その他

(3) 医薬品・衛生材料等の搬送

健康福祉部長は、医薬品・衛生材料等の輸送計画を立て、供給センターから医療機関、地域医療活動拠点（保健センター）、救護所等への輸送を効率的に行う。搬送に関しては、運送業者及びボランティアの協力を得て迅速に搬送する。

(4) 地域医療活動拠点（保健センター）における医薬品・衛生材料等の供給活動

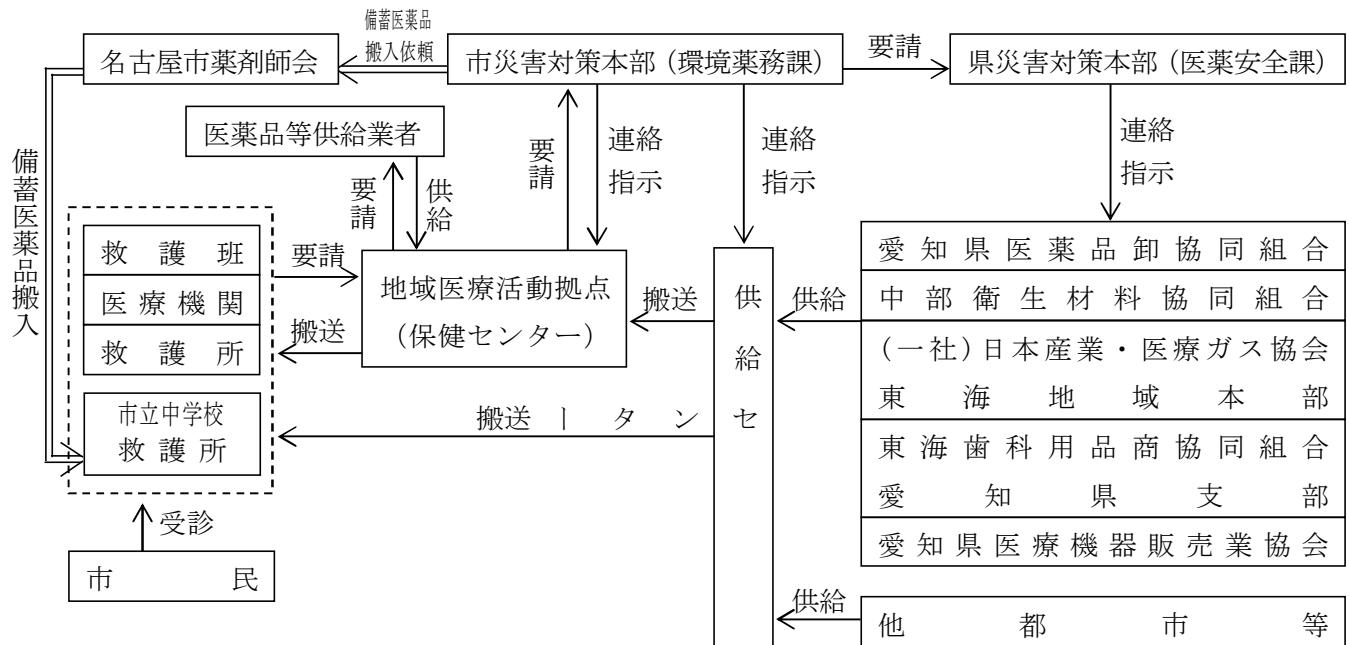
被害地域が広範囲にわたる場合は、地域医療活動拠点（保健センター）を中継所として、医療機関、救護所等へ医薬品、衛生材料等の供給を行う。

3 血液製剤の確保

平常時と同様に医療機関と血液センターの間で血液製剤の供給が行われている場合は、災害時であってもそれを優先する。

血液センターの被災等により血液製剤の確保が困難な場合は、健康福祉部長は速やかに愛知県医薬安全課に対し血液製剤の供給を依頼する。

[医薬品・衛生材料供給の流れ]



※ ⇒ は、市立中学校に救護所を設置した場合のルート

(資料)

- ・災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約（日本赤十字社愛知県支部、愛知県）  
(附属資料編 計画参考 23)
- ・21大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書  
(附属資料編 計画参考 34)
- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会）  
(附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会）  
(附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会）  
(附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学）  
(附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会）  
(附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書（市対県鍼灸マッサージ師会）  
(附属資料編 計画参考 43-1)
- ・医薬品等供給センターの設置等に関する協定書（市対愛知学院大学）  
(附属資料編 計画参考 43-1)

## 【 保 健 衛 生 】

風水害等の災害が発生した場合において、感染症のまん延を防止し、食品等の衛生を確保し、逃走動物による危害を防止するため、災害時における感染症予防及び保健衛生活動について定め、市民の健康の維持と安全の確保を図る。

### 第1 感染症予防

ライフラインの寸断による生活環境の悪化を原因とする感染症の発生や指定避難所における集団発生を防ぐため、次のとおり災害時における感染症予防活動を実施する。

#### 1 区本部保健センター班

##### (1) 感染症の予防指導

- ア 被災地及び避難所における感染症患者等の早期発見
- イ 感染症予防に必要な衛生指導等の実施

##### (2) 病原体検査

感染症患者等の発生時における健康診断に伴う病原体検査の実施

##### (3) 臨時予防接種の実施

災害状況や被災地における感染症の発生状況により、臨時予防接種を実施する。

##### (4) 環境防疫作業

- ア 感染症患者等が発生し又は発生のおそれのある地域や避難所等に対し、感染症対策・調査センター（衛生研究所業務課）と連携を図り、重点的に消毒及びねずみ族・昆虫等駆除を実施
- イ 上記地域住民に対する清潔保持についての指導

##### (5) 飲料水検査

- ア 被災地の受水槽等の給水設備及び飲料水（公共機関からの供給部分を除く。）の検査
- イ 不適施設の改善についての指導

#### 2 感染症対策・調査センター（衛生研究所業務課）

##### (1) 感染症患者の移送

##### (2) 患者の家屋等に対する消毒作業の実施

#### 3 その他

##### (1) 感染症患者の入院

感染症患者の入院治療は、感染症指定医療機関で行う。（ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に限る。）

なお、やむを得ない事情がある場合は、感染症法第19条、第46条に基づき、病院若しくは診療所において、患者の入院治療を行う。

##### (2) 検査

コレラ等の細菌検査及びウイルス検査については、衛生研究所で行う。

##### (3) 環境防疫作業の協力要請

本部長は、環境防疫作業において必要な場合は、協定に基づき公益社団法人愛知県ベストコン

トロール協会への協力要請を行う。

## 第2 保健衛生

区本部保健センター班は、指定避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健師、精神保健福祉相談員、歯科衛生士、管理栄養士などの職員を組み合わせ目的に応じた保健救護班を編成し、震災時における保健衛生活動を実施する。

区本部保健センター班長（保健センター所長）は、保健救護班を指揮する。被害状況による保健救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、保健救護班の追加配置について要請する。

健康福祉部長は、市域全体の保健衛生活動を調整し、区本部保健センター班長（保健センター所長）からの要請に基づき、保健救護班を配置する。また、被害状況を踏まえ、本部長は、愛知県に対し DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣要請を行う。

### 1 保健活動

発災後の状況変化によって生じる健康課題を捉え、疾病予防及び重症化予防、健康増進の観点から、被災者のニーズに応じた健康相談を行う。また、必要に応じて、要配慮者の介護・看護に関する訪問指導、生活に必要な福祉サービスの利用等に向けたコーディネート等を、区本部救助班及び関係機関と連携を図りながら実施する。

### 2 精神医療救護活動

- (1) 愛知県精神科病院協会・愛知精神神経科診療所協会と連絡調整し、市内精神科医療機関の被災状況及び診療応需体制等を把握し、保健センターなど各関係機関へ情報提供等を行うことにより、精神障害者の治療継続を図る。
- (2) 精神保健福祉センターにおいて、こころのケアチームを編成する。なお、こころのケアチームは、精神科医師、保健師、事務職員等で構成する。
- (3) こころのケアチームは、保健救護班と連携し、被災体験や治療の中止による精神症状の増悪、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、避難所等での生活の長期化に伴うストレスの増大やアルコール関連問題、スタッフ・ボランティア等のこころの健康の保持増進等に対応するため、避難所等を巡回し、診療・相談に応じる。
- (4) 被害状況を踏まえ、本部長は、愛知県に対し DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。
- (5) 被災者のこころの健康を保持するため、精神保健福祉センターに電話相談窓口を設置する。

### 3 歯科医療救護活動

- (1) 歯科医療・歯科保健を継続して確保する観点から名古屋市歯科医師会と連携して、避難所等を定期的に巡回し、応急的な医療活動及び相談指導等を行う。
- (2) 歯科保健医療センター等を活用し地域の歯科医療活動の拠点を確保する。

### 4 栄養相談・指導

被災者の避難所や災害被災家庭での生活の長期化による栄養状態の不良を防ぐため、必要に応じ食生活の相談指導等のほか、食物アレルギー等の食品にも配慮する。

### 5 服薬指導

名古屋市薬剤師会と連携し、医薬品・衛生材料等の供給センター及び地域医療活動拠点において、

医薬品情報の提供や服薬指導を実施する。

### 第3 食品衛生

避難生活者等の食中毒を防止するなど食品の安全の確保を図るため、食品製造施設等の監視指導及び緊急食品等の衛生指導を実施する。

#### 1 区本部保健センター班

- (1) 臨時給食施設、緊急食品調製施設及びその他関連の食品取扱い施設の監視指導
- (2) 緊急食品等の衛生指導及び不良食品の排除
- (3) 食中毒発生時の処理
- (4) 被災不良食品の排除指導
- (5) 被災食品等の相談対応

#### 2 食肉衛生検査所班

- (1) 南部市場を流通する食肉（冷蔵庫内保存食肉を含む。）の監視指導
- (2) 緊急とさつ等の検査
- (3) 食肉衛生監視又は食品衛生検査の応援

#### 3 食品衛生検査所班

- (1) 中央卸売市場本場を流通する食品の監視指導及び検査
- (2) 不良食品の排除
- (3) 食品衛生監視又は食品衛生検査の応援

#### 4 その他

特に精密な検査を必要とする食品等については、衛生研究所で検査を実施する。

### 第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護

健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、災害時における逃走動物（犬、特定動物等）による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護を行う。

また、健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、ペット同行避難に関する助言・指導を行う。

- 1 災害発生時における特定動物等の飼養状況の監視
- 2 逃走動物の把握及び市民への危険防止
- 3 逃走動物の捕獲・保護及びその措置について飼主及び関係機関との協議決定
- 4 飼主不明の負傷動物の保護・収容及びその情報管理
- 5 ペット同行避難に関する助言・指導

### 第5 関係機関との連絡及び協力要請

本部長は、健康福祉部長から応援要請を受けた場合は、感染症対策支援の協力及び逃走動物の捕獲・保護の出動要請を関係機関に要請する。

#### 1 感染症予防関係

感染症予防活動において、必要な場合は厚生労働省、愛知県、自衛隊等への防疫支援の協力要請を行う。

## 2 逃走動物関係

逃走動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察本部又は東山動物園へ出動要請を行う。

(資料)

- ・21 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書 (附属資料編 計画参考 34)
- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会） (附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会） (附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会） (附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学） (附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会） (附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書（市対県鍼灸マッサージ師会） (附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書（市対公益社団法人愛知県ペストコントロール協会） (附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害時動物救護に関する協定書（市対市獣医師会） (附属資料編 計画参考 43-1)
- ・災害時における入浴機会の提供に関する協定書（市対愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合） (附属資料編 計画参考 43-1)

## 第12節 輸送・道路等応急対策

### 【 輸 送 】

大災害が発生した場合、人員及び物資の輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両・舟艇等の迅速な調達並びに緊急輸送ルートの確保が必要である。

このため迅速かつ効果的な応急対策活動に要する車両・舟艇等の調達、配車、緊急輸送車両の確認及び輸送ルートの確保について定める。

#### 第1 車両等の調達

##### 1 本部幹事会議

災害の状況に応じ、必要な車両等を確保するため、経理部に指示し、あらかじめ一定数の車両等を待機させるものとする。

##### 2 各部、区本部

(1) 輸送手段として必要な車両・舟艇は、原則として各部・区本部保有のものを第一次的に使用する。

(2) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示のうえ、調達を依頼する（区本部は、本部室事務局を経由）。ただし、特殊車両等については、各部で調達する。

(3) 区本部は、必要に応じて車両等の現地調達ができる。

なお、現地調達を行ったときは、すみやかに経理部へ報告する。

##### 3 経理部

各部・区本部から調達依頼を受けた場合及び本部幹事会議から調達の指示があった場合は、経理部は次のように集中調達する。

(1) 乗合自動車 ——>交通部、及び民間各社から調達する。

(2) 貨物自動車 ——>一般社団法人愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店及び一般社団法人AZ-COM ネットワークから運送協定に基づき調達する。

(3) 舟艇・ボート —>借上げにより調達する。

(4) 船舶 ——>名古屋港管理組合から調達する。

(5) 航空機 ——>航空会社から調達する。

(1)、(2)の計画により調達しても、なお所要車両が不足する場合は、中部運輸局長と協議して、緊急輸送に必要な車両を確保する。

#### 第2 配車等

経理部において集中調達した車両等については、次のとおり配車等を行う。

#### 1 配車

調達依頼及び調達の指示の内容に基づき、車両の用途別配車計画を作成し、的確に配車する。

ただし、依頼・指示どおり調達できないときは、依頼部・区本部、本部幹事会議と連絡調整をし、的確な配車に努める。

#### 2 車両の待機

待機車両については、その調達数、待機場所等について本部幹事会議に報告する。

また本部幹事会議の指示に基づき、迅速に配車する。

#### 3 舟艇・船舶・航空機

車両と同様の手続きによるものとする。

なお、舟艇については陸上輸送を要する場合があるので、陸上輸送について行き違いのないよう調達依頼部・区本部と十分連絡調整を行うものとする。

### 第3 緊急通行車両等の確認申出手続

災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に確認申出の手続きがなされている車両にあっては、特に手続きを要さず、緊急通行車両等として通行可能となることから、事前に所定の手続きを進めるとともに、災害発生時に確認申出手続きをする必要が生じた車両にあっては、各部、区本部にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等により、最寄りの愛知県庁に確認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申出する。

### 第4 輸送ルートの確保

災害が発生した場合、災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、災害発生後、次の任務分担に応じ、広域防災拠点等の設定を考慮した緊急輸送ルートを確保するものとする。

#### 1 陸上輸送

緑政土木部は、警察、他の道路管理者等と連携し、主要道路の被害状況や道路啓開の進捗状況等を踏まえ、緊急陸上輸送ルートの設定に必要な情報を本部員会議に報告するものとする。

なお、緊急陸上輸送ルートの設定に資するため、あらかじめ市内の主要道路（緊急輸送道路等、その他の道路）を定めておくものとする。

#### 2 水上輸送

住宅都市部は、名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合と連携し、岸壁と荷役機械等の被害状況等を踏まえ、水上輸送の拠点となる緊急物資集配拠点を選定するとともに、堀川及び中川運河の水路において、水路にかかる橋梁、水門等被害状況等を踏まえ、都心部への水路を確保するものとする。

### 3 航空輸送

消防部は、名古屋海上保安部及び自衛隊、また他都市からの応援航空機等と連携し、広域防災拠点を核としたヘリコプターの円滑な航空輸送計画確保に努めるものとする。

(資料)

- ・貨物自動車の調達 (附属資料編 計画資料 64)
- ・緊急通行車両等の確認手続等実施要領 (附属資料編 計画参考 59)
- ・名古屋市水防計画付図

## 【 道路等応急対策 】

災害が発生した場合は、災害応急対策及び資機材の輸送を円滑に行うために、道路の破損、堤防の決壊、橋梁流失、その他交通に支障をおよぼすおそれのある箇所を早急に把握し、緊急に復旧を要する道路から順次応急復旧を行っていくものとする。

### 第1 担当部

緑政土木部とする。ただし、名古屋市以外のものが管理する道路は、それぞれの管理者が行うものとする。

(参考) 道路の管理者

一般国道（1号・19号・22号・23号・41号・153号（一部）・

302号……………中部地方整備局

一般国道（上記以外）……………名古屋市

県道・市道……………名古屋市

港湾道路……………名古屋港管理組合

緊急用河川敷道路……………中部地方整備局

### 第2 道路被害情報の収集伝達

緑政土木部は、道路パトロール、区本部への照会（警察署等からの情報等を含む。）、参集職員からの情報収集、その他の方法により道路に関する被害情報を収集する。

また、収集した情報を本部員会議及び区本部へ報告するものとする。

### 第3 道路上の障害物の除去

災害時においては、被災者の救援、災害救助物資の輸送、災害復旧工事等への対応などを円滑に実施するため、道路機能の維持、回復に努めるものとする。

#### 1 道路冠水の対策

道路の冠水は、交通障害並びに通行する車両による家屋浸水の被害をもたらすおそれもあり、早急に排水処理を実施するものとする。

- (1) 街きよ枠、側溝枠など排水口の目詰まりを防止するために点検、清掃を行う。
- (2) 排水溝の流水を良くするため、スクリーンなどの点検、清掃を行う。
- (3) 道路上へ流出した塵芥などの流出物は、排水機能を阻害するばかりでなく、交通の障害ともなり、危険となるので早急に排除する。

#### 2 街路樹の対策

強風等による街路樹の倒木は、交通障害、架線の切断等をもたらし、緊急の処理を要するもので、次の方法により処理するものとする。

- (1) 交通障害となる倒木は、応急措置として道路と平行に整理するとともに、復旧の見込みのない樹木は、道路上より取り除き最寄りの公園等に集積する。
- (2) 復旧可能な樹木は、側枝を切り払い支柱に結束して立て起す。

### 3 街路灯等の対策

街路灯等の倒壊は、交通の障害ばかりでなく、架線の切断による感電事故の危険もあるので、次の方法により処理するものとする。

- (1) 交通障害となる倒柱は、応急措置として道路と平行に整理するとともに、破損した灯具等は、早急に道路上より除去する。
- (2) 切断された架線は、人が触れることがないように絶縁性の防護柵等で囲い、中部電力パワーグリッド㈱等へ通報する。

## 第4 応急復旧活動

### 1 応急復旧順位

風水害等により道路が被害を受けた場合は、あらかじめ指定されている主要道路のうち、道路交通を緊急に確保する必要のある路線から応急復旧を実施するものとする。

### 2 応急復旧目標

道路、橋梁等の被害に応じて盛土作業、仮橋の設置など応急工事を施工し、交通の確保を図る。

### 3 応急復旧体制

風水害等により主要道路が被害を受けた場合は、建設業協会との協定に基づく動員のほか、必要によって他の地方公共団体等への応援要請により、人員を確保し、迅速かつ効率的な応急復旧を実施する。

また、道路占用者や愛知県などの他の道路管理者とも相互に協力するものとする。

### 4 応急復旧方法

- (1) 路面の亀裂や沈下に対しては、その原因を確認し、他に支障がないと判断した場合には、土砂等により盛土作業を行う。なお、状況によっては仮舗装を実施する。
- (2) 法面崩壊については、土俵羽口工、積土俵工などを実施する。
- (3) がけ崩れによって通行が不能となった道路については、二次災害への対応を考慮のうえ、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の除去を行う。
- (4) 橋梁が流出、落橋した場合は、緊急措置として木角材、H形鋼を架け渡し、敷板を並べて応急復旧を行う。なお、代替橋（ベリー橋）を設置する場合は、代替橋を所有する自衛隊に対して設置を要請するものとする。

## 第5 交通規制

交通管理者による交通規制については、本編 第1章 第22節 第2 交通対策を参照するものとする。

道路管理者による交通規制については、道路の欠損、堤防の決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合又は復旧工事のためやむを得ないと認められる場合、若しくは河川管理者、他の道路管理者等からの通報等により了知したときに、市長（道路管理者）が、次の要領に従い区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

#### 1 道路巡視等

土木隊は、道路、橋梁等の被害状況を調査するとともに、迂回道路として指定する道路の調査を行い、必要な措置を講ずる。

#### 2 交通規制の決定

土木隊長（土木事務所長）は、所轄警察署等関係機関の意見を聞いて、道路の通行の禁止又は制限を決定する。ただし、所轄警察署等関係機関の意見を聞くいとまがない場合には、土木隊長（土木事務所長）独自の判断で規制を実施し、すみやかに所轄警察署等関係機関に通知するものとする。

なお、大規模な道路被害により広範囲（特に2行政区以上にまたがる場合）に交通規制を行う必要がある場合は、愛知県災害対策本部に依頼し、必要な措置を講ずる。

#### 3 交通規制の実施

交通規制は、土木隊が道路標識等を必要な場所に設置して行うものとする。なお、迂回道路を指定する場合には、迂回道路の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。

交通規制実施後、土木隊長（土木事務所長）は、すみやかに緑政土木部に連絡するものとし、緑政土木部は災害対策本部へ報告するものとする。

#### 4 交通規制の広報等

交通規制を実施したときは、すみやかに（公財）日本道路交通情報センターに通報するとともに、関係する他の道路管理者に通知する。また、広報車等による広報活動及び報道機関を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

#### 5 交通規制の解除

交通規制の解除は、土木隊長（土木事務所長）が当該道路の障害物の撤去、欠損箇所の復旧などの安全通行の確保を確認してから行うものとする。

なお、規制解除については、すみやかに関係機関に通報するものとする。

### 第6 要員及び建設機械等の確保

#### 1 要員の確保

応急復旧を実施するために必要な要員の確保については、基本的には「第1節 初動活動体制」並びに「第7節 応援要請」及び「第20節 労務供給」によるほか、（一社）名古屋建設業協会及び（一社）愛知県建設業協会と締結した協定に基づき、非常災害時にはただちに動員できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。

#### 2 建設機械等の確保

応急復旧を実施するために必要な建設機械の確保については、（一社）名古屋建設業協会及び（一

社) 愛知県建設業協会と締結した協定に基づき、本市内の建設業者が保有しているブルドーザーを始めとする主要な建設機械器具等の種類別能力、数量、所有者、所在等の実態を隨時把握して、非常災害時にはただちに調達できる体制がとれるよう、建設業協会と連絡調整を密にしておくものとする。

また、資機材については、一定の数量を市においてあらかじめ確保しておくとともに、取扱業者名簿等により民間在庫量を地域別に把握し、緊急時における復旧用資機材の調達に万全の態勢を整えておくものとする。

## 第7 道路占用者との相互協力

- 1 緑政土木部長は、風水害等により道路施設及び占用物件が破損した場合は、名古屋市道路占用調整協議会保安対策部会を緊急招集し、復旧方法等について情報の交換を行うものとする。
- 2 電気、ガス、上・下水道、電話等の道路占用者は、自己所管以外の施設の被害を発見・了知した時は、相互に通報し、ただちに応急措置をとるよう協力するものとする。
- 3 占用物件の損壊等は、それぞれの管理責任者において処理するものとするが、作業については相互に協力し、早急に道路機能の回復に努めるものとする。
- 4 道路占用者は、占用物件の損壊により交通規制を行う必要がある場合は、すみやかに道路管理者に規制の依頼を行うものとする。

## 第8 他の道路管理者等との相互協力

- 1 緑政土木部は、風水害等により道路施設が損壊若しくは交通に危険を生じた場合は、必要な交通の確保のため、愛知県及び中部地方整備局と道路啓開及び道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合うよう努めるものとする。
- 2 緑政土木部は、周辺市町村と道路の応急復旧について情報交換等を行うものとする。
- 3 緑政土木部は、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、名古屋港管理組合及び鉄道事業者と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を行うものとする。

## 第9 災害対策基本法による放置車両等の措置

- 1 道路の区間の指定及び措置命令
  - (1) 緑政土木部は、災対法第76条の6第1項の規定に基づき、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、管理する道路について区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

車両等についての具体的な措置の内容は、主に次のとおりである。

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間距離を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空き地や駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

車両等の占有者等へこれらの措置を命ずることにより、緊急通行車両の通行のため、最低限一車線を確保するものとする。

(2) 緑政土木部は、道路の区間の指定をしようとするときは、災対法施行令第33条の3の規定に基づき、あらかじめ、指定しようとする道路の区間とその理由を愛知県公安委員会に通知するものとする。緊急を要する場合で、愛知県公安委員会に通知するいとまがないときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知するものとする。

## 2 車両等の占有者等への周知

緑政土木部は、道路の区間の指定をしたときは、災対法第76条の6第2項の規定に基づき、指定区間への立て看板の設置、(公財)日本道路交通情報センター等による広報等により、通行者等に対し当該指定について周知するものとする。

## 3 道路管理者自らが行う車両の移動等

次の場合においては、緑政土木部は、災対法第76条の6第3項の規定に基づき、自ら1の措置をとることができる。

- ・1の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらない場合
- ・相手方が現場にいないために1の措置をとることを命ずることができない場合
- ・道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に1の措置をとらせるることはできないと認め、命令をしないこととした場合

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

## 4 車両等の移動に必要な土地の一時使用

緑政土木部は、1又は3の措置をとるためやむを得ない必要がある場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる。

## 5 損失補償

3又は4の措置により通常生ずべき損失については、補償するものとする。

(資料)

- ・建設機械（道路復旧、障害物排除等に使用するもの）の保有・調達（附属資料編 計画資料75）
- ・道路現況一覧（附属資料編 計画資料79）
- ・橋梁現況一覧（附属資料編 計画資料80）
- ・災害時における応急対策業務に関する協定（附属資料編 計画参考43）

## 第13節 食品・生活必需品等の供給

災害の発生に伴い、物品流通機構の機能が一時的に混乱・停止し、また、家屋の倒壊や流失などで住家に被害を受け、さらに電気・ガス・水道等の供給が停止する等により日常生活を営むことが困難になった被災者に対して、迅速かつ効果的に食品・生活必需品等（以下「物資」という。）及び飲料水を応急的に供給（貸与を含む）し、被災者の生活を保護するとともに、人心の安定を図る。

### 第1 供給の基本的方針

#### 1 食 品

- (1) 食品の供与は、災害発生後すみやかに行う必要がある。したがって基本的には、①備蓄食糧の放出、②既成食品の調達、③炊き出しによる供給の順に、供給体制の確立と並行して実施する。
- (2) 食品の品目例：ビスケット、アルファ化米、粉ミルク、パン、弁当、缶詰等
- (3) 食品の供与の際には、食物アレルギー等にも配慮する。

#### 2 生 活 必 需 品

- (1) 生活必需品等の供給は、被災により日用品等がき損し、ただちに生活ができない場合に行うものであり、また、災害発生の季節や二次災害の有無等、災害の時期・態様によりその対応に多様性が要求されるため、必要最小限の備蓄を除き、緊急調達による供給を実施する。
- (2) 生活必需品の品目例：毛布、下着、タオル、石鹼、トイレットペーパー、カセットコンロ、紙おむつ、生理用品、マッチ、ローソク、バケツ、食器類、懐中電灯、ビニールシート、使い捨て哺乳瓶、使い捨てマスク、パーテイション、テント、簡易ベッド 等

#### 3 飲 料 水 ・ そ の 他 生 活 用 水

- (1) 飲料水の供給は、上下水道部による応急給水を基本とし、第1章第23節「ライフライン施設の応急復旧」によるものとする。また、地下式給水栓が設置されるまでの間や、一時的な断水等における緊急的な給水として指定避難所に備蓄した飲料水を使用する。
- (2) その他生活用水として、災害応急用井戸やプール水等の活用を図るものとする。

#### 4 そ の 他

供給に際しては、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 第2 供給基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）を基準とし、本部長の判断により、被災者に物資を供給する。

### 第3 物資の供給体制

物資の供給は、発災直後から始まり、電気・ガス・水道といったライフラインの復旧、避難所の解消等、被災の規模によっては長期にわたる場合も予想される。その間の様々な状況の変化に迅速かつ的確に対応した物資の調達及び供給を行うために、災害発生後ただちに健康福祉部は子ども青少年部、経理部、経済部、観光文化交流部とともに物資班を組織し、区本部と連携をとって被災者への物資の

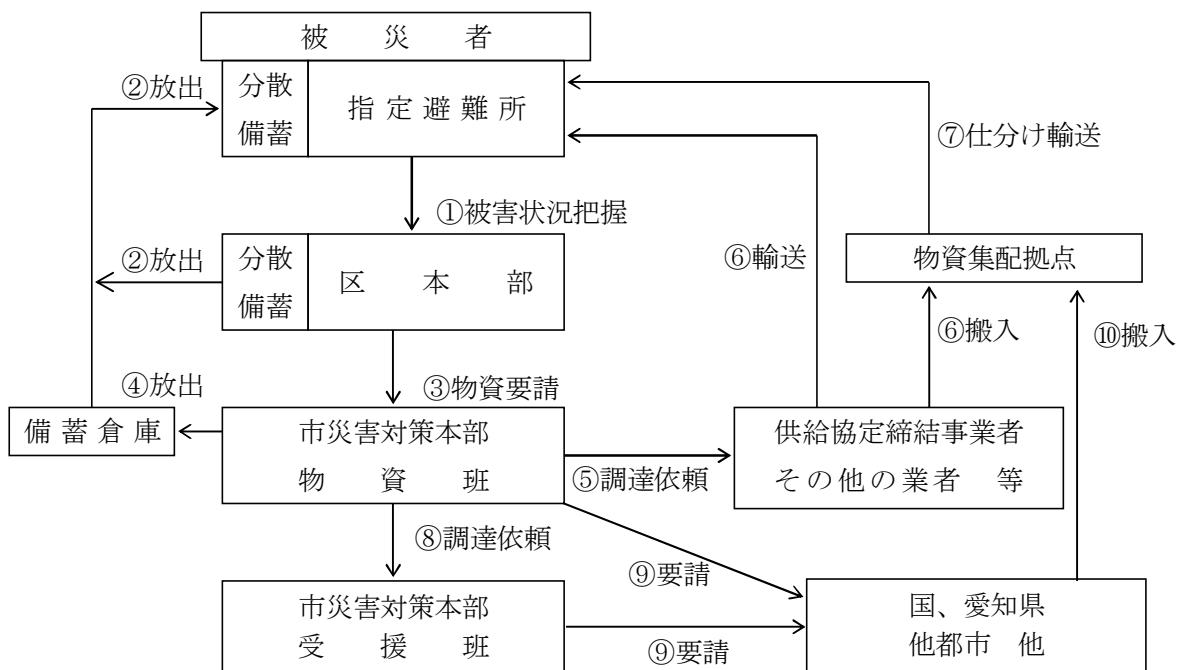
供給に関する次のような任務を遂行するものとする。

### 1 市本部物資班及び区本部の任務

| 担当部    | 分担任務   |
|--------|--|
| 市本部物資班 | 1 必要な物資に関する情報の集約<br>2 備蓄物資の在庫の管理と放出<br>3 緊急物資集配拠点の管理運営   |
|        | 1 要請のあった物資の調達の実施<br>2 救援物資の受入れ及び供給の実施<br>3 緊急物資集配拠点の管理運営 |
|        | 1 物資の輸送方法に関する総合調整<br>2 緊急物資集配拠点の管理運営                     |
|        | 1 要請のあった物資の調達の実施<br>2 緊急物資集配拠点の管理運営                      |
|        | 1 外国からの救援物資の受け入れの実施<br>2 緊急物資集配拠点の管理運営                   |
|        | 1 要請のあった災害用トイレの調達  |
| 区本部    | 1 物資の配布<br>2 必要な物資の調達の要請<br>3 応急炊き出し                     |

### 2 物資の供給フロー

物資が被災者まで供給される基本的フローは次のとおりとする。



### 3 愛知県との資源配分

災害救助法が適用された場合の愛知県との資源配分は、愛知県資源配分計画による。また、愛知県災害対策本部に本部室事務局より職員を派遣し、資源配分の調整を行う。

## 第4 物資の調達方法

### 1 区本部

- (1) 区本部長は、応急的な物資の供給を必要と認める場合は、管理する備蓄物資を供給する。
- (2) 備蓄物資で不足を生ずる場合は、必要品目と量を算定し、ただちに物資班に必要物資の調達を依頼する。

なお、備蓄物資の供給にあたっては、健康福祉部長の承認を受ける。ただし緊急を要する場合は事後に承認を受ける。

- (3) 食品の調達にあっては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、物資班の指示により、区本部から供給先へ日々直接発注し被災者への供給を実施する。

### 2 物資班

- (1) 物資班は、健康福祉部長が被害状況に基づき物資の調達を必要と認めたとき、または区本部長から要請があったときは、備蓄倉庫に保管する備蓄物資の放出を行い、なお不足するときには、区本部長からの必要物資の品目と量を取りまとめた上、物資の調達計画を作成し、供給協定締結事業者等から調達する。

なお、米穀の調達については緑政土木部に依頼をし、緑政土木部はただちに愛知県知事及び協力業者に調達を要請する。

また、特殊な物資の調達にあたっては、本部員会議の議を経るものとする。

- (2) 食品の調達にあっては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、供給先と調整を行い、区本部から供給先へ日々直接発注し、各避難所へ輸送する体制を整える。

## 第5 物資の輸送及び緊急物資集配拠点

### 1 輸送の基本的な考え方

- (1) 物資は、原則として指定避難所へ直接輸送させるものとする。そのため、平常時から供給協定締結業者等に、災害時の指定避難所への物資の直接輸送体制の整備を依頼するものとする。
- (2) ただし、道路・橋梁等の被災や道路交通の混乱などが生じており、指定避難所への直送が困難と考えられる場合や、また、大量の物資の調達が必要と予想される場合には、物資班は緊急物資集配拠点を開設して、当該場所へ物資を搬入させ、仕分けを行った後各指定避難所へ輸送するものとする。

### 2 緊急物資集配拠点

- (1) 物資班は被害状況に応じて緊急物資集配拠点を開設する。
- (2) 緊急物資集配拠点へは物資班の職員を派遣する。なお、物資班のみでは対応が困難な場合は他部の職員の応援を本部長に要請する。
- (3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は一般社団法人愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店、一般社団法人 AZ-COM ネットワークやボランティアの協力を得て実施するものとする。

なお、地域防災拠点（小学校）、区本部、物資班、緊急物資集配拠点の間をパソコンネットワークで結び、物資の管理を行えるような体制整備を検討する。

### 3 水路・空路等を活用した輸送

物資の輸送は、あらゆる手段を考慮し実施するものとする。したがって物資班は陸路以外の水路・空路による物資の輸送が必要な場合には、幹事会を通じて港、河川、空港、臨時ヘリポート、地下鉄等の活用を関係各部に要請するとともに、物資の輸送方法について関係各部と調整を行う。

## 第6 国、愛知県、他都市への支援要請

### 1 物資の調達要請

供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）に対し、又は非常本部等（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部）に対し、物資の調達を要請するものとする。また、愛知県に対し物資の調達要請をするほか、他都市との応援協定に基づき必要物資の調達を要請する。

国、愛知県、他都市との連絡調整は、受援班が設置された場合においては、受援班が行う。

2 国は、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各指定避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。また、被災地からの要請がない中で、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

## 第7 物資の配布

### 1 物資の配布方法

- (1) 避難者への物資の配布は区本部が行う。
- (2) 配布は原則として指定避難所で行うこととし、災害救助地区本部、指定避難所の管理運営組織、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (3) 被災後に指定避難所以外で避難生活を続けており、かつ物資の供給の対象となる者については、区本部は災害救助地区本部の協力を得て実態の把握を行い、指定避難所で生活する者と同様に、原則として居住地の最寄りの指定避難所で物資を配布する。

## 第8 救援物資の受入れ

災害が発生すると、全国及び外国から多くの救援物資が寄せられることが予想されるため、その受入れ体制を整え、救援物資を必要とする被災者のもとに迅速に配布するものとする。

### 1 受付

- (1) 物資班は被災者あてに送られる救援物資の受付・供給を担当し、救援・救助活動に直接必要とされる物資については、関係部が該当物資の受入れ・活用を行う。
- (2) 物資班は、指定避難所等において必要かつ不足している物資の情報収集を行い、庶務部広報班の協力を得ながら、受入をする物資についての広報や情報提供を行う。

- (3) 救援物資の申出を受けた場合には、物資の内容、物資の量、輸送手段、到着時間等を確認し、緊急物資集配拠点への搬入を伝達する。
- (4) 寄託者には、次の点に留意して送付するよう依頼する。
  - ・あて先は市災害対策本部とし、緊急物資集配拠点へ送付すること
  - ・救援物資はその種類ごとに梱包すること
  - ・救援物資の種類と数量を外面に表記すること
- (5) 救援物資の受付状況は、物資班において記録する。

## 2 救援物資の輸送・配布

- (1) 救援物資は、陸路・水路・空路を利用し、緊急物資集配拠点へ搬入する。
- (2) 搬入された救援物資は、仕分け・在庫管理・指定避難所への輸送等、要請による物資と同様に処理する。
- (3) 区本部は指定避難所において要請による物資と同様に救援物資を配布する。

(資料)

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ・災害救助用物資の備蓄     | (附属資料編 計画資料 41) |
| ・災害救助用物資の調達     | (附属資料編 計画資料 42) |
| ・災害応急用井戸登録事業所名簿 | (附属資料編 計画資料 74) |

## 第14節 要配慮者支援

高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の風水害等による被害の軽減を図るために、要配慮者の避難の確保、さらに避難生活の確保等を実施するための計画を定める。

なお、要配慮者は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、要配慮者に配慮した支援を実施するものである。

### 第1 基本方針

要配慮者は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うこととし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。

### 第2 実施体制

#### 1 担当部

| 担当部     | 分 担 任 務   |
|---------|---|
| 健康福祉部   | 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること<br>2 要配慮者の安否確認の総括及び実施に関すること<br>3 指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査の総括及び実施に関すること<br>4 要配慮者に対する福祉的支援・保健活動に関すること<br>5 要配慮者に対する福祉的支援・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること<br>6 要配慮者に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供 |
| 観光文化交流部 | 1 外国人の支援に関すること<br>2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること   |
| 子ども青少年局 | 1 小児慢性特定疾病児童に係る避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関すること   |
| 区本部     | 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること<br>2 要配慮者の安否確認の実施に関すること<br>3 指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査の実施に関すること<br>4 要配慮者に対する福祉的支援の実施に関すること   |

なお、その他各部にあっては、常に要配慮者に配慮してそれぞれの分担任務を実施する。

#### 2 実施方法

- (1) 健康福祉部要配慮者班は、健康福祉部健康増進班と連携し、要配慮者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。
- (2) 健康福祉部健康増進班は、健康福祉部要配慮者班と連携し、要配慮者に対する保健活動に関する分担任務を実施する。
- (3) 観光文化交流部観光交流班及び子ども青少年部は、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。

- (4) (1)(2)の指示をうけて区本部は、相互に連携し分担任務を実施する。
- (5) 一時に大量の人員を要する任務を行う場合には、他部の職員及び他都市職員等の応援を得て実施する。
- (6) 任務の実施にあたっては、災害救助地区本部、民生委員・児童委員、障害者団体、外国公館、外国人関係団体、(公財)名古屋国際センター及びボランティア団体等に協力を求めるとともに、その自主的な活動を積極的に支援する。

### 第3 安否確認

#### 1 区本部

- (1) 発災後区本部は、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、指定避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部要配慮者班に応援を要請する。
- (2) 区本部は、安否確認の結果を健康福祉部要配慮者班に共有する。

#### 2 社会福祉施設の管理者

特別養護老人ホーム等、社会福祉施設の管理者は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、速やかに利用者の安否・所在の確認を行い、施設の被害状況と併せ健康福祉部要配慮者班及び子ども青少年部に共有する。

### 第4 避難生活の確保

要配慮者の指定避難所もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず要配慮者の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。

また、災害時における福祉サービスを継続するため、市は、区や関係機関と緊密に連携し、福祉サービス提供者等の協力を得て、できるだけ速やかに必要な体制を確立する。

#### 1 要配慮者の実態調査

- (1) 要配慮者の実態調査は、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班が共同して調査内容及び調査方法等を作成し、区本部が調査を行う。
- (2) 避難生活が継続する間は指定避難所や地域を巡回し、継続的に要配慮者の健康状態・生活状況等の把握を行う。

#### 2 指定避難所における生活の確保

要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。

- (1) 福祉環境整備が行われていない指定避難所には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロープを設置し段差解消を図る。
- (2) 要配慮者へより正確な情報を提供するために、文字放送が受信できるテレビやファックスの設置、さらに手話通訳者、災害語学ボランティアの派遣を行う。

- (3) ねたきりの高齢者等、介護が必要な要配慮者に対し、保健師、ホームヘルパー・ガイドヘルパー等を派遣する。
- (4) 指定避難所内での情報伝達等にあたっては、掲示を併用するなどに努めることとする。
- (5) 防寒・避暑等の乳幼児及び妊産婦の心身に配慮した環境づくりや授乳室・おむつ替えの場所の確保に努める。
- (6) その他、指定避難所の管理運営にあたって要配慮者に配慮した対応を取るよう働きかけるとともに、要配慮者からの求めに応じて合理的配慮を行うための支援を実施する。

### 3 緊急援護の実施

要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。

- (1) 既存の社会福祉施設等のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の指定避難所では避難生活が困難な要配慮者を必要に応じ協定によるタクシー搬送を利用するなどして避難させる。  
　　福祉避難所では、必要に応じてヘルパー等の派遣や訪問看護を実施する。
- (2) 特別養護老人ホーム等の施設においては、定員とは別に、施設の機能が維持できる範囲内で可能な限り要配慮者の受入を行う。
- (3) その他在宅援護としてホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣、日常生活用品の給付等を実施する。

### 4 応急仮設住宅での生活の確保

- (1) 住宅都市部は健康福祉部要配慮者班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅(福祉仮設住宅)の仕様を検討し、必要に応じ県に設置を要請する。  
　　また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。
- (2) 健康福祉部要配慮者班、健康増進班及び区本部は相互の緊密な連携のもとに、応急仮設住宅での要配慮者の健康状態・生活状況の把握を行い、医療・保健・福祉サービスを提供する。

#### (資料)

- ・災害時安否確認の情報提供に関する協定書  
(市対市介護サービス事業者連絡研究会・市知的障害者福祉施設連絡協議会・市生活支援事業所連絡会)  
(附属資料編 計画参考 43-2)
- ・災害時におけるタクシーによる緊急輸送等に関する協定書  
(市対名古屋タクシー協会)  
(附属資料編 計画参考 43-3)
- ・災害時における要介護高齢者に対する在宅サービス等の提供に関する協定書  
(市対一般社団法人 全国介護事業者連盟 東海・北陸ブロック支部)  
(附属資料編 計画参考 43-4)

## 第15節 遺体の搜索、処理及び火葬

災害により行方不明者又は死者が多数発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、遺体の搜索・収容、遺体安置所の確保及び開設、検案、火葬等の各段階における措置について定める。

### 第1 遺体の搜索・収容

#### 1 対象

##### (1) 搜索の対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者（以下「行方不明者」という。）

##### (2) 収容の対象

ア 災害により死亡した者のうち、現場において調査（検視）・検案を受けることが困難な遺体

イ 災害により死亡し、調査（検視）・検案を受けた遺体のうち、次の（ア）～（ウ）に該当する遺体

（ア） 身元不明の遺体

（イ） 遺体引受人（遺体を引取り、埋火葬を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体

（ウ） 住家の倒壊その他の理由により自力で埋火葬ができない遺族等から、遺体収容（処理、火葬）の要請があつた遺体

#### 2 捜索収容班の編成

（1） 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の搜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に搜索収容班の派遣を要請する。（連絡窓口は本部室事務局）

（2） 搜索収容班の派遣要請を受けたときは、本部長は次のとおり搜索収容班の編成を行い、要請をした区本部へ派遣する。

ア 各部・区本部の動員職員数及び応急対策実施状況等を勘案したうえ、各部、区本部の長に対し、搜索収容班の編成及び派遣を命ずる。

イ 遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、知事を通じて海上保安部、海上自衛隊等に搜索を要請する。

また、他の市町村沿岸に漂着していると予想される場合は、当該市町村に対し搜索を要請する。

ウ 「第20節 労務供給」に定めるところにより労働者を雇用し、搜索収容班を編成し派遣する。

エ 上記イ、ウの場合の雇用及び班編成等の事務担当部は、本部長が定める。

（3） 搜索収容班は、原則として、1班を5人（運転者を含む。）で編成し車両1台を使用させる。

（4） 搜索収容班は、派遣を受入れた区本部長の指揮を受ける。

#### 3 遺体の搜索・収容の方法

行方不明者又は死者が多数発生した場合の搜索及び遺体収容は、搜索収容班が警察、海上保安部、自衛隊、消防団及び災害救助地区本部等の協力を得て実施する。

（1） 搜索収容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨をすみやかに区本部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は病気にかかっている場合は、消防本部室に通報し又

は救護所等へ搬送するなど臨機応変の措置をとるものとする。

(2) 搜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。

ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健センター班へ連絡して調査（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で調査（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に調査（検視）・検案を受けなければならない。なお犯罪に起因する死亡の疑いのある遺体は、警察官又は海上保安官から引渡しを受けるまで収容しない。

イ 身元不明者については、身元の確認に努める。

(3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、警察等による調査（検視）・検案を受けた後に、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。

(4) 収容すべき遺体は、遺体安置所へ搬送する。

## 第2 遺体安置所の開設及び管理運営

1 区本部長は、あらかじめ施設管理者と調整のうえ、生涯学習センター、市スポーツセンター等を遺体安置所に予定する。

なお、寺院はじめこれら以外の施設にあっても施設管理者の了解を得て、遺体安置所とすることができる。

2 災害により死者が多発し、遺体の収容・安置が必要なときは、区本部長は前項に掲げた施設に遺体安置所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。

3 区本部は、遺体安置所において必要な葬祭用品の調達を健康福祉部に依頼する。依頼を受けた健康福祉部は、調達した葬祭用品を遺体安置所に搬入する。

4 遺体安置所に派遣された職員は、調査（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。

(1) 搜索収容班及び関係機関等が搬入した遺体を収容する。

(2) 調査（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は海上保安部と連絡をとり調査（検視）を受ける。

(3) 検案の済んでいない遺体については、区本部保健センター班と連絡をとり検案を受ける。

(4) 調査（検視）・検案の済んだ遺体は、納棺し安置する。

(5) 遺族等から遺体引受の申し出があったときは、調査（検視）・検案が済んだ後引渡すものとする。

(6) 調査（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区本部市民窓口班に連絡し、死体火（埋）葬許可証の交付を受ける。この場合、身元引受人は、区本部長とする。

5 区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のある場合は、本部室事務局に職員の派遣要請をすることができる。

## 第3 遺体の検案

1 検案班の編成

災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部において、調査（検視）を実施する警察

等と調整の上、検案班を編成する。

(1) 区本部保健センター班長は、検案班の設置を要すると判断したとき、健康福祉部長に検案班の派遣を要請する。

(2) 検案班の派遣要請を受けたときは、健康福祉部長は本部長に対し次の関係機関への派遣を要請し、検案班の編成を行い、要請をした保健センターに派遣する。

ア 検案班は、原則として1班を3人（医師1人、看護職員等2人）以上で編成する。

イ 医師が不足する場合は、県警と調整の上、必要に応じて名古屋市医師会・日本赤十字社（愛知県支部）愛知県医師会警察部会・名古屋市歯科医師会への協力を要請する。また、遺体の身元確認にあたっては、名古屋市歯科医師会にも協力を要請する。

ウ 看護職員等に不足が生ずる場合は、ボランティア看護職員を活用する。

エ 検案班は、区本部保健センター班長の指揮を受ける。

(3) 区本部保健センター班長は、区内の検案活動を指揮する。

(4) 区本部保健センター班長は、検案班を設置したときは、所轄警察署、海上保安部に連絡とともに、随時活動状況を健康福祉部健康増進班に報告する。

## 2 検案の実施

(1) 遺体の検案は、現場での検案が困難なときは、遺体安置所において実施する。

## 3 検案時の処理事項

検案班は、遺体の検案に際して次の事項を処理する。

(1) 検案書（医師法施行規則第20条に定める第4号書式）の作成・交付

(2) 遺体の洗浄・縫合・消毒等（遺体の識別、撮影等のため必要な場合に行う。）

## 第4 葬祭用品の調達

災害により死者が多数発生した場合、健康福祉部長は、区本部長からの要請に基づき遺体を保存するための葬祭用品の調達を行う。

また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場合、健康福祉部長は区本部長及び本部室事務局長に応援を要請する。

### 1 調達する葬祭用品

(1) 棺（付属品を含む）

(2) ドライアイス、遺体安置用防腐剤

(3) 骨つぼ

(4) その他必要と認めるもの

特に気温の高い時季には、遺体腐乱防止のためドライアイス、遺体安置用防腐剤の調達を速やかに行い、遺体数並びに八事斎場及び第二斎場（以下「市立斎場」という。）の火葬能力を勘案し必要量を確保する。

### 2 調達方法

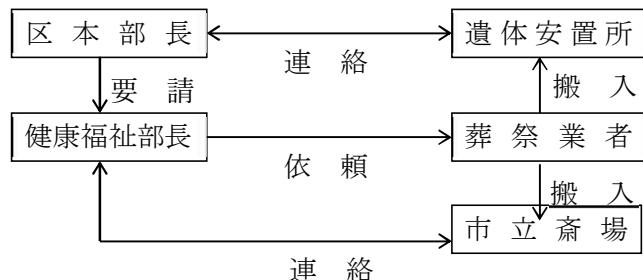
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、名古屋葬祭業協同組合及び株式会社ティアに協力を依頼し、調達する。

被害甚大な場合において、葬祭業者からの調達が困難な場合は、他都市等へ協力を依頼する。

### 3 搬入場所

調達する葬祭用品は、棺（付属品を含む）及びドライアイス、遺体安置用防腐剤等を遺体安置所へ、骨つぼ等を市立斎場に搬入する。

#### [葬祭用品調達の流れ]

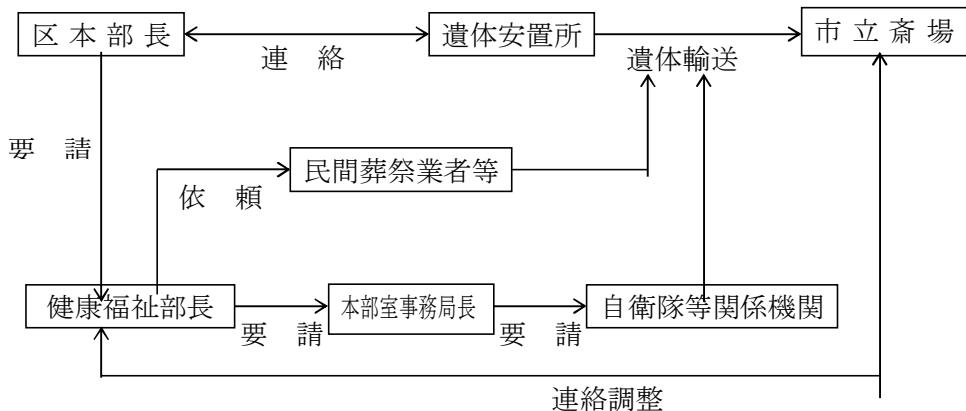


### 第5 遺体の輸送

遺体安置所から火葬場への遺体輸送について、混乱期のためその遺族等が輸送を行うことが困難である場合、又は死亡した者の身元及び遺族等が不明の場合には、次により遺体の輸送を行う。

- 1 区本部長は、健康福祉部長に火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に報告し、火葬場への輸送を要請する。この場合、遺族等の判明している遺体を先とし、身元及び遺族等の不明な遺体は次順位とする。
- 2 健康福祉部長は、区本部長からの要請及び火葬場の処理状況等を勘案のうえ遺体輸送計画を策定し、この計画に基づき、全国靈柩自動車協会及び株式会社ティアへ遺体の輸送を依頼する。
- 3 輸送力が不足する場合は、本部室事務局を通じ、自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。

#### [遺体輸送の流れ]



### 第6 遺体の火葬

- 1 火葬の方法
  - (1) 健康福祉部長は、区本部長から要請のあった遺体数の報告により火葬計画を策定し、この計画に基づき遺体の火葬を行う。
  - (2) 原則、遺体は、火（埋）葬許可証に基づき火葬を行う。
  - (3) 身元及び遺族が不明な遺体は、区本部長が身元引受人であることを確認のうえ、火葬を行う。

なお、火葬後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、区本部長に引渡す。区本部長は、当該遺骨を遺留品とともに保管する。

2 火葬の場所

火葬は、市立斎場で行う。

ただし、市立斎場が被災し火葬能力が低下した場合、又は遺体数が火葬能力を上回る場合には、近隣市町村等の火葬場へ協力を依頼する。

3 市立斎場における火葬体制

健康福祉部長は、区本部長から報告された遺体数及び市立斎場の火葬体制を勘案し、健康福祉部職員及び協力を得られた他都市応援職員等、必要な人員を市立斎場に派遣する。

(資料)

- ・愛知県内火葬場一覧表 (附属資料編 計画資料 46)
- ・災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約  
(日本赤十字社愛知県支部、愛知県) (附属資料編 計画参考 23)
- ・災害時における靈柩自動車輸送の協力に関する協定書  
(市対全国靈柩自動車協会) (附属資料編 計画参考 51-1)
- ・災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定  
(市対全日本冠婚葬祭互助協会) (附属資料編 計画参考 51-2)
- ・災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定  
(名古屋葬祭業協同組合) (附属資料編 計画参考 51-3)
- ・災害時における棺等葬祭用品の供給および靈柩自動車輸送の協力に関する協定 (市対株式会社ティア) (附属資料編 計画参考 51-4)
- ・災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定 (附属資料編 計画参考 51-5)

## 第16節 災害ごみ・災害がれき・し尿

風水害等の災害の発生により、被災地では、大量に発生した廃棄物や道路障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理やし尿の収集が困難となることが予想される。

そのため、被災者等の生活環境や公衆衛生上の支障がないよう、災害ごみ・災害がれき・し尿の処理について、必要な対応を行う。

### 第1 体制・計画

#### 1 災害廃棄物処理対策部の設置

災害廃棄物の処理には、関係部との連携が不可欠であるため、発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。

#### 2 計画の策定

「災害廃棄物処理計画」を基礎として、被害状況や災害廃棄物の発生量等を反映した「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

### 第2 災害ごみ処理

#### 1 計画目標

環境部は、被災により家庭から排出される生活ごみ等（以下「災害ごみ」という。）の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。

#### 2 活動要領

##### (1) 計画の策定

- ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。
- イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。
- ウ 被害状況に応じて、「災害時特別作業計画」を策定する。

##### (2) 処理方法

- ア 災害時特別作業計画に基づき、環境隊は被災地のごみ収集にあたる。
- イ 被災地の早期回復を図るため、平常作業を一時的に中止し、災害ごみの処理に全力をあげる。
- ウ 処理施設への直接搬入が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。
- エ 災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行い、さらに不足する場合は、他都市の支援を要請する。また、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

##### (3) ごみ処理施設の確保及び復旧計画

施設の被害状況を迅速に把握し、その復旧を図り、災害による廃棄物処理に万全を期する。

### 第3 災害がれき処理

#### 1 計画目標

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害による建物の損壊により発生するコンクリートがら及び木くず等（以下「災害がれき」という。）を適正に処理する。

## 2 活動要領

### (1) 損壊家屋等の解体・撤去

損壊した家屋等の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅等について特別措置を国が講じた場合は、本市が解体し、撤去を行う。

### (2) 災害がれきの仮置場の設置

被災現場から撤去した災害がれきの一時的な保管や、破碎・選別等の中間処理を行うための用地として、関係機関と協力して設置する。

### (3) 災害がれきの中間処理・再利用・最終処分

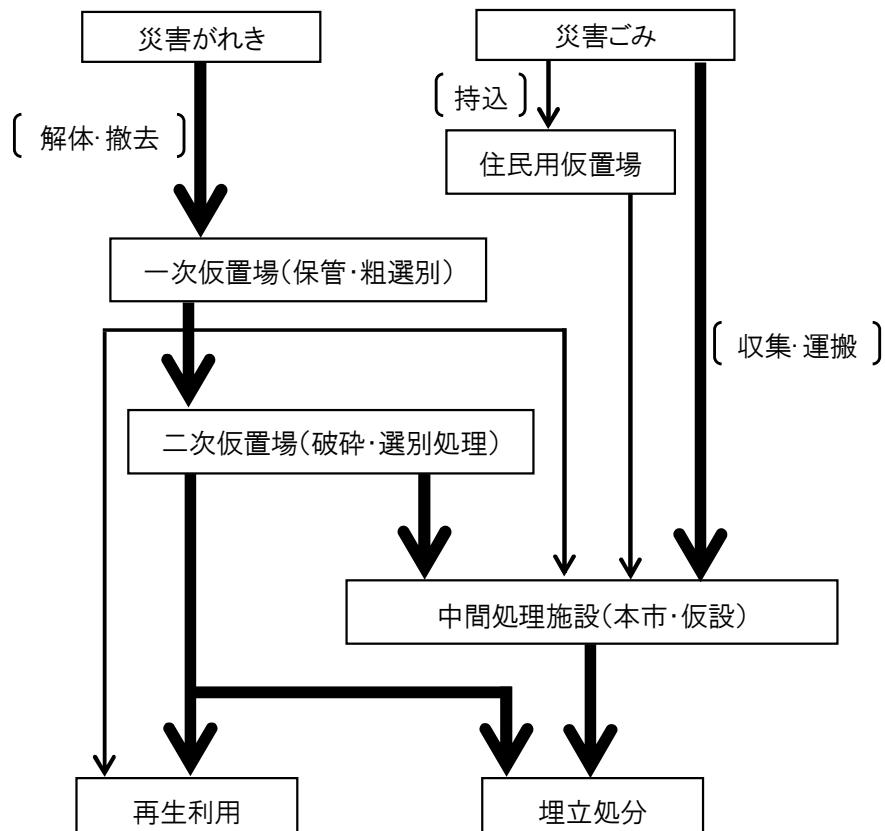
仮置場にて選別を行い、破碎処理等の中間処理を行った後、できるだけ再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理などできるだけ減容減量化した上で、埋立処分場に搬入する。

## 3 協力体制

災害がれきの処理にあたっては、資機材の提供を含め、愛知県、他都市及び民間事業者などに協力を求めて、効率的に実施する。

処理の流れ



→ 主要な流れ → 補助的な流れ

## 第4 し尿処理

### 1 計画目標

環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、指定避難所で使用する災害用トイレを備蓄するとともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。

### 2 活動要領

#### (1) 計画の策定

ア 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。特に、災害用トイレの設置状況及び不足数の把握に努める。

イ 環境部の保有車両及び所管施設の被害状況を、すみやかに把握する。

ウ 災害時特別作業計画を、市内の被害状況、くみ取り式仮設トイレの設置状況等に基づき策定する。

#### (2) 災害用トイレの備蓄等

災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座を備蓄する。

これら備蓄する災害用トイレは、避難所等ですぐに使用できるよう、原則として避難所に保管するように努める。

また、上下水道部は、一定数の下水道直結式仮設トイレを備蓄・保管し、区本部の要請に基づき、機動的に必要場所に設置する。

なお、本市の備蓄で不足する災害用トイレは、備蓄倉庫等からの移送又は他都市の支援及び協定を締結している民間事業者から調達することにより確保する。

#### (3) 収集方法

ア 災害時特別作業計画に基づき、環境隊が収集にあたる。

イ 平常作業は並行して行うこととするが、被害状況に応じて平常作業を中止し、避難所等緊急を要するものから収集を行う。

ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、他都市及び協定を締結している民間事業者に支援を要請する。

エ 環境部の保有するし尿作業場の最大処理能力は次のとおりである。

| 施設名  | 下飯田作業場 | 内田橋作業場 | 港作業場   | 計      |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 処理能力 | 150 kℓ | 150 kℓ | 200 kℓ | 500 kℓ |

#### (4) 処分計画

収集したし尿は、上下水道部と連絡をとり、下水道機能の状況をみながら、下水道投入を行う。

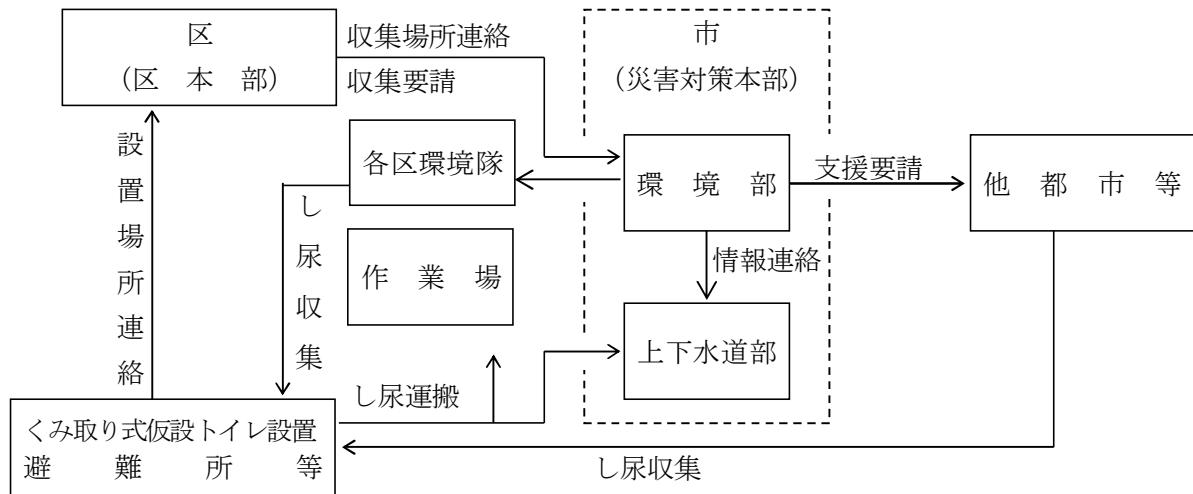
#### (5) し尿作業場の復旧計画

施設の被害状況を迅速に把握し、その早期復旧に努める。

#### (6) し尿の処理体制

風水害等災害対策計画編

第1章 第16節 災害ごみ・災害がれき・し尿



## 第17節 住宅等応急対策

風水害等の災害により住家が全壊（焼）又は流失し、自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に応急仮設住宅を供与するとともに、住家が半壊（焼）した者等に対する応急修理を実施するなど、被災者の居住の安定を図る。

また、医療救護施設、避難施設、福祉施設、教育施設、市庁舎等に被害があった場合は、市民の生命、身体の安全確保と災害復旧の中核としての業務の遂行ができるよう応急措置をし、公共施設としての機能の維持を図る。

### 第1 応急仮設住宅の供与

#### 1 基本方針

応急仮設住宅の供与は、災害により住家が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的として、災害救助法に基づいて実施する。その供与方法には、建設型応急住宅のほか、賃貸型応急住宅等がある。

特に建設型応急住宅の供与については、早急に着手できるようにするために、建設用地の確保をはじめ、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。

#### 2 建設型応急住宅の概要

##### (1) 供与の基準

ア 一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）による。

イ 戸数に応じた集会所の設置や老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設（福祉仮設住宅）の設置も可能である。

ウ 着工については、原則として災害発生の日から20日以内とする。

エ 供与の期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

##### (2) 建設用地の確保

災害発生後、住宅都市部長は、オープンスペース利用調整の結果を踏まえ、下記の事項に留意して経理部、用地所管部と協議し、本部員会議の決定を経て、応急仮設住宅の建設用地を選定する。

ア 被災者の居住地に近い場所

イ 電気、ガス、水道等の供給施設が布設可能な場所

ウ 交通機関、医療機関、教育機関等公共的施設の利用に便利な場所

エ 長期（2年程度）に渡り使用可能な場所

##### (3) 建設の決定

住宅都市部長は、必要な応急仮設住宅の戸数や建設地等について、本部員会議の決定を経て、県に建設方針のとりまとめを要請する。

建設する応急仮設住宅の仕様については、被災者の世帯構成により単身用、小家族用、大家族用を選択する他、福祉仮設住宅の設置についても、健康福祉部と協議の上決定する。

##### (4) 建設事業者との契約

住宅都市部長は、建設型応急住宅の設置について協定締結団体から斡旋を受けた建設事業者と契約を締結し、設置工事完了後、引き渡しを受ける。

(5) 被災者の受入れ

住宅都市部長は、健康福祉部及び区本部と協議し、住戸の仕様に応じて入居対象者を区分し、また、高齢者、障害者などの避難所生活が困難な被災者の優先入居に配慮しながら、本部員会議の決定を経て入居基準等を作成し、入居者の募集、決定を行う。

(6) 住宅等の管理

住宅都市部長は、応急仮設住宅の建物、敷地及び附帯施設の管理の他、入居者の入退去手続、住宅管理上の入居者からの相談受付などの事務を実施する。

3 その他

- (1) 住宅都市部長は、災害救助法が適用されず応急仮設住宅を設置する場合にあっては、上記方針に準じ実施する。
- (2) 応急仮設住宅の入居者に対する医療・福祉サービスや、福祉仮設住宅における支援は、必要に応じ健康福祉部及び区本部が連携をとって実施する。
- (3) 被災者の居住に関する事務を総合的に迅速かつ的確に対応することが望まれる場合、本部長は、住宅都市部、健康福祉部等の関係班を統合し、災害対策本部の下に仮設住宅運営本部室を組織し、応急仮設住宅に係る事務を含め、被災者の居住に関する事務を総括管理することができる。

## 第2 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、災害救助法に基づいて実施する。

住宅都市部長は、県との調整の下、以下の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、実施する。

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

- (1) 対象は、災害のため住家が半壊等し、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害を拡大するおそれがある者とする。
- (2) 方法は、資材のみを給与する場合と施工業者が実施する場合の2種類があり、現物をもって行う。
- (3) 一世帯あたりの費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
- (4) 実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する

2 日常生活に必要な最小限の部分の修理

- (1) 対象は、災害のため住家が半壊等し自らの資力では応急修理を行うことができない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者とする
- (2) 範囲は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。
- (3) 一世帯あたりの費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
- (4) 実施期間は、原則として災害発生の日から3月以内に完了する。

3 その他

住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、住宅の応急修理を実施する場合にあっては、上記方針に準じて実施する。

## 第3 住居又はその周辺に運ばれた土石等の障害物の除去

障害物の除去は、災害により居室・炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物の除去を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき実施する。

## 1 障害物の除去の実施

住宅都市部長は、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、実施する。

- (1) 障害物の除去は、半壊、半焼又は床上浸水した住家について居室、台所、玄関、便所等の日常生活に欠くことができない場所を対象に実施する。
- (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。
- (3) 実施期間については、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。
- (4) 応急仮設住宅の供与との併給は認められない。

## 2 その他

住宅都市部長は、災害救助法が適用されず、障害物の除去を実施する場合にあっては、上記方針に準じて実施する。

## 第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談

住宅都市部は、被災した建築物（市有建築物を除く。）・宅地の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導を行う。

- 1 倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を本部室事務局に要請する。
- 2 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。
- 3 被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。  
なお、スポーツ市民部及び区本部が被災相談窓口を設置した場合は当該窓口へ職員を派遣するなど、緊密な連携を図るものとする。
  - (1) 復旧に関する技術的指導及び相談
  - (2) 復旧の助成に関する相談
- 4 大規模風水害により被災した宅地に対しては、宅地や擁壁の崩壊による二次災害を防止、軽減するため、愛知県と連絡調整を図り、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、自治体職員の被災宅地危険度判定士により宅地毎の擁壁・宅地地盤及びのり面等の危険度の判定作業などを行う。

## 第5 市営住宅の応急修理・一時使用住宅の確保

### 1 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は共同施設が著しく損傷を受けた場合は、居住者が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する。

- (1) 市営住宅又は共同施設の被害状況は、住宅都市部と市営住宅又は共同施設の管理代行者又は指定管理者が協力し、すみやかに調査を行う。
- (2) 市営住宅又は共同施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象として実施する。

### 2 一時使用住宅の確保

市営住宅その他の公的住宅の空き家を一時使用住宅として確保し、被災者への提供に努める。また、一時使用住宅への入居申込の受付を行うため、受付窓口を設ける。

## 第6 市有建築物の応急措置

市有建築物が著しく損傷を受けた場合は、建物の応急措置を実施するものとし、建物の被害状況を管理者と協力して早急に調査のうえ次の措置をとる。

- 1 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。
- 2 機能確保のための必要限度内の復旧措置をすみやかに実施する。
- 3 電気、ガス、水道、通話設備等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、関係機関と連絡をとり応援を得てすみやかに実施する。

## 第18節 文教対策

暴風・大雨等に備え幼児、児童、生徒等の生命及び身体の安全を図るための応急措置、被災により通常の教育を行うことができない場合の応急教育並びに奨学に関する措置など文教対策について定める。

### 第1 学校教育における応急対策

#### 1 休校等応急措置

暴風・大雨等に備え、園児、児童又は生徒（以下、児童等という。）の安全と校舎等の管理、保全を期すため、平素から教職員、園児、児童、生徒及び保護者に対応措置を周知徹底させておくのはもちろん、関係方面ともよく連絡のうえ、次の措置をとるものとする。

(1) 園児、児童又は生徒の登校（園）（以下「登校」という。）前に、名古屋市に暴風警報・暴風雪警報（以下この項において「警報」という。）が発表されている場合は、登校を見合わせ、次の基準により取り扱うものとする。

ア 小学校・中学校・全日制高等学校・昼間定時制高等学校・特別支援学校

(ア) 警報が解除されないときは、午前中の授業を中止する。

(イ) 午前6時から午前11時までに、警報が解除されたときは、午後の授業を行う。

(ウ) 午前11時を過ぎても、警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。

イ 夜間中学については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。ただし、午後3時を過ぎても警報が解除されないとき、もしくは午後3時以降に警報が発令されたときは、当日の授業を中止する。

ウ 夜間定時制高等学校

(ア) 午後3時までに、警報が解除されたときは、平常授業を行う。

(イ) 午後3時を過ぎても、警報が解除されないとき、もしくは午後3時以降に警報が発令されたときは、当日の授業を中止する。

(2) 登校前に、名古屋市に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表されている場合は、学区及び学校の所在地により、浸水、土砂崩れ、洪水などの発生が予想される危険地域が異なるので、中学校ブロックの校長がお互いに情報を交換し、学校（園）長の判断により前(1)の処置をとるものとする。

(3) 登校後に、名古屋市に強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報又は大雪注意報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。

○ 教育長通達第1号

月　日　時　分

教　育　長

- (1) 各学校（園）において、今後の気象情報に十分注意し、児童等の危険防止及び衛生に注意するとともに、校舎の管理保全等適切に処置をとること。
- (2) 状況によっては、児童等を下校させることも考慮すること。
- (3) 教育長通達第4号が発せられる場合も予想して、人員配置等警備態勢について配慮すること。
- (4) 登校後に、名古屋市に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。

○ 教育長通達第2号

月　日　時　分

教　育　長

- (1) 児童等を学校（園）に待機させること。
- (2) 待機させた後、下校させるにあたっては、次に掲げる方法により情報を得て判断すること。
- ア 危険箇所近くの学区民より情報を受ける。
- イ 教職員により通学路の安全点検を行う。
- ウ 中学校ブロック（中学校及び当該中学校へ自校の児童を入学させる小学校）の校長が互いに情報を交換する。
- エ その他
- (3) 下校に際しては、注意事項を十分に徹底させ、あらかじめ保護者に連絡しておいた方法で下校させること。
- (4) 翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は直ちに教職員課に報告すること。
- (5) 校舎の警備を厳重にするとともに、消防署、警察署、土木事務所、学区役員、PTA役員等との連絡を密にし警戒すること。
- (6) 重要書類の保管に十分注意し、特に低い土地の学校（園）においては高所に保管する等適宜措置すること。

- (5) 登校後に、名古屋市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。

○ 教育長通達第3号

| 月　日　時　分   | 教　育　長 |
|---|-------|
| (1) 児童等を、通学路の安全を確認の上、速やかに下校させること。ただし、気象状況等によつては、学校（園）に待機させる措置をとる場合がある。          |       |
| (2) 通学路の安全を確認するにあたつては、次に掲げる方法により、情報を得るなど万全を期すこと。                                |       |
| ア 危険箇所近くの学区民より情報を受ける。   |       |
| イ 教職員により通学路の安全点検を行う。  |       |
| ウ 中学校ブロック（中学校及び当該中学校へ自校の児童を入学させる小学校）の校長が互いに情報を交換する。                             |       |
| エ その他   |       |
| (3) 下校に際しては、注意事項を十分に徹底させ、状況によつては、保護者に引き渡すことを含め、集団下校等あらかじめ保護者に連絡しておいた方法で下校させること。 |       |
| (4) 次に掲げる場合は待機させること。  |       |
| ア 通学路の安全が確認できない場合   |       |
| イ 気象状況により帰宅が困難な場合   |       |
| ウ その他   |       |
| (5) 翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は、直ちに教職員課に報告すること。    |       |
| (6) 校舎の警備を厳重にするとともに、消防署、警察署、土木事務所、学区役員、PTA役員等との連絡を密にし警戒すること。                    |       |
| (7) 重要書類の保管に十分注意し、特に低い土地の学校（園）においては高所に保管する等適宜措置すること。                            |       |

(6) 警報が発表された場合は、教育長は、情勢により次の通達を各学校（園）長あてに発する。

○ 教育長通達第4号

| 月　日　時　分  | 教　育　長 |
|--|-------|
| (1) 第2非常配備の人員配備をすること。<br>校長区代表、高校（園）長代表は非常配備についての人数を取りまとめの上、教職員課へ報告すること。 |       |
| (2) 第3非常配備、第4非常配備については、(1)に準ずる。  |       |

(7) 登校前に中学校ブロック内に避難指示、緊急安全確保及び名古屋市に特別警報が発令された場

合は、次の基準により取り扱うものとする。特別支援学校、高等学校については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。

ア 小学校・中学校・全日制高等学校・昼間定時制高等学校・特別支援学校

- (ア) 午前6時までに避難指示、緊急安全確保及び特別警報が解除されないときは、午前の授業を中止する。
- (イ) 午前6時から午前11時までに避難指示、緊急安全確保及び特別警報が解除されたときは、午後の授業を行う。
- (ウ) 午前11時を過ぎても避難指示、緊急安全確保及び特別警報が解除されないときは、当日の授業を中止する。

イ 夜間中学については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。ただし、午後3時を過ぎても名古屋市内への避難指示、緊急安全確保及び特別警報が解除されないとき、もしくは午後3時以降に名古屋市内に避難指示、緊急安全確保及び特別警報が発令されたときは、当日の授業を中止する。

ウ 夜間定時制高等学校

- (ア) 午後3時までに、警報が解除されたときは、平常授業を行う。
- (イ) 午後3時を過ぎても、警報が解除されないとき、もしくは午後3時以降に警報が発令されたときは、当日の授業を中止する。

(8) 登校後に中学校ブロック内に避難指示、緊急安全確保及び名古屋市に特別警報が発令された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発令されたものとみなし、対処するものとする。

○ 教育長通達第5号

| 月　日　時　分  | 教　育　長 |
|--|-------|
| (1) 児童等を、学校に待機させること。   |       |
| (2) 避難指示等発令中、保護者が児童等を引き取りに来た場合は、気象状況、地域の安全を十分に確認するとともに、保護者には、地域の状況等を伝えること。   |       |
| (3) 地域の安全を確認するにあたっては、次に掲げる方法により、情報を得るなど万全を期すこと。                              |       |
| ア　危険箇所近くの学区住民より情報を受ける。   |       |
| イ　教職員により安全点検を行う。   |       |
| ウ　中学校ブロック（中学校及び当該中学校へ自校の児童を入学させる小学校）の校長が互いに情報を交換する。                          |       |
| エ　区役所や関係機関より情報を受ける。  |       |
| オ　その他  |       |
| (4) 中学校ブロック内で避難指示等の発令状況が異なる場合であっても、中学校ブロック内は、同一の対応をとること。                     |       |
| (5) 翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は、直ちに教職員課に報告すること。 |       |
| (6) 校舎の警備を厳重にするとともに、消防署、警察署、土木事務所、学区役員、PTA役員等との連絡を密にし警戒すること。                 |       |
| (7) 重要書類の保管に十分注意し、特に低い土地の学校（園）においては高所に保管する等適宜措置すること。                         |       |

(9) 避難者があった場合、各学校（園）長は次の措置をとるものとする。

- ア　避難者があった場合は、区本部長（区長）に人数、状況等を報告する等緊急に連絡をとること。  
イ　災害救助地区本部長と共に緊密な連絡をとり、避難者収容に遗漏のないよう措置をとること。  
ウ　上記の避難者があった場合は、即刻人数、時間、状況等を教職員課（市災害対策本部学校部）へ報告し、以後顕著な状況を生じた場合及び避難者が退去した場合等適時報告すること。

2 応急教育の実施

体育館や特別教室等の施設が災害救助地区本部及び指定避難所として使用される場合、校舎等施設の被害程度を学校（幼稚園）班長が確認し、下記の措置をとるものとする。

- (1) 校舎の被害が比較的軽微のとき  
各学校においてすみやかに応急措置をとり、授業を行う。  
(2) 校舎の被害が相当に甚大のとき

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問、生活指導の方法により教育を行う。

(4) 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき

ア 隣接の被害軽微な学校があるときは、その学校において二部授業を行う。

イ 児童生徒が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。

ウ 児童生徒が集団避難のときは、二部授業又は合併授業を行う。

3 教職員の確保

学校部長は、教職員の被災状況を把握とともに、応急教育の実施に支障があるときは、他校の教職員の臨時の派遣又は補充要員の臨時の任用の要請を行うなど必要な教職員の確保に努める。

4 奨学に関する措置

(1) 教科書及び学用品の給与

ア 教科書及び学用品の給与は、災害のため、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

イ 給与品目は、被災状況、程度等実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給与する。ただし、例示した品目以外のものであっても、被害実情に応じ特定の品目に重点をおくことも差し支えなく、また、文房具及び通学用品についてもある程度変更することができるものとする。

（ア）教科書及び教材

（イ）文房具……ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

（ウ）通学用品……運動靴、傘、長靴等

ウ 給与のための費用は、次の額の範囲内とする。

（ア）教科書（教材を含む。）代

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費（住家の被害程度に関係なし。）

（イ）文房具及び通学用品費

名古屋市災害救助法施行細則に定める額

エ 経費の負担区分については、市費とする。

オ 給与は災害発生の日から教科書については1か月以内、他の学用品については15日以内に完了するものとする。

カ 給与の方法は、給与の対象となる児童、生徒の数を被災者名簿と当該学校における指導要録等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握して、教科書については、学年別、

学科別、発行所別に調査集計し調達、配分するものとする。また、文房具、通学用品については、給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入、配分するものとする。

ただし、教科書については、必要に応じて県で一括購入のうえ、関係学校長を通じて支給する場合もある。

キ 整備保存すべき帳簿

- (ア) 学用品購入（配分）計画表
- (イ) 学用品の給与状況
- (ウ) 学用品購入関係支払証拠書類

(2) 奨学措置

ア 被災児童生徒に対する就学援助

被災児童生徒に対しては、申請により学用品費、通学費、修学旅行費、医療費、給食費等の補助措置を講ずるものとする。

イ 市立高等学校授業料の減免

市立高等学校にあっては、申請により、基準に基づき授業料の減免措置を講ずる。

5 給食に関する措置

- (1) 給食施設・設備、物資納入業者の被害状況を把握するとともに、調理員の人的被害が大きい場合は、臨時の任用を行うなど調理員の確保に努め、給食再開の準備をする。
- (2) 給食再開に備え、施設、設備の清掃、消毒や給食調理員の健康診断などを実施し、給食再開可能な校から、逐次給食を実施する。

## 第2 社会教育における応急対策

1 事業休止等応急措置

災害が発生し、各種事業（個人又は団体による施設利用を含む。）を継続することが困難であるとき、所管の長の判断により、下記の措置をとるものとする。

- (1) 利用者を安全に避難させるとともに、公所班長を中心に被害状況等情報をを集め、明確な指示、的確な措置を取る。
- (2) 事業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、施設運営の正常化に努める。
- (3) 被害状況に応じ、臨時休館などの措置をとる。

2 災害応急対策

- (1) 救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の利用や指定避難所の開設に備え、必要な情報の収集にあたるとともに、その準備のため適切な措置をとる。
- (2) 避難所生活の長期化などに伴う避難者の文化的ニーズに対応するため社会教育施設の機能を生かした避難生活の質的向上に資する事業の実施に努める。
- (3) 貴重な指定文化財については、文化財の被災状況を速やかに把握し、文化財の救出、二次的被災による散逸の回避に努める。

## 第19節 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は、被災者の速やかな救護や自立を促し、社会を再建していくうえで、重要な役割を担うものである。

そのため、応急対策活動におけるボランティアとの連携協力が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関との連携の強化、発災時の受入体制、活動の支援などの条件整備について定める。

また、ボランティアとの連携協力の際には、ボランティアの自主性を尊重し、公平・中立原則を行動原理とする行政との相違について相互理解を深めながら協力関係を築くものとする。

### 第1 平常時の連携

発災時の応急対策活動が円滑に遂行できるよう、ボランティア活動が期待できる団体、関係機関等とは、信頼・協力関係を構築するため、平常時から連携を強化する。

| 連携を図る団体・関係機関                   | 活動 内 容          | 担当部（局）        |
|--------------------------------|-----------------|---------------|
| 日本赤十字社愛知県支部                    | 救護活動を始め応急対策活動一般 | 健康福祉局、消防局     |
| 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会<br>各区社会福祉協議会 | 福祉を始め応急対策活動一般   | 健康福祉局<br>各区役所 |
| (公財) 名古屋国際センター                 | 外国人の支援          | 観光文化交流局       |
| 市立高校                           | 応急対策活動一般        | 教育委員会         |
| 学区連絡協議会                        | 〃               | 区役所           |
| 市民活動団体(ボランティア団体など)             | 災害ボランティアセンターの運営 | スポーツ市民局、健康福祉局 |
| その他（各種団体・企業等）                  | 応急対策活動一般        | 関係局・区役所       |

### 第2 ボランティアの育成・教育

大規模災害時において、ボランティア活動が有効に展開できるよう、市民に対して災害ボランティアの意義、参加意識の啓発や人材の養成などを推進する。

#### 1 ボランティア教育の推進

- (1) 防災講演会、研修会等による啓発の推進
- (2) 市民向け啓発冊子の配布
- (3) 教育の一環として児童・生徒に対する指導の充実
- (4) 企業・事業所に対する防災啓発の推進

#### 2 ボランティアの確保

福祉ボランティア、市民救急員など特殊な技術・資格を要する職種については、災害発生時に人材を確保することが困難になるため、既存の登録制度の活用や新たな登録制度を採用することにより、あらかじめ体制を確保する。

#### 3 ボランティアのネットワーク化の推進

災害時においては、ボランティアの活動は、多くの分野で同時に効率的かつ機動的に行わなければならぬいため、各種のボランティア団体相互における補完関係が必要であるとともに、人的・物的応援協力関係が不可欠である。

このため、ボランティア関係機関・団体等が相互に交流・協力を深め、ネットワークを築いていけるように支援するとともに、災害時のボランティア活動において核となるコーディネーターの養成をボランティア団体などの協力のもとに推進する。

### 第3 関係団体等への要請

災害発生後、応急対策に必要な人員が不足する場合は、「第1 平常時の連携」の表に掲げた団体・関係機関等に対し、ボランティア活動を要請するとともに、ボランティアセンターの運営について、ボランティア団体などの市民活動団体に対し、協力を要請する。また、ボランティアセンターの設置については、愛知県の設置する県広域ボランティア支援本部と連携し、効率的な役割分担を行う。

#### 1 要請の方法

要請、受入れ及び連絡調整等は、「第1 平常時の連携」に掲げた担当部が行う。

担当部の長は、本部長（本部幹事会幹事長）の指示に基づき、次の事項を明示して協力を要請する。

(1) 活動内容

(2) 活動期間及び活動場所

(3) 受け入れる部又は区本部の連絡責任者名及び連絡先

(4) その他必要事項

#### 2 活動内容等

関係団体等に依頼する活動内容は、「第1 平常時の連携」に掲げた業務とし、受け入れる部・区本部長が指示をして活動させる。

### 第4 受入れ体制

ボランティアには、医師や看護師、通訳等専門的な技術や資格を要する専門ボランティアと被災者宅のあとかたづけなどの被災者の自立支援の活動や、避難所等における被災者の世話や話し相手など特別な資格を必要としない一般ボランティアに区分し、それぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備を図るものとする。

#### 1 担当部

| 区分               | 担当部     | 担当業務   |
|------------------|---------|--|
| 一般<br>アイテム<br>ラボ | スポーツ市民部 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティアの総合案内、受入れ、支援要請に関するこ</li><li>・ボランティア関係機関、市民活動団体及び各部・区本部との連絡調整に関するこ</li><li>・資器材、物資の調達に関するこ</li><li>・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関するこ</li><li>・市災害ボランティアセンターの運営に関するこ</li><li>・その他ボランティア活動に関するこ</li></ul> |

|                      |            |   |
|----------------------|------------|---|
| 一般ボランティア             | 健 康 福祉 部   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市・区社会福祉協議会との連絡調整に関するこ</li> <li>・市災害ボランティアセンターの運営に関するこ</li> <li>・その他スポーツ市民部が行う業務への協力</li> </ul>  |
|                      | 区 本 部      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの受け入れ、配置計画に関するこ</li> <li>・各部及び活動拠点との連絡調整に関するこ</li> <li>・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関するこ</li> <li>・区災害ボランティアセンターの運営に関するこ</li> <li>・その他ボランティア活動に関するこ</li> </ul> |
|                      | 市・区社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの需給調整及びコーディネートに関するこ</li> <li>・市・区災害ボランティアセンターの運営に関するこ</li> <li>・その他スポーツ市民部・区本部が行う業務への協力</li> </ul>  |
| アイデンティティ<br>専門ボランティア | 各 部        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部が行う応急対策活動のうち、資格・技能等専門知識を必要とするボランティアの受け入れ・活動に関するこ</li> </ul>   |

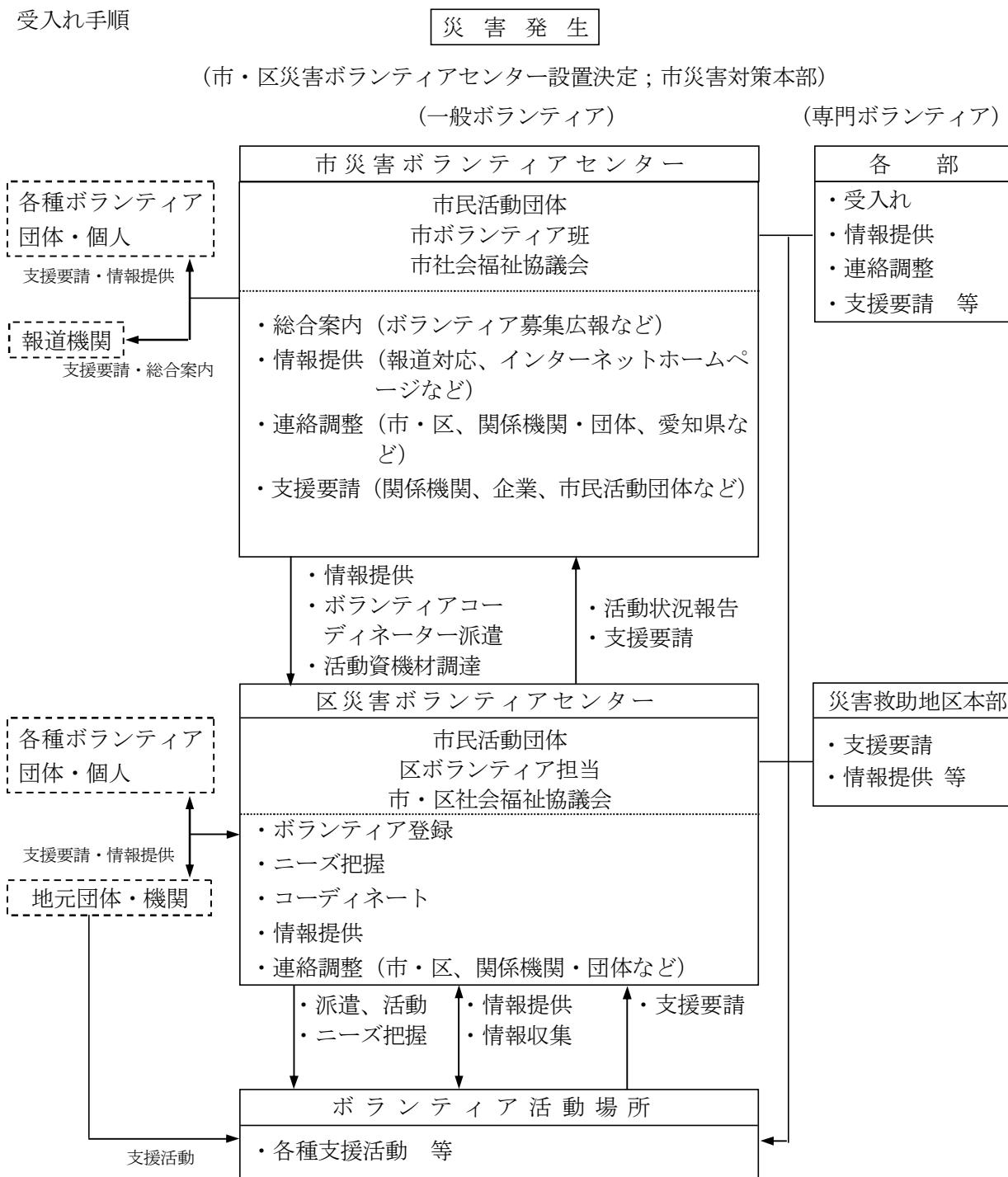
## 2 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 市本部にあっては、災害発生後、スポーツ市民部及び健康福祉部において、ボランティア班を編成し、市社会福祉協議会の協力を得て、「市災害ボランティアセンター」を設置する。
- (2) 区本部にあっては、災害発生後、総務班の中からボランティア担当を選任し、市・区社会福祉協議会の協力を得て、「区災害ボランティアセンター」を設置する。
- (3) 「市・区災害ボランティアセンター」は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して設置場所を決定する。
- (4) 市・区災害ボランティアセンターにおいては、一般ボランティアを関係機関や市民活動団体の協力のもと、ボランティアコーディネーターを核として受け入れることとし、専門的な技術、資格を必要とする専門ボランティアについては、業務を所管する各部において受け入れるとともに、必要に応じて災害ボランティアセンターとの連携を図る。
- (5) 区災害ボランティアセンターは、ボランティア活動場所からの支援要請を受け、ボランティアの調整・活動を行う。

## 第5 活動支援

ボランティア活動が円滑かつ効果的に発揮され、安心して活動が遂行できるよう、ボランティア推進機関等の協力を得ながら環境の整備を図る。

- 1 市本部ボランティア班、区本部ボランティア担当及びボランティアを受け入れる部にあっては、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。  
また、ボランティアの活動にあたっては、ボランティア活動保険の加入案内を行うとともに、オリエンテーションなども適宜行うこととする。
- 2 ボランティア資器材について、あらかじめ想定される資器材の備蓄を行うとともに、ボランティア活動が展開し、活動資器材等が不足する場合は、市本部ボランティア班が、品目・必要数等をとりまとめ、経理部へ調達を依頼する。  
その他、活動支援全般にかかる事項についても市本部ボランティア班が行う。



(資料)

- ・災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書（市対社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会・社会福祉法人名古屋市（16 区）社会福祉協議会・災害救護系ボランティア団体及び N P O）  
（附属資料編 計画参考 50-1、50-2、50-3）
  - ・災害時における災害ボランティアセンター支援に関する協定書（公益社団法人名古屋青年会議所）  
（附属資料 計画参考 50-4）
  - ・災害ボランティア活動用資器材の管理に関する協定（なごや災害ボランティア連絡会対社団法人名古屋建設業協会対市）  
（附属資料編 計画参考 50-5）

## 第20節 労務供給

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な労働力の不足を補うため、労働者の雇用並びに従事命令等について定め、応急対策活動に必要な労働力の確保を図る。

### 第1 労働者の雇用

動員職員、他都市の応援隊、ボランティア等のみでは、労働力が不足しているとき、又は特殊な作業のために労働力が必要なときは、次の方法により労働者を雇用する。

#### 1 雇用手続

- (1) 労働者の雇用は、従事させる作業の内容に応じ、労働力を必要とする部・区本部の長が直接行うものとする。
- (2) 労働者を雇用した部・区本部は、次の事項を本部室事務局を経由して本部員会議に報告しなければならない。

ア 雇用の目的

イ 雇用人員及び期間

ウ 所要経費

エ その他必要事項

#### 2 雇用範囲

労働者の雇用は、災害応急対策の実施に必要な業務を行う場合に限るものとする。

#### 3 労働者の賃金

雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎として本部長（本部室事務局）が定める。

### 第2 市長（本部長）の強制従事命令等

関係者に対する災害応急措置及び救助業務の強制従事命令又は協力命令については、災害対策基本法その他関係法令に定めるところによる。（別表1-20-1 強制命令の概要一覧参照）

なお、市長（本部長）の従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、これに起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、その者又は遺族に対し、「消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例第10号）」に基づく損害補償を行う。

◎別表1-20-1 強制命令の概要一覧

| 執行者                                 | 種類   | 根 拠 法 律                 | 対象作業         | 対 象 者   |
|-------------------------------------|------|-------------------------|--------------|---|
| 知 事                                 | 従事命令 | 災害対策基本法第71条第1項          | 災害応急対策及び救助作業 | 1 医師、歯科医師、薬剤師<br>2 保健師、助産師、看護師<br>3 土木技術者、建築技術者<br>4 大工、左官、とび職<br>5 土木業者、建築業者及びこれらの従事者<br>6 地方鉄道業者及びその従事者<br>7 軌道経営者及びその従事者<br>8 自動車運送事業者及びその従事者<br>9 船舶運送業者及びその従事者<br>10 港湾運送業者及びその従事者 |
|                                     | 協力命令 | 災害対策基本法第71条第1項          | 災害応急対策及び救助作業 | 救助を要する者及び近隣の者   |
| 知 事<br>市 長                          | 従事命令 | 災害救助法第7条                | 救助作業         | 1 医師、歯科医師、薬剤師<br>2 保健師、助産師、看護師<br>3 土木技術者、建築技術者<br>4 大工、左官、とび職<br>5 土木業者、建築業者及びこれらの従事者<br>6 地方鉄道業者及びその従事者<br>7 軌道経営者及びその従事者<br>8 自動車運送事業者及びその従事者<br>9 船舶運送業者及びその従事者<br>10 港湾運送業者及びその従事者 |
|                                     | 協力命令 | 災害救助法第8条                | 救助作業         | 救助を要する者及び近隣の者   |
| 市 長<br>警 察 官<br>海上保安官               | 従事命令 | 災害対策基本法第65条第1項<br>〃 第2項 | 災害応急対策全般     | 市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者  |
| 警 察 官                               | 即時強制 | 警察官職務執行法第4条             | 災害応急対策全般     | その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者  |
| 消 防 吏 員<br>消 防 団 員                  | 従事命令 | 消防法第29条第5項              | 消防作業         | 火災現場付近にある者  |
| 水 防 管 理 者<br>水 防 団 長<br>消 防 機 関 の 長 | 従事命令 | 水防法第17条                 | 水防作業         | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者  |

## 第21節 区の応急対策活動

風水害等の災害が発生したときには、区役所は、区内の応急対策活動の中核としての区本部を設置し、災害救助地区本部、各区隊及び防災関係機関の協力を得て、区内の被害を最小限に抑えるとともに、被災者の生活の支援や不安・動搖の鎮静、人心の安定を図ることを主目標として活動する。

### 第1 活動体制

#### 1 区本部の組織・運営

「第2節 災害警戒本部の設置及び運営」及び「第3節 災害対策本部の設置及び運営」に定めるところによる。

#### 2 非常配備・動員

「第1節 初動活動体制」に基づき、区ごとに作成する「非常配備・動員計画」による。

#### 3 区本部の分担任務

別表1-3-1に定めるところによる。

#### 4 区本部における初動体制の早期確立

市長（本部長）は、勤務時間外（夜間・休日等）に風水害等が発生したときに、区本部の初動態勢を早期に確立できるよう、必要に応じて、平常時から公舎を借り上げ、区長（区本部長）を入居させるものとする。また、職員の人事配置にあたっては、適材適所の配置を行うことを基本としつつ、区本部において中核的な役割を担う職員には、近隣の区又は市町村に居住する職員を含めるなど、できる限り災害時の早期参集の観点にも配慮するよう努める。

### 第2 大規模災害時の初動活動

大規模災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるためには、初動活動を迅速かつ効率的に実施する必要がある。

このため、災害発生前から災害発生後の初期段階において実施すべき主な応急対策活動の流れを次のとおり定める。

## 大規模災害時の初動活動



### 第3 災害救助地区本部

災害救助地区本部の設置・運営については、名古屋市災害救助地区本部規則によるほか、次に定めるところによる。

#### 1 災害救助地区本部の設置

区長（区本部長）は、市長（本部長）の補助執行機関として、災害が発生したときは、応急対策活動の円滑かつ適切な実施を図るため、原則、地域防災拠点である小学校に災害救助地区本部を設置する。

#### 2 災害救助地区本部委員

災害救助地区本部委員は、学区内の災害対策委員をもって充てるほか、学区内の住民の中からあらかじめ市長が委嘱した者である。なお、災害対策委員は、災害救助地区本部が設置されたときは、地区本部の任務に従事することになるが、地区本部が設置されない場合にあっても、名古屋市災害対策委員規則に定める災害対策にかかる職務に従事する。

#### 3 地区本部への参集

- (1) 地区本部委員は、自らや家族の安全を確保した後、その地域における自主防災会の体制を整え速やかに地区本部へ参集する。
- (2) 参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに地区本部長等に報告する。

#### 4 災害救助地区本部の分担任務

災害救助地区本部は、次の事務について区本部の実施する応急対策活動を補助する。

- (1) 二次災害防止広報の実施に関すること（流言防止等）。
- (2) 灾害情報等の伝達に関すること。
- (3) 人命救助活動に関すること。
- (4) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達に関すること。
- (5) 避難誘導に関すること。
- (6) 指定避難所の管理運営に関すること。
- (7) 被害状況の調査に関すること。
- (8) 広報広聴活動に関すること。
- (9) 救援物資の配分に関すること。
- (10) 救出、救援に関すること。
- (11) 要配慮者の救援活動に関すること。
- (12) ボランティアの活動支援に関すること。
- (13) その他区本部の応急対策活動全般に関すること。

### 第4 情報連絡活動

災害時に区本部が行う情報連絡は、多方面にわたり輻輳することが想定され、あらかじめ全ての形態の情報連絡について計画化しておくことは困難である。

ここでは、被害情報、対策情報及び気象情報等の基本的な情報に的を絞り、その内容及び収集・伝達の方法等について定める。

## 1 被害情報の収集・報告

### (1) 収集内容

#### ア 人的被害

- ・死者
- ・行方不明者
- ・負傷者（重傷、軽傷）

#### イ 建物被害

##### (ア) 住 家

- ・全壊（焼）
- ・半壊（焼）
- ・一部破損
- ・床上浸水
- ・床下浸水

##### (イ) 非住家（公共建物及びその他の非住家）

- ・全壊（焼）
- ・半壊（焼）

#### ウ り災世帯数及びり災者数

#### エ その他の被害（か所数）

- ・文教施設
- ・病院
- ・道路
- ・橋梁
- ・河川
- ・水道
- ・がけ崩れ
- ・その他

※ ア、イ、ウについては、区本部の責任において収集・報告する。ただし、火災については、消防隊（署）との緊密な連携により行う。

※ エについては、報告の形態（か所数の把握に留める）からみて、速報的性格のものであり、最終的には、関係各部の責任においてそれぞれ収集・報告する。区本部は、可能な範囲内でこれら被害情報の収集に努めるとともに、関係区隊及び公所等から報告を受け、区単位の被害状況を集約する。

### (2) 当日の報告内容

#### ア 第1・第2非常配備

全収集内容とする。

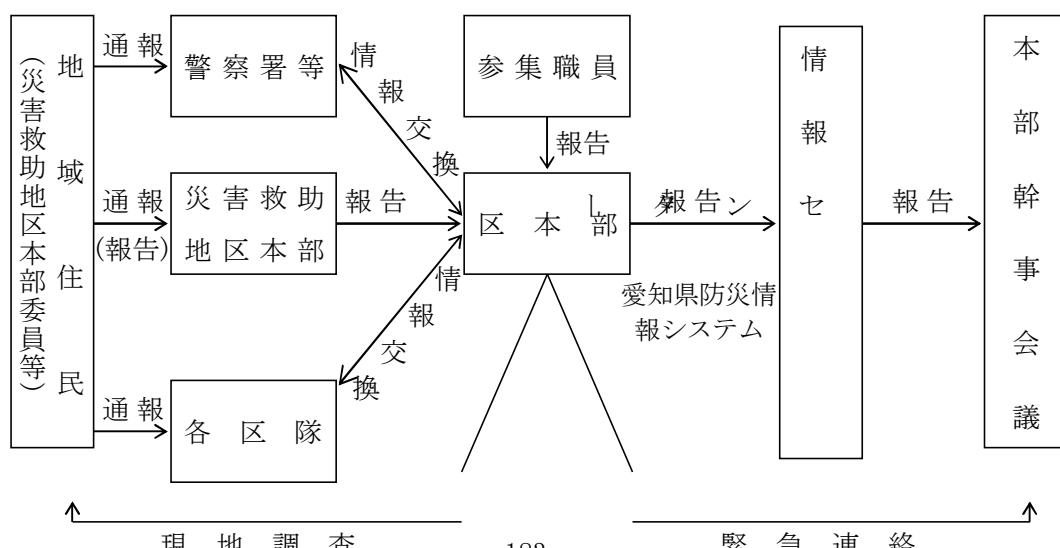
#### イ 第3・第4非常配備

死者、行方不明者、負傷者（重傷）、全壊、半壊、床上浸水又はその他の災害応急対策に影響を及ぼす被害情報とする。

#### ウ 確定報告内容

応急対策活動の終了後、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に把握・収集し、復旧予定費を含む確定報告書を防災危機管理局長に提出する。

### (3) 被害情報の収集・報告系統



※ 愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-0~5によりファクシミリにて伝達する。

## 2 対策情報の伝達

応急対策活動の実施に関する情報（対策情報）の種類及び伝達方法等について定める。

### (1) 対策情報の種類

- ア 職員参集状況の報告
- イ 住民避難状況の報告
- ウ 車両、資機材等の調達依頼
- エ 職員の応援要請
- オ 自衛隊の派遣要請
- カ 応急対策の実施要請
- キ 応急対策の実施状況の報告
- ク その他応急対策上必要な事項

### (2) 対策情報の伝達方法

#### ア 職員参集状況の報告

職員の参集状況は、職員が参集したつど記録し、愛知県防災情報システム等にて、庶務部職員班へ報告する。

ただし、愛知県防災情報システム等を使用することができない場合には、別記様式1-4-6によりファクシミリにて伝達する。

#### イ 住民避難状況の報告

住民が避難を開始し、指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を隨時記録し、愛知県防災情報システムにて、本部室事務局へ報告する。

ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-7によりファクシミリにて伝達する。

#### ウ 車両、資機材等の調達依頼

車両、資機材等を必要とする場合は、本部室事務局を経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依頼を行う。

#### エ 職員の応援要請

他の部又は他の区本部の職員の応援を必要とする場合は、電子メールにより庶務部職員班に對し要請するなど、上記方法による要請が不可能な場合は、庁内電話又はファクシミリにて職員の応援要請を行う。（庶務部長あて様式1-3-1を提出する。）

#### オ 自衛隊の派遣要請依頼

自衛隊の派遣を必要とする場合は、本部室事務局に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼を行う。（本部室事務局長あて 様式1-7-1（1-7-2）を提出する。）

#### カ 応急対策の実施要請

区域内において、他の部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部室事務局を経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミリにて必要な応急対策の実施の指

示又は実施要請を行うよう要請する。

ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応急対策の実施要請を行い、事後、本部室事務局を経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。

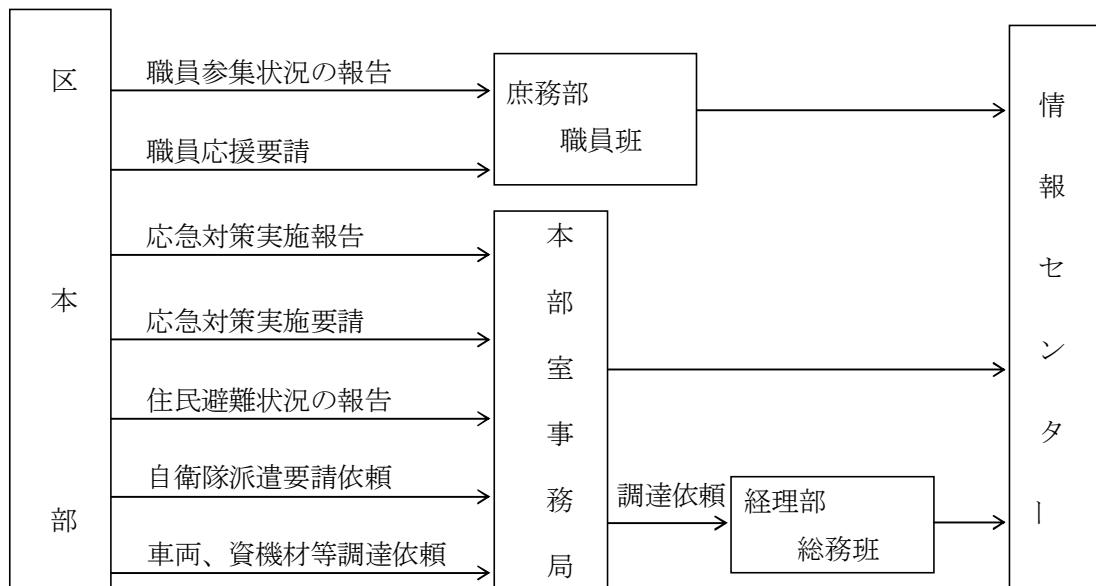
#### キ 応急対策の実施状況の報告

既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを随時記録し、愛知県防災情報システムにて、本部室事務局へ報告する。

ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、別記様式1-4-0~5の特記事項欄に記入しファクシミリにて伝達する。

なお、緊急かつ重大な事項については、直接本部幹事会議へ報告する。

### (3) 対策情報の伝達系統



### 3 予警報等の伝達

気象庁又は名古屋地方気象台発表の気象等に関する情報の入手及び住民への伝達について定める。

#### (1) 情報の入手

気象等に関する情報は、名古屋市水防情報システムを使用し入手する。

#### (2) 情報の伝達

ア 情報連絡員（伝令）により、災害救助地区本部、指定避難所へ情報文等を伝達し、関係者に配布する。

イ 広報車により、区内を巡回し、音声のみならず情報文等の配布に努める。

## 第5 広報・広聴活動

### 1 広報活動

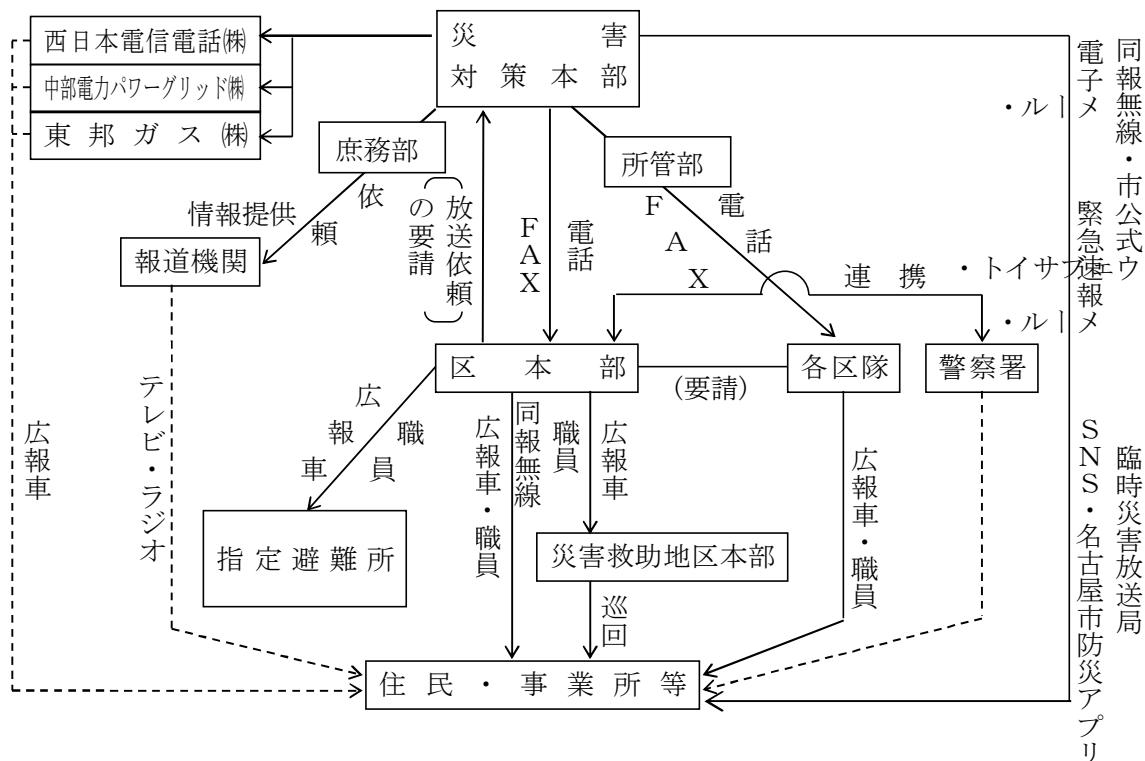
区本部は、人心の安定、パニック等の混乱の防止を目的として、災害発生後ただちに広報活動を開始し、以後応急対策活動の進展に伴い、災害救助地区本部及び各区隊の協力を得て適時適切な広

報の実施に努める。

(1) 広報事項

- ア 災害の発生状況
- イ 津波、洪水等に関する情報
- ウ 災害応急措置の実施状況
- エ 避難の指示等
- オ 家庭において実施すべき防災対策と心得
- カ 市内の被害状況の概要（人身被害、建物損壊等）
- キ 生活関連情報
  - (ア) 電気、ガス、水道の状況
  - (イ) 食料、生活必需品等の供給状況
- ク 道路交通状況
- ケ 市バス、地下鉄等の交通機関の運行状況
- コ 医療機関の活動状況
- サ 通信施設の復旧状況
- シ 自主防災組織等地域防災ボランティア組織への協力依頼
- ス その他必要な事項

(2) 広報の伝達系統



(3) 広報の方法

- ア 「放送協定」に基づく放送の依頼

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、本部室事務局に対し、「災害時

の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要請する。

イ 同報無線による広報

災害の状況に応じて、災害対策本部と調整のうえ必要地域へ同報無線による広報を実施する。

ウ 広報車の利用

災害の状況に応じて、必要地域へ広報車を出動させ広報を実施する。

エ 職員による広報

広報車の活動不能な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、職員を派遣し広報を行う。

オ 災害救助地区本部委員による広報

災害救助地区本部委員は、区本部の広報活動を補助するため、自主防災組織と協力し分担地域を巡回又は個別訪問して広報を行う。

カ チラシ等の配布

必要に応じて、チラシ等の印刷物を作成し、現地において配布又は掲示する。その場合、事後速やかに情報センターに情報提供を行う。

キ 電子メール（きずなネット防災情報）

必要に応じて本部室事務局に対し、きずなネット防災情報による広報事項の配信を要請する。

ク 緊急速報メール

津波、洪水等に関する情報及び避難の指示等、緊急安全確保に関する広報事項で必要がある場合は、本部室事務局に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。

ケ SNS、名古屋市防災アプリ等

必要に応じて本部室事務局に対し、SNS、名古屋市防災アプリ等による広報事項の配信を要請する。

コ 臨時災害放送局

「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき臨時災害放送局が開設された場合は、必要に応じて本部室事務局に対し、臨時災害放送局による放送事項の放送を要請する。

(4) 報道機関への情報提供等

報道機関から、区本部にかかる情報提供や取材の依頼があった場合は、原則として市災害対策本部にて対応することとし、区本部で個別対応した場合、事後速やかに、提供内容、取材内容について情報センターへ情報提供を行う。

2 要配慮者への広報

(1) 障害者

聴覚障害者に対しては、広報紙やチラシ等により情報提供を行い、視覚障害者に対しては、音声機器などを用いて繰り返し放送を行う。

また、各種障害者・ボランティア団体等へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

(2) 外国人

外国語による広報紙やチラシ等により情報提供を行うとともに、観光文化交流部観光交流班に外国人が避難している施設への通訳の派遣を要請する。

また、国際交流・支援団体へも積極的に情報提供を行い、これら団体の協力を得ながら的確な情報を提供する。

### 3 広聴活動

区本部は、区民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、速やかに広聴体制の確立を図り、各区隊及び防災関係機関、さらには、専門家の協力を得て広聴活動を実施する。

#### (1) 被災相談窓口の設置

災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための相談窓口を、区本部に設置する。この場合、必要に応じ、各区隊等に対し、相談員の派遣を要請する。

#### (2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、各区隊、関係部又はその他の関係機関に連絡し、必要に応じて調整を行い適切な処理に努める。

## 第6 避 難

### 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施

#### (1) 高齢者等避難は、原則として市長（本部長）が発令する。

(2) 避難指示、緊急安全確保は、原則として区長（区本部長）等の要請に基づき、市長（本部長）が行う。

ただし、次の場合にあっては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。

ア 市長等（本部長・副本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長（区本部長）が行う。

イ 区長等（区本部長・区副本部長）が不在等により、発令することができないときは、消防署長（消防隊長）が行う。

(3) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区本部を経由）するものとする。

#### (4) 実施基準

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令は「第10節 避難」の定めるところによる。

#### (5) 実施方法

区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）は、各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署等の協力を得て、危険地域の住民に対して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を伝達する。

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法

##### (ア) 広報車による伝達

区本部及び各区隊は、それぞれ保有する広報車を利用し、関係地域を巡回して伝達する。

##### (イ) 災害救助地区本部、消防団等による伝達

広報車による巡回等により情報の伝達を図る。

(ウ) 個別訪問による伝達（高齢者等避難の場合を除く。）

災害救助地区本部、消防団等は、各家庭を個別に訪問し避難指示の周知徹底を図る。

(エ) サイレン吹鳴による伝達

特定の河川等についてはサイレンが自動で吹鳴する。

(オ) テレビ、ラジオ放送による伝達

本部室事務局に対し、放送局への協力依頼を要請する。

(カ) 電子メール（きずなネット防災情報）による伝達

本部室事務局に対し、電子メール（きずなネット防災情報）による配信を要請する。

(キ) 緊急速報メールによる伝達

本部室事務局に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。

(ク) SNS、名古屋市防災アプリ等による伝達

本部室事務局に対し、SNS、名古屋市防災アプリ等による配信を要請する。

イ 伝達内容

(ア) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令者名

(イ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令日時

(ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の理由

(エ) 対象地域

(オ) 市民がとるべき行動

(6) 実施報告

避難指示又は緊急安全確保を発令した場合、及び警察官、自衛官等から避難指示を発令した旨の通知を受けた場合、次の内容により、本部室事務局へ報告する。

ア 避難指示又は緊急安全確保の発令者名

イ 発令の日時

ウ 発令の理由

エ 避難対象者（学区名、町名）

オ 避難先

## 2 指定緊急避難場所の開設及び管理運営

(1) 指定緊急避難場所

ア 洪水・内水氾濫、土砂災害

土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地している市立小中学校等（洪水・内水氾濫の想定浸水深の水位より上の高さの避難スペースに限る）

イ 高潮

土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地している市立小中学校等（洪水・内水氾濫、高潮の想定浸水深の水位より上の高さの避難スペースに限る）

(2) 指定緊急避難場所の開設

自主避難者が発生した場合、又は「高齢者等避難」、「避難指示」若しくは「緊急安全確保」発令時、区本部長は指定緊急避難場所を速やかに開設する。

開設にあたっては、区本部長は指定緊急避難場所の施設管理者等に連絡を取る。ただし、各施設管理者は避難情報が発表又は発令された時点で、区本部からの連絡を待つことなく速やかに開設する。

施設管理者は、災害の危険がある間は、災害の種類に応じた指定緊急避難場所において避難者を受け入れる。ただし、避難に適していない災害の場合、避難者を受け入れない。

また、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

施設が指定緊急避難場所と指定避難所の両方に指定されている場合、避難指示が発令されるまでは、同施設の指定避難所の避難スペースで待機することも可とする。その場合、避難指示が発令されたら、必ず指定緊急避難場所へ移させる。

#### (3) 指定緊急避難場所の運営

- ア 施設管理者等は、避難者が発生した場合、速やかに避難者数を把握し、災害救助地区本部へ報告する。
- イ 区本部長は、避難者が発生した場合、所定の人数の職員を指定緊急避難場所へ派遣する。
- ウ 指定避難所の避難スペースで待機している場合、施設管理者、区本部からの派遣職員等は、「避難指示」発令時の上階（指定緊急避難場所）への避難の呼びかけを行う。

#### (4) 指定緊急避難場所の閉鎖

災害から命を守るために緊急に避難する必要がなくなった場合は、指定緊急避難場所を閉鎖する。

### 3 指定避難所の開設及び管理運営

#### (1) 指定避難所の開設

災害の恐れのなくなった（軽減した）後、住家が被災して帰宅できない避難者が発生した場合、それらの者等を一時滞在させるため、区本部長はすみやかに必要な指定避難所を開設し、区本部から所要の人数の職員を当該指定避難所へ派遣する。

なお、指定避難所の開設期間は原則として7日以内とする。ただし、本部長は必要に応じ区本部長の意見を聞き必要最小限の期間を延長することができる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者（市立学校等については近隣協力員を含む。）と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。

ア 区本部長は、指定避難所の施設管理者等に連絡をとり、指定避難所を開設する。なお、その際、災害救助地区本部長等への情報提供などについても、遗漏のないよう連絡するものとする。

イ 災害救助地区本部長及び施設管理者は、避難者の受入れ及び状況把握をする。なお、指定避難所となっている市有施設の施設管理者である外郭団体・指定管理者は、施設管理に関する契約・協定等に避難所運営等に関して特別の定めがある場合（区本部からの派遣職員の到着の有無に関わらず、避難者の受入れ及び状況把握を行う等）は、その定めるところにより行うものとする。

ウ イに掲げる場合を除き、開設した指定避難所における避難者の受入及び状況把握は、災害救

助地区本部長、施設管理者、避難所管理組織及び区本部からの派遣職員が協力して行う。

エ 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を本部室事務局へ報告する。

## (2) 指定避難所の管理運営

指定避難所は、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。

区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。

### ア 管理組織の整備

(ア) 避難者の中から代表管理者を選任する。

(イ) 代表管理者の指揮に基づき、総務班・施設班・救護班・食料班・物資班を編成し、班長・班員（ボランティア含む）で運営する。（小規模避難所の場合、実情に応じ簡略して運営。）

### イ 管理組織の職務

(ア) 代表管理者は、災害救助地区本部及び区本部と連絡をとり、各班の管理及び指揮をする。

(イ) 総務班は、避難者数の把握等避難所の記録に関すること及び各班の連絡調整、情報の収集・伝達・広報その他班に属さないことに対応をする。

(ウ) 施設班は、避難者の誘導及び施設管理者と調整を図り施設使用の管理をする。

(エ) 救護班は、要配慮者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる調整をする。

(オ) 食料班は、飲料水の確保、食料品の配分をする。

(カ) 物資班は、救援物資（食料品を除く）の配分をする。

### ウ 運営

指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えるとともに、代表管理者及び各班班長は、要配慮者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該指定避難所の避難者による自主運営にあたる。

なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。

### エ 避難所外避難者への対応

在宅や車中及びテントなど指定された避難所以外に避難する者の避難者数等の把握に努めるとともに、車中泊避難者等のエコノミークラス症候群などの予防のための必要な支援を実施する。

## 4 避難状況等の報告

- (1) 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を本部室事務局へ報告する。
- (2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ、本部室事務局へ報告する。

## 5 指定避難所の解消

避難者の自立と自活を支援する一方で、避難所生活が長期にわたると本来の活動に支障をきたすことが懸念される。

指定避難所が統廃合される場合、あるいは避難者が自己の住宅等に帰宅し又は応急仮設住宅等へ

入居した場合には区本部長はすみやかに該当の指定避難所を解消する。ただし、開設期間延長後の解消については区本部長の意見を聞き本部長が実施する。また、被災者へ早期に被災住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与等を実施する取り組みと併せ、区本部長は災害が収束に向かった段階から施設管理者等と協議のうえ次の対策を講じることとする。

- (1) 本来活動の再開に併せて、施設管理者等と協議のうえ、避難スペースの適正配置に努める。
- (2) 二次避難所となりうる施設を把握し、活用を図る。
- (3) 指定避難所の統廃合・解消に向けた計画を策定する。

## 第7 応急救助活動

区本部は、災害による災者に対し、次により応急救助活動を実施する。なお、災害救助法の適用基準、救助の種類、内容等については、「第6節 災害救助法の適用」において定められているが、区本部が担当する応急救助の種類とその概要は次に掲げるとおりとする。

### 1 飲料水の供給

水道管等の被害により、現に飲料水を得ることができない者に対し、上下水道部の定める応急給水計画に基づき、水道隊と連携し、災害救助地区本部等の協力を得て給水活動を実施する。

また、必要に応じ、消防隊に協力を要請する。

さらに、災害応急用井戸、プール水等を活用して飲料水その他生活用水の確保に努める。

### 2 食品の供給

家屋の破壊・流失等により指定避難所に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、調理設備を有する施設やキッチンカー等の活用により、避難所における適切な食事の確保に努める。

食糧の配給や炊出しなどの食品の供給を行う場合は、災害救助地区本部及び指定避難所の管理組織等の協力を得て実施する。

### 3 衣料その他生活必需品の供給

災害により、生活上必要な被服、寝具その他の生活必需品をき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者に対し、市本部物資班と連携し、被服、寝具その他の生活必需品を供給する。

### 4 収容施設の供与

災害により、現に被害を受け、又は二次災害により被害を受けるおそれのある者に対し、指定避難所を供与する。

なお、下水道直結式仮設トイレについては、環境隊、水道隊及び土木隊と連携し、指定避難所周辺の道路網としての機能を欠く場合において設置を決定する。

### 5 遺体の搜索、収容及び管理

災害により、死者又は行方不明者が多数発生したときは、本部が派遣する搜索収容班を受け入れるとともに、健康福祉部、医師会、警察署等と連携し、死者・行方不明者の搜索、遺体の収容・管理を行う。

また、遺体の収容・安置に供するため、遺体安置所を開設し、管理するものとする。

### 6 その他

区本部は、上記の活動のほか、区域内の応急救助活動全般について、可能な限り協力する。

## 第8 要配慮者支援

区本部は、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の災害による被害の軽減を図るため、次のように要配慮者支援を実施する。

### 1 安否確認

(1) 災害発生後、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、避難所へ収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部要配慮者班に応援を要請する。

(2) 安否確認の結果を健康福祉部要配慮者班に報告する。

### 2 避難生活の確保

健康福祉部の指示により、指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の支援を実施する。

(1) 指定避難所への簡易式スロープ・車椅子トイレの設置及び要配慮者に配慮した情報の提供等  
(2) 一般の避難所において生活が困難な要配慮者の福祉避難所への移送及び特別養護老人ホーム等への緊急入所  
(3) 応急仮設住宅等で生活を続けるよう配慮者を対象とした福祉施策の実施

## 第9 緊急輸送

### 1 輸送対象

- (1) 避難困難者
- (2) 傷病者
- (3) 応急対策要員
- (4) 応急対策用資機材
- (5) 食品及び生活必需品

### 2 輸送力の確保

- (1) 区保有車両の確保
- (2) 調達依頼

経理部総務班に対し、車両調達を依頼する（本部室事務局経由）。

なお、調達依頼の手続等については、「第12節 輸送・道路等応急対策」において定めるところによる。

### (3) 現地調達

区本部長は、必要に応じて区内の公共的団体、事業所又は個人から必要な車両等を調達することができる。

なお、現地調達を行ったときは、すみやかに経理部調達班へ報告する。

### 3 緊急通行車両等の確認申出手続

災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に確認申出の手続きがなされている車両にあっては、特に手続きを要さず、緊急通行車両等として通行可能となることから、事前に所定の手続きを進めるとともに、災害発生時に確認申出手続きをする必要が生じた車両にあっては、区本部にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等により、最寄りの愛知県庁に確認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申出する。

## 第10 応援要請

区本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するために必要があると認めるとときは、次により応援を要請し、又は派遣要請の依頼をすることができる。

### 1 職員の応援要請

#### (1) 要請の手続

区本部長は、所掌事務を処理するにあたり、所属職員を動員してもなお不足するときは、応援職員要請書（様式1-3-1）により、庶務部長に要請する。

なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後書類を提出する。

#### (2) 応援職員の受入れ

区本部は、本部幹事会議等の指示により、応援職員の受入れにかかる必要な措置をとる。

#### (3) 相互応援の弾力的な運用

ア 区本部長は、発災当初において、所属職員を動員してもなお不足し、かつ、庶務部長（総務局長）に要請するいとまがないときは、他の区本部長に職員の派遣を直接要請することができることとし、要請を受けた区本部長は、区内の被害状況や職員の動員・配備状況を勘案のうえ、応援の可否を決定する。

イ 当運用に基づき、応援を要請する区本部長は、区本部間における調整状況を隨時、庶務部長に報告するとともに、区本部長同士の合意により派遣が行われる場合は、合意事項について相互応援の仕組みの弾力的な運用に係る合意内容報告書（様式1-3-2）により、庶務部長へ報告する。

#### (4) 応援職員の活動

応援職員は、区本部長の指揮を受けて活動する。

### 2 自衛隊の災害派遣要請の依頼

#### (1) 自衛隊の活動基準

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 被災者等の捜索・救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫

- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他

(2) 派遣要請の依頼

区本部長は、応急対策を実施する上で自衛隊の支援が必要となった場合は、災害派遣要請依頼書（様式1-7-1）により本部室事務局長に依頼する。

なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後書類を提出する。

(3) 派遣部隊の受入れ

区本部は、派遣部隊受入れのため、次に掲げる事項を行う。

- ア 災害現地への派遣部隊の誘導
- イ 派遣部隊が必要とする資機材の準備
- ウ 派遣部隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の確保
- エ その他本部室事務局から指示のあった事項

(4) 派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき又はその必要がなくなった場合は、撤収要請依頼書（様式1-7-2）により撤収を要請するものとする。撤収要請依頼の手続は、派遣要請依頼に準じて行う。

## 第11 ボランティアとの連携

区本部は、ボランティアとの連携協力のもと、応急対策活動を円滑に行うため、ボランティアの受入体制を整えるとともに活動を支援する。

1 関係団体への要請

区本部長は、災害発生後、応急対策に必要な人員が不足するときは、平常時から連携が図られ、かつボランティア活動が期待できる団体、関係機関等に対して活動を要請する。

(1) 要請の方法

本部長又は本部幹事会幹事長の指示に基づき、次の事項を明示して協力を要請する。

- ア 要請する人員
- イ 活動内容
- ウ 活動期間及び活動場所
- エ 区本部の連絡責任者名及び連絡先
- オ その他必要事項

(2) ボランティア活動

ボランティアは、区本部長の指揮を受けて活動する。

2 受入れ体制

区本部は、一般ボランティアを円滑に受入れるため、スポーツ市民部、健康福祉部及び市・区社

会福祉協議会と連携、協力して受入れを行う。

- (1) 区本部は、災害発生後、総務班の中からボランティア担当を選任し、市・区社会福祉協議会の協力を得て、「区災害ボランティアセンター」を設置する。
- (2) 「区災害ボランティアセンター」は、災害の状況、ボランティアの参集状況及び活動場所等を考慮して設置場所を決定する。
- (3) 市・区本部及び社会福祉協議会が行う任務等については、「第19節 ボランティアとの連携」に定めるところによる。

### 3 活動支援

ボランティア活動が円滑かつ効果的に発揮され、安心して活動が遂行できるよう、活動拠点・資器材・情報の提供をはじめ、ボランティア活動に必要な支援を行う。

なお、活動資器材等が不足する場合は、市本部ボランティア班を経由して経理部へ調達を依頼する。

## 第12 区災害応急対策計画の策定

区長は、災害時における区本部の応急対策活動を迅速かつ効果的に実施するために、本計画に基づき、「非常配備・動員計画」と業務計画によって構成される区の災害応急対策計画を策定し、その充実整備に努めなければならない。

### (資料)

- ・避難情報発令基準 (附属資料編 計画資料 47)
- ・区分指定緊急避難場所及び指定避難所箇所数及び収容可能一覧 (附属資料編 計画資料 48)
- ・指定緊急避難場所一覧（広域避難場所） (附属資料編 計画資料 50)
- ・指定緊急避難場所一覧（一時避難場所） (附属資料編 計画資料 50-2)
- ・指定緊急避難場所（屋内施設）・指定避難所 (附属資料編 計画資料 51)
- ・区分広報車保有状況 (附属資料編 計画資料 69)
- ・名古屋市災害救助地区本部規則 (附属資料編 計画参考 16)
- ・緊急通行車両等の確認手続等実施要領 (附属資料編 計画参考 59)

## 第22節 地域安全・交通対策

### 第1 地域安全対策

#### 1 県警察における措置

##### (1) 社会秩序の維持対策

- ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等に対する防犯対策を推進するとともに、各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。
- イ 火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、関連団体に協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取締りを強化する。
- エ 災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

##### (2) 広報、相談活動

###### ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

###### イ 相談活動

警察署に災害相談窓口を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。

##### (3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の救援・救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

#### 2 名古屋海上保安部における措置

名古屋海上保安部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

#### 3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

### 第2 交通対策

#### 1 道路管理者及び公安委員会（県警察）における措置

##### (1) 交通規制の実施

ア 道路管理者及び公安委員会（県警察）は、災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が

発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。

なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。

イ 道路管理者及び県警察は、通行の禁止・制限又はう回路の設定等の規制を行うにあたっては、相互に連絡協議する。

ウ 道路管理者又は県警察は、通行の禁止・制限の規制を行った場合、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、通行を禁止又は制限したことを明示し必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

また、これら規制を行ったときは、適當なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

#### (2) 交通規制の方法

災害発生時の交通規制は、災対法第76条並びに道路交通法第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災対法による場合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

#### (3) 交通の確保

緊急交通路の信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源附加装置の活用等により滅灯対策を実施し、路線上の交通を確保する。

#### (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、緊急交通路の確保及び被災地等における警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

#### (5) 関係機関との緊密な連絡

ア 災対法第76条の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止・制限は、県内のみならず、近隣県において発生した災害についてもなされ、あるいは県内の災害でも近隣県からの車両に対してもなされるので、警察（中部管区警察局、県警察本部）は、その災害地の実態、災害地への道路及び交通の状況あるいは規制措置内容等につき、関係県、関係県警、関係市町村と相互に緊密な連絡をとることとする。

イ 道路、橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた県警察又は市町村等は、その道路管理者又は県警察に速やかに通報する等、道路管理者と県警察は密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるよう配慮する。

## 2 県警察における措置

### (1) 緊急交通路の確保

- ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
- イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。
- ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

### (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

| 分類     | 態様  |
|--------|---|
| 緊急通行車両 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急自動車</li> <li>・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両</li> </ul>  |
| 規制除外車両 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの</li> <li>・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両</li> </ul> |

### (3) 交通規制の実施

| 分類   | 態様   |  |
|--|--|--|
| 初動対応   | 交通情報の収集  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集中に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul> |
|  | 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。</li> <li>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</li> </ul>                                       |
| 第一局面<br>(災害発生直後)                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</li> <li>・交通規制の方法は、災対法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。</li> <li>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。</li> </ul> |  |
| 第二局面<br>(交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面) | 第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。   |  |

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレンカーカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災対法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者等は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

3 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、緊急交通路においてそれぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災対法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。

その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。（別記1-22-1 措置命令・措置通知書参照）

4 自動車運転者に対する指導

災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、災対法第76条の2の規定により、緊急交通路内的一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
  - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
  - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

## 5 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようとする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

◎様式1-22-1 措置命令・措置通知書

(表面)

|  |                                      | 措置命令<br>通知書           |                        | 年　月　日 |  |
|--|--------------------------------------|-----------------------|------------------------|-------|--|
| 署長 殿                                     |                                      |                       |                        |       |  |
| 災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する<br>措置命令 |                                      |                       | 第1項の規定により<br>第2項の規定により |       |  |
| を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。<br>措置    |                                      |                       |                        |       |  |
| 所属                                       |                                      |                       |                        |       |  |
| 氏名                                       |                                      |                       | 印                      |       |  |
| 1 日 時                                    |                                      | 午前 年　月　日 時　分<br>午後    |                        |       |  |
| 2 場 所                                    |                                      |                       |                        |       |  |
| 3 (命令・措置)<br>を行った者                       |                                      | 所 属                   |                        |       |  |
|  |                                      | 氏 名                   |                        |       |  |
| 4  | 命令の<br>場 合                           | 命 令 を<br>受 け た<br>者   | 住 所                    |       |  |
|  |                                      |                       | 氏 名                    |       |  |
|  |                                      |                       | 番号標に表<br>示されてい<br>る番号  |       |  |
| 5 (命令・措置)<br>の内容                         | 措置に係る物<br>件の(占有<br>者・所有者・<br>管 理 者 ) | 住 所                   |                        |       |  |
|  |                                      | 氏 名                   |                        |       |  |
|  |                                      | 番号標に表<br>示されてい<br>る番号 |                        |       |  |

(裏面)

|                              |  |  |
|------------------------------|--|--|
|                              |  |  |
| 6 (命令・措置<br>を行った場所の<br>前後の状況 |  |  |
| 7 備 考                        |  |  |

備考 1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。  
2 ( )内については、該当するものを○で囲むこと。  
3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。  
4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 第23節 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

### 【給水及び水道施設等応急対策】

この計画は、応急資機材を活用し、また他の防災関係機関の応援により、すみやかに水道施設の応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持することを目的とする。

#### 第1 給水対策

##### 1 計画目標

災害発生の際、飲料水を確保することができない者に対し、発災から3日程度は生命を維持するための最低必要量（1人1日当たり3L）の飲料水を供給する。

発災から10日程度までは、調理、洗面等生活に最低必要な水量（1人1日当たり20L）を供給する。

また、発災から21日程度までは、浴用、洗濯等に最低必要な水量（1人1日当たり100L）を確保するものとし、28日を目途に復旧工事により被災前給水量（1人1日当たり250L）を確保するものとする。

##### 2 給水体制

発災後において、上下水道部は、ただちに区本部等の協力を得て給水体制を確立する。また、取水場、浄水場等が破損した場合などにおいては、隣接市町等からの緊急連絡管による受水の他、他都市等の協力を受け飲料水を確保する。

###### （1）給水方法

###### ア 運搬給水

市本部及び区本部からの要請により緊急利水が必要な病院等を優先し、給水車及び給水タンク（積載用）等車両運搬により給水する。

###### イ 抛点給水

広域避難場所、指定避難所（一部）、区役所・支所、都市公園、上下水道局施設等に整備した応急給水施設において給水する。

応急給水施設には消火栓が設置されており、仮設給水栓、応急給水槽を持ち込むことにより、被災者に給水することができる。

また、地下式給水栓が設置されている給水区域内の市立小中学校においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。

###### ウ 水道水の安全確保

道路等が冠水した場合にあっても、配水圧力を一定以上に保って給水を継続し、汚水の流入を防止する。

なお、水道水が汚染されたおそれのある場所は、水道水の安全を確保するため、給水栓水で

の残留塩素濃度が0.2mg/L以上となるよう、浄水場における塩素注入率を高める。

(2) 応急給水資機材の調達

上下水道部所有の応急給水資機材を使用するとともに、必要に応じて他の機関等に調達要請を行い、必要か所へ供給する。

(3) 応急給水資機材の輸送

給水タンク、ポリタンク、仮設給水栓及び応急給水槽等の応急給水資機材は、車両、船舶（船艇）又は航空機等により輸送する。

(4) 給水能力

給水能力は、次のとおりである。

給水能力－1（配水池等の貯水量）

令和6年4月1日

| 施設名              | 施設数 | 貯水量(m <sup>3</sup> ) |
|------------------|-----|----------------------|
| 浄水場              | 3   | 238,900              |
| 配水場<br>(東山給水塔含む) | 9   | 378,289              |
| 配水塔              | 6   | 52,200               |
| 耐震性貯水槽等          | 15  | 1,120                |
| 計                | 33  | 670,509              |

給水能力－2（運搬給水）

令和7年4月1日

| 資機材名           | 容 量                     | 数 量 |
|----------------|-------------------------|-----|
| 給水車            | 2 m <sup>3</sup> 級      | 4台  |
|                | 3 m <sup>3</sup> 級      | 8台  |
|                | 4 m <sup>3</sup> 級      | 4台  |
| 給水タンク<br>(積載用) | 1.0m <sup>3</sup>       | 50基 |
|                | 1.0m <sup>3</sup> (加圧式) | 16基 |

給水能力－3（拠点給水）

令和6年4月1日

| 資機材名   | 数 量   |
|--------|-------|
| 常設給水栓  | 15か所  |
| 仮設給水栓  | 16栓   |
|        | 4栓    |
|        | 携帯型4栓 |
| 地下式給水栓 | 398か所 |

#### 給水能力-4（その他）

令和7年4月1日

| 資機材名          | 数量     | 備考                                     |
|---------------|--------|--|
| 応急給水槽（バルーン式）  | 100    | 容量 1.0m <sup>3</sup> (上下水道局 84、区役所 16) |
| 応急給水槽（組立式）    | 25     | 容量 1.0m <sup>3</sup> (上下水道局)           |
| 飲料水自動袋詰装置（固定） | 1      | 55袋/分 1袋 500cc入り (消防局 1)               |
| ポリタンク         | 40,000 | 10L/個 (上下水道局)                          |
| 非常用給水袋        | 83,800 | 6 L/個 (上下水道局)                          |

## 第2 水道施設対策

風水害等の災害による断水が長期にわたると、市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧する。

### 1 施設の応急復旧順位

- (1) 取水、導水、浄水施設
- (2) 送・配水施設
- (3) 給水装置

ただし、給水装置の応急復旧は、下記のものについて実施する。

- ア 配水管の通水機能に支障を及ぼすもの（漏水多量のものの復旧、被災給水装置の閉栓）
- イ 道路漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの
- ウ 病院等の緊急利水施設
- エ 建築物、その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

なお、給水装置の被害が著しく、復旧困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

### 2 優先して復旧する配水管

- (1) 配水幹線及び重要水管橋
- (2) 応急給水施設、災害医療活動拠点、広域防災拠点への給水のために必要な配水管
- (3) 指定避難所・救急病院・救急診療所、要配慮者施設、公共施設への給水のために必要な配水管及び災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して水量を確保し、給水の早期開始を図るとともに、仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。

### 3 応急復旧用資材等の調達

#### (1) 建設資機材

水道施設の応急復旧に必要なコンクリート、重機等の建設資機材は、「災害時における物件の供給に関する協定書」並びに「災害時における応急対策の協力に関する協定書」に基づき、協定締結業者から優先的に調達する。

#### (2) 浄水施設等機器類

被害の生じた浄水施設等機器類は(1)の協定に基づき協定締結業者から優先的に調達する。

#### (3) 管類

送配水管並びに給水装置の管類は、上下水道部保有材料を使用するが、不足する場合には、(1)

の協定の締結業者、他都市から調達する。このうち給水装置材料については、「災害時における応急復旧工事等の協力書」に関する協定を締結している名古屋市指定水道工事店協同組合や(1)の協定の締結業者から調達する。

#### 4 要員の確保

基本的には、「第1節 初動活動体制」の計画によるものとするが、上下水道局の経営する事業が受けた被害及び復旧の緊急度により、各事業間で要員の融通を行い、なお人員が不足する場合は、協定締結建設業者等からの応援を求めるとともに、他の水道事業体に対しても応援を要請するものとする。

#### 5 応急措置

##### (1) 停電の場合

非常用発電設備を有する施設が停電した場合には、非常用発電設備を稼働させて電力を確保し、浄水処理や送配水ポンプの運転を行う。

##### (2) 水道水が汚染し、あるいは汚染のおそれがある場合

施設の破損により、汚水等の混入が予想され、あるいは混入の事実を知った場合には、ただちに断水し、破損か所の復旧と施設の洗浄及び消毒を実施して汚染の防止に努める。

また、広報車による広報、報道機関による緊急放送等により、水道の使用禁止あるいは使用制限を周知徹底するものとする。

##### (3) 取水、導水、浄水施設が破損した場合

犬山取水系統は春日井浄水場及び鍋屋上野浄水場を経て市の東部方面に、朝日取水系統は大治浄水場を経て市の西部方面に給水しており両系統は送配水管で連絡している。

取水、導水、浄水施設は、複数の施設で構成されており、一部の施設が破損した場合には、施設の切替えを行う。また被害が大規模なものとなった場合には、取水系統間の給水バックアップ体制を図りながら、復旧に全力をあげる。

##### (4) 配水管が破損した場合

ア 大口径の配水管が破損した場合又は破損か所が多数ある場合は、出水による浸水、道路陥没等の二次的な災害を防止するため、配水池、ポンプ所等からの送水を一時制限又は停止するものとする。このため広範囲にわたって断水あるいは減水する区域を生じることとなった場合は、これらの区域に対して給水車を出動させて給水するとともに、局の広報車により断水の原因、断水期間等の広報を行うものとする。

イ その他の配水管が破損した場合は、修理のためのバルブ操作により、断水、減水及び濁水が生ずるので、給水車の出動による応急給水並びに広報車による広報を行うものとする。

### 第3 工業用水道施設対策

要員の確保、応急復旧用資材の確保及び応急措置については、おおむね水道施設に準じて行うものとする。配水管の応急復旧工事については、管路センターにて実施するものとするが、状況に応じ「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、応援を要請するものとする。浄水場あるいは大口径の配水管の破損により、長時間にわたって供給が不能になるおそれがある場合には、使用者に対してその旨を連絡する。

(資料)

- ・水道災害相互応援に関する覚書 (附属資料編 計画参考 36)
- ・19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書 (附属資料編 計画参考 37-1)
- ・日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定 (附属資料編 計画参考 37-2)
- ・災害時の相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定 (附属資料編 計画参考 37-3)
- ・地震時等緊急時における相互応援に関する協定 (附属資料編 計画参考 37-5)
- ・東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書 (附属資料編 計画参考 38)

## 【下水道施設応急対策】

管路施設及びポンプ施設の被害に対して、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないように応急措置を講じ、また、機能の回復を図って排水の万全を期するとともに、処理施設の被害に対しても応急修理を行い、下水を円滑に処理することを目標とする。

### 第1 応急対策要員の確保

- 1 「第1節 初動活動体制」の計画により速やかに職員を召集させる。
- 2 人員が不足する場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」等に基づいて他の自治体の下水道部局の支援を要請する。また協定締結業者等との災害時の応援要請の協定に基づいて応援を要請する。

### 第2 下水道施設対策

- 1 ポンプ所・水処理センターの施設が浸水をきたした場合は、止水扉、土のう等により浸水を阻止し、下水処理、下水排除を続けるものとする。
- 2 ポンプ所・水処理センターの施設が停電した場合は、発電機を稼働させ下水排水、下水処理に万全を期するものとする。
- 3 ポンプ所、水処理センターが破壊により、下水排水、下水処理に支障をきたした場合は、仮設ポンプの配置や連絡管による他のポンプ所、水処理センターへの送水変更により排水に努めるものとする。

### 第3 応急復旧用資機材の確保

応急復旧に必要な最小限の資機材を確保するものとし、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合には、21 大都市等の支援を受けるとともに協定締結業者等から資機材の緊急調達を行うものとする。

(資料)

- ・下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（附属資料編 計画参考 38）
- ・下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール （附属資料編 計画参考 39）

## 【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社）】

西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

激甚な大規模災害が発生した場合については、従来どおり、本社を中心に全社体制にて復旧体制をとり、他支店からの応援要請も考慮しつつ速やかに応急復旧を行う。

また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

激甚な大規模災害が発生した場合については、従来どおり、本社を中心に全社体制にて復旧体制をとり、他支店からの応援要請も考慮しつつ速やかに応急復旧を行う。

### 1 大規模災害が発生した場合

#### ア 伝送路が被災した場合

可搬形無線機、応急ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬形無線機の使用については電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

#### イ 交換機が被災した場合

非常用可搬形ディジタル交換機を使用し、応急復旧を図る。

#### ウ 電力設備が被災した場合

移動電源車あるいは可搬形電源装置を使用し、応急復旧を図る。

#### エ 特設公衆電話の避難所などへの設置

通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、可搬形無線機や通信衛星を活用したポータブル衛星通信方式等の設備により電話回線を作成し、臨時の特設公衆電話を開設する。

### 2 被災地域への通信の疎通確保対策

災害用伝言ダイヤルの運用は通信の輻輳が予想されるような災害等が発生した場合に、運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合又は問合せ等の通信が増大する恐れのある場合は、ただちに災害用伝言ダイヤルを運用する。

また、インターネット版の災害用伝言板も併せて運用する。

## 【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】

### 第1 応急対策

災害発生時には、「東邦ガス株式会社災害対策規程（以下「災害対策規程」という。）」に基づき、災害対策本部を本社内に設置し、各支部の連絡、協力のもとに応急対策を実施するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、指令の有無にかかわらず各支部において、「災害対策規程」等に従い、応急対策を実施するものとする。

#### 1 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、情報・管理室長及び各支部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し、巡回点検、出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告する。

##### (1) 一般情報

ア 気象情報

イ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道関係、お客さま等への対応状況）

エ その他災害に関する情報

##### (2) 地震計情報

##### (3) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

##### (4) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項

##### (5) 社員の被災状況

##### (6) その他災害に関する情報

#### 2 災害時における広報

##### (1) 広報活動

ア 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。

イ 災害発生後、ガスの供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

##### (2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

#### 3 防災要員の確保

##### (1) 防災要員の確保

ア 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各防災要員は気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

イ 非常体制が発令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに

所属する本（支）部に出勤する

(2) 他事業者等との協力

ア 関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、災害発生後ただちに出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。

イ 社内のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(一社)日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき応援を要請する。

4 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

情報・管理室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

ア 取引先、メーカー等からの調達

イ 情報・管理室及び各支部相互の流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努める。

5 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事における安全確保等

作業は、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、防災要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

## 第2 復旧計画

災害復旧にあたっては、将来の災害の発生を防止する見地から復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧も被害に応じて同時に実施するものとする。

被害の規模、地域性、特殊条件等を早急に把握し、最善の復旧順位を定め、必要な人員、資材等の手配を講じ、すみやかに復旧体制を固め、作業を実施する。

(資料)

・主要導管網概要および天然ガス供給先

(附属資料編 計画資料図5)

## 【電力施設応急復旧計画(中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 JERA)】

台風、集中豪雨などの非常災害に際し、諸施設の被害を最小限にするとともに、被害の早期復旧を図ることにより公共的機能を保持するための計画とする。

### 第1 電力施設の現況

名古屋市域の主な電力系統図 附属資料編 計画資料図4参照

### 第2 応急対策（電力復旧）

#### 1 基本方針

災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は、被害状況を早期かつ的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧を迅速に実施するものとする。

#### 2 非常災害対策本部の設置

各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、中部電力パワーグリッド株式会社名古屋支社及び関係事業所、株式会社 JERA 西日本支社及び関係事業所に対策本部を設置する。

〔中部電力パワーグリッド㈱ 支社一覧〕

| 本部名   | 所在地                | 電話           |
|-------|--------------------|--------------|
| 名古屋支社 | 名古屋市中区千代田二丁目 12-14 | 0120-929-113 |
| 旭名東支社 | 尾張旭市庄南町二丁目 1-10    | 0120-929-265 |
| 一宮支社  | 一宮市浜町 6 丁目 2       | 0120-929-708 |
| 半田支社  | 半田市東洋町一丁目-3-3      | 0120-929-493 |

〔(株)JERA 関係事業所一覧〕

| 本 部 名     | 所 在 地                                    | 電 話      |
|-----------|--|----------|
| 西日本支社     | 名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 1 号<br>JP タワー名古屋 18 階 | 740-6842 |
| 新名古屋火力発電所 | 名古屋市港区潮見町 34                             | 614-7320 |

#### 3 情報の収集及び伝達

非常災害対策本部は、通話の確保を図り情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話、局線電話、移動無線及びファックス等の施設を利用する。

#### 4 災害時における危険防止措置

災害時において感電等の危険があると認められる場合は、ただちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずるものとする。

## 5 電力復旧方針

### (1) 優先的に復旧する設備・施設

#### ア 供給側

(ア) 火力発電設備

(イ) 超高压系統に関連する送変電設備

#### イ お客さま側

(ア) 人命にかかる病院

(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関

(ウ) 民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

(エ) その他社会的影響が大きい重要施設

### (2) 復旧方法

#### ア 発変電設備

発電所は、供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は、重要度及び被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

#### イ 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で、順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

## 第3 要員及び資機材等の確保

### 1 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ、請負工事業者及び他電力会社への応援を依頼する。

### 2 資機材等の確保

発災後、復旧用資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

## 第4 広報サービス体制

中部電力(株)本店、中部電力パワーグリッド(株)名古屋支社及び管内各営業所に非常災害対策本部を設置し、復旧見込み等を把握するとともに、広報サービス体制の充実に努めるものとする。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

### 1 お客さまに対する広報サービス

#### (1) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、ホームページ、SNS、停電情報お知らせサービス（アプリ）、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じてPRする。

(2) 移動相談所の開設

災害復旧が長期になる場合は、被災地域におけるお客さまの電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、すみやかに移動相談所を設置する。

2 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

## 第24節 交通施設の応急対策

### 【市営交通】

#### 第1 基本方針

災害発生時には、乗客の安全を図り交通施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害施設を早期復旧して輸送の確保に努める。

#### 第2 対策要員の動員

勤務時間内に災害が発生したときは、交通部は、「第1節 初動活動体制」に定める配備体制に入る。ただし、交通部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、本部長の承諾を得て、種別の異なる非常配備体制の指令をする。

また、勤務時間外（夜間、休日等）に災害が発生したときは、職員はすみやかに自己の勤務場所に参集し、所定の非常配備につく。ただし、自己の勤務場所へ参集することが不可能で、最寄りの交通部関係職場に参集することを指示された場合は、当該職場の応急対策要員として活動する。

#### 第3 通信の確保

交通局業務電話、LANシステム等の最大限の活用を図るなど通信の確保に努め、迅速かつ的確な状況把握及び連絡体制の確保を図る。

#### 第4 活動要領

##### 1 地下鉄

###### (1) 運転関係

- ア 駅、トンネル内への浸水により、停電もしくは運転に支障のおそれがあると認めた場合は、運転指令室と連絡をとりながら、乗客を駅に下車させるとともに、列車を浸水のおそれのない場所に回送する。
- イ 駅、トンネル内への浸水により信号現示が不能となった場合は、運転を一時休止する。
- ウ 地上区間において、風速が激しい場合、運転指令室と連絡をとりながら、風速が毎秒20メートル以上となったときは、毎時40キロメートル以下の速度で運行し、風速が毎秒25メートル以上となったときは、列車を安全な場所に待避させる等の処置をとり、運転を一時休止する。
- エ 浸水が発生または浸水の危険が高まった場合は、駅の防潮扉の閉鎖状況に合わせて運行措置を講ずる。

###### (2) 駅関係

- ア 駅、トンネルへの浸水防止のため、止水板等により出入口、換気口の浸水防止措置を行う。
- イ 乗客に対して、すみやかに状況の周知徹底を図り、駅構内放送またはハンドマイクを使用するなどして安全な場所へ避難誘導する。
- ウ 浸水が発生または浸水の危険が高まった場合は、名古屋港管理組合と連携を図りながら、駅の防潮扉の閉鎖も含めた措置を実施する。

(3) 軌道

トンネル内に浸水がある場合は、ただちに排水する。また、地上区間において、支障物によつて列車の運行を阻害する状況が発生した場合は、ただちにその支障物を撤去する。

(4) 構築物

トンネル、高架、駅施設等が被災した場合は、緊急度の高い箇所から応急復旧する。

(5) 電気施設

変電所、電車線路、その他の電気施設が被災した場合は、ただちに応急復旧する。

(6) 車両

被災車両は、応急復旧修理を行い、可動車両の確保に努める。

(7) 地下鉄工事現場

地下鉄工事現場が被災した場合は、ただちに関係業者と協力して応急復旧する。また、必要に応じて所轄警察署との連絡を図り、交通規制等の要請をする。

(8) その他の応急措置

ア 運行不能区間、折り返し運転等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。

イ 他の輸送機関との連絡を密にして、必要に応じて代替輸送を要請する。

ウ 本部長から物資輸送の指示があった場合は、営業に支障のない範囲内で輸送を行う。

(9) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧に必要な資機材は常備し、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合には、関係業界の団体及び関係会社との間であらかじめ締結された「災害時における応急復旧の協力に関する協定書」に基づき、資機材を調達する。

## 2 バス

(1) 運転

ア 運行途中において歩道の縁石が隠れる浸水の場合は、注意運転を行い、車内に浸水し始めた場合、運行見合わせ又はう回をする。

イ 運行途中において風速が毎秒15メートル前後に達したと認めた場合は、注意運転を行い、毎秒20メートル以上に達したと認めた場合は、運行を見合わせる。

ウ 道路のき裂、路肩の崩壊、河川の増水等により安全な運行に支障のおそれがある場合は、ただちに運行を中止し、迂回運転、折り返し運転等の手配をする。

(2) 車両

被災車両は、応急復旧修理を行い可動車両の確保に努める。

(3) 建物

被災した建物及び施設を調査し、緊急度の高い所から応急復旧する。

(4) その他の応急措置

ア 運行不能区間、迂回運転等の輸送状況について乗客への周知徹底を図る。

イ 所轄警察署、土木事務所（土木隊）と連絡を密にして交通規制、道路の応急復旧等を要請して営業路線の確保に努める。

ウ 他の輸送機関から、輸送要請があった場合は、営業に支障のない範囲内で代替輸送を行う。

エ 本部長から物資輸送の指示があった場合は、営業に支障のない範囲内で輸送を行う。

(5) 応急復旧用資機材等の確保

自動車用燃料の供給ルートの確保に努めるとともに、応急復旧に必要な資機材を常備する。

## 第5 早期復旧体制の整備

災害発生時作業マニュアルに基づき、点検・応急復旧班等を組織するとともに、被害状況に応じて現地復旧本部を設置し、応急復旧に努める。また、職員による応急復旧が困難な場合又は不可能な場合には、関係業界の団体及び関係会社との間であらかじめ締結された「災害時における応急復旧の協力に関する協定書」に基づき、応急復旧作業を要請し応急復旧に努める。

(資料)

- ・交通関係施設等

(附属資料編 計画資料 81)

## 【東海旅客鉄道株式会社】

### 第1 基本方針

現地被災の実情を敏速に把握し、適切な初動態勢のもとに被災列車の救援救護を最優先に行う。また、鉄道施設被害の応急措置をとり、輸送業務を早急に復旧する。  
なお、旅客及び公衆の動搖、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努める。

### 第2 対策

#### 1 災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に災害対策本部及び被災現地に復旧本部を設置し、応急活動を行う。

#### 2 初動措置

##### (1) 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生又は発生が予想される場合は、線路、橋梁、重要建築物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

##### (2) 列車の措置

乗務員は、列車の運行に支障を生じるおそれのある災害発生現場に遭遇した場合は、すみやかに停止の措置をとる。ただし、危険な箇所に停止した場合、安全な箇所に移動する。

また、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をする。

##### (3) 駅の措置

駅長は災害の状況に応じて、次の措置をとるものとする。

ア 駅舎及び関連施設の応急措置

イ 情報収集

ウ 必要に応じ、列車防護、救護所の開設、医療機関の救援要請等

#### 3 旅客の避難誘導及び救出救護

##### (1) 避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

イ 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄り駅）に連絡の処置を講じる。

##### (2) 救出救護

列車の脱線、転覆又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員はただちに救出救護活動を行うものとする。

災害対策本部長は、災害の状況に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、ただちに総務救護班等の派遣を指示する。

また、復旧本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災・医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動にあたる。

## 【名古屋鉄道株式会社】

### 第1 基本方針

非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護、誘導並びに被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

### 第2 対策

#### 1 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、すみやかに応急対策を実施する。

#### 2 応急措置

##### (1) 乗務員関係

- ア 災害による異常を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上等危険と思われる箇所を避けて、すみやかに列車を停止させる。
- イ 異常を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
- ウ 旅客に対して、乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
- エ 沈着かつ適切な判断に基づいて、旅客の救護、誘導を行う。

##### (2) 駅関係

- ア 災害による異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。
- イ 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
- ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
- エ 旅客等に対し、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
- オ 避難口の状況等についての注意を与え、かつ救護、誘導を行って混乱の防止に努める。

##### (3) 諸施設関係

- ア 災害による被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
- イ 被害が発生したときは、すみやかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員の他、外注工事を行って早期復旧に努める。
- ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

##### (4) 通信連絡態勢

鉄道電話を第一優先とし、他に西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

## 【近畿日本鉄道株式会社】

### 第1 基本方針

人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図るものとする。

### 第2 対策

#### 1 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、社内「異例事態対応規程」に基づき、異例事態対策本部、現地対策本部、復旧本部を設け、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

異例事態対策本部は本社に、現地対策本部は事象の対応に最も適切な場所に、復旧本部は現地に設ける。

#### 2 応急処置

##### (1) 関係者の処置

ア 運転指令者は、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。

イ 駅長は付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。

ウ 運転士は、運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確かめる。付近に異常を認めないときは、最寄り駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受ける。

エ 施設関係区長は、要注意箇所を点検するとともに、指令を受けたときは、至急巡回点検をする。

##### (2) 旅客整理・避難誘導

駅係員、乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

##### (3) 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合は、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合せのうえ、鉄道による振替輸送またはバスによる代行輸送の取扱いを行う。

## 第25節 事業所等の安全対策

市内には石油類等の危険物、高圧ガス、有害化学物質等を貯蔵・取扱う施設が多数設置されており、災害発生時において施設の損壊や危険物の流出等による被害が拡大すれば市民への影響は、非常に大きなものになる。また、不特定多数の人が利用する公共性の高い施設でも同様のことが言える。

災害発生時には、消防機関等公的防災機関による対応が遅延することも予想されるため、これらの施設に関する法律で規定されている自主保安体制を一層充実し、各施設において適切な措置が実施できる体制を確立させるため、必要な事項を定める。

### 第1 事業所の安全対策

事業所は、風水害等の大災害が発生した場合、施設の緊急点検を実施し、施設の倒壊、危険物の漏洩等による二次災害を防止するため、自ら適切な対応をするほか、その被害が拡大した場合又は拡大するおそれのある場合にあっては、地域及び行政と連携し、防災活動に努めるものとする。

なお、各部・区本部は、事業所から自らの力で対応できない旨の通報を受けたときは、関係機関への出勤の要請をはじめ、人命安全を優先した防災活動を実施するものとする。

### 第2 有害化学物質等の安全対策

#### 1 有害化学物質流出事故状況の把握

区本部保健センター班は、風水害等の災害発生に伴う有害化学物質（毒物・劇物を含む）の流出事故の状況を、事業所からの連絡及び市民からの通報等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする。

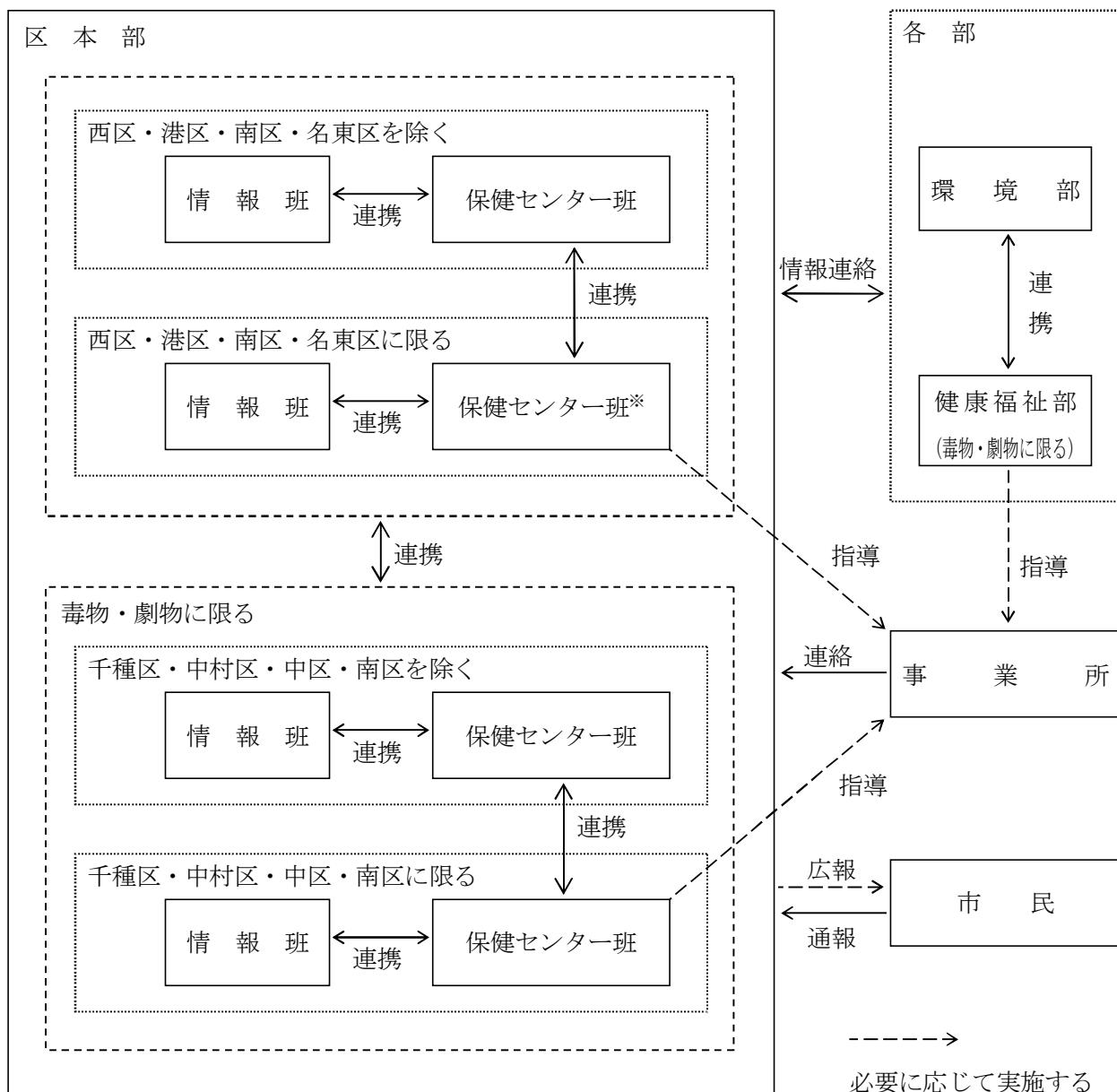
#### 2 石綿飛散事故状況の把握

風水害等の災害発生による建築物等の破損・倒壊に伴い、石綿が大気中に飛散することを防止するため、建築物等の所有者及び市の関係部署は「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に適正に対応するものとする。

#### 3 被害拡大の防止

区本部保健センター班は、事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を区本部情報班と連携し適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

[有害化学物質等の安全対策の流れ]



\*次の左欄に掲げる区本部保健センター班の公害対策課の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健センター班の以下の事務を補助執行する。

- ・有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること
- ・環境保全対策に関すること

| 左欄  | 右欄            |
|-----|---------------|
| 西区  | 東区、北区、中村区及び中区 |
| 港区  | 熱田区及び中川区      |
| 南区  | 瑞穂区、緑区及び天白区   |
| 名東区 | 千種区、昭和区及び守山区  |

## 第26節 急傾斜地崩壊災害対策計画

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(以下「土砂災害警戒区域等」という。)の土砂災害を警戒し、これによる被害を軽減するため、次の対策を講じるものとする。

### 第1 雨量の観測

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等のある土木事務所は、所内に設置された雨量計により実況監視をし、その状況を把握する。

#### 1 雨量観測所

| 区域  | 場 所     | 責 任 者    | 区 域 | 場 所     | 責 任 者    |
|-----|---------|----------|-----|---------|----------|
| 千種区 | 千種土木事務所 | 千種土木事務所長 | 守山区 | 守山土木事務所 | 守山土木事務所長 |
| 昭和区 | 昭和 ノ    | 昭和 ノ     | 緑 区 | 緑 ノ     | 緑 ノ      |
| 瑞穂区 | 瑞穂 ノ    | 瑞穂 ノ     | 名東区 | 名東 ノ    | 名東 ノ     |
| 南 区 | 南 ノ     | 南 ノ      | 天白区 | 天白 ノ    | 天白 ノ     |

#### 2 警戒体制基準

|             |   |
|-------------|---|
| 第 1<br>警戒体制 | 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「警戒（赤色）」となった場合<br>※高齢者等避難（警戒レベル3）基準と同等 |
| 第 2<br>警戒体制 | 名古屋市に土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫色）」となった場合<br>※避難指示（警戒レベル4）の基準と同等  |

### 第2 巡視及び警戒体制等

#### 1 巡視及び警戒

##### (1) 平常時

土木事務所、消防署、区役所、その他関係機関は、毎年、大雨洪水期の前に、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の巡視及び点検を実施し、その状況等を把握しなければならない。

また、災害の発生に備え、活動体制、任務等について、あらかじめ協議しておくとともに、住民等に対しても急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の周知を図ることとする。

##### (2) 非常時

###### ア 土砂災害警戒情報が発表されていない場合

土砂災害は、局地的かつ突発的に発生する可能性もあることから、土木事務所は土砂災害警戒情報が発表されていない場合にあっても、雨量の監視や気象情報を収集しながら警戒に努める。

イ 土砂災害警戒情報が発表された場合

災害対策本部において必要と認めたときは、第1又は第2警戒体制とする。

(ア) 第1警戒体制

土木隊、消防隊、その他関係機関は、必要に応じて危険度の高い箇所から優先して巡視、警戒を行うとともに、異常を覚知した場合は、その状況に応じた対策を講じるとともに、災害の発生の恐れがある場合には、周辺住民等に対して高齢者等避難等必要な対策を講じる。

(イ) 第2警戒体制

土木隊、消防隊、区本部、その他関係機関は、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等周辺の巡視、警戒を行うとともに、災害の発生の恐れがある場合には、周辺住民等に対して避難指示等必要な対策を講じる。

2 応急措置

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等が崩壊する恐れのある場合または崩壊した場合は、土木隊、消防隊、その他関係機関は、二次災害等を防止するため必要な応急措置（地表水の排除、土留め等）を実施する。

なお、災害の状況により応急対策の実施が困難な場合は、各部・区本部の相互応援をもって行うほか、関係機関、各種団体等へ応援を要請する。

3 資材の確保

応急措置を実施するための資材は、原則として水防倉庫の資材をもって充てるが、不足する場合は、現地調達をするものとする。

### 第3 広報及び避難体制

1 広報

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等周辺の住民等に対する避難指示等の広報については、「第5節 広報・広聴活動」に準じて行う。

2 避難

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等が崩壊する恐れのある場合または崩壊した場合は、区本部、土木隊、消防隊、その他の関係機関は、人命の安全を確保するため、周辺住民等に対して避難の指示、誘導等を実施する。

なお、高齢者、障害者などの要配慮者への避難誘導等については、近隣居住者や自主防災会等の協力を得て、迅速かつ適切に実施するものとする。

その他、避難に関する具体的な対策は「第10節 避難」に準じて行う。

(資料)

- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(附属資料編 計画資料15)

(附属資料編 計画資料16)

## 第27節 流木の防止計画

貯木場に保管する木材が洪水、高潮等により流出した場合の危害はきわめて大きくなることが予想されるので、貯木場における流木の防止措置について定めるものとする。

### 第1 市長の措置

市長は、必要があると認めるとき、所有者、占有者に対し、木材の流出防止について必要な措置をとるよう指示するものとする。

### 第2 公の管理者が管理する貯木場の措置

管理者は貯木場の利用者に対し、木材、筏の整理、緊縛により流散の防止を図らせるほか、水門閉鎖等貯木場と外海との遮断により、木材、筏の場外流出を防止するよう勧告を行うものとする。

#### 1 名古屋港管理組合

名古屋港管理組合防災計画に基づき発令される指令又は名古屋港台風・地震津波対策委員会から発令される警戒体制に基づき、貯木場等の利用者に対し、木材、筏を整理緊縛し、ロープ、ワイヤー等で取綱を強化し、木材の流散防止措置を講じさせるものとする。

#### 2 名古屋営林支局熱田木材販売所

熱田木材販売所防衛組織を動員して木材による外部への影響を防止するものとする。

#### 3 港湾水域

##### (1) 堀川及び新堀川

木材業者地先の荷役のための仮置木材であるので、所有者に流出防止の緊縛及び取綱を指示し、業者団体の代表者を経て厳重に警戒を行わせるものとする。

##### (2) 木材整理場内及び港内水面（占用水域を除く。）

仮置中の荷役業者（取扱業者）に指示し、台風時等には、貯木場等に引き入れ整理場内等に木材を残さないよう利用者に指示するものとする。

警戒責任者は、名古屋港木材倉庫株式会社及び中部木材倉庫株式会社である。

なお、港湾管理者は、名古屋木材港利用促進協議会等において関係業者と連絡を密にし、特に台風期（6月～10月）においては、必要最小限度に木材の整理場内仮置を規制するものとする。

#### 4 資機材の確保

必要資機材は、主として筏会社が常時の業務のため所有管理しているものを活用するが、応急対策を迅速に実施できるよう常に整備しておくものとする。

浮起重機、デリック、曳船、通船、鋼、ワイヤーロープ（10～15mm）、マニラロープ（15～20mm）、ポリエチレンロープ（20～25mm）、鉄線（6～8番線）、大トビ、角廻し、カナヅチ、カン打

### 第3 河川流域等の措置

#### 1 土場及び河川敷等にある木材

高潮、河川の増水等により流出のおそれがある場所に係留又は野積みされている木材は、安全な位置への移動、又は流出防止の設置等の措置を講じるものとし、そのいとまのないときは、堅固な杭で緊縛する。

#### 2 製材工場にある木材

高潮、河川の増水等により木材が流出するおそれがある場所に位置する製材工場にあっては、事前に防護壁を構築及びその強化を図るとともに、工場内の木材を安全な位置に移動させる等流出防止についての万全の措置を講ずる。

## 第28節 農業対策計画

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物等に対する被害防止並びに被害の軽減対策について定める。

### 第1 農業用施設及び農作物に対する応急措置

#### 1 農地及び農業用施設に対する措置

農業用水路等が氾濫のおそれがある場合の農業用施設の操作（立切・樋門の開放等）については、農業土木委員の協力を得て実施する。

また、河川等の決壊、氾濫により農業用施設が被害を受けたり、農地が冠水した場合は、地元農業団体・国・県と連携しながら応急復旧を実施する。

#### 2 農作物に対する措置

被害の実態に応じ、農業協同組合及び県に対し技術の指導を依頼する。

なお、苗及び種子の確保についても農業協同組合、国及び県へ協力を要請する。

### 第2 家畜に対する応急措置

災害発生時に急速にまん延するおそれのある家畜伝染病を防止するため、次の措置を講ずる。

#### 1 家畜の調査

被災地及び避難所における患畜の早期発見に努める。

#### 2 防疫指導及び防疫作業

被災畜舎、その他に家畜伝染病が発生した地域又は発生のおそれがある汚染地域に対し、消毒や清潔を保つ方法の指導並びに防疫薬剤の配布を行う。

#### 3 飼料の確保

災害時に緊急を要する飼料は、民間飼料会社保蔵分並びに非災害地の農業畜産団体等保有分の融通を受けられるよう協力依頼する。

### 第3 凍霜害に対する応急措置

#### 1 警戒期間

平年の警戒期間は、4月10日から5月10日までとし、凍霜害防止対策を実施する。

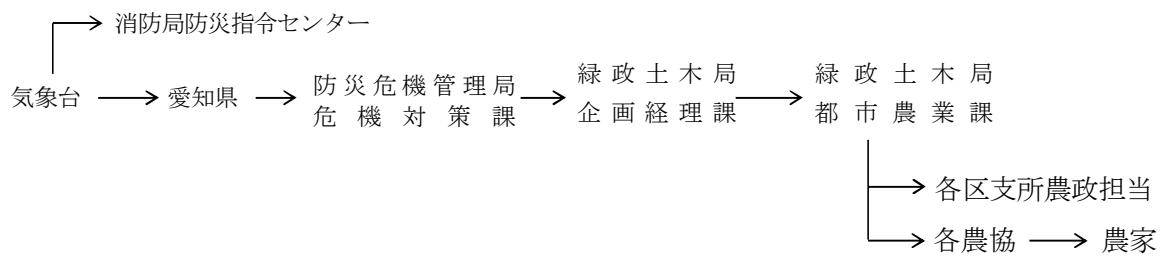
#### 2 通報

(1) 「第4節・第1 気象情報等の収集・伝達」に準じて、気象台から発表される霜に関する注意報、情報を緑政土木局都市農業課が受領する。

(2) 緑政土木局都市農業課は、前(1)の通報を受領したときは、すみやかに関係各区等に連絡し必要な措置を講ずる。

なお、凍霜害の発生については前日の気象状況から、およその予想ができるので、テレビ、ラジオ等の気象予報に注意しつつ早急に措置する。

(3) 連絡系統（勤務時間外、休日等を除く。）



### 3 技術対策の指導

市及び農協等の指導機関は、「凍霜害技術対策」等を参考として事前、事後対策について指導を実施する。

## 第29節 危険物等災害対策計画

危険物、指定可燃物、毒物・劇物、高圧ガス及び火薬類の爆発、火災あるいは、これに伴う多量の有毒ガスの発生は、地域住民の生命、身体及び財産に多大の危害を与えるおそれがあるので、これら危険を防除するため応急的保安措置について定めるものとする。

### 第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物

#### 1 危険物、指定可燃物、毒物・劇物施設

##### (1) 危険物、指定可燃物、毒物・劇物施設の所有者、管理者、占有者の措置

発火源の除去、危険物、指定可燃物、毒物・劇物の安全な場所への移動、危険物等の流出阻止、自衛消防隊による冷却注水等の安全措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等、海上に波及し又は波及するおそれがあるときは、海上保安本部（電話：118番）、海上保安部等へただちに通報するものとし、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告を行うものとする。

また、消防部隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の状況及び事業所内の危険物、指定可燃物、毒物・劇物の保有量及び保有位置等について報告するものとする。

##### (2) 市の措置

ア 事故の規模により愛知県防災安全局防災部消防保安課又は愛知県防災安全局防災部消防保安課及び総務省消防庁へ災害発生についてただちに通報する。

イ 危険物、指定可燃物、毒物・劇物等の所有者、管理者、占有者に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し一般住民の立入り制限、退去を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ 消防部隊を出動させ、災害発生事業所の関係者からの報告及び総合防災情報システムの支援情報により救助、消防活動を実施し、必要に応じて関係事業所及び関係公共団体並びに関係市町村の協力を要請するものとする。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上、河川、農地等への流出被害防止に十分留意して行うものとする。

エ 火災の規模が大きくなり、さらに消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、その他の防災資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣について斡旋を求める。

#### 2 危険物、指定可燃物、毒物・劇物積載車両

危険物、指定可燃物、毒物・劇物輸送業者及び市は、それぞれ第1・1・(1)及び(2)に準じた措置を講ずる。

### 3 危険物、指定可燃物、毒物・劇物積載船舶

- (1) 危険物、指定可燃物、毒物・劇物輸送業者は、第1・1・(1)に準じた措置を講ずるとともに、海上保安本部（電話：118番）又は海上保安部へ災害発生についてただちに通報する。
- (2) 市は、第1・1・(2)に準じた措置を講ずる。

## 第2 高圧ガス

### 1 高圧ガス施設

- (1) 高圧ガス施設等の所有者、占有者の措置

高圧ガスの製造又は消費の作業の中止等の措置を講ずるとともに、警察、消防機関、海上保安本部（海上に波及し又は波及するおそれがあるときには限る。電話：118番）等へただちに通報するものとする。

- (2) 市の措置

第1・1・(2)に準じた措置を講ずるとともに、経済産業省中部近畿産業保安監督部に報告するものとする。

### 2 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送業者及び市は、それぞれ第2・1・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。

### 3 高圧ガス積載船舶

高圧ガス輸送業者及び市は、それぞれ第2・1・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。

## 第3 火薬類

### 1 火薬類

- (1) 火薬類の所有者、占有者の措置

火薬類の廃棄等の措置を講ずるとともに、警察、消防機関、海上保安本部（海上に波及し又は波及するおそれがあるときには限る。電話：118番）等へただちに通報するものとする。

- (2) 市の措置

第1・1・(2)に準じた措置を講ずるとともに、経済産業省中部近畿産業保安監督部に報告するものとする。

### 2 火薬類積載車両

- (1) 火薬類輸送業者の措置

第3・1・(1)に準じた措置を講ずるほか、鉄道車両については中部運輸局へ通報する。

- (2) 市の措置

第3・1・(2)に準じた措置を講ずる。

### 3 火薬類積載船舶

火薬類輸送業者及び市は、それぞれ第3・1・(1)及び(2)に準じた措置を講ずるものとする。

(資料)

・危険物大量保有事業所

(附属資料編 計画資料 20)

風水害等災害対策計画編  
第1章 第29節 危険物等災害対策計画

- ・高圧ガス大量保有事業所 (附属資料編 計画資料 22)
- ・化学消火薬剤等の備蓄状況 (附属資料編 計画資料 24)

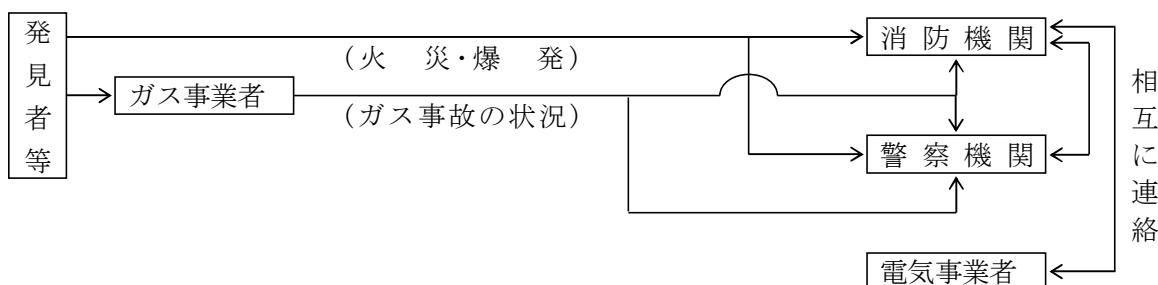
## 第30節 都市ガス災害対策計画

都市ガスにかかる災害は、一次災害と、その後のガス漏えいによって起きる二次災害に対処する必要があり、必要な情報を迅速に収集するとともに、ガス漏れ検知、ガスの遮断等をガス事業者と協力して実施し、被害の軽減に努めるものとする。

### 第1 ガス事故に対する応急措置

#### 1 連絡通報

- (1) ガス漏れを発生させ、又は発見した者は、ただちにガス事業者に通報する。この場合、当該ガス漏れにより二次災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、消防機関及び警察機関へもあわせて通報する。
- (2) ガス漏れの通報を受けたガス事業者は、必要に応じて消防機関、警察機関、電気事業者等へ通報する。
- (3) 消防機関、電気事業者は、相互に連絡通報する。



#### 2 出動体制

ガス事業者、消防機関及び電気事業者は、それぞれ出動体制を整備確立し、この状況を相互に交換するものとする。

#### 3 現場における連携体制

現場に到着した防災関係機関は、相互に連携するとともに、消防機関が到着した場合は、消防機関の最高指揮者を中心に相互に協力するものとする。

#### 4 任務分担

現場における防災関係機関の主な任務分担は、原則として次のとおりとする。

- (1) 警戒区域の設定及び解除……………消防機関
- (2) 避難誘導……………消防機関及び警察機関
- (3) 交通規制……………警察機関
- (4) ガスの遮断及び復旧……………ガス事業者
- (5) 電路の遮断及び復旧……………電気事業者

#### 5 ガスの遮断

ガスの遮断は、原則としてガス事業者が行うものとするが、消防機関がガス事業者よりも先に到着した場合等で二次災害の発生を防止するため緊急やむを得ないと認めるときは、「名古屋市消防局

と東邦ガス株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約」に基づき名古屋市消防局が、ガスの遮断を行うことができるものとする。

なお、遮断後のガスの供給再開は、二次災害の発生を防止するためガス事業者が行う。

#### 6 電路の遮断

電路の遮断は、電気事業者が消防機関と協議した後に実施するものとする。この場合、ガスの漏えい状況、電気器具の設置位置等の情報を収集し、遮断による漏えいガスへの着火に留意するとともに、病院等遮断により重大な影響を受ける施設の有無等を調査するものとする。

なお、遮断後の電気の供給再開は、再開によって二次災害が発生しないことを確認（保安上問題がないことを確認）した後に電気事業者が行う。

## 第2 地下街等の応急措置

地下街及びこれと連絡する建築物の地階にあっては、次に掲げる「名古屋市地下街応急対策細目」(応急対策関係) の実施を図るものとする。

- 1 各店舗に従業する者は、ガス漏れを知ったときは、当該店舗等のメーターガス栓を閉止するとともに、火気使用を厳禁し、ただちに防災センターへ通報する。
- 2 防災センターの保安員は、ガス漏れがひとつの店舗内でとどまり、他へ波及するおそれのない小規模な場合にあっては、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 東邦ガス株式会社及び共同防火管理協議会へ通報する。
  - (2) 当該店舗及び隣接店舗等の火気の使用を禁止し、電気設備の使用を規制するとともに、適切な避難誘導により安全避難を確保する。
  - (3) 可能な限り、当該店舗のメーターガス栓により、ガスの供給を停止する。
- 3 防災センターの保安員は、当該ガス漏れが、他の店舗等へ波及するおそれがある大規模なものと認めたときは、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 前2・(1)のほか、消防(119番)及び警察(110番)へ通報する。
  - (2) 他の地下街及びビルとの連絡口に設けられているシャッターは、ガスの拡散を考慮しつつ閉鎖する。
  - (3) 地下街のすべての店舗等における火気の使用禁止、喫煙禁止、電気設備の使用規制を徹底する。
  - (4) パニック防止を考慮しつつ、放送設備を活用するとともに、適切な避難誘導により安全避難を確保する。
  - (5) 消防、警察機関の現場到着までの間、地下街に通ずる階段付近一帯をロープ等により立入り規制する。
  - (6) 対策本部は、原則として防災センターに設置し、状況に応じて消防機関が設置する現場指揮本部の直近に移動する。
  - (7) 消防、警察機関等が現場到着した場合は、必要な情報提供を行う。

(資料)

・名古屋市地下街応急対策細目

(附属資料編 計画資料 25)

## 第31節 航空機事故災害対策計画

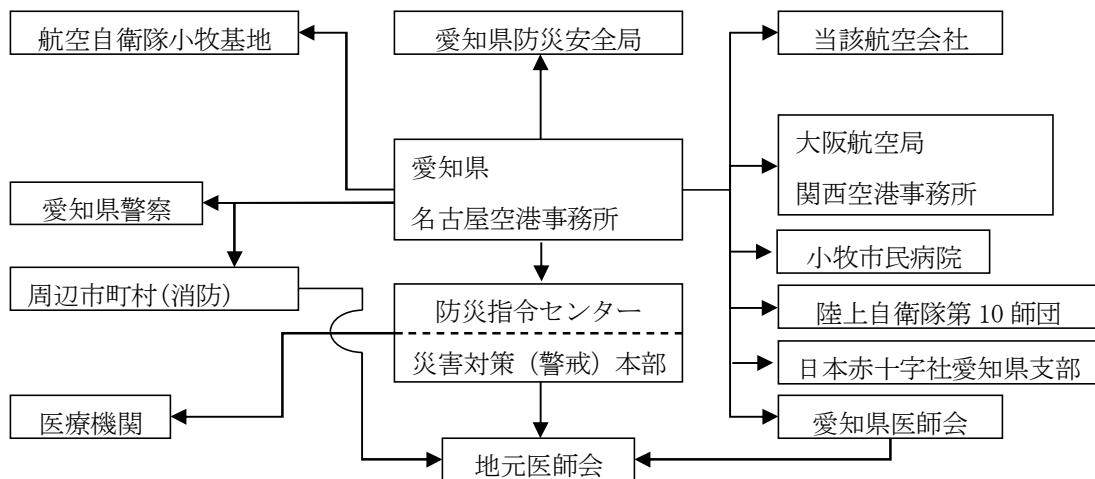
航空機の墜落炎上等による災害から地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るものとする。

### 第1 情報の伝達系統

名古屋空港及び航空自衛隊小牧基地内、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は、次のとおりとする。

#### 1 名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地内で災害が発生した場合

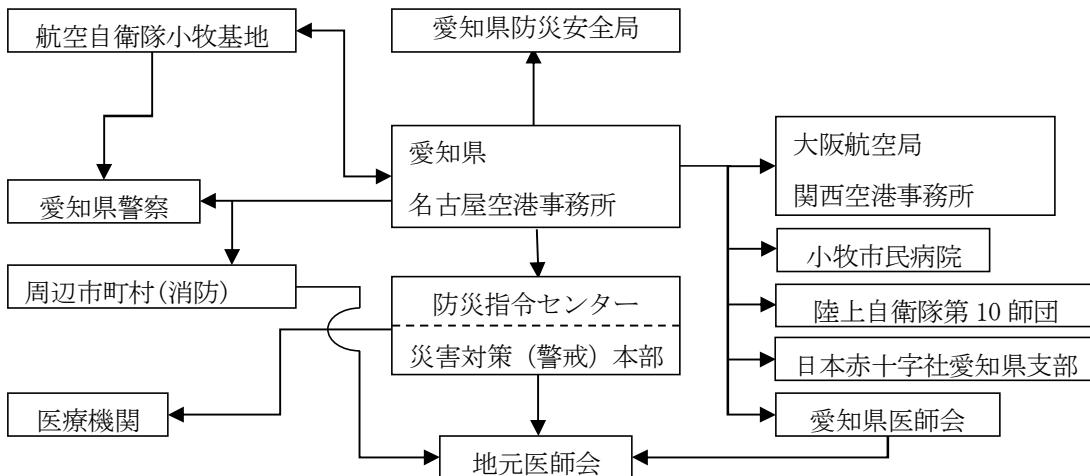
##### (1) 民間航空機の場合



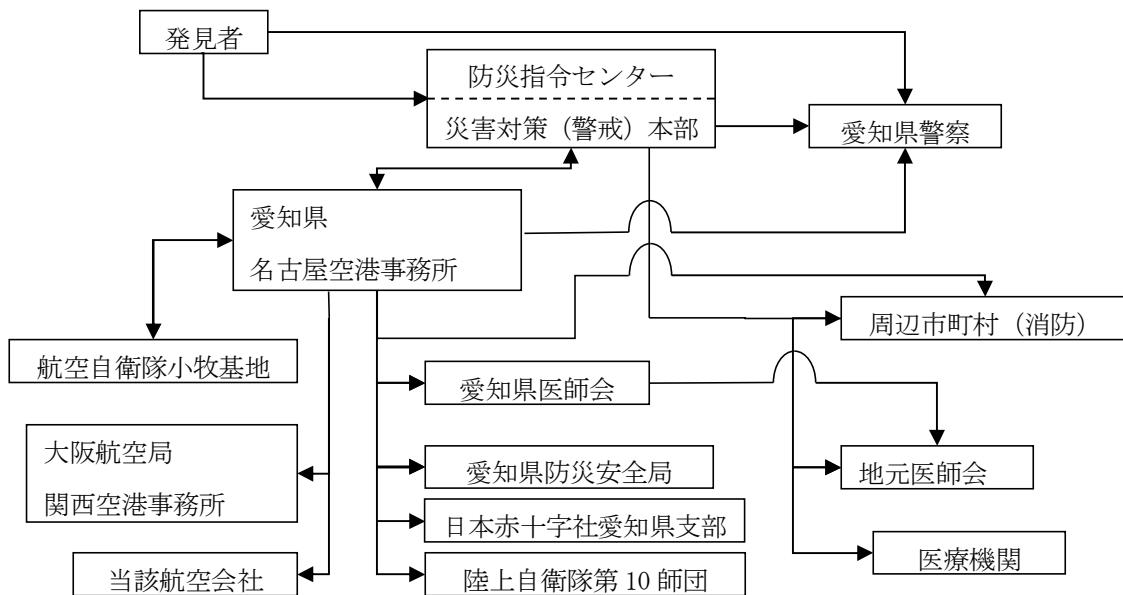
(注) 1 周辺市町村（消防）とは、春日井市、小牧市、西春日井広域事務組合（清須市、北名古屋市、豊山町）をいう。以下同じ。

2 愛知県名古屋空港事務所から防災指令センター及び周辺市町村（消防）への通報は緊急一斉電話装置（ホットライン）による。

##### (2) 自衛隊機の場合

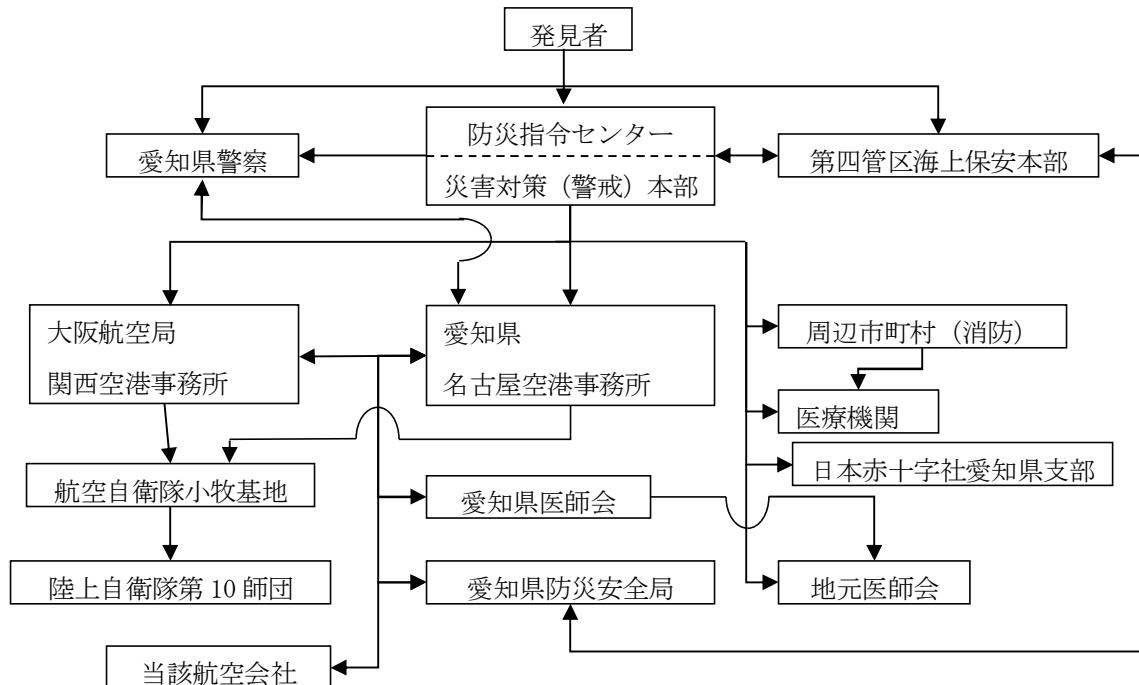


## 2 飛行場外周辺区域(飛行場を中心とした9キロメートル圏内)の名古屋市域で災害が発生した場合

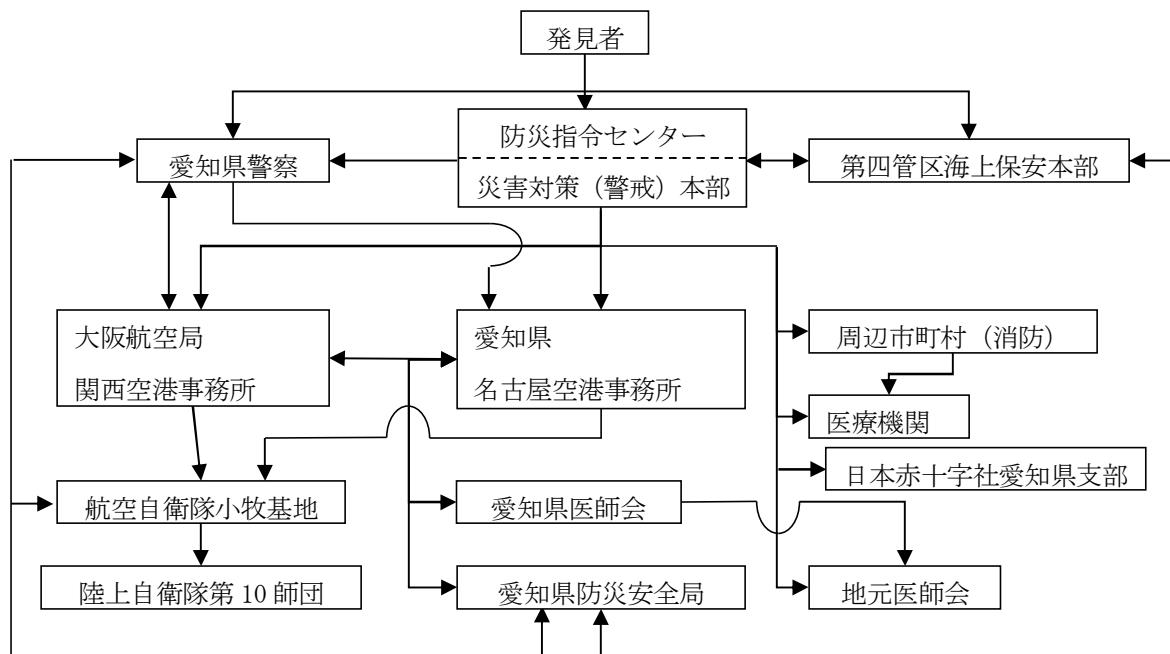


## 3 その他の名古屋市域で災害が発生した場合

## (1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



## 第2 応急措置

市は、航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、前記第1・1から3に定めるところにより、県及び関係機関にただちに連絡するとともに、次の措置を講ずるものとする。

1 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

2 必要に応じ、関係機関の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

3 負傷者が発生した場合、医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

4 必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

5 応急対策に必要な資機材を確保する。

6 災害の規模に応じ、相互応援協定に基づく応援を要請する。

7 被災者の救助及び消火活動等のため、さらに人員、資機材等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

(資料)

- ・愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (附属資料編 計画参考42)

## 第32節 海上災害対策計画

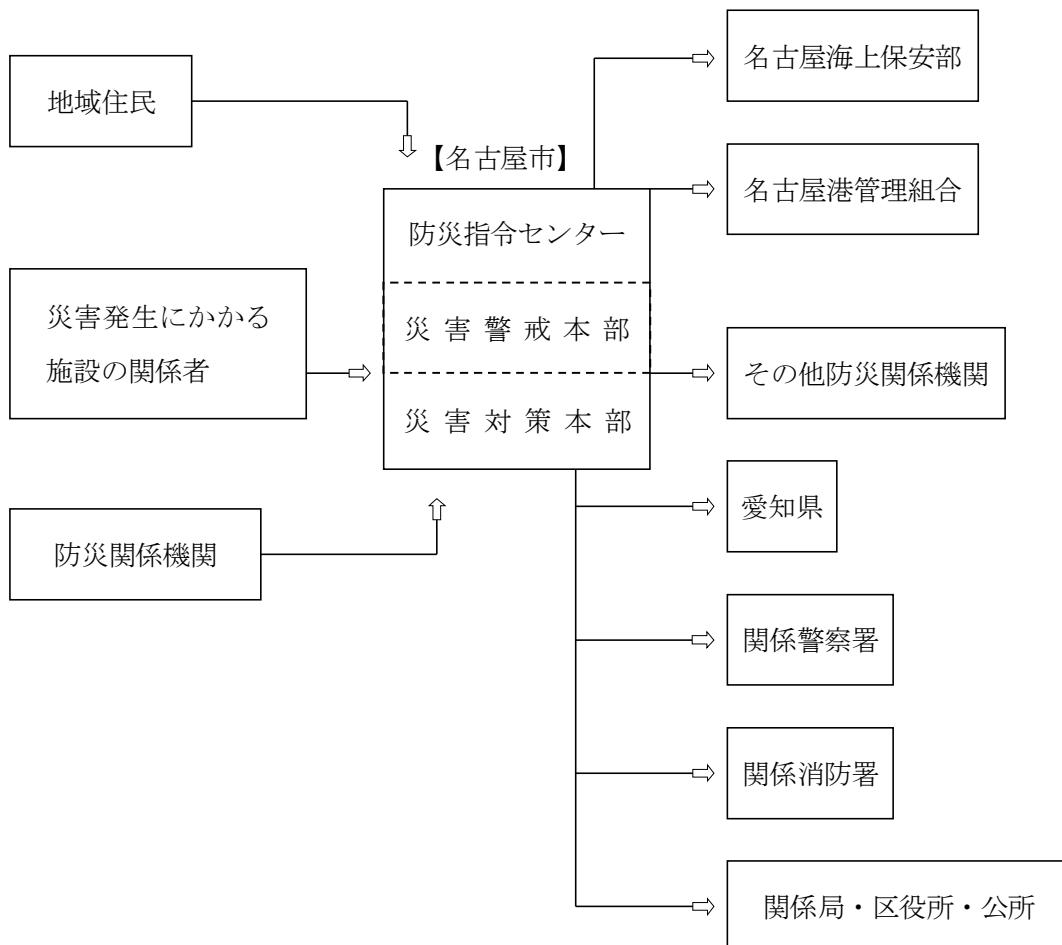
船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害が発生した場合における、救難活動、消防活動、流出油等の防除活動及び災害拡大防止活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

### 第1 体制の確立

該当災害が発生した場合、防災関係機関と連携し早期に災害対応体制を確立し、災害の鎮圧及び被害の発生を最小限にとどめるよう努める。

### 第2 情報の収集・連絡体制

災害の通報及び災害に係る情報の収集・伝達系統は、以下のとおりである。



※ 石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく特別防災区域内の特定事業所の場合は、「石油コンビナート等防災計画」の連絡体制による。

### 第3 災害応急対策

#### 1 捜索・救急・救助活動

防災関係機関と連携して捜索・救急・救助活動を実施する。

#### 2 医療活動

防災関係機関は、必要に応じて各医療機関と連携し、医療活動を実施する。

#### 3 消火活動

(1) 防災関係機関と連携して消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

(2) 市境界付近において当該災害が発生した場合にあっては、管轄区域が決定されるまでの間当該計画の及ぶ範囲として対応するものとする。

※ 消防機関と海上保安庁との担当区分は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」による。

#### 4 排出油等防除対策

(1) 防災関係機関と連携して排出油及び流出危険物等の拡散防止活動並びに排出油等の回収活動を実施する。

(2) 沿岸漂着油の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視、警戒する。

(3) 事業所の事故にあっては、事故貯留施設の所有者に対し、海上への油等排出防止措置について指導する。

#### 5 資機材等の調達

船艇資機材（救難用機材・消防用資機材・排出油防除用資機材等）を速やかに調達する。

#### 6 住民の安全に対する活動

関係機関の長と連携し、被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

#### 7 応援体制

防災関係機関との連携による本市の応急対策活動において、自衛隊等の派遣を必要とする場合には、関係法令及び相互応援協定等に基づき要請する。

## 第33節 鉄道災害対策計画

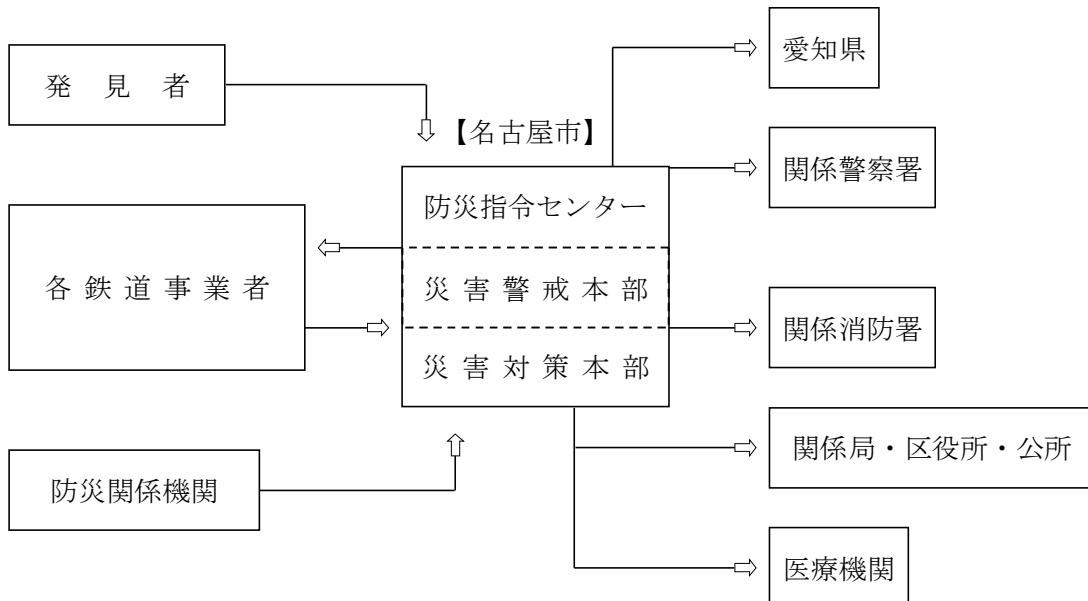
鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定めるものとする。

### 第1 体制の確立

該当災害が発生した場合、防災関係機関と連携し早期に災害対応体制を確立し、災害の鎮圧及び被害の発生を最小限にとどめるよう努める。

### 第2 情報の収集・連絡体制

災害の通報及び災害に係る情報の収集・伝達系統は、以下のとおりである。



### 第3 災害応急対策

#### 1 救急・救助活動

鉄道事業者及び防災関係機関と連携して救急・救助活動を実施する。

#### 2 医療活動

負傷者の発生状況により必要医療機関の選定及び確保に努める。

#### 3 消火活動

災害の発生に伴い火災が発生した場合、防災関係機関と連携して消火活動を実施する。

#### 4 救援・救護対策

- (1) 必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (2) 被災者の発生状況から必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所の設置又は手配を行う。

#### 5 住民の安全に関する活動

被害の及ぶおそれのある付近住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

#### 6 応援要請

防災関係機関との連携による本市の応急対策活動において、自衛隊等の派遣を必要とする場合には、関係法令及び相互応援協定等に基づき要請する。

### 第4 各鉄道事業者の災害応急対策

#### 【市営交通】

##### 1 本部等の設置及び運営

鉄道災害により、死傷者が多数生じるなど重大事故が発生した場合は、事故対策本部を設置し、被害者の救援及び事故の復旧に努める。

なお、組織は別紙1のとおりである。

##### 2 交通局内及び消防、警察機関等への連絡体制

事故情報の伝達経路は別紙2のとおりである。

##### 3 人命救助・救急対応

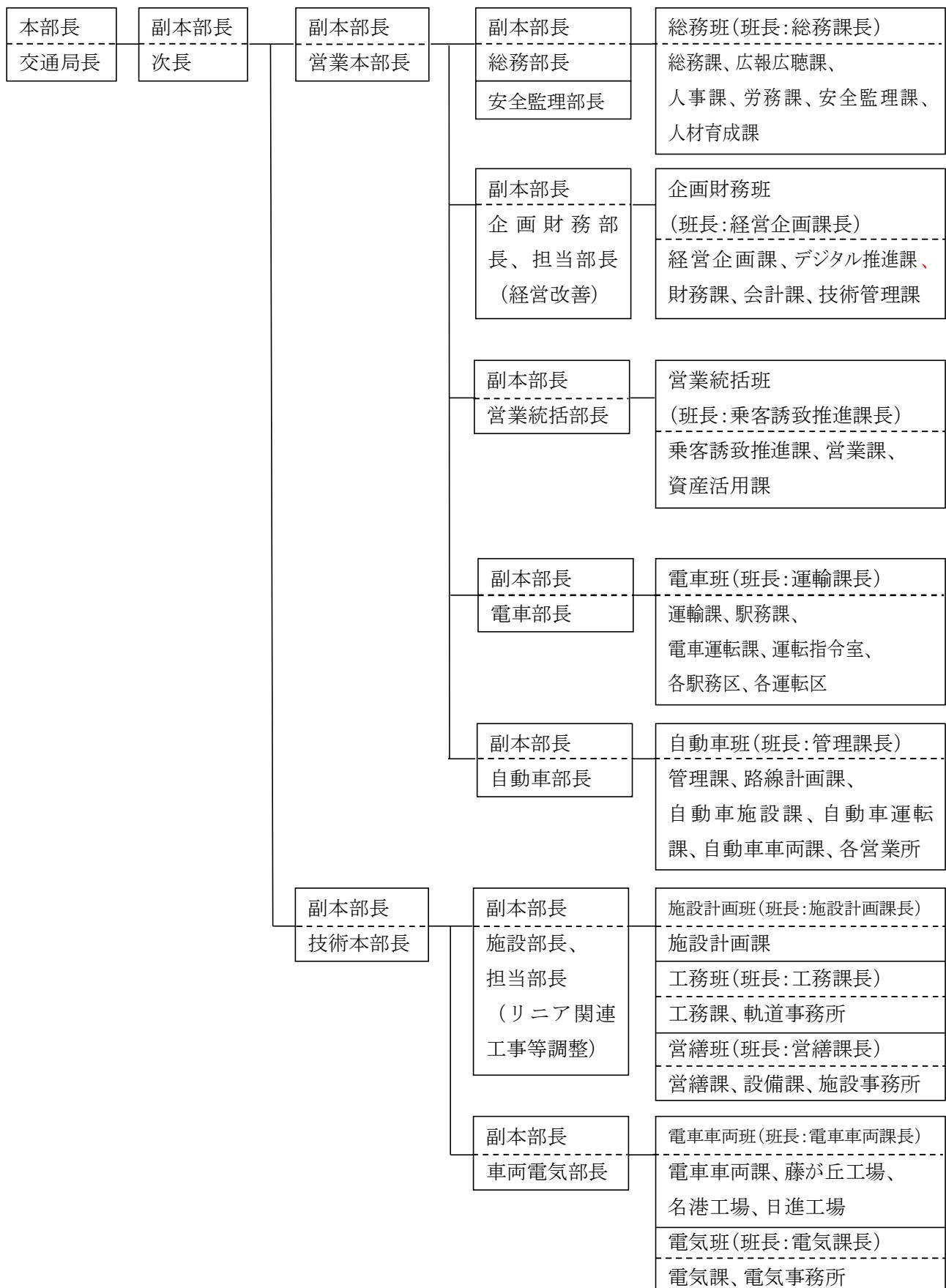
事故対策本部を構成する関係各班により、死傷者に対する救護を行うとともに、救急機関に出動を要請した場合は救護隊の到着場所から事故現場への誘導等を行う。

##### 4 復旧作業体制

事故対策本部を構成する関係各班により、復旧作業を行う。施設計画班、工務班、営繕班、電車車両班及び電気班は、それぞれの所管する線路及び構築物関係施設、建築関係施設、車両関係施設並びに変電・電路・信号・通信関係施設の復旧を行う。また、電気班は、照明・通信関係の応急設備を行う。

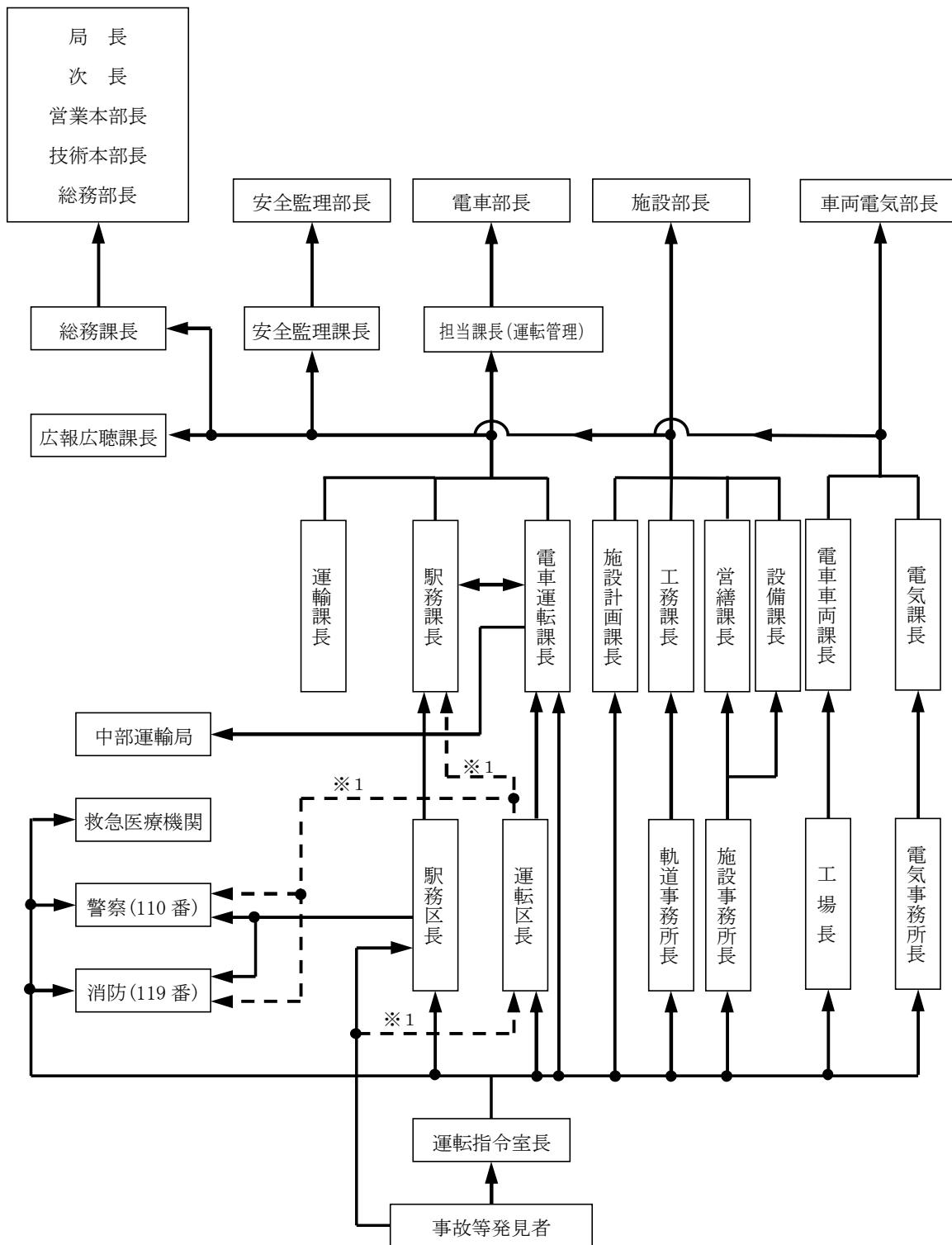
別紙1

◎市営交通の事故対策本部の構成



別紙2

#### ◎市営交通の事故情報の伝達経路



(備考) 「・」は、矢印の方向への分岐を示す。

※1 運転区が所掌する駅における通報系統を示す。

### 【東海旅客鉄道(株)】

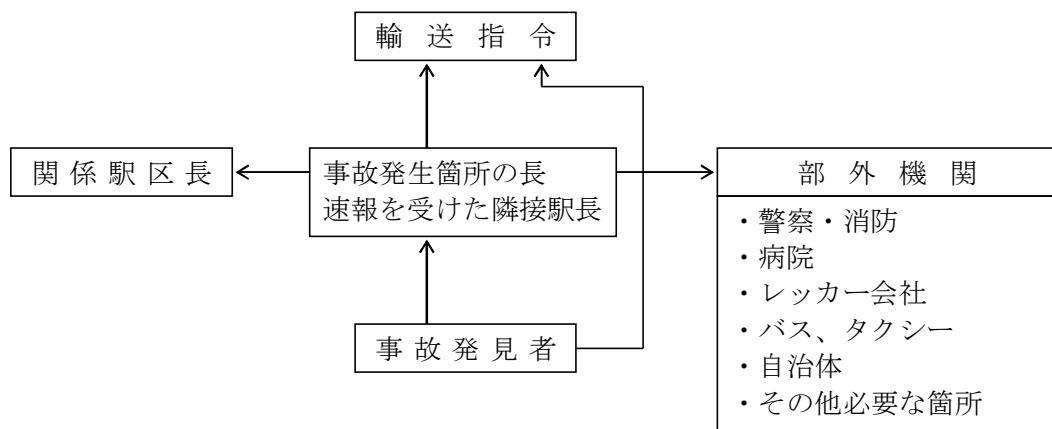
#### 1 本部等の設置及び運営

ア 対策本部及び復旧本部、相互に連絡を密に行うものとし、事故の復旧及び救護に万全を期する。

イ 対策本部は、情報を集中的に把握管理して総合的な判断を行える体制とし、また、復旧本部は、事故の復旧及び救護を行うとともに、現地の復旧にかかる情報を集約し、対策本部に報告できる体制とする。

#### 2 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

事故が発生したときは、発見者は速やかに事故の状況に応じ、臨機の処置をするとともに輸送指令及び最寄りの停車場へ速報し、関係区長に通報する。



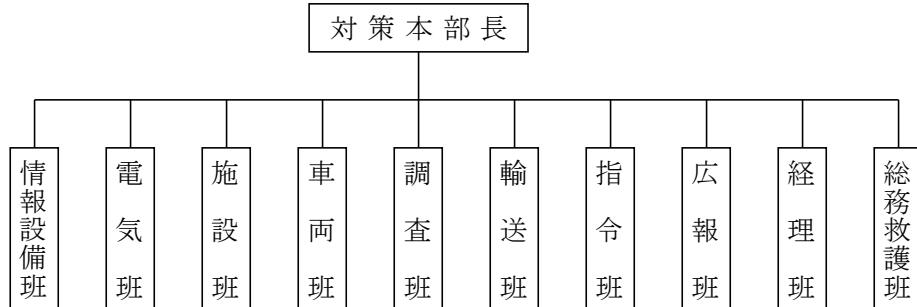
#### 3 人命救助・救急対応

事故の発生又は発生の恐れがある場合は、速やかに救護、救援及び復旧を図るため、現業機関の長は、次の事項について、あらかじめ計画を策定し、訓練を実施する。

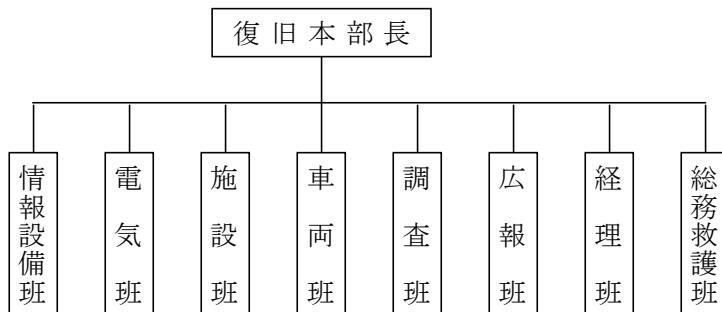
- ・死傷者の救出、救護及び医療機関等関係箇所への連絡
- ・旅客の避難、誘導等

#### 4 対策本部及び復旧本部の体制

##### 対策本部



## 復旧本部



## 【日本貨物鉄道(株)東海支社】

### 1 本部等の設置及び運営

事故復旧対策本部の設置、運営は線路所有会社が行うこととされているが、事故発生時の情報収集、広報、貨物輸送手配等のため当支社対策本部を設置する場合には、支社長が設置する。

### 2 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

事故発生時は、連絡体制表を作成し緊急な対応を図る。また、各現業機関に最寄りの消防署、警察署、病院等への連絡一覧表を作成し、緊急連絡に対応する。

### 3 人命救助、救急対応

災害等の発生に際し、組織的、効率的に救急活動ができるよう救護本部の設置基準を定めている。また、列車に積載した化成品の流出、及びそれに伴う火災発生の際の避難誘導のための化成品貨物異常時応急処理ハンドブックを作成、各駅に配布し、周知している。

### 4 復旧作業体制

事故発生後の復旧作業は、線路を所有する鉄道会社が原則として行うが、要請がある場合は当社員も応援出動し、線路所有会社の指揮下で復旧作業を行う。

なお、名古屋港線（山王信号場～名古屋港駅間 8.0km）については当社東海保全技術センター、愛知機関区（稻沢市所在）において復旧作業を行う。

## 【名古屋鉄道(株)】

### 1 本部等の設置及び運営

事故が発生した場合、状況に応じて対策本部を本社または現場に設置する。

・事故による死傷者が多数生じた場合等、重大事故が発生したときは、本社または現場に対策本部を設ける。

・事故により本線を支障し、事故の復旧を要する場合で、対策本部を設ける必要のないときに、対策本部組織のうち必要な部門で復旧本部を事故現場付近に設ける。

### 2 社内及び消防、警察機関等への連絡体制

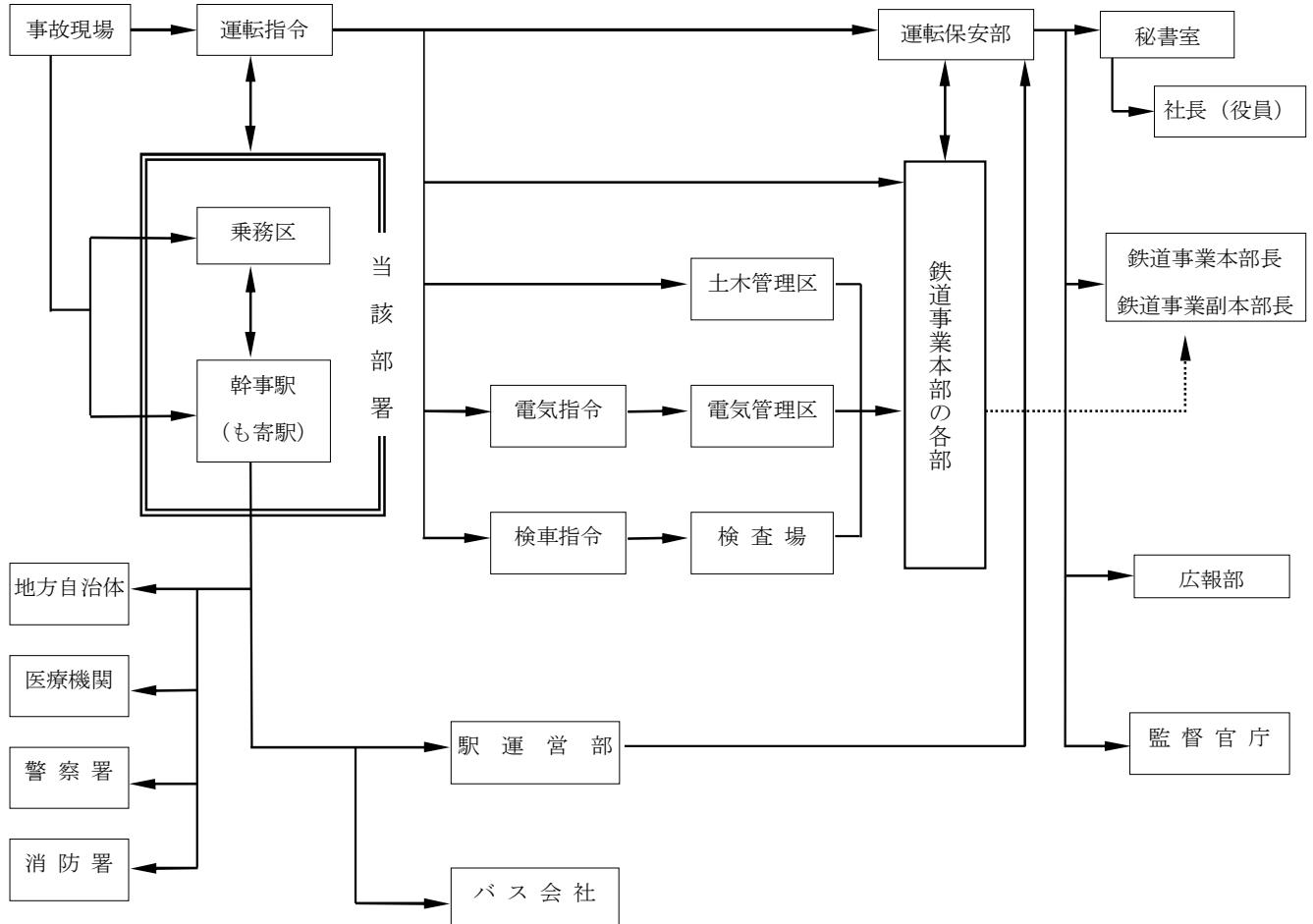
本社の勤務時間内または時間外に応じ、別表1のとおりである。

### 3 人命救助・救急対応 別表2「運転事故対策本部組織」による

### 4 復旧作業体制 別表2「運転事故対策本部組織」による

(別表1)

名古屋鉄道(株)の  
運転事故通報系統

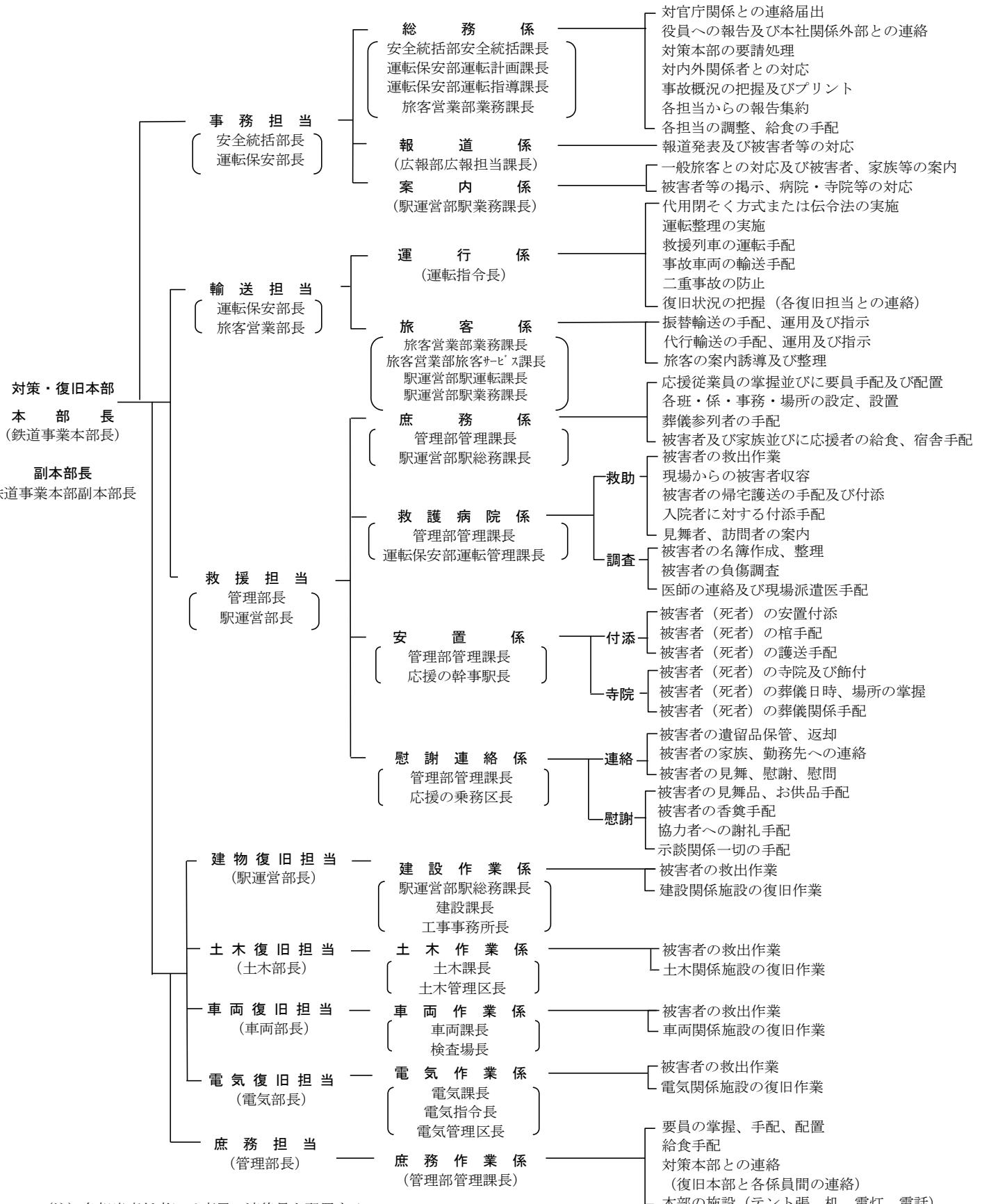


(注) この表のとおり通報することが困難な場合は、順序をかえてもよいから、すみやかに洩れなく通報すること。

(別表2)

名古屋鉄道(株)

運転事故対策本部組織



## 【近畿日本鉄道株式会社】

## 1 本部の設置及び運営

重大な事故が発生した場合における死傷者の救護を迅速に行うとともに、円滑な応急処置と迅速な復旧を図るため、現地対策本部および事故対策本部を設ける。

## 2 事故発生時の処置

事故が発生した場合、発見者（事故の直接関係者を含む）は、次の処置を講じる。

- (1) 事故の拡大防止
  - (2) 死傷者の応急救護
  - (3) 最寄り駅の駅長又は運転指令者への通報

### 3 社内及び消防、警察機関への連絡体制

別表1 「運転事故経路表」による。

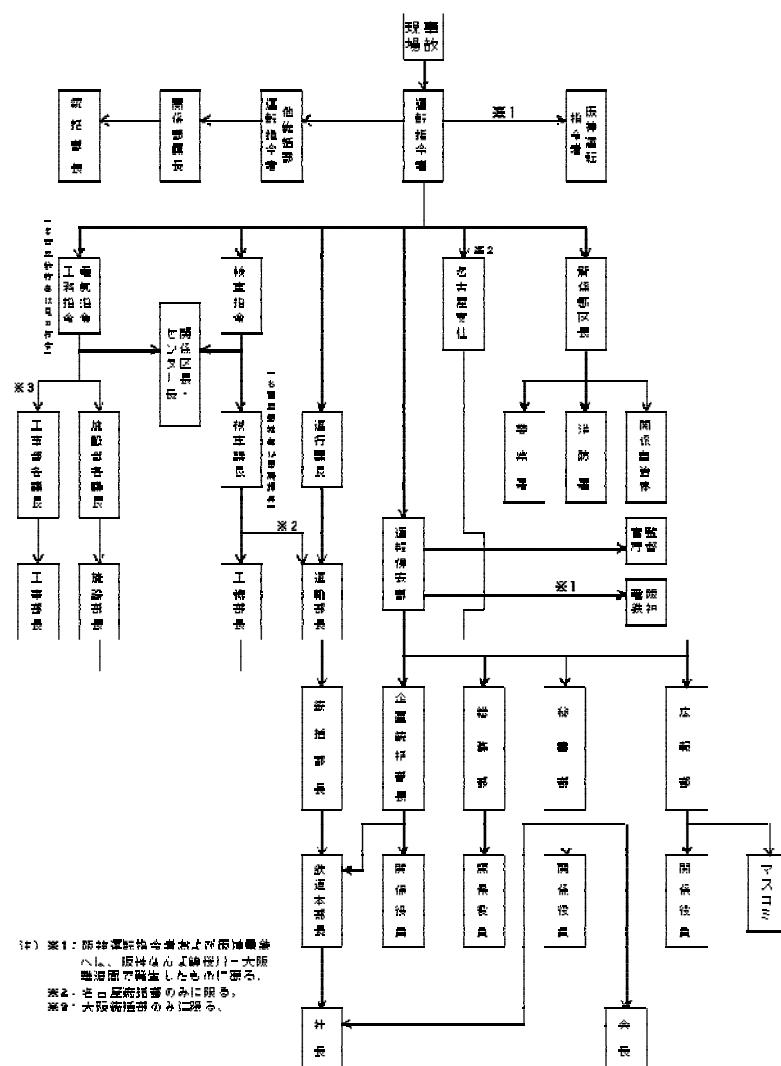
4 人命救助・応急対応

別表2「事故対策本部 組織ならびに分掌事項」による。

## 5 復旧作業体制

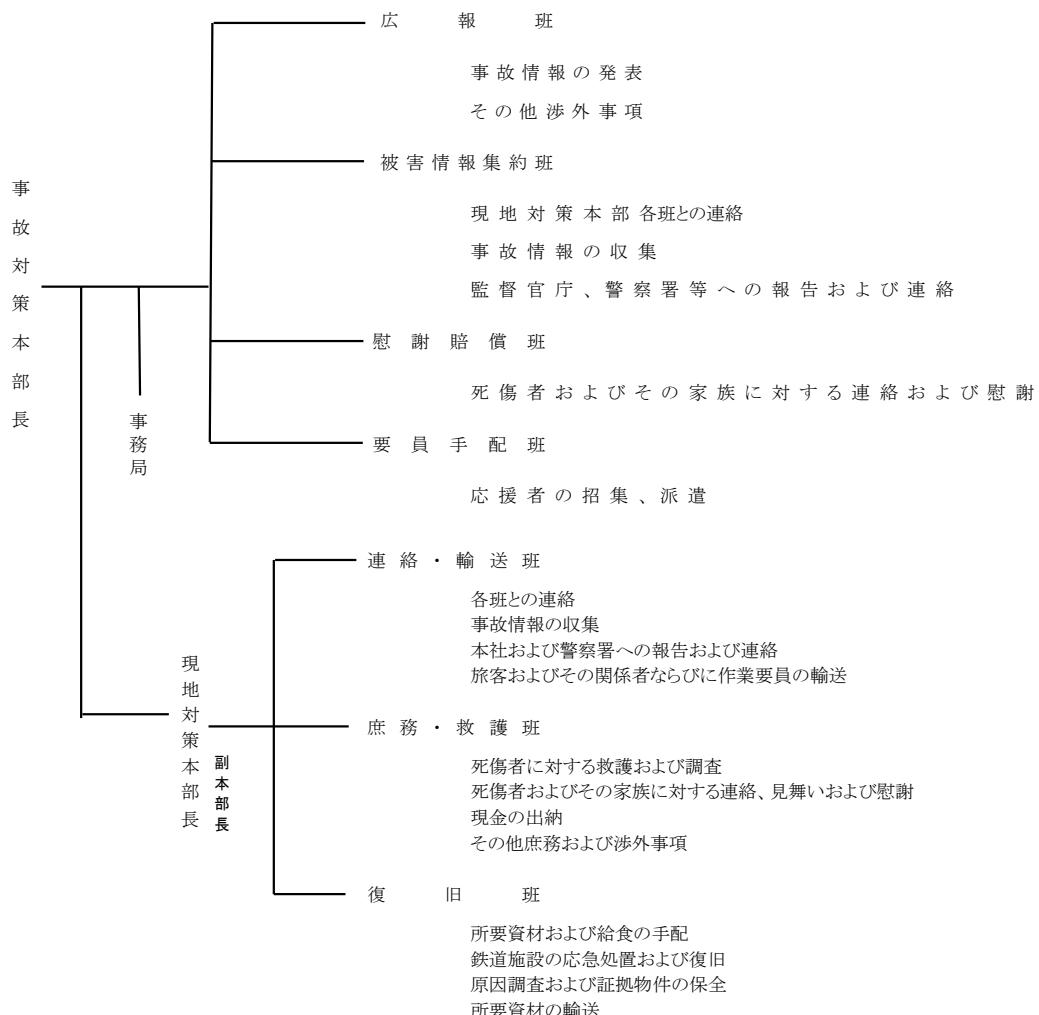
別表2「事故対策本部 組織ならびに分掌事項」による。

別表1 総合評議会（鉄道・動道）



(別表2)

事故対策本部 組織ならびに分掌事項



## 第34節 道路災害対策計画

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定めるものとする。

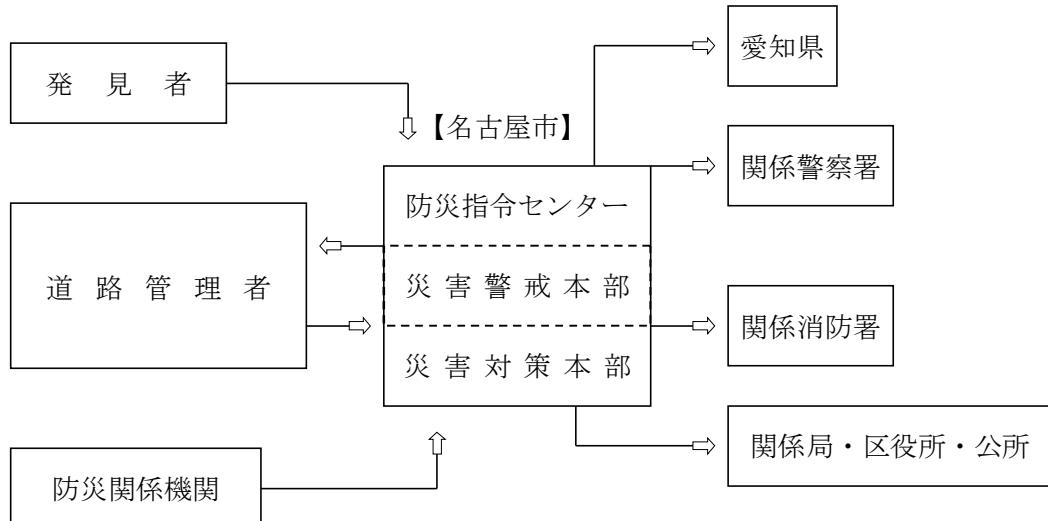
### 第1 体制の確立

災害が発生した場合、防災関係機関と連携し早期に災害対応体制を確立し、災害の鎮圧及び被害の発生を最小限にとどめるよう努める。

### 第2 情報の収集・連絡体制

災害の通報及び災害に係る情報の収集・伝達系統は、以下のとおりである。

また、防災関係機関と連携し、道路パトロールカーによる巡回等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努める。



### 第3 災害応急対策

#### 1 救急・救助活動

道路管理者・防災関係機関と連携して救急・救助活動を実施する。

#### 2 医療活動

負傷者の発生状況により必要医療機関の選定及び確保に努める。

#### 3 消火活動

災害の発生に伴い火災が発生した場合、事前計画等に基づき道路管理者・防災関係機関と連携して消火を実施する。

#### 4 救援・救護対策

- (1) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (2) 被災者の発生状況から必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所の設置又は手配を行う。

#### 5 応援要請

防災関係機関との連携による本市の応急対策活動において、自衛隊等の派遣を必要とする場合には、関係法令及び相互応援協定等に基づき要請する。

#### 6 通行の禁止・立入制限など

- (1) 災害の発生にともない化学物質の漏えいが認められた場合、漏えい物質の特定作業を行うとともに漏えい物質の防除活動を実施し、警戒区域の設定、一般住民の立入制限、退去等を命令するものとする。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

なお、漏えい物質の特定作業が完了するまでの間は、有害危険物質として住民の避難誘導を行うとともに、活動に当たっては、活動に係る安全性を充分に確保するものとする。

- (2) 必要に応じ警察等関係機関と連携し、通行の禁止・制限または迂回路の設定、代替路線指定等の交通規制を実施し、あわせて道路利用者への広報を行う。

#### 7 応急復旧

道路施設（排水施設・擁壁・舗装など）の損傷・損壊の復旧のため、協力会社等への出動を要請し、速やかに復旧を図る。

### 第4 本市以外の道路管理者の災害応急対策

（中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社）

#### 1 情報の収集・連絡

道路パトロールカー等による巡回等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努めるとともに、防災関係機関等との的確な連絡・情報交換を行い、道路の通行止め箇所、通行状況等、被害の状況の把握に努める。

#### 2 情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の状況について、迅速かつ的確な情報を道路利用者に提供するものとする。

#### 3 交通規制の実施

大規模道路災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められた場合は、警察等関係機関と連携し、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、及び情報の提供等を実施する。

#### 4 利用者の安全確保

災害時における利用者の安全を確保するため、警察及び消防機関へ出動要請を行うとともに初期消火を実施し、応急救急活動に努める。

## 5 災害復旧の実施

災害発生後速やかに被害状況、原因等を調査し、復旧のための工法、経費等を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、交通の確保、施設増破の防止等のため、特に必要がある場合には、本復旧工事を実施するものとする。この場合において、被災施設を原形に復旧することが不適当と認められるときは、これに代わるべき必要な施設を設けて改良復旧を行うものとし、再度災害の防止を図る。

## 第35節 不発弾処理対策計画

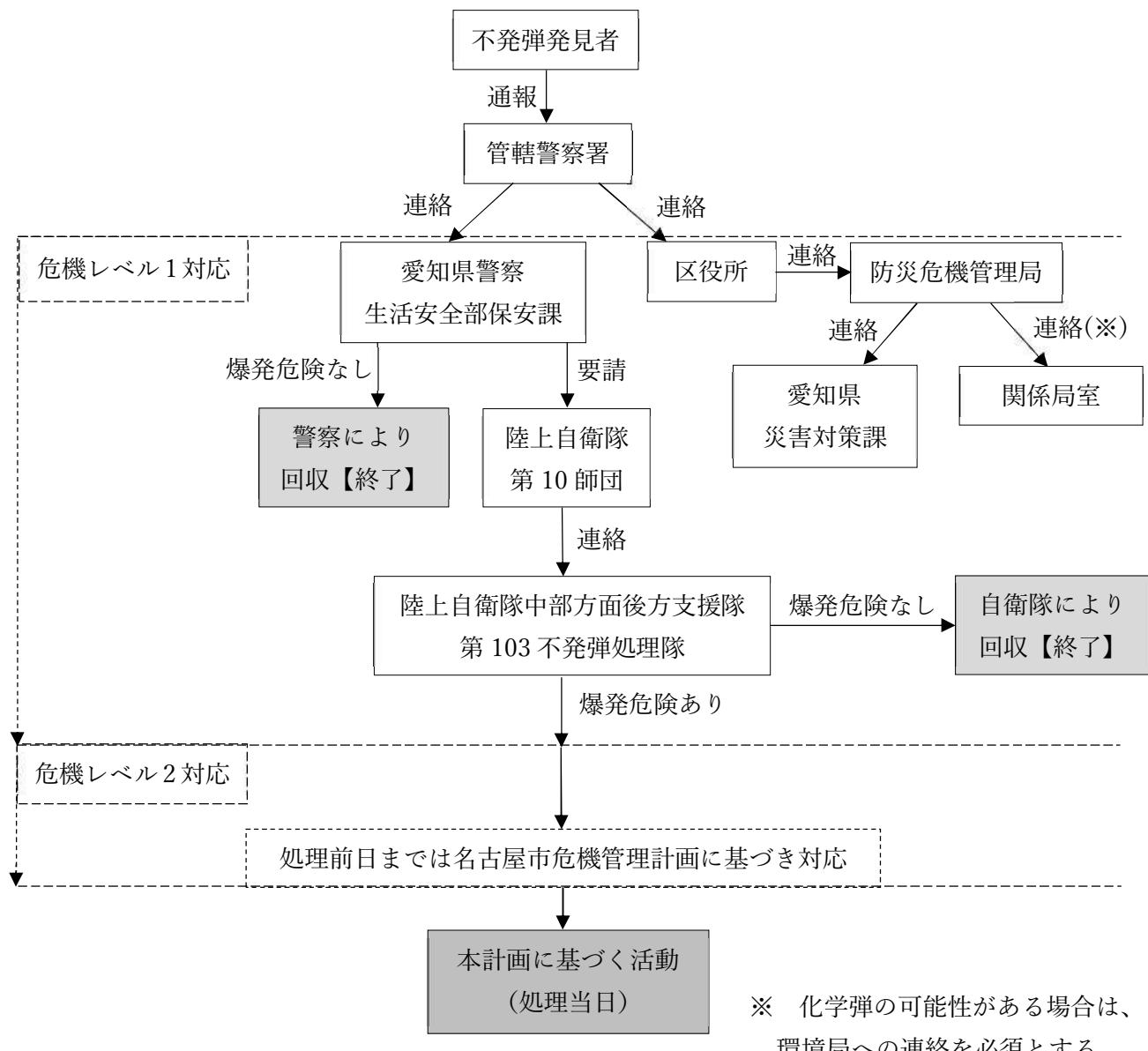
市域において発掘又は発見された不発弾の処理に際しては、爆発等により被害が発生し、又は発生するおそれがある。このため、付近住民の生命、身体及び財産に対する危害を防止するための必要な措置について定めるものとする。

なお、不発弾処理については、本計画に定めるものの他、名古屋市危機管理計画によるものとする。

### 第1 不発弾発見時の初動活動

#### 1 初動活動

不発弾発見時における初動活動は名古屋市危機管理計画に基づき対応するが、おおむね次の図のとおりである。



## 2 危機管理体制

不発弾発見以降の危機管理体制については、名古屋市危機管理計画に基づき、以下の本部を設置する。

### (1) 危機管理対策本部（処理前日まで）

#### ア 危機管理対策本部による対応

不発弾の発見に伴い、相当の社会的影響があり、全市又は複数の局室区による対応が必要となることから、名古屋市として的確な対応をするため、名古屋市危機管理計画に定める危機レベル2として危機管理対策本部において対応する。

#### イ 現地対策本部

##### (ア) 現地対策本部の設置

不発弾発見現場において指揮、迅速な対応及び関係機関との調整が必要になることから、該当区に現地対策本部を設置する。

##### (イ) 現地対策本部の体制

a 現地対策本部長は、原則区長とする。ただし、危機管理を担任する副市長（以下「担任副本部長」という。）が別に指名する場合は、指名された者とする。

b 現地対策本部長は、現地対策本部の組織を編成し、現地対策本部の事務を統括し、現地対策本部の職員を指揮監督する。

c 現地対策本部長が、現地対策本部を運営するにあたって関係局室区の協力等が必要であると認める場合、担任副本部長に対応を要請するものとする。

##### (ウ) 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、原則区役所庁舎内とする。ただし、現地対策本部長が必要であると判断した場合は、安全かつ処理現場に近い場所で、全体の統括に適した公共施設に設置することができる。

### (2) 不発弾処理合同対策本部

#### ア 不発弾処理合同対策本部の設置

不発弾の処理を実施するにあたり、関係機関との調整及び全体の統括が必要となることから、各関係機関等を構成員とする不発弾処理合同対策本部を設置する。設置後は、不発弾処理合同対策本部を通じて各種情報の収集・整理・管理及び伝達等の総合調整を行う。ただし、不発弾発見現場を管理する行政機関があるときは、相互に協議のうえ設置する。

#### イ 不発弾処理合同対策本部の体制（本市が設置する場合）

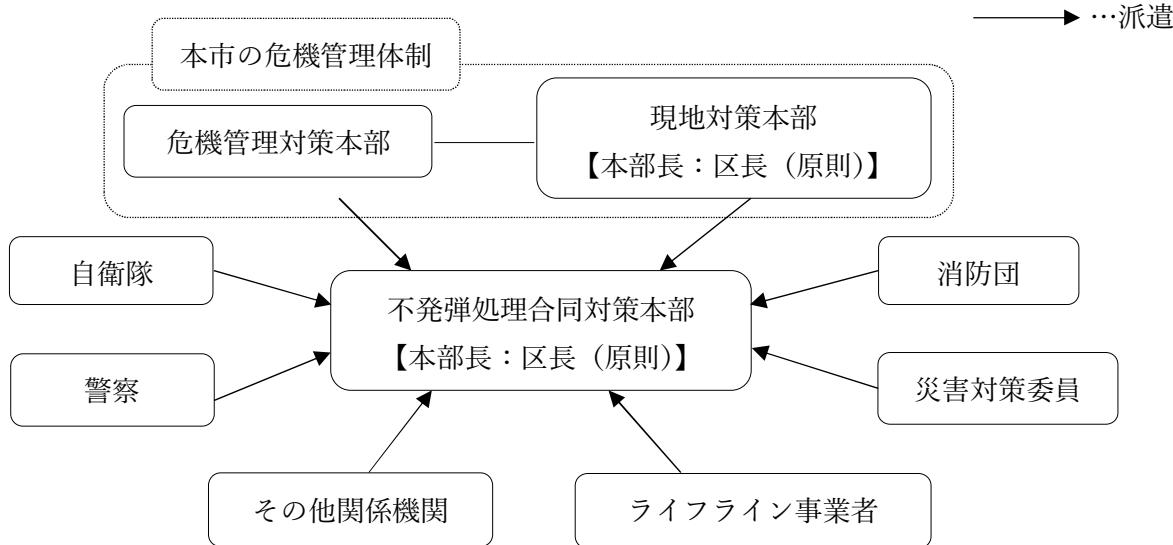
(ア) 不発弾処理合同対策本部長は、原則現地対策本部を設置している区（避難対象区が複数あり、現地対策本部を複数設置する場合は不発弾が発見された区）の区長とする。

(イ) 不発弾処理合同対策本部は、該当区及び本市関係部局の他、自衛隊、警察、消防団、ライフライン事業者及び災害対策委員等、不発弾処理当日において活動に携わる関係機関を中心に構成する。

#### ウ 不発弾処理合同対策本部の設置場所（本市が設置する場合）

不発弾処理合同対策本部の設置場所は、原則区役所庁舎内とする。ただし、不発弾処理合同対策本部長が必要であると判断した場合は、安全かつ処理現場に近い場所で、全体の統括に適した公共施設に設置することができる。

(イメージ図)



### 3 実施すべき応急対策活動等

不発弾現地処理の必要性の確認時点から処理当日までに実施すべき主な応急対策活動等の流れは次のとおりである。

| 区分    | 処理前日まで<br>(名古屋市危機管理計画に基づく対応) | 処理当日<br>(本計画に基づく活動)      |
|-------|------------------------------|--------------------------|
| 全体調整  | 不発弾処理日の調整・決定                 |                          |
|       | 避難対象区域の調整・決定                 |                          |
|       | 各種影響範囲及び関係機関の洗い出し            |                          |
|       | 不発弾合同対策本部全体会議の開催             |                          |
| 不発弾処理 | 信管保護（自衛隊により実施）               | 信管除去又は爆破処理<br>(自衛隊により実施) |
|       |                              | 不発弾及び信管の運搬<br>(自衛隊により実施) |
|       | 現場立入禁止措置（24時間有人警備）※          | →→                       |
|       | 防護措置及び処理に必要な資器材の準備※          | →→                       |
|       | 自衛隊との協定締結                    |                          |
| 情報報   | 発見現場の状況、初動対応状況等の情報の収集・伝達     | 不発弾処理状況の情報の収集・伝達         |
|       | 関係機関による対応状況等の情報の収集・伝達        | 関係機関による活動状況等の情報の収集・伝達    |
| 広報    | SNS、ホームページ等による各種広報           | →→                       |
|       | 報道機関への情報提供による各種広報            | →→                       |
|       | 住民へのチラシ等配付による各種広報            |                          |
|       | 住民への説明会等の実施                  |                          |
|       | 広報車による各種広報                   | 広報車、同報無線による各種広報          |

|      |                            |   |
|------|----------------------------|---|
| 避 難  | 警戒区域設定に係る調整                | 警戒区域の設定                                 |
|      | 避難対象者数等の把握                 |   |
|      | 避難場所の選定・確保                 | 避難場所の開設・運営                              |
| 要配慮者 | 避難対象となる要配慮者数の把握            |   |
|      | 避難に支援が必要な自力避難困難者の把握        | 自力避難困難者への避難支援(移送含む)<br>重度の要介護者の施設への緊急入所 |
|      | 要配慮者向け避難場所の選定・確保           | 要配慮者向け避難場所の開設・運営                        |
| 消防活動 | 警戒区域に係る防火警備計画の策定           | 警戒区域に係る防火警備計画の実施                        |
|      | 消防団との連絡調整及び出動要請            | →→                                      |
|      |                            | 救急救助態勢の確立                               |
| 交通対策 | 現場周辺の交通規制(う回、通行止め)         | →→                                      |
|      | 警戒区域設定を考慮した交通規制の事前広報       | 交通規制(う回、通行止め)及び規制状況の広報                  |
|      | 警戒区域設定を考慮した公共交通機関の運休等の事前広報 | 公共交通機関の運休等の対応及び運行状況の広報                  |

※ 発見現場を所管(施設管理、工事管理等)する行政機関がある場合は、該当公的機関により実施する。私有地等で所管する行政機関が存在しない場合は、関係者と協議により実施する。

## 第2 不発弾処理当日の活動体制

### 1 体制の確立

不発弾処理の当日における名古屋市の防災活動体制及び配備種別は、次のとおりとする。

#### (1) 防災活動体制

不発弾処理の実施に伴い社会的・経済的な影響が引き起こされ、又は被害が発生する可能性があり、適切な応急対策活動を展開する必要があることから、防災活動体制を非常体制とし、名古屋市災害対策本部を設置する。

#### (2) 配備種別

非常配備の種別については、「第1節 初動活動体制」第1及び第2の規定によらず、その都度定める。

### 2 動員計画

#### (1) 動員の対象

動員が必要な各部・区本部は不発弾処理当日までに動員の対象、人数等を決定するものとする。

#### (2) 配備時間

各部・区本部の配備開始及び終了時間は、活動内容及び活動状況に応じて配備対象部・区本部で判断するものとする。

## 第3 災害対策本部の設置及び運営

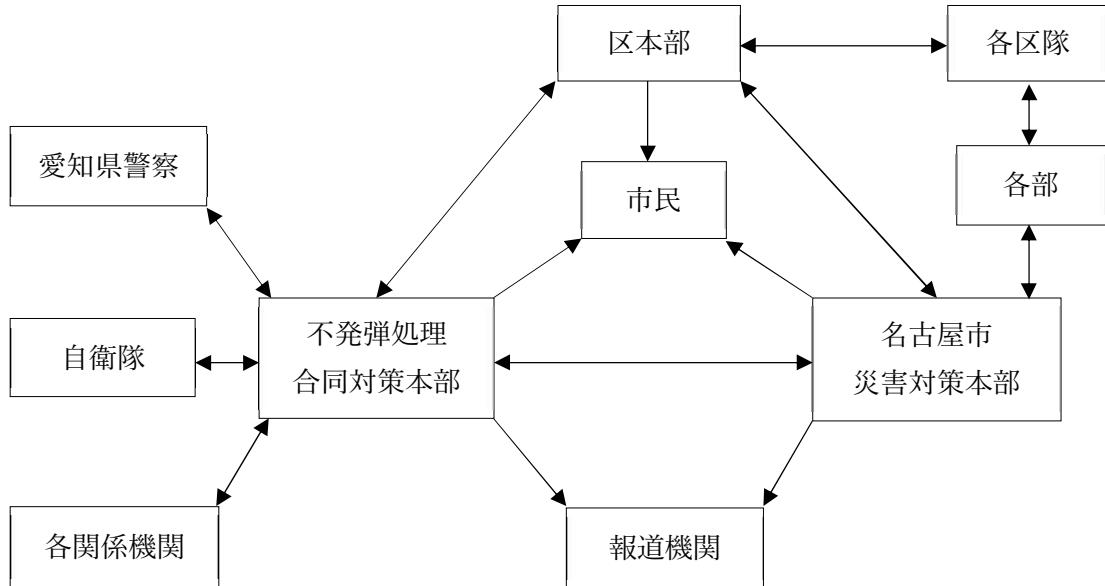
災害対策本部の設置及び運営は、「第3節 災害対策本部の設置及び運営」に定めるところによ

る。ただし、不発弾処理における配備種別・動員の特殊性から各チームは設置しない。

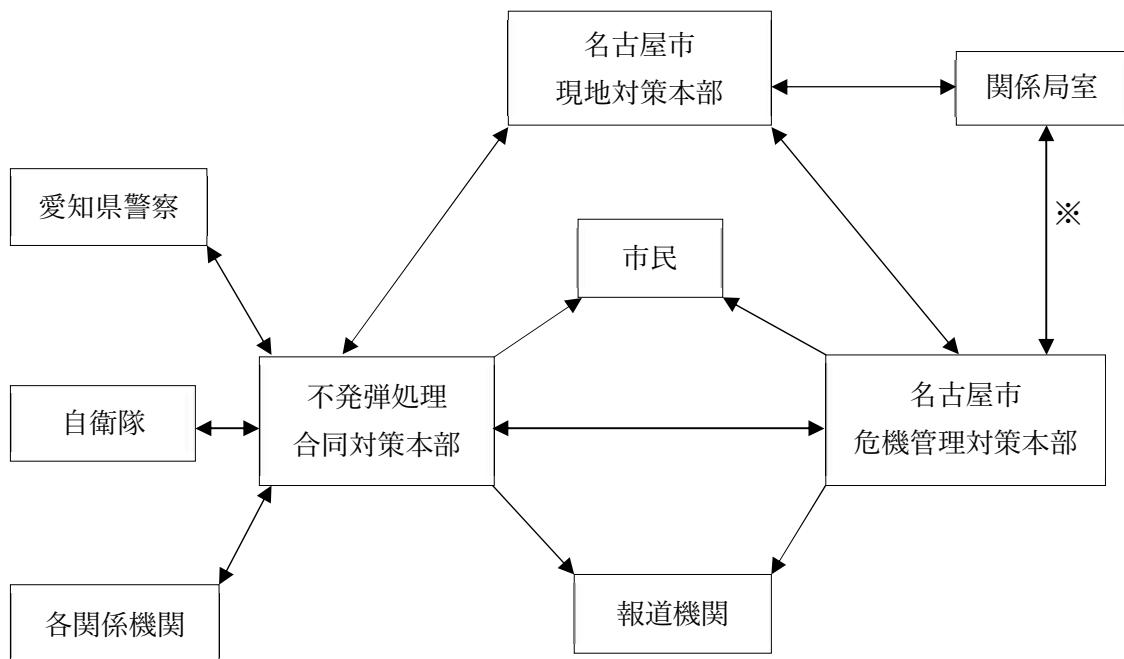
## 第4 情報連絡活動

不発弾発見後、自衛隊により現地で不発弾を処理する必要があると判断された場合は、「第1 不発弾発見時の初動活動」2(2) のとおり不発弾処理合同対策本部を設置し、不発弾処理合同対策本部を通じて各種情報の収集・整理・管理及び伝達等の総合調整を行う。

## 1 情報連絡体制図（処理当日）



### 《参考》 处理前日までの情報連絡体制



※ 関係局室への情報提供は、危機管理対策本部  
危機管理幹事会等を通じて行う。

## 2 情報の収集・伝達

### (1) 各情報の区分及び収集担当

各情報の収集・伝達は、原則として、次表の区分に基づき各担当部が行う。ただし、区本部は、担当する情報のほか、各部が収集する区内の各情報を総合的に把握する。

| 情報の区分    | 情報の内容                               | 担当部              |
|----------|-------------------------------------|------------------|
| 不発弾処理情報  | 不発弾処理の実施状況                          | 区本部              |
| 避難関係情報   | 避難場所及び救護所の開設状況、住民避難状況、避難場所への避難状況    | 区本部              |
| 土木関係情報   | 道路、橋梁、河川、排水路、ポンプ施設、ため池              | 緑政土木部            |
| 教育関係情報   | 市立学校等、社会教育施設、文化財施設                  | 学校部              |
| 民生関係情報   | 社会福祉施設                              | 健康福祉部<br>子ども青少年部 |
| 市営住宅関係情報 | 市営住宅、附帯施設                           | 住宅都市部            |
| 水道関係情報   | 水道施設、工業用水道施設                        | 上下水道部            |
| 下水道関係情報  | 下水道施設                               | 上下水道部            |
| 交通関係情報   | 市バス、地下鉄関係                           | 交通部              |
| 公園関係情報   | 公園、街路樹、街園                           | 緑政土木部            |
| 危険物関係情報  | 危険物施設                               | 消防部              |
| 商工業関係情報  | 商工業施設、工業原材料、商品、生産機械器具、観光施設等         | 経済部<br>観光文化交流部   |
| 農業関係情報   | 農地、農業用施設、農作物、畜産物等                   | 緑政土木部            |
| その他の情報   | 上記以外の所管施設                           | 所管部              |
|          | 電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設、公共交通施設（交通部担当除く） | 本部室事務局           |
|          | その他必要と認める情報                         | 区本部              |

### (2) 情報の伝達方法

- ア 加入電話
- イ 庁内電話
- ウ 無線
- エ 電子メール
- オ ファクシミリ
- カ その他必要と認める方法

## 第5 広報・広聴活動

不発弾処理当日の広報・広聴活動は以下のとおりとする。

### 1 広報事項

- (1) 不発弾の処理に関するここと
- (2) 警戒区域の設定に関するここと
- (3) 避難に関するここと

- (4) 交通規制に関すること
- (5) 交通機関の運行に関すること（影響がある場合）
- (6) その他必要と認める事項

## 2 広報の方法

### (1) 広報車、同報無線等による広報

区本部及び関係部は、広報車、同報無線等を利用して、必要な地域へ広報を実施する。

### (2) 報道機関との連携（報道機関への情報提供等）

ア 不発弾処理合同対策本部において処理状況等の情報提供を行う。

イ 不発弾処理合同対策本部及び本部室事務局は、不発弾に関する情報を報道機関に発表する。

### (3) 市公式ウェブサイトによる広報

本部室事務局は、市公式ウェブサイトを活用し、不発弾に関する情報の広報を行う。

### (4) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の活用

本部室事務局は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を活用し、不発弾に関する情報の広報を行う。

### (5) 電子メール（きずなネット防災情報）の活用

本部室事務局は、中部電力株式会社が運営する登録型メール配信サービス「きずなネット防災情報」を活用して広報事項の配信を行う。

### (6) その他必要と認める方法

災害の状況に応じて、その他必要と認める方法がある場合は、その方法を活用し不発弾に関する情報の広報を行う。

## 3 要配慮者への広報

### (1) 障害者

聴覚障害者に対しては、市公式ウェブサイト等により情報提供を行い、視覚障害者に対しては、広報車、同報無線等を用いて情報提供を行う。その他、障害者に対して合理的配慮の提供に留意する。

### (2) 外国人

外国人への情報提供は、観光文化交流部が（公財）名古屋国際センターの協力を得て行うこととする。

## 4 広聴活動

名古屋おしえてダイヤル等を活用し、不発弾に関する広聴活動を実施する。また、区本部において相談窓口を設置する等の広聴活動を実施する。

## 第6 警戒区域の設定

自衛隊が不発弾の処理を行う際は、爆発等の危険性を考慮し、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を次の要領で設定するものとする。

- 1 名古屋市は、自衛隊による技術的助言を踏まえ、警戒区域の範囲を決定する。
- 2 市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 3 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、区本部及び各区隊が連携し、警察官等の協力を得て実施する。
- 4 警戒区域の設定については、事前の広報を行うとともに、設定時には市公式ウェブサイトによ

り広報を実施する。

## 第7 避難対策

不発弾を処理する際の警戒区域の設定に伴い、当該区域内の住民等を区域外へ退去（区域外であれば場所や行動を問わない）させる際には、次のように対応する。

### 1 避難場所の開設及び運営

#### (1) 避難場所の取扱い

市が開設する避難場所については、発生するおそれがある災害（不発弾処理に伴う爆発等による危害）から逃れるための指定緊急避難場所としての側面を持つものの、事象の緊急性及び指定緊急避難場所が災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設を指定するものであるという観点から指定緊急避難場所としてはそぐわない部分がある。

そのため、区域外退去した（区域内に戻れない）住民等を必要な間滞在させるという避難場所の目的から、指定避難所として取り扱うものとする。

なお、避難生活に必要な食料、飲料水、日用品、マスク等の衛生用品等は避難者各自で用意することを基本とする。ただし、避難が長期にわたり、かつ避難者による調達が困難な場合など、やむを得ない場合は、区本部の判断により、指定避難所の備蓄物資等を配布する。

#### (2) 避難場所の事前選定

区は、事前に警戒区域外の近隣施設から避難場所を選定し、施設管理者と協議の上、決定する。

なお、選定した避難場所の福祉避難スペース等により対応できない要配慮者がいる場合、関係部及び施設管理者と協議の上、当該要配慮者向け避難場所（福祉避難所等）を選定する。

#### (3) 避難場所の開設・運営

ア 区本部長は、警戒区域設定開始時間を考慮し、避難場所を開設する。

イ 区本部長は、避難場所の運営について施設管理者と協議し、区本部から所要の人数の職員を当該避難場所へ派遣し、避難場所の運営を行う。

### 2 区域外退去の呼びかけ

区本部長は、自衛隊による不発弾処理並びに警戒区域設定開始時間及び交通規制開始時間を考慮し、住民等に区域外退去の呼びかけを行う。

### 3 避難誘導及び移送

(1) 避難誘導は、区本部員、各区隊員、消防団及び警察官等が連携し実施するものとする。

(2) 住民等が自力で避難できない場合は、必要に応じて車両等により住民等を移送する。

### 4 伝達手段

避難に係る情報の伝達は以下の方法により行う。

(1) 区本部、区隊の広報車等による広報

(2) 消防団による広報

(3) 避難対象区域への事前チラシ配付による広報

(4) 同報無線（音声）による広報

(5) 市公式ウェブサイトによる広報

(6) 電子メール（きずなネット防災情報）

(7) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

(8) その他区本部にて必要と判断した方法

## 5 避難状況等の報告

区本部は、避難場所別に避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について取りまとめ、不発弾処理合同対策本部へ報告する。

## 6 避難場所の閉鎖

不発弾処理が完了し、警戒区域を解除した場合は、避難場所を閉鎖する。

## 第8 要配慮者支援

不発弾処理に係る要配慮者支援については、災害の特性上、事前の準備及び対策が可能であることから、要配慮者個々の実態及びニーズを的確に把握し、要配慮者に配慮した避難対策を実施する必要がある。

### 1 担当部

| 担当部     | 分担任務   |
|---------|--|
| 健康福祉部   | 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の統括及び実施に関すること<br>2 要配慮者の避難行動の事前確認の統括及び実施に関すること<br>3 要配慮者に対する福祉的支援の統括に関すること |
| 観光文化交流部 | 1 外国人の支援に関すること   |
| 子ども青少年部 | 1 小児慢性特定疾病児童に係る避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関すること  |
| 区本部     | 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること<br>2 要配慮者の避難行動の事前確認の実施に関すること<br>3 要配慮者に対する福祉的支援の実施に関すること         |

なお、その他各部にあっては、常に要配慮者に配慮してそれぞれの分担任務を実施する。

また、任務の実施にあたっては、災害救助地区本部、民生委員・児童委員、障害者団体、外国公館、外国人関係団体、(公財)名古屋国際センター及びボランティア団体等に協力を求めるとともに、その自主的な活動を積極的に支援する。

### 2 避難行動の事前確認

(1) 区本部は、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に、不発弾処理当日の避難行動を事前に確認し、避難場所への収容等適切な措置をとる。

なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部要配慮者班に応援を要請する。

(2) 区本部は避難行動の事前確認の結果を健康福祉部要配慮者班に報告する。

### 3 避難生活の確保

#### (1) 避難場所における生活の確保

要配慮者の避難行動の事前確認に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。

ア 福祉環境整備が行われていない避難場所には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロープを設置し段差解消を図る。

イ 寝たきりの高齢者、介護が必要な要配慮者に対し、保健師、ホームヘルパーやガイドヘル

パー等を派遣する。

- ウ 避難場所内での情報伝達等にあたっては、掲示の併用などに努めることとする。
- エ 防寒・避暑等の乳幼児及び妊産婦の心身に配慮した環境づくりや授乳室・おむつ替えの場所の確保に努める。
- オ その他、避難場所の管理運営にあたって要配慮者に配慮した対応を取るよう働きかけるとともに、要配慮者からの求めに応じて合理的配慮を行うための支援を実施する。

## (2) 緊急援護の実施

要配慮者の避難行動の事前確認に基づき、区本部は健康福祉部要配慮者班及び健康増進班との緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。

- ア 区本部は既存の社会福祉施設等のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を要配慮者向け避難場所として活用し、通常の避難場所では避難生活が困難な要配慮者を必要に応じ福祉タクシー搬送を利用するなどして避難させる。

要配慮者向け避難場所では、必要に応じてヘルパー等の派遣や訪問看護を実施する。

- イ 特別養護老人ホーム等の施設においては、定員とは別に、施設の機能が維持できる範囲内で可能な限り要配慮者の受入を行う。

## 第9 消防活動

消防は、不発弾処理に伴う警戒区域の設定に係る避難誘導及び防火警備、また周辺地域の救急救助態勢を確立し、住民の安全確保と被害の軽減を図るものとする。

### 1 体制の確立

#### (1) 連絡体制の確立

消防は、不発弾処理合同対策本部、防災指令センター及び消防署との連絡体制を確保する。

#### (2) 消防部隊の編制

当務員に併せて、非常参集者、毎日勤務者等により、消防部隊の編制を行う。

#### (3) 情報収集体制の確立

- ア 消防隊本部室は、不発弾処理合同対策本部に職員を派遣し、不発弾処理の進捗情報等を収集する。

イ 防災指令センターは、高所監視カメラにて監視を行うものとする。

### 2 消防活動要領

#### (1) 消防部隊の活動

不発弾処理に伴い、警戒区域を設定し立入禁止区域を設けることから消防部隊の活動に関しては、次のとおり行う。

- ア 防災指令センターは、警戒区域内において災害が発生した場合、不発弾処理合同対策本部との連絡調整を加入電話で行うとともに、警戒区域内への消防部隊の進入統制等を消防無線（消防波及び救急波）で行う。

イ 警戒区域内の災害に出動した消防部隊は、防災指令センターから区域内への進入許可が出るまで配置署所等から最寄りの地点において待機する。

- ウ 当該災害が事案集結し、消防部隊が警戒区域から退出した際には、防災指令センターへ連絡する。

#### (2) 避難の支援活動

消防は、警戒区域の設定により必要となる住民の避難について、災害対策本部及び区本部と

の密接な連絡調整を行い、避難の支援を実施する。この場合、消防は、避難の支援活動、特に避難誘導に対応できる消防職員、団員の実態の情報提供に配慮する。

## 第10 交通対策

不発弾処理により生じる交通対策について次のように定める。

### 1 交通規制等の実施

道路管理者及び公安委員会（県警察）は、不発弾処理合同対策本部と協議のうえ、不発弾処理における道路、橋梁等の交通施設の通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。また、警戒区域の設定により影響のある公共交通機関については、運行停止、う回路の設定及び情報の提供を実施する。

### 2 交通規制等の広報

交通規制を実施する時は、「第5 広報・広聴活動」の2を参照し、必要な方法にて市民に対し広報を実施し、周知徹底を図るものとする。

### 3 交通規制等の解除

交通規制の解除は、警戒区域の解除後、不発弾処理合同対策本部と協議のうえ実施する。

## 第11 区の災害応急対策

不発弾処理の対応にあたる区本部は、区内の被害を最小限に抑えるとともに、住民の不安・動搖の鎮静、人心の安定を図るため、区本部が中心となり、災害対応に従事する。また、不発弾処理合同対策本部の事務局として名古屋市災害対策本部と連携して関係機関等との総合調整を行う。

## 第12 市外で不発弾等が発見された場合の対応

### 1 近隣の市町村で不発弾が発見された場合

近隣の市町村で不発弾が発見され、処理に伴う避難対象区域が本市に及ぶ場合は、本計画を準用する。

### 2 海上で不発魚雷等が発見された場合

海上における機雷その他の火薬類の除去および処理については、自衛隊法第84条の2に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及ぶため避難が必要である場合は、本計画を準用する。

## 第36節 金融対策計画

東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県は、災害時の市民生活の安定を図るため、民間金融機関等に対して適切な措置を講ずるよう要請する等、迅速かつ適切に金融上の措置をとる。

### 第1 対策

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連携をとりつつ、民間金融機関等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を講ずるよう要請するものとし、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、愛知県は、関係機関と密接な連携を取りつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

なお、名古屋市にあっては、関係各部又は関係各局が必要な金融措置を講ずるものとする。

- 1 金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保については必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講ずる。
- 2 機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

#### (1) 預金取扱金融機関への措置

##### ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

##### イ 預金の払戻及び中途解約に関する措置

(ア) 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預金者等については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預金払戻の利便を図ること。

(イ) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置

##### ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

##### エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

#### (2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

##### ア 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

イ 保険金の支払及び保険料の振込猶予に関する措置

保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 電子債権記録機関への措置

ア 取引停止処分、休日営業等に関する措置

- ・ 電子債権記録機関において、災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

イ 営業停止等における対応に関する措置

- ・ 電子債権記録機関において、営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(4) 証券会社への措置

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底

オ その他、顧客への対応について十分配意すること。

3 損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

4 国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。

5 国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。